

令和6年第1回市議会（定例会）

外部監査人報告綴

堺市



外部監査人報告第 1 号

令和 6 年 1 月 30 日

堺市議会議長 的場 慎一 様

包括外部監査人 田上 智子

## 包括外部監査結果報告

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づき監査を執行したので、同条第 5 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。



包 括 外 部 監 查 結 果 報 告 書



第1	包括外部監査の概要	7
1	外部監査の種類	7
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	7
3	監査テーマの選定理由	7
4	監査対象年度	8
5	監査対象契約	8
6	監査対象部局	9
7	監査の視点	9
	(1) 包括外部監査における基本的視点	9
	(2) 監査に当たり特に意識した点	9
8	監査のスケジュールと主な監査手続等	10
	(1) 監査のスケジュール	10
	(2) 主な監査手続等	11
9	補助者	20
10	利害関係の有無	20
11	指摘・意見・要望の書き分け等	20
第2	委託契約に関する事務の概要	22
1	委託契約の定義と民間委託の意義等	22
	(1) 委託契約の定義	22
	(2) 民間委託の意義ないし理由等	22
2	契約締結及び支出の一般的手順	23
	(1) 契約に関する予算の確定	23
	(2) 契約の相手方の選定・契約締結	23
	(3) 契約の履行・監督検査	23
	(4) 支出命令及び支出	23
3	契約締結方法	24
	(1) 契約締結方法	24
	(2) 予定価格	24
	(3) 一般競争入札	24
	(4) 指名競争入札	28
	(5) 随意契約	29
	(6) プロポーザル方式	32
	(7) 相手方選定方法別の利点と欠点等	33
4	契約事務の流れについて	34
	(1) フロー図	34
	(2) 各フローの説明	36
5	契約等に関する規律（予算等との関係）	47
	(1) 予算	47
	(2) 継続費及び債務負担行為	48
	(3) 長期継続契約	48
6	堺市の委託契約にかかる組織体制等	49
	(1) 財政局契約部調達課	49
	(2) 上下水道局サービス推進部事業サポート課	50
7	堺市における委託契約事務に関連する例規等	50
8	堺市における委託契約の全体像	52
	(1) 堺市における歳出総額に占める委託費の割合	52
	(2) 業務委託契約における契約手法別の統計	54

第3	監査対象契約及び契約所管部局課の一覧等と契約抽出方針	56
1	抽出方法	56
2	監査対象契約の抽出に当たって採用した考え方	56
3	監査対象契約及び契約所管課一覧	57
第4	包括外部監査による指摘事項等のまとめ	60
1	全体的な指摘事項等	60
2	所管課・調達課に対する指摘事項等	60
3	指摘事項等の分類	71
第5	包括外部監査における監査の結果及び意見（共通事項）	73
1	契約相手方の固定化について	73
2	再委託について	74
3	監督及び検査について	79
第6	包括外部監査における監査の結果及び意見（各論）	85
1	「広報さかい」全戸宅配業務〔市長公室〕	85
(1)	委託業務の概要	85
(2)	過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	86
(3)	契約締結方法（一般競争入札）	86
(4)	効果指標等	86
(5)	指摘事項等	86
2	「広報さかい」企画制作業務〔市長公室〕	89
(1)	委託業務の概要	89
(2)	過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	90
(3)	契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）	90
(4)	効果指標等	91
(5)	指摘事項等	91
3	堺市市民活動コーナーにおける市民活動支援業務〔市民人権局〕	95
(1)	委託業務の概要	95
(2)	過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	96
(3)	契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）	96
(4)	効果指標等	96
(5)	指摘事項等	97
4	男女共同参画交流の広場運營業務〔市民人権局〕	100
(1)	委託業務の概要	100
(2)	過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	101
(3)	契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）	101
(4)	効果指標等	101
(5)	指摘事項等	102
5	堺市博物館受付案内業務〔文化観光局〕	111
(1)	委託業務の概要	111
(2)	過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	112
(3)	契約締結方法（一般競争入札）	112
(4)	効果指標等	112
(5)	指摘事項等	112
6	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務〔環境局〕	115
(1)	委託業務の概要	115
(2)	過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	116
(3)	契約締結方法（随意契約）	116
(4)	効果指標等	117



(5) 指摘事項等 .....	117
7 一般廃棄物（し尿）収集運搬業務〔環境局〕 .....	124
(1) 委託業務の概要 .....	124
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移 .....	125
(3) 契約締結方法（随意契約） .....	125
(4) 効果指標等 .....	126
(5) 指摘事項等 .....	126
8 堺区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）〔環境局〕 .....	133
(1) 委託業務の概要 .....	133
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移 .....	134
(3) 契約締結方法（指名競争入札） .....	134
(4) 効果指標 .....	134
(5) 指摘事項等 .....	134
9 新型コロナウイルスワクチン集団接種運営等業務〔健康福祉局〕 .....	142
(1) 委託業務の概要 .....	142
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移 .....	143
(3) 契約締結方法（随意契約） .....	144
(4) 効果指標等 .....	145
(5) 指摘事項等 .....	145
10 国民健康保険等統合コールセンター業務〔健康福祉局〕 .....	149
(1) 委託業務の概要 .....	149
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移 .....	150
(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル） .....	150
(4) 効果指標 .....	151
(5) 指摘事項等 .....	151
11 堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営 業務〔健康福祉局〕 .....	154
(1) 委託業務の概要 .....	154
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移 .....	155
(3) 契約締結方法（随意契約） .....	155
(4) 効果指標等 .....	156
(5) 指摘事項等 .....	156
12 斎場火葬運営業務〔健康福祉局〕 .....	162
(1) 委託業務の概要 .....	162
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移 .....	163
(3) 契約締結方法（随意契約） .....	163
(4) 効果指標等 .....	164
(5) 指摘事項等 .....	164
13, 15, 16 堺市子育て事務センター運営業務〔子ども青少年局〕 .....	172
(1) 委託業務の概要 .....	172
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移 .....	173
(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル） .....	174
(4) 効果指標等 .....	174
(5) 指摘事項等 .....	174
14 さかいっこひろば運営業務〔子ども青少年局〕 .....	179
(1) 委託業務の概要 .....	179
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移 .....	180
(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル） .....	180
(4) 効果指標等 .....	180
(5) 指摘事項等 .....	180
17 さかい JOB ステーション運営業務〔産業振興局〕 .....	182

(1) 委託業務の概要	182
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	183
(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）	183
(4) 効果指標等	183
(5) 指摘事項等	184
18 堺市伝統産業ブランド創出促進業務〔産業振興局〕	191
(1) 委託業務の概要	191
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	192
(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）	192
(4) 効果指標等	192
(5) 指摘事項等	193
19 堺旧港親水護岸活用検討支援業務〔建築都市局〕	196
(1) 委託業務の概要	196
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	197
(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）	197
(4) 効果指標等	197
(5) 指摘事項等	197
20 令和4年度堺市立地適正化計画策定にかかる検討支援業務〔建築都市局〕	204
(1) 委託業務の概要	204
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	205
(3) 契約締結方法（一般競争入札）	205
(4) 効果指標等	205
(5) 指摘事項等	205
21 放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務〔建設局〕	209
(1) 委託業務の概要	209
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	210
(3) 契約締結方法（随意契約）	210
(4) 効果指標等	210
(5) 指摘事項等	211
22 土木施設緊急対応業務（単価契約）〔建設局〕	224
(1) 委託業務の概要	224
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	225
(3) 契約締結方法（一般競争入札）	225
(4) 効果指標等	225
(5) 指摘事項等	225
23 消防行政統合システム保守管理業務〔消防局〕	230
(1) 委託業務の概要	230
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	231
(3) 契約締結方法（随意契約）	231
(4) 効果指標等	232
(5) 指摘事項等	232
24 消防救急無線保守管理業務〔消防局〕	234
(1) 委託業務の概要	234
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	235
(3) 契約締結方法（随意契約）	235
(4) 効果指標等	236
(5) 指摘事項等	236
25 堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（西区）〔教育委員会事務局〕	238
(1) 委託業務の概要	238
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	239

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）	239
(4) 効果指標等	239
(5) 指摘事項等	239
26 堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）管理運営業務〔教育委員会事務局〕	240
(1) 委託業務の概要	240
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	241
(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）	241
(4) 効果指標等	241
(5) 指摘事項等	242
27 図書館資料整理業務〔教育委員会事務局〕	252
(1) 委託業務の概要	252
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	253
(3) 契約締結方法（随意契約）	253
(4) 効果指標等	253
(5) 指摘事項等	254
28 本庁舎等屋外警備業務〔総務局〕	259
(1) 委託業務の概要	259
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	260
(3) 契約締結方法（一般競争入札）	260
(4) 効果指標等	260
(5) 指摘事項等	260
29 本庁舎屋内警備業務〔総務局〕	264
(1) 委託業務の概要	264
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	265
(3) 契約締結方法（一般競争入札）	265
(4) 効果指標等	265
(5) 指摘事項等	265
30 本庁舎清掃業務〔総務局〕	270
(1) 委託業務の概要	270
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	271
(3) 契約締結方法（総合評価方式）	271
(4) 効果指標等	271
(5) 指摘事項等	272
31 泉北水再生センター施設維持管理業務〔上下水道局〕	274
(1) 委託業務の概要	274
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	275
(3) 契約締結方法（総合評価方式）	275
(4) 効果指標等	275
(5) 指摘事項等	276
32 石津水再生センター施設維持管理業務〔上下水道局〕	284
(1) 委託業務の概要	284
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	285
(3) 契約締結方法（総合評価方式）	285
(4) 効果指標等	285
(5) 指摘事項等	285
33 堺市南部下水道管路施設維持管理等業務〔上下水道局〕	286
(1) 委託業務の概要	286
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移	287
(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）	287
(4) 効果指標等	288

(5) 指摘事項等 .....	288
34 堺市北部下水道管路施設維持管理等業務〔上下水道局〕 .....	295
(1) 委託業務の概要 .....	295
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移 .....	296
(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル） .....	297
(4) 効果指標等 .....	297
(5) 指摘事項等 .....	297
35 三宝水再生センターほか施設維持管理業務〔上下水道局〕 .....	298
(1) 委託業務の概要 .....	298
(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移 .....	299
(3) 契約締結方法（一般競争入札） .....	299
(4) 効果指標等 .....	299
(5) 指摘事項等 .....	300
第7 財政局契約部調達課 .....	307
1 調達課の所掌事務等 .....	307
2 指摘事項等 .....	307

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法（以下「自治法」という。）第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

### 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

業務委託に関する財務事務の執行について

### 3 監査テーマの選定理由

- (1) 地方公共団体が行う業務委託は、典型的な調達等の手段という側面だけでなく、市民にとって欠かせない行政サービスを提供するための重要な手段であると考えられる。堺市の令和4年度の委託料の一般会計及び特別会計における歳出総額は、公営企業以外で約480億円、企業会計で約47億円と多額に上っている。
- (2) 堺市では、昭和61年度に「行財政見直しに関する基本方針」を策定して以降、事業の見直しやアウトソーシングの推進、収入の確保等の行財政改革に取り組んできたが<sup>1</sup>、「堺市基本計画2025」においても「公の責任を果たしつつ、民間の経営感覚を活かして市民サービスが一層向上するよう、積極的に民間活力を導入する」ことをうたっており、委託の重要性は更に高まっていると思われる。
- (3) 他方で、地方公共団体が業務委託を行う場合には、その事務の執行について、「合規性」や「競争性、公平性、透明性」等が確保されることが必要であるとともに、その「経済性、効率性、有効性」が高められ、業務委託による「効果」等が適切に把握及び検証されることが重要である。また、業務委託が市の多くの部署で行われていることから、これらの検証は、組織横断的な視点からも行われる必要がある。
- (4) ところが、堺市における過去の包括外部監査の実施状況をみると、平成12年度に

---

<sup>1</sup> かかる取組の結果、地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査（総務省が毎年度実施）において政令指定都市の平均値では総務省が示した全ての業務における委託化が実現していないところ、堺市は、全ての業務を委託により実施するに至っている。

「堺市の行政事務の外部委託に関する一切の事項」をテーマとした包括外部監査が行われているが、その後はこれを正面からテーマとして取り上げた監査が実施されたことはなく、既にそれから20年以上が経過している。

- (5) この間、市民ニーズの多様化、行政のデジタル化など、業務委託を取り巻く環境は大きく変化をしており、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）が施行されて以降、各種業務の民間委託等が推進される一方で<sup>2</sup>、近時は一旦外部委託を進めた事務事業が直営に戻される例もあるなど<sup>3</sup>、業務委託の問題点・適否などにも関心が集まっている状況にある。
- (6) そのため、ここで改めて、委託を対象を絞って、組織横断的に監査を実施し、委託制度や委託の在り方全般につき見直すべき点がないかなどを検証する意義は大きいと思われる。以上の次第で、本テーマを選定した。

#### 4 監査対象年度

原則として令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

ただし、必要に応じて令和4年度以前の各年度及び令和5年度についても対象とした。

#### 5 監査対象契約

契約金額が500万円以上の委託契約から、後記第3の1（抽出方法）及び第3の2（監査対象契約の抽出に当たって採用した考え方）のとおり抽出の上、第3の3

---

<sup>2</sup> 同法は、「地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革」を実施するために必要な事項を定めるとして、平成18年に制定されている。同法の施行により一層行政サービス業務の民間委託が進められることとなった。

<sup>3</sup> 例として、①東京都水道局の業務（一時的に水道の収納業務を外部委託していた東京都水道局が、収納業務の品質や運用の難しさを理由に直営に戻すことを決定した事例）や、②東京都のヘルプデスク業務（東京都が外部委託していたヘルプデスク業務を、情報セキュリティや市民からの要望に対応するために直営に戻す事例）などがある。

(監査対象契約及び契約所管課一覧) 記載の35件の委託契約<sup>4</sup>を対象とした。

## 6 監査対象部局

監査対象契約を所管する部局(具体的な所管部局は、後記第3の3のとおり。)と、財政局契約部調達課(以下「調達課」という。)を監査対象部局とした。

## 7 監査の視点

### (1) 包括外部監査における基本的視点

- ① 合規性(自治法第2条第16項)
- ② 経済性, 効率性, 有効性(同条第14項)
- ③ 住民の福祉に寄与するものであるか(同項)
- ④ 組織及び運営の合理化が図られているか(同条第15項)
- ⑤ 競争性, 公平性, 透明性が確保されているか(同法第234条第2項)
- ⑥ 監督・検査は確実かつ適切に行われているか(同法第234条の2第1項)

### (2) 監査に当たり特に意識した点

上記(1)の包括外部監査における基本的視点の下で、具体的には、特に以下の観点からの監査を行った。

#### ① 合規性の視点

- ・ 委託に関する事務は、自治法、地方自治法施行令(以下「自治法施行令」という。), 市が定める条例, 規則その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。

#### ② 経済性, 効率性, 有効性等の視点

- ・ 委託契約を導入している各種事業についてPDCAは行われているか。
- ・ 必要な場合には、事業実施手法又は事業そのものの見直しが行われているか。

---

<sup>4</sup> 地方自治法施行規則(以下「自治法施行規則」という。)第15条第2項及び別記「歳出予算に係る節の区分(第十五条関係)」では支出科目を27節に区分しているところ、委託契約に係る支出額は、通常、第12節の「委託料」に集約される。本監査では、原則として「委託料」として支出されている契約を対象としている。

- ・委託料は合理的に決められているか（委託料の算定過程は明確になっているか。委託内容に比して、委託料は合理的な水準となっているか。）。
- ・委託による効果測定を適切に行っているか。

### ③住民福祉の視点

- ・委託契約及びその内容は、住民福祉の増進につながるものか。

### ④組織及び運営の合理化の視点

- ・委託により、堺市の組織の運営が合理化されているか。
- ・委託業務の間の重複等がないか。

### ⑤競争性，公平性，透明性の確保の視点

- ・委託先の選定は適切に行われているか（委託先の選定に当たり，一般競争入札，指名競争入札の際に競争性・透明性の確保，機会均等及び公平性に十分配慮されているか。随意契約を採用する場合は，その理由に十分な合理性が認められるか等）。

### ⑥監督・検査の確実かつ適切な実施の視点

- ・給付の完了確認のため必要な検査が行われているか。
- ・適正な履行を確保するため必要な監督が行われているか。

なお，本件監査は，保証業務に該当せず，提供された資料及び説明に基づき気付いた範囲の報告事項に限られ，財務数値及び非財務情報の正確性，信頼性，真正性，網羅性等の保証を提供するものではない。

また，本報告書は調査対象の全ての事項に関して網羅的に言及するもの及び報告した事項の十分性等を保証するものではない。

## 8 監査のスケジュールと主な監査手続等

### (1) 監査のスケジュール

本監査のスケジュールは，おおむね，次のとおりである。



日 程	項 目
令和5年4月1日～6月10日（以下、令和5年の表記を省略）	予備調査期間（質問への回答取得・資料受領，ヒアリング等）
4月14日	事前調査実施通知
5月31日	テーマ選定通知（堺市監査委員会議）
6月29日～7月26日	第1回ヒアリング <sup>5</sup>
8月3日～8月24日	第2回ヒアリング <sup>6</sup>
9月29日～10月17日	現地調査
10月2日～10月13日	第3回ヒアリング <sup>7</sup>
10月31日～11月2日	【報告書ドラフト】第1稿（各論）を堺市へ送付
11月13日～11月22日	【報告書ドラフト】第1稿に基づく事実確認協議
12月4日ほか	【報告書ドラフト】第2稿（全体版）を堺市へ送付
12月6日～12月12日	【報告書ドラフト】第2稿（全体版）に基づく事実確認協議
12月13日	【報告書ドラフト】第3稿（全体版）を堺市へ送付
12月15日～12月18日	【報告書ドラフト】第3稿（全体版）に基づく事実確認協議

## (2) 主な監査手続等

### ア 予備調査

#### (ア) 初期における問題点の把握等

予備調査として、堺市における委託契約の全体像を把握し、監査対象契約の第一次抽出をするとともに、監査対象契約の所管部局（監査対象部局）を確定するため、外部監査契約を所管する総務局行政部法制文書課を通じて、関係各契約所管部局に質問をし、資料の提供を求め、その回答や資料提供を得た。また、これらの回答や資料に基づき、調達課に対してヒアリングを実施した。

予備調査において説明ないし回答を求めた事項や提供を求めた資料のうち主なものは、次のとおりである。

<sup>5</sup> 事前送付ヒアリングシートへの回答と受領資料に基づく各委託事業の所管課のヒアリング等

<sup>6</sup> 事前送付ヒアリングシートへの回答と受領資料に基づく各委託事業の所管課のヒアリング等

<sup>7</sup> 事前送付ヒアリングシートへの回答と受領資料に基づく各委託事業の所管課のヒアリング等

①	堺市における行財政改革の流れ（委託契約に関連する事業の見直し、アウトソーシングの推進等）についての説明
②	堺市の過去5年度分の予算・決算（全体）資料
③	②のうち、委託料等に係る予算・決算資料
④	委託料等に係る予算・決算の過去5年度分の推移と主な増減理由についての説明
⑤	堺市における委託契約の相手方の選定方法（一般競争入札〔総合評価方式の一般競争入札を含む。〕、指名競争入札、随意契約〔プロポーザル方式によるものを含む。〕等）の概要説明
⑥	堺市における委託契約の相手方の選定方法ごとの契約件数及び契約額等の取りまとめ資料、並びに、選定方法ごとの委託契約の具体的な流れ（調達課と契約所管課の役割分担を含む。）の説明
⑦	委託契約の実施に関する条例、規則、要綱、要領、ガイドライン、マニュアル類等のほか、庁内で近時行われた委託契約手続等に関する研修資料
⑧	調達課の所管業務（業務委託等に係る契約制度の企画及び調整、入札参加資格の審査、契約事務の指導、入札の執行、プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の事務手続に係る企画及び調整など）の具体的内容の説明
⑨	各委託契約の効果測定とその検証結果の活用方法等についての説明
⑩	令和3年度の、当初契約金額が500万円以上の委託契約について、堺市において作成した「一覧表」の資料提供を受けた（一覧表の記載項目として、契約金額、委託業務名、契約の相手方、相手方選定方法、所管課、会計区分の記載のある、一般会計、特別会計、企業会計の全てを含み、連結対象団体のものを除くもの。以下「令和3年度版堺市監査対象契約候補委託契約一覧表」という。）

#### (イ) 監査対象契約候補となった契約に係るリスクの概要の把握

「令和3年度版堺市監査対象契約候補委託契約一覧表」から、後記第3の1及び2のとおり抽出方針に基づき、監査対象契約候補となる委託契約91件を抽出し（第一次抽出）、抽出された契約につき、監査対象契約をさらに絞り込むため、下記のアンケート項目について、アンケートを実施した。

##### <アンケート項目>

①	契約名（業務名）
②	契約金額
③	契約相手方
④	所管部局・課
⑤	会計区分

⑥	契約相手方選定方法
⑦	契約相手方の通算契約年数
⑧	長期継続契約であるか否か
⑨	最低制限価格を設定しているか否か
⑩	(入札により相手方を選定した場合) 入札公告日, 入札日, 入札参加者
⑪	落札率 <sup>8</sup>
⑫	(随意契約により相手方を選定した場合) 見積書入手数
⑬	再委託の有無
⑭	変更契約の有無
⑮	令和4年度における対象契約の状況(令和4年度も同様の契約を締結しているか)

## イ 本調査

上記の予備調査を経て、本調査においては、予備調査において確認した事項を踏まえ、より詳細に、前記7の監査の視点からの監査を実施すべく、各種の質問項目ごとに複数の質問や資料提供依頼をした。第1回ヒアリング前の最初の質問<sup>9</sup>の項目は次のとおりである。

①	委託契約の概要の把握 <sup>10</sup>
②	委託契約に係る事業の統廃合の概要
③	事業手法や事業そのものの見直しについて
④	「持続可能な財政運営に向けた取組み(令和5年1月)」との関係について
⑤	委託の範囲の検討について
⑥	いわゆる偽装請負の問題となることを回避するための工夫について
⑦	競争性の確保のための工夫について
⑧	堺市調達契約事務審査会への付議の際の資料について

<sup>8</sup> 堺市は予定価格を入札の前後いずれにおいても非公表としているため、落札率も非公開情報となる。そのため、経済性や競争性確保の観点からの監査等を適切に行うため、落札率や予定価格の調査を行ってはいるが、本監査結果報告書には、予定価格や落札率等の非公開情報等は記載をしないこととしている。

<sup>9</sup> 最初の質問は、全ての対象契約につき共通の質問として実施している。

<sup>10</sup> 把握した内容の詳細については、本結果報告書・第5の各論の「(1) 委託業務の概要」として、冒頭に記載している。

⑨	業務委託起案書について
⑩	契約締結に係る起案決裁文書について
⑪	変更契約に係る起案決裁文書について
⑫	支出命令に係る起案決裁文書について
⑬	予定価格について
⑭	再委託について（再委託先，再委託業務の範囲，再委託金額，再委託されていないことの確認方法，再委託先の入札参加資格停止措置）
⑮	再委託の際の個人情報保護について <sup>11</sup>
⑯	入札結果の公表について
⑰	暴排誓約書の取得について
⑱	監督・検査について
⑲	単価契約について
⑳	委託の発注時期について
㉑	（一般競争入札の場合） 調達課との事前協議について（入札参加資格と仕様書の内容等）
㉒	（総合評価一般競争入札の場合） 調達課との事前協議について
㉓	（指名競争入札の場合） 自治法施行令第167条各号合致理由，指名業者選定状況，方法等
㉔	（随意契約・プロポーザル方式の場合） 調達課との事前協議，一般競争入札や総合評価一般競争入札への切り替えについて
㉕	（随意契約〔2号・性質随契〕の場合） 随意契約理由，予定価格の積算の妥当性等
㉖	（随意契約〔5号・緊急随契〕の場合） 随意契約理由の妥当性
㉗	（随意契約〔6号・「競争入札に付することが不利と認められるとき」〕該当の場合） 随意契約理由の妥当性
㉘	（随意契約〔8号・不落随契〕の場合） 不落随契に至った経緯
㉙	契約相手方の固定化について

<sup>11</sup> 個人情報保護法の地方公共団体関連規定が令和5年4月1日から施行された。堺市においても、それまでは「堺市個人情報保護条例」に基づく制度運用を行ってきたが、同日からは全面的に改正された個人情報保護法の規定に基づく運用を行うこととなった。そのため、堺市では、同日付で、前記条例を全部改正し「堺市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定している。ただし、本監査の監査対象年度は令和4年度であるため、本監査では、令和4年当時の契約書等に基づく事務処理等につき、堺市個人情報保護条例に基づく運用として適正であったか否かについて検討を行っている。

⑩	応札者が1者であることが続く場合について
⑪	落札率が高止まりしている場合について
⑫	関連する過去の包括外部監査結果と措置状況について
⑬	関連する過去の定期監査及び行政監査の指摘について

なお、質問に当たっては、可能な限り客観的な資料に基づきヒアリング結果の当否を確認すべく、例えば、見積書、委託契約書（仕様書等を含む。）などといった実際の資料に当たることを心掛けた。その上で、契約締結に関する起案文書等の関連文書の閲読及び所管部署の担当者への質問等を行い、関係法令等への準拠性、経済性、効率性、有効性等を始め各監査の視点について検討した。また、適宜、契約事務を所管する調達課への質問等も実施した。

#### ウ 現地調査

以上のほか、特に委託契約に係る業務の内容を把握する上で必要性が高いと考えられた5件の委託契約について、次のとおり、令和5年9月から10月にかけて、現地調査を行った。

**【放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務】**

(往査日) 令和5年10月2日, 6日

(訪問先1) 深井自転車保管返還所



(訪問先2) 梶自転車保管返還所



(訪問先3) 湊自転車保管返還所



(訪問先4) 堺東の商店街



(訪問先5) 三国ヶ丘保管場所



### 【男女共同参画交流の広場運営業務】

(往査日) 令和5年9月29日

(訪問先) 男女共同参画交流の広場 (北野田駅前アミナス北野田3階)



**【堺市博物館受付案内業務】**

(往査日) 令和5年10月4日

(訪問先) 堺市博物館



**【堺市子育て事務センター運營業務】**

(往査日) 令和5年10月4日

(訪問先) 子育て事務センター

**【さかいJOBステーション運營業務】**

(往査日) 令和5年10月17日

(訪問先1) さかいJOBステーション (堺市産業振興センター1階)





(訪問先2) JOBステーション南サテライト (堺市南区役所3階)



## エ 令和4年度版堺市監査対象契約一覧表の作成

前記ア(イ)のアンケートは令和4年度の監査対象契約についても行った。その結果として作成された一覧表は、本結果報告書末尾添付のとおりである（ただし、監査の過程で用いていたものから、落札率等の記載を除外して掲出している。）。

## 9 補助者

弁 護 士	福岡 智彦
同	市川 聡毅
同	武田 宗久
同	佐藤 啓介
同	橋本 亮太
同	森 克征
公認会計士	中川 美雪
同	長谷川史世
同	増田 千春
公認会計士・税理士	新宅潤一郎

## 10 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

## 11 指摘・意見・要望の書き分け等

監査の結果については、堺市監査委員による監査結果に係る指摘事項等の取扱いについての基準である「監査結果に係る指摘事項等の取扱基準」に準拠して、原則として、次のとおり、「指摘」、「意見」、「要望」（以下これらを総称して「指摘事項等」という。）として書き分けている。

【指摘】法令、基準等に違反していると認められるもの及びその他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

【意見】事務の執行、事業の管理状況等について、経済性、効率性又は有効性の観点（自治法第2条第14項）から検討する必要があると認められるもの。その

他，法令，基準等には違反するとは認められないが，住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項），組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）などの観点から，事務処理上改善する必要があると認められるもの

【要望】制度，組織等に関する課題のうち，特に要望する必要があると認められるもの

なお，本結果報告書に記載した金額等の数値の多くは概数であるため，合計した数値がその内訳と一致しない場合があることにご留意いただきたい。

また，（単位：千円）といった記載をしている場合，個別に明記していないものは，当該単位未満の数値は切捨てを行ったものである。

## 第2 委託契約に関する事務の概要

### 1 委託契約の定義と民間委託の意義等

#### (1) 委託契約の定義

契約とは、相対する2人以上の者が同一の法律効果を発生させることを目的として合意することにより成立する法律行為であり、地方公共団体を当事者とする契約は、公法上の契約と私法上の契約とに区分される。

私法上の契約は、地方公共団体が、私人と対等の地位で締結するものであるが、公益を目的とする地方公共団体の性質等により、自治法、自治法施行令、地方公共団体の条例、規則その他の法令によってその内容、手続について、一定の制限が課せられている。

そして、業務委託とは、契約という形式により他人に（準）委任し（民法第656条、第643条）、又は請け負わせることをいう（民法第632条）。この点、総務省が設置した「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」の平成19年3月付け報告書<sup>12</sup>は、委託契約の定義として「私法上の請負契約及び準委任契約」としている。実際、一般的な「委託契約」の内容は、個々の契約により異なるが、多くは委任ないし準委任契約や請負契約に相当するとしている。

#### (2) 民間委託の意義ないし理由等

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（自治法第2条第14項）。そして、地方公共団体の事務は多種多様であり、それを処理するために必要とされる人的、物的資源は膨大であり、その資源を全て自前で調達し、必要な事態に備えることは極めて非効率かつ不経済である。また、全ての事務を直営で行わなければならないというものではないことから、公の施設の管理等をはじめとして、種々の事務事業について民間委託が行われている。

事務事業を民間に委託する意義ないし理由としては、「経済性」を実現し、「効率性」を高め、あるいは「有効性」を増大させることや、「専門的な知識経験を活

---

<sup>12</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000156783.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000156783.pdf)

用すること」などが挙げられる。

## **2 契約締結及び支出の一般的手順**

### **(1) 契約に関する予算の確定**

地方公共団体の契約は予算の裏付けが必要となるところ、一般に、一定の事業についての予算は、市内部において、①事業についての仕様の作成、②仕様に基づく予算の積算により、担当部局において予算要求額を算定し、これに基づき、財政部門が査定を行って、予算案が策定される。予算案は、議会の議決により確定した予算となる。

### **(2) 契約の相手方の選定・契約締結**

地方公共団体の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされている（自治法第234条第1項）。また、地方公共団体の規則に基づき、入札参加者には入札保証金を、契約の相手方には契約保証金を原則として納付させる（自治法施行令第167条の7第1項、第167条の13、第167条の16）。

### **(3) 契約の履行・監督検査**

契約締結後、契約の相手方は、契約に基づく義務を履行することとなる（委託契約であれば、委託された役務を提供する。）。

この点、地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない（自治法第234条の2第1項）。監督は、立ち会い、指示その他の方法により行い（自治法施行令第167の15第1項）、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき行う（自治法施行令第167条の15第2項）。

### **(4) 支出命令及び支出**

地方公共団体による支出は、会計管理者が、長の支出命令を受けて、その根拠となる支出負担行為（契約等）が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していること（ただし、概算払等の例外がある。）を確認

した上で、支出をする（自治法第232条の4）。

### 3 契約締結方法

#### (1) 契約締結方法

契約の締結方法については、自治法第234条第2項において「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められている。地方公共団体では、公正かつ適正な価格の契約を締結するという点を重視して一般競争入札によることを原則とし、一定の要件を満たす場合に、他の方法によることができるとされている。

#### (2) 予定価格

自治法第234条第3項本文は、競争入札においては「政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。」と定めている。このことは、支出の原因となる契約<sup>13</sup>においては予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることが原則であることを意味する。

すなわち、支出の原因となる契約における予定価格とは、その価格を上回る価格では契約を締結してはならない価格のことであり、その決定の方法について定める法令の規定はないので、それは契約を締結する権限を有する長（自治法第149条第2号）がその裁量によって定めることになる。

#### (3) 一般競争入札

##### ア 一般競争入札とは

入札公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みのうち、地方公共団体にとって最も有利な条件（価格）をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。上記(1)のとおり、地方公共団体が契約の相手方を選定する場合の、原則的な方法である。一般的に、その長所としては、「機会均等の原則」に則り、「競争性」、「公正

---

<sup>13</sup> 今回の監査対象契約は、全て、支出の原因となる契約であるので、簡明さを重視する観点から、以下、本書においては特に断らない限り、支出の原因となる契約についての論述をする。

性」，「透明性」，「経済性」を最も確保することができることが挙げられる。一方，短所としては，契約担当者の事務上の負担が大きく，経費の増嵩を来すこと，不良・不適格業者の混入する可能性が大きいことが挙げられる。

## イ 入札参加資格（法令上の制限）と長の定める資格要件

一般競争入札は，上記の入札の機会均等等の見地から，基本的には誰でも自由に参加する機会が与えられるべきであるが，他方で，契約の完全な履行ができないような者と地方公共団体が契約を締結することができないことは自明であるから，契約の履行に必要な能力を有することは必要である。

そこで，一般競争入札に参加する者の資格要件の重要性に鑑み，自治法第234条第6項において，入札参加資格について政令で定めると規定し，この規定を受けて自治法施行令第167条の4，第167条の5及び第167条の5の2において，それぞれ資格要件等を定めている。

その主な内容は，

- ① 契約を締結する能力のない者，破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号該当者等は，一般競争入札に参加させることができないこと（自治法施行令第167条の4第1項）
- ② 地方公共団体との間の契約に関し一定の不正不当の行為があった者は，3年以内の定められた期間は一般競争入札に参加させないことができること（自治法施行令第167条の4第2項）
- ③ 地方公共団体の長は，上記①及び②に掲げる資格要件のほか，必要があるときは，契約の種類及び金額に応じ，工事，製造又は販売等の実績，従業員の数，資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができること
- ④ 地方公共団体の長は，契約の性質又は目的により，当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは，③の資格を有する者につき，さらに入札参加者の事業所の所在地，工事等の経験，技術的適性の

有無等に関する資格を定めることができることからなっている。

上記の①及び②の資格制限は、契約相手方として最低限必要な資格を定めるものであり、いわば当然の理を定めたものであるが、地方公共団体の契約の相手方として適当な者ということになれば、これらの制限のほかに更に一步進んで、積極的な意味における資格要件を定める必要がある。これを定めたのが自治法施行令第167条の5（上記③）及び第167条の5の2（上記④）の規定である。

自治法施行令第167条の5第2項は、「普通地方公共団体の長は、（中略）必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない」としている。また、自治法施行令第167条の5第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格を定めた場合には、同令第167条の6の規定に基づき公告することになる<sup>14</sup>。

堺市においては、業務委託・役務の提供等の契約については、原則として3年ごとに定期的に、参加資格を定め、事業者の申請について審査の上、有資格者の名簿を作成し、名簿への登録をもって参加資格としている。有資格者名簿の有効期間は、原則として3年とされている（「堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱」第4条第1項第1号）。

市長は、入札参加手続を行う際には当該名簿と照合し、参加資格の有無を確認する。

## ウ 条件付一般競争入札

一般競争入札では、通常は、契約の履行確保のため、前記イの③及び④のとおり更なる参加資格を定めて入札公告を行う「条件付（制限付）一般競争入札」が行われる（自治法施行令第167条の5，自治法施行令第167条の5の2）。このような一般競争入札を「制限付一般競争入札」という。制限付一般競争入札は、入札参加資格の審査を開札の前に行うか後に行うかで、事前審査型と事後審査型（後者を以下「事

---

<sup>14</sup> ただし、公示の方法については、別段法律上の制限がない。したがって公示は、広報、新聞、掲示、インターネットの活用、その他の方法を用いて差し支えない。



後審査型制限付一般競争入札」という。)に分かれる。

事後審査型制限付一般競争入札では、開札後に予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を「落札候補者」とし、次順位以降の審査順位を確定した上で、落札決定を保留し、資格審査等を行い、後日落札決定を行うこととなる。事後審査型制限付一般競争入札は、「電子入札システム」と併用することにより、入札参加者同士はもとより職員も入札参加者が分からないシステムとすることができ、職員が不正に巻き込まれることや談合を防止する効果があるといわれている。

## エ 総合評価一般競争入札

総合評価一般競争入札は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を相手方とする方法（自治法第234条3項本文）又は不当な低価格による契約の防止若しくは取引秩序の維持の観点から最低価格申込者以外の者を契約の相手方とする方法若しくは最低制限価格を設定して行う契約の方法（自治法施行令第167条の10）により難しいものであるときに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方法である（自治法施行令第167条の10の2第1項、第167条の13）。この場合においても、不当な低価格を防止し、又は商取引秩序を維持するために最低価格申込者以外の者を契約の相手方とすることができる（自治法施行令第167条の10の2第2項）。

契約の相手方を決定する要素としての「その他の条件」としては、一般的な落札者の信用力や技術力のほか、当該契約の目的についての具体的な技術やデザインに関する知的財産権の有無、安全対策、環境問題への対応、事後の保守管理体制等があり、場合によっては、社会貢献活動や当該地方公共団体の施策への協力の程度等も考えられる。

総合評価一般競争入札は、価格以外の要素を考慮要素として契約の相手方を決定するものであるから、「機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から」定められた自治法第234条の趣旨からはかなり

離れたもののように思われる。総合評価一般競争方式による契約の締結から恣意的な要素を排除するために、自治法施行令第167条の10の2第3項から第6項は、次のことを定めている（④を除いて指名競争入札に準用されている。）。

- ① あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- ② 落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（自治法施行規則第12条の4）の意見を聴かななければならない。
- ③ ②による意見の聴取において、あわせて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（自治法施行規則第12条の4）の意見を聴かななければならない。
- ④ 当該契約について一般競争入札の公告をするときは、公告をしなければならない事項及びその公告により明らかにしておかななければならない事項（自治法施行令第167条の6参照）のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

#### **(4) 指名競争入札**

指名競争入札は、地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法である。指名競争入札は、自治法施行令第167条により、以下の場合<sup>15</sup>に行うことができるとされている。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一

---

<sup>15</sup> 各要件の趣旨については、松本英昭「新版逐条地方自治法（第9次改訂版）」918ページ以降を参照した。

一般競争入札に適しないものをするとき（例えば、特殊の技術を要するために契約の相手方がある程度特定し、不特定多数の業者による一般競争入札に適しないような場合又は特殊の構造・品質を要求するもので監督・検査が著しく困難であり、一般競争入札に適しないような場合等をいう。）。

- ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき（加わるべきものが少数であって、一般競争入札によることが無意味な場合等を指す。）。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき（入札参加の資格は有していてもその時の経営状態などから競争を真剣に行う意思を有しないなどの不信用・不誠実な者が入札に参加するおそれがあるときや、契約上の義務違反のおそれがあり事業に著しく支障を来すおそれがある時などを予想している。）。

指名競争入札は、不信用・不誠実な業者を排除でき、事務量も軽減できるが、指名が一部の者に固定化すると、公平性が失われ、談合が容易になるおそれがあるなどの弊害がある。そのため、その運用においては、指名が公正、適切に行われなければならない。

## (5) 随意契約

### ア 随意契約の要件

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法である。自治法施行令第167条の2第1項において、随意契約によることができる場合は、同項各号記載の以下のとおりとされている<sup>16</sup>。

---

<sup>16</sup> 上下水道局においては、自治法施行令第167条の2は適用されず、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号が根拠規定となる。

号 数	要 件
① (少額随契)	契約の予定価格が、自治法施行令別表第 5 に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
② (2号随契)	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
③	地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者で生産される物品を買入れる契約又は役務の提供を受ける契約、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定したもので生産される物品を買入れる契約又は役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約をするとき。
④	地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業として総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものより新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
⑤ (緊急随契)	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
⑥	競争入札に付することが不利と認められるとき。
⑦	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
⑧ (不落随契)	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
⑨	落札者が契約を締結しないとき。

## イ 2号随契の許容性について

堺市は、上記②の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」により随意契約をする場合（以下「2号随契」という。）の要件について「堺市随意

契約ガイドライン（業務委託関係）」（令和3年10月 財政局契約部調達課）において、以下のとおり、考え方及び注意点を示している<sup>17</sup>。

<2号随契の許容性に係る考え方（ガイドライン6及び7頁）>

概ね次の場合が該当する。

- ① 特定の1者でなければ履行できない業務であるとき。  
下記ア～エの適用する場合、業務で必要となる固有のノウハウ等については、他の者が持つ別のノウハウ(手段)等によって代替（目的達成）できないかなど、受注者の唯一性については十分な検証が必要となる。  
ア 特殊な設備、機械、情報システム等の保守点検を目的とするものであり、適正な業務履行のためには、当該設備等の高度かつ詳細な知識や技術が必要となる業務で、当該設備、機械、システム等を製作、設置又は納入した者など、適正な業務履行のために高度かつ詳細な知識等を有する者が特定の1者に限定される契約を行うとき。  
イ 既存の設備、機械、情報システム等と連節した設備、機械、情報システム等の整備等で、既存の設備、機械、情報システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには業務履行にかかる高度かつ詳細な知識や技術が必要となり、それら高度かつ詳細な知識等を有する者が、当該設備、機械、システム等を製作、設置又は納入した者など特定の1者に限定される契約を行うとき。  
ウ 契約の履行のために、特許権、著作権その他排他的権利の使用、又は特定の事業者のみが有する許認可等が必要となり、特定の1者に限定される契約を行うとき。  
→排他的権利や許認可等に該当する内容を具体的に確認すること。  
エ 業務を適正に履行するためには特殊あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等が必要とされ、それらを有する者が特定の者しか存在しないとき。
- ② 法令又は本市の条例、規則、要綱等に基づく事業に係る契約で、契約の相手方が特定されるとき。
- ③ 既に締結している契約、覚書や協定等を起因とする業務で、契約の目的達成ないし適切な履行を確保できる相手が限定されるとき。
- ④ 国、地方公共団体と直接契約を締結するとき。
- ⑤ 医療、歯科診療、調剤又はこれらに準ずる業務を医療機関等に委託するとき。
- ⑥ 訴訟代理又はこれに類する業務であるとき。
- ⑦ 市の政策(産業振興政策、福祉政策など)達成のための業務であり、当該目的達成のために特定の者と契約することが最も適していると認められるとき。
- ⑧ 契約(仕様)内容を秘密にする必要がある場合、その他入札行為の実施等を事前に公表することが契約の目的達成の支障となるおそれがあるとき。
- ⑨ プロポーザル・コンペにより契約の相手方を選定するとき。

<sup>17</sup> 上下水道局においても、2号随契により随意契約をする場合の要件について、調達課と同様のガイドライン（「堺市上下水道局随意契約ガイドライン」（平成30年8月上下水道局経理課作成））を策定している。同ガイドラインにおいても、2号随契の許容性に関する考え方と契約方法を検討する際の留意点として、同様の考え方等が示されている。

< 契約方法を検討する際の留意点（ガイドライン4頁） >

随意契約は競争入札を原則とする契約方法の例外的手法であることから、執行にあたっては、価格競争ができない、馴染まない理由について明確に説明できるかどうかについて検討し、やむを得ない理由がある場合に限定して運用するよう留意すること

## (6) プロポーザル方式

### ア プロポーザル方式とは

プロポーザル方式とは、業務の委託先を決定する際に、公募又は指名により複数の業者からその目的に合致した企画の提案を受け、その中から価格及び実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最も優れた企画・提案を提示した者を委託先として選定する方法である。プロポーザル方式は、競争性なく相手方と契約行為を行う他の随意契約とは異なるが、同方式は、自治法及び施行令に特に規定された方式ではなく、また、プロポーザル方式により特定された事業者と契約を締結するため、随意契約の一種とされている。

### イ 堺市におけるプロポーザル

堺市は、「堺市委託業務に係るプロポーザル方式の実施等に関する要綱」及び「堺市委託業務に係るプロポーザル方式実施要領」を定めており、実施要領第4条において、プロポーザル方式によることができる契約は以下の業務に限るとしている。

- ・業務の目的達成のためには、高度の創造性、芸術性又は先進的な取組が求められる業務であって、事業者からの提案内容に基づいて仕様を確定する方が優れた成果を期待できるもの
- ・業務の目的達成のためには、高度な技術力、専門的知識又は経験を必要とする業務であって、事業者からの提案内容に基づいて仕様を確定する方が優れた成果を期待できるもの

なお、堺市では、令和4年6月15日付け「堺市委託業務に係る総合評価一般競争入札の実施等に関する要綱」の施行に伴い、プロポーザル方式から総合評価一般競争入札への移行を推進しているところである。

## (7) 相手方選定方法別の利点と欠点等

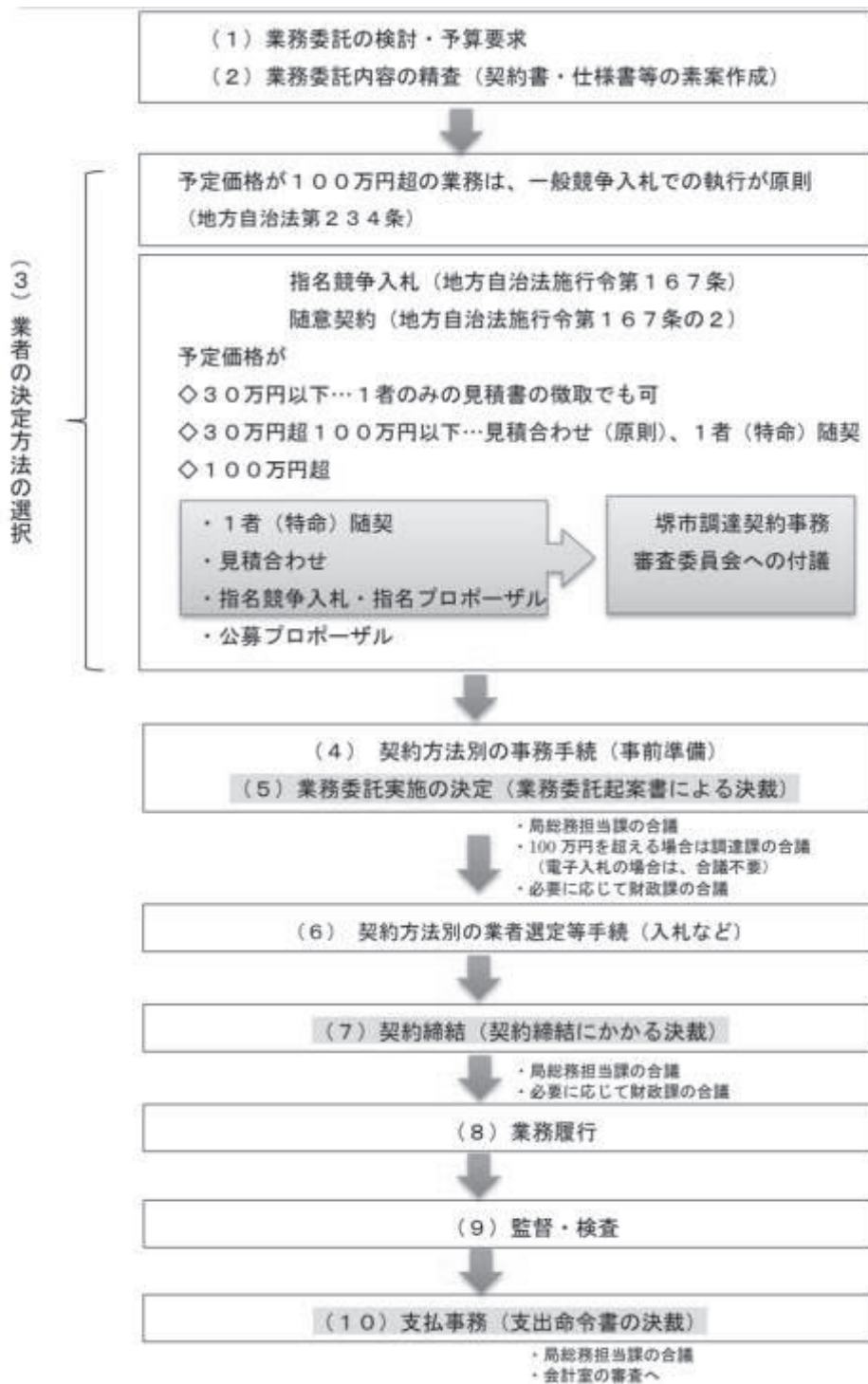
区分	利 点	欠 点
一般競争入札 <原則>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広範な参加機会が得られ、機会均等性及び公平性が確保されやすい</li> <li>・ 業者選定の過程が透明で公正</li> <li>・ 競争性が高まり経済的に優れている</li> <li>・ 発注者の恣意性が排除できる</li> <li>・ 談合防止に一定の効果が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工能力の劣る業者や不誠実な業者の排除が困難になるおそれがある（有資格者の条件を付ければ問題が無くなる可能性が高い。）</li> <li>・ 過当競争，ダンピング（適正な施工が見込めないような著しい低価格での受注）の発生による質の低下を招くおそれがある</li> <li>・ 一定の公告期間を要する等入札事務に時間がかかる</li> <li>・ 入札事務量が増えることにより事務経費も増える</li> </ul>
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不信用，不誠実な業者を排除でき、品質を確保できる</li> <li>・ 次回以降にも指名が得られるよう良い施工を行おうとする意欲を業者に与える</li> <li>・ 過当競争を抑え，中小企業の受注機会の確保に配慮できる</li> <li>・ 一般競争入札に比べて入札期間が早い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名する過程が不透明となり，恣意的な運用になるおそれがある</li> <li>・ 入札参加機会が公平でない</li> <li>・ 一般競争入札に比べて競争性が働かない恐れがある</li> <li>・ 指名により入札参加者を限定するため談合を誘発しやすい</li> </ul>
随意契約 (1者随契 ・見積合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続が簡単で，事務経費を抑えることができる</li> <li>・ 主観的に信頼のできる業者が選定できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争性が働かないおそれがある</li> <li>・ 発注する過程が不透明となり，恣意的な運用になるおそれがある</li> <li>・ 機会不均等になるおそれがある</li> <li>・ 契約相手方が固定されやすく，不正が起こるおそれがある</li> </ul>
プロポーザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格以外の要素で評価できる</li> <li>・ 一定競争性が働く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額が高止まりするおそれがある</li> <li>・ 手続が煩雑で時間を要する</li> </ul>

## 4 契約事務の流れについて

### (1) フロー図

#### ア 堺市における契約事務の流れ

堺市における契約事務の流れは、次のとおりである。



(出典：堺市令和4年度事務基礎講座資料「委託契約事務」)



## イ アのうち「業者の決定方法の選択」に関する部分の流れ

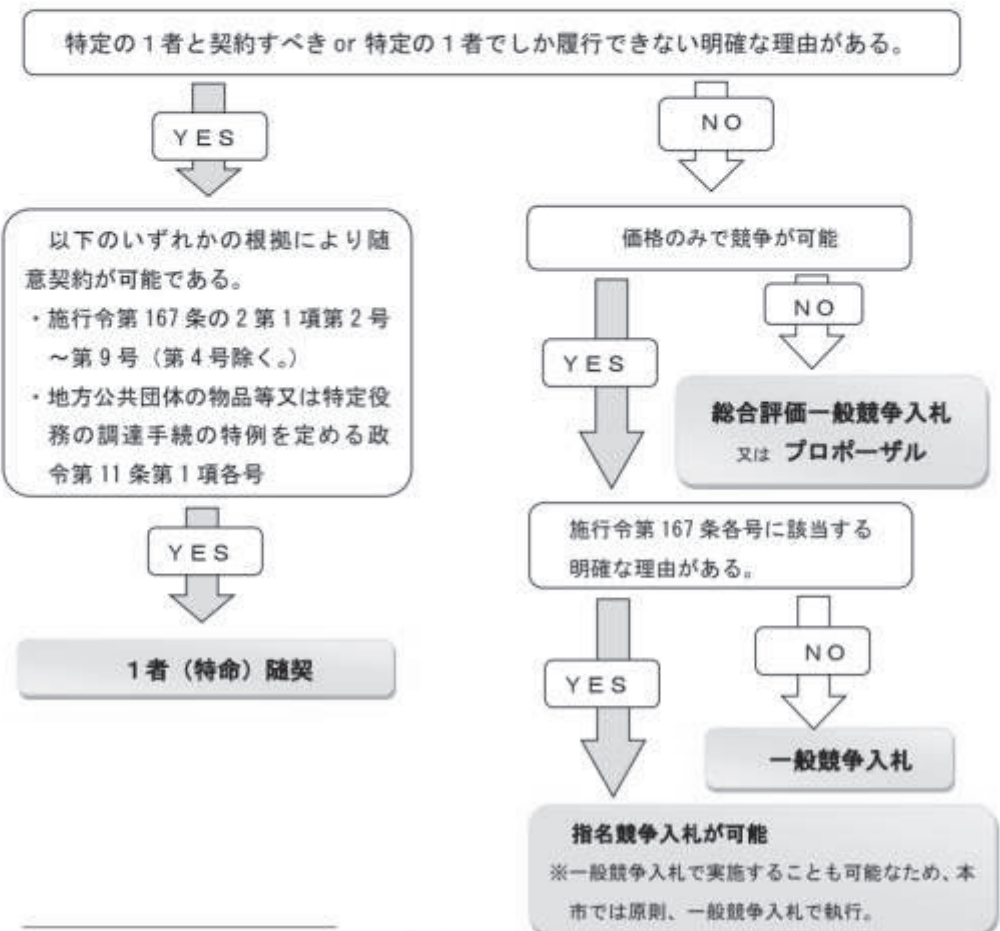
また上記アの「堺市における契約事務の流れ」のうち、「業者の決定方法の選択」に関する部分の流れは、次のとおりである。

### (3) 業者の決定方法の選択の流れ（概略）

#### ・ 予定価格100万円以下の業務



#### ・ 予定価格100万円超の業務<sup>8</sup>



（出典：堺市令和4年度事務基礎講座資料「委託契約事務」）

## (2) 各フローの説明

### ア 業務委託の検討・予算要求

業務委託の目的，委託する業務の内容や範囲等を検討の上，予算要求に必要な手続を進める。

※ 毎年度，委託している案件の場合も外部委託の課題を十分認識した上で，業務委託の目的，契約方法，相手方や契約金額の妥当性について，検証することが必要である。また，より競争性を確保するため適正な分離分割発注を行う必要がある。

### イ 業務委託内容の精査

予算要求手続後は，業務委託内容の詳細について検討し，業務委託内容を精査する。委託契約を行うに当たっては，契約書及び仕様書を作成する必要があるところ，一般的にはこの時点で，契約書，仕様書等の素案を作成する。

※ なお，仕様書は相手方に依頼する業務の内容，方法等を記載する書類であり，依頼する業務の内容，方法については詳しく記載する必要がある，また，相手方の積算にかかわることは全て盛り込まなければならない，特に，業務内容等が十分に記載されていない場合，契約締結後のトラブルとなりかねないので，注意が必要である。

### ウ 契約方法別の事務手続(事前準備)

#### ① 一般競争入札(電子入札)における事前協議

予定価格100万円超の業務委託の案件は，所管課からの入札執行の依頼に基づき，調達課が入札事務を集約し，電子入札で執行する。契約所管課は，業務委託起案書による決裁の前に入札参加資格や仕様書の内容について調達課と事前調整を行う。

#### ② 公募プロポーザルの事前協議，審査基準の決定

予定価格が100万円を超える公募プロポーザルの発注に当たっては，契約所管課は，調達課と事前協議をする必要がある。また，公募プロポーザルの実施に当たっては，審査基準(案)の審議等を行うために，外部の有識者等を委員として委嘱(任命)するなどしたうえで，選定委員会を開催する必要がある。

#### ③ 堺市調達契約事務審査委員会への付議

予定価格が100万円を超える業務委託契約（指名競争入札，指名プロポーザル，見積合わせ及び1者（特命）随契については，事前に堺市調達契約事務審査委員会に付議しなければならない。

## エ 業務委託実施の決定

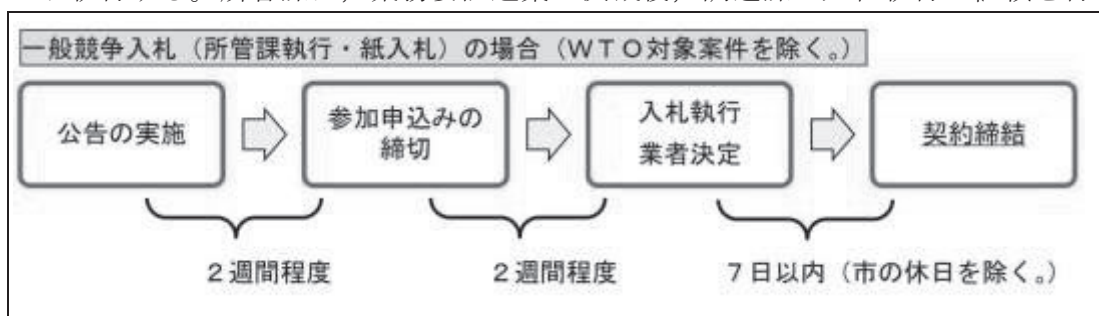
所管課は，必要書類の案を作成したら「業務を施行してよろしいか。見積書を徴取してよろしいか。」などの業務の施行及び入札，見積合わせ等を執行する意思決定（決裁）を行う。なお，予定価格100万円を超える場合は，原則として調達課に合議が必要である。

## オ 契約方法別の業者選定等手続（入札など）

### （ア）一般的スケジュール・業者選定の流れ

#### ① 調達課への集約案件（一般競争入札，電子入札の場合<sup>18</sup>）

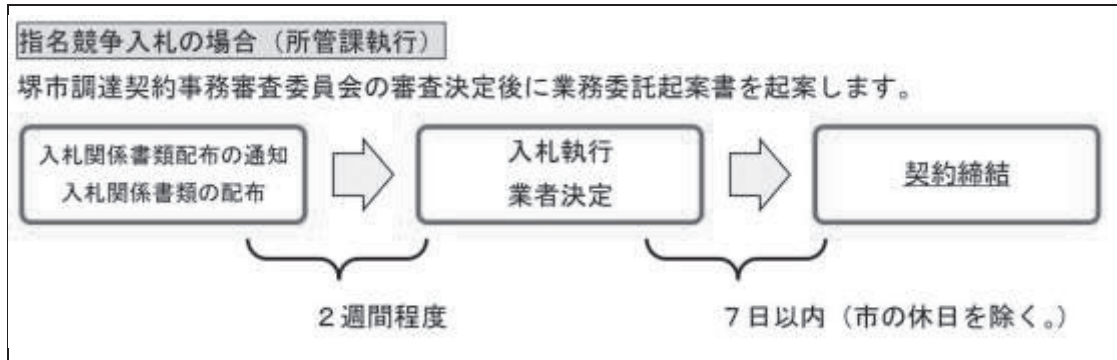
入札公告から入札執行までの事務（一部を除く。）を調達課が集約し，電子入札により執行する。所管課は，業務委託起案の決裁後，調達課へ入札執行の依頼を行う。



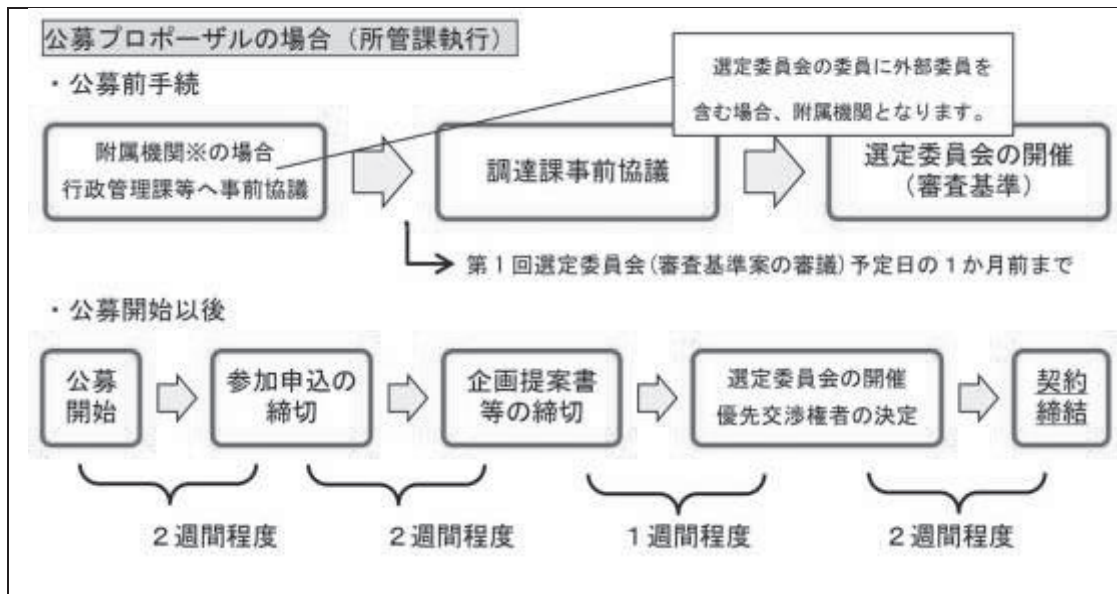
<sup>18</sup> ただし WTO 案件を除く。

② 指名競争入札の場合（所管課執行）

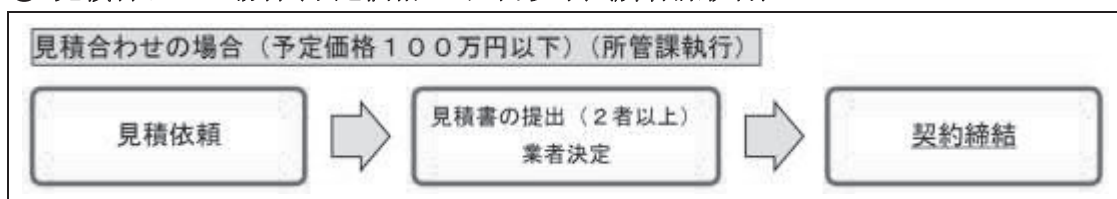
所管課は、堺市調達契約事務審査委員会の審査決定後に業務委託起案書を起案する。



③ 公募プロポーザルの場合（所管課執行）



④ 見積合わせの場合（予定価格100万円以下）（所管課執行）



## (イ) 予定価格の決定

予定価格は、堺市が契約を締結する場合の契約上限価格となる（詳細は、前記3(2)のとおり。）。

入札執行の直前等に担当者が予定価格算定資料又は金入り設計書を作成し、それに基づいて予定価格決定権者が予定価格決定書により予定価格を決定する。予定価格を積算する際には、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえる必要がある。

堺市は、予定価格(予定価格決定書及び積算資料)は、事前公表も事後公表（落札決定後や契約締結後の公表）も行っていない。

## カ 契約締結

入札等の結果、契約の相手方が決まれば、「契約を締結してよろしいか」などの契約締結の意思決定(決裁)を行う。

- ① 契約時には原則、契約金額の10/100以上を契約保証金として徴収する(堺市契約規則第30条)。

契約保証金は、受注者の契約の完全な履行を担保するとともに、万一、受注者がその履行をしないときに損害の賠償を容易にすることを目的として納付させるものである。

- ② 暴力団排除に係る誓約書の徴取について

堺市暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団の排除に関する措置として堺市契約関係暴力団排除措置要綱を制定し堺市と契約を締結する契約相手方及び再委託先等から、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出を求める<sup>19</sup>。

## キ 業務執行

---

<sup>19</sup> 従来、契約金額が500万円以上(税込)のものについては、契約締結時に業者からの誓約書の提出が必要であり、予定価格100万円を超える案件については、関係書類(「堺市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について(業務委託用)」を配付していたが、一般競争入札の場合は令和4年10月1日以降に公告する案件、指名競争入札の場合は令和4年10月1日以降に指名する案件、随意契約の場合は令和4年10月1日以降に見積依頼等を行う案件については、契約金額にかかわらず、原則、「誓約書」の提出が必要となった。

契約締結後、受注者の業務履行において発注者として、所管課は、下記事項を留意する必要がある。

#### (7) 再委託の禁止

委託契約の法的性質は、（準）委任契約又は請負契約であると解されているところ、（準）委任契約は、委任者の承諾を得たとき又はやむを得ない事由があるときでなければ再委託をすることができない（民法第644条の2第1項）。一方、請負の場合は仕事の完成が目的であるため本来的には第三者に委託することは禁止されていない。しかし、いずれの場合であっても、地方公共団体としては、契約書において再委託の禁止を明文で定め、例外的にこれを許容する場合でも不適切な再委託がされないようにする必要がある。

この点、平成18年8月25日付け財務大臣から各省各庁の長宛「公共調達適正化について」（財計第2017号）<sup>20</sup>においても、(1)委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部の一括再委託を禁止しなければならないとした上で、(2)委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとしている。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

また、随意契約と再委託との関係について、「契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない」としている。

#### (イ) 堺市における再委託の取扱い

堺市においても、再委託のうち一括再委託（いわゆる「丸投げ」）及びその類似行

---

<sup>20</sup> [https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public\\_purchase/koukyou/koukyou\\_02.htm](https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/koukyou/koukyou_02.htm)

為)は、無用の中間利潤の取得を許すことになり、また、地方公共団体の契約としては、自ら業務を遂行する意思も能力もない業者を相手方とすることは好ましくないため、業務委託契約では、原則として再委託はしてはならないものとされている。

また、例外的に再委託を行う場合であっても、業務の大部分又は全部若しくは主要な部分を再委託することはできないこととしており、また、受注者と再委託先との契約にあたっては、個人情報の取扱いに関する事項などの契約事項について、再委託先に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督するよう、受注者に指導することが必要である。受注者が届出なく再委託を行っていないか指導・監督するとともに<sup>21</sup>、再委託の申し出を受けた場合は、大部分又は主要な部分の再委託でないか等よく内容を確認することを求めている（以上につき、令和4年度事務基礎講座（資料）「委託契約事務」20頁）。

なお、再委託の同意ないし承認に当たっては、以上のほか、再委託先が入札参加停止者等や入札参加除外者である場合や、入札参加除外措置に該当するような行為を行った業者である場合も再委託を受けることができないことから、再委託の同意ないし承諾の際には、これらの事項の確認も必要である（以上につき、令和4年度事務基礎講座（資料）「委託契約事務」21頁参照）<sup>22</sup>。

そして、再々委託は、許容されていない。

#### (ウ) 再委託の同意ないし承諾の手続

堺市では、再委託内容に個人情報の取扱いを含む場合と含まない場合で、再委託の同意ないし承諾の手続が異なる。再委託内容に個人情報の取扱いを含まない場合は、事前の協議を経た上で、再委託届出書の提出等の手続が必要であり、他方で、再委託内容に個人情報の取扱いを含む場合は、書面による再委託の申請と承諾が必要である。

<再委託の流れ>

堺市における再委託手続の流れは、次のとおりである。

---

<sup>21</sup> 事前の協議・届出等なく無断で再委託を行わないよう、履行体制図の確認等履行体制を十分に確認する必要がある。

<sup>22</sup> 暴排誓約書は受注者のみならず再委託先からも受領する必要がある。

## 再委託について(再委託の流れ)



### ク 入札等結果の公表について

堺市は、入札等契約事務の透明性をより一層確保し、入札等契約情報を一元化して提供することにより、市民や事業者の利便性を高めるため、予定価格が100万円を超える業務委託契約については、契約締結後に堺市ホームページにおいて入札等結果の公表(随意契約も含む。)を行っている。

また、予定価格にかかわらず、自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定(政策随契)により随意契約で契約を締結しようとするときは、当該契約の締結を予定する日の原則として1か月前までに契約の名称等を、契約締結後は速やかに締結結果を公表しなければならないとしている(堺市契約規則第12条の2)。

なお、随意契約理由については、令和4年度(監査対象年度)の時点では、根拠法令の条項のみを記載し、具体的な随意契約理由を公表していなかったが、令和4年度包括外部監査の意見を受けて、令和5年8月公表分からは、具体的な随意契約理由を記載し公表している。

### ケ 監督・検査

自治法第234条の2第1項において契約の適正な履行の確保のため、契約担当職員の監督検査義務が規定されている。

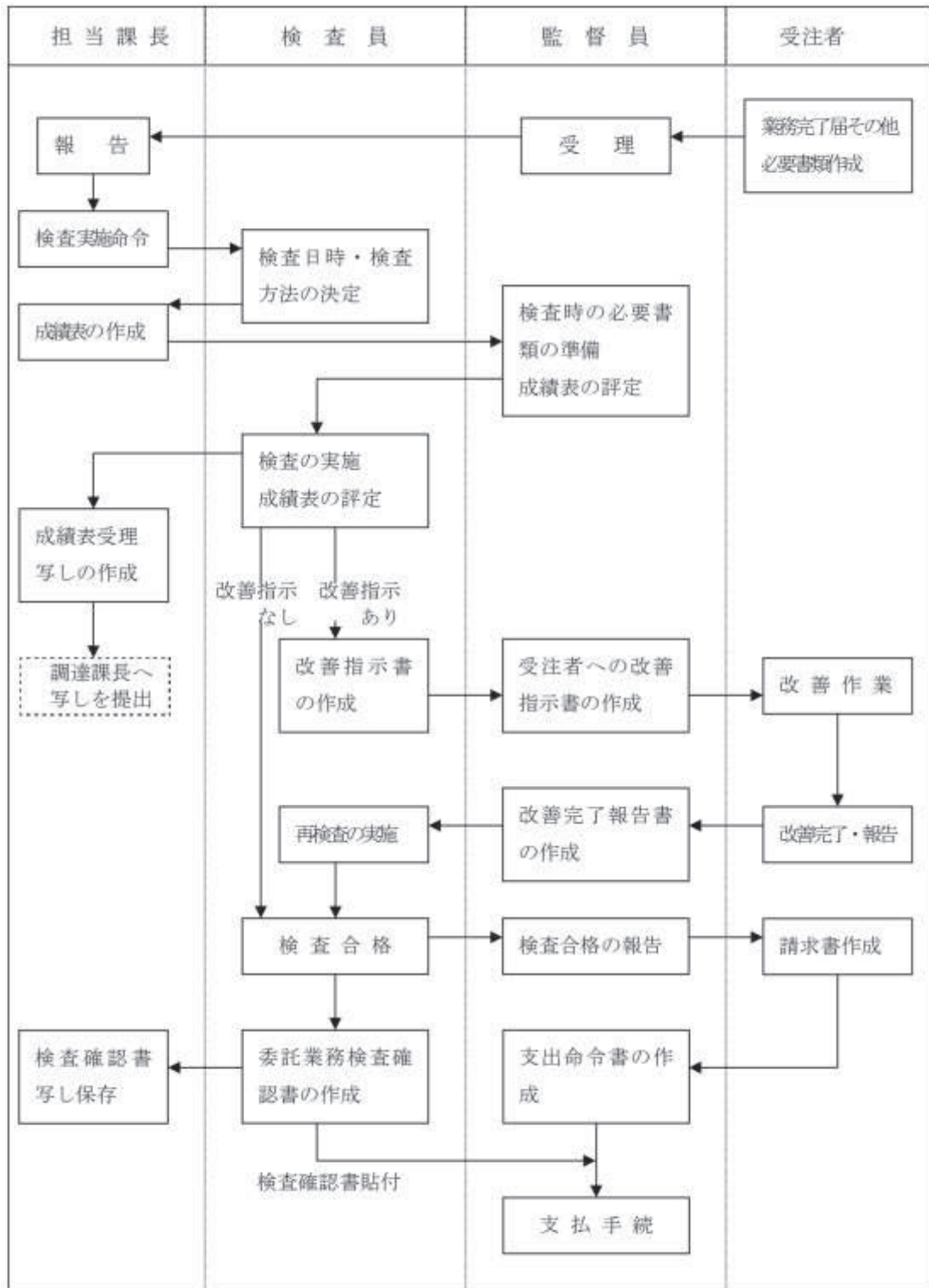


業務委託契約の締結後は、業務の担当者が「監督員」として、契約書・仕様書等の契約関係書類に基づき、主として市側の窓口役として受注者側に対し指示等を行う、履行場所に立ち会い、履行状況の確認を行うなど、必要な監督を行う必要がある。

履行が完了すれば、担当課長が任命する職員が「検査員」となり、受注者の履行内容が契約書類と合致しているかの検査を行う。なお、この検査は、履行完了の報告を受けてから(業務完了届を受理してから)10日以内に行う必要がある(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条)。堺市では、「堺市委託業務監督検査要綱」において、委託業務の適正履行の確保及び履行完了の確認を行うため、委託業務の監督及び検査について必要な事項を定めている。

検査事務の流れは、次ページのとおりである。

調達課は、「委託業務監督検査事務の手引」(令和4年11月)を作成し、所管課に、監督・検査の重要性、監督員の職務、検査員の職務、検査の事務手続、検査事務の流れの説明等をするとともに、「堺市委託業務監督検査要綱」第10条所定の「成績表」(様式第1号)、「委託業務改善指示書」(様式第2号)、「委託業務改善完了報告書」(様式第3号)、「委託業務検査確認書」(様式第4号)の記入例などを示している。



(出典：調達課「委託業務監督検査事務の手引」より抜粋)

様式 第1号 (記入例) 委託業務 成績表 担当課 ○ ○ 課

業務名		○○○センター 清掃業務 (日常清掃)		令和4年4月1日から令和5年5月31日まで		検査の種類		完了検査・部分検査(第2回)・臨時検査	
受注者名		株式会社○○○		令和4年4月1日から令和5年5月31日まで		検査の種類		完了検査・部分検査(第2回)・臨時検査	
契約金額		1,200,000 円		令和5年3月31日まで		検査の種類		完了検査・部分検査(第2回)・臨時検査	
検査項目	業務責任者を選任し、その権限で完了。 業務実施計画書はか業務に必要な関係書類を提出した。 適切な業務実施体制(連絡体制等)をとった。 業務完了後、業務完了届を提出した。 資機材・衛生消耗品の一覧を提出した。			評価(※2)	配点	点数(※3)	評定点(※4)	特記事項	
履行体制	業務責任者の対応(打合せの時期、内容等)が適切であった。			A	A: 10点	30 / 3	10 点	監督員氏名 山田 次郎	
	日ごろから良識ある言葉遣いや態度であり、信頼を得ていた。			A				B: 6点	50 / 5
勤労態度	清潔な作業服で業務に臨み、胸にも札を着けていた。			A	C: 0点	186 / 22	8.5 点		
	指定場所以外のところで喫煙しなかった。			A				C: 0点	186 / 22
履行状況	電力、水道、ガスの節電、節水等、着意に努めた。			A	C: 0点	186 / 22	8.5 点		
	別紙のとおり			A				C: 0点	186 / 22
備考(※5)	前月に口頭で受注者に対し指導した内容について、再度不適切な履行があったため。						総合評定点		

(注) ※1 各業務の仕様書等に応じた内容を記入してください。  
 ※2 内容ごとに評定成績をつけてください。なお、各内容欄の評定を行わない(監督員及び検査員の評定欄には、それぞれ斜線を引いてください)。  
 【評定成績:A(仕様書どおりの履行が確保された。)、B(市の指導を踏まえて履行が確保された。)、C(改善指示書の作成を要する不適切な履行があった。)]  
 ※3 検査項目ごとに点数を算出してください。【算出方法:検査項目中の評定成績の合計点数/検査項目中の評定項目数(小数点第2位以下上げ)】  
 ※4 点数欄の各点数(①②③)に指定倍率を乗じた上、記入してください。  
 ※5 評定成績がCの場合は、理由を記入してください。

(別紙) ※日常清掃のみ実施する月

検査項目	内容(※1)	評価(※2)	
		監督員 検査員	
履 行 状 況	日常床面(カーペット除く)	水拭き(洗剤拭き)のあとが残っていないかつた。	C
		什器、備品等に汚れの付着がなかった。	C
		幅木にモップ・雑等の汚れの付着がなかった。	A
		ブラックマーク、ヒールマーク、固着物などの付着がなかった。	A
		全体的にゴミ・埃がなく美観を保っていた。	A
	日常床面(カーペット)	目につくシミが残っていないかつた。	A
		幅木に汚れ等の付着がなかった。	A
		パイルが寝ていなかった。	A
		洗剤が残っていないかつた。	A
		全体的にゴミ・埃がなく美観を保っていた。	A
	日常壁面 その他立体面	壁面に汚れが残っていないかつた。	A
		脱換手すり、ドアノブ、窓台、サッシ等に埃、汚れがなかった。	A
		ゴミ箱・消火器・灰皿設置場所、案内板等に埃、汚れがなかった。	A
		フロアマットに土砂や埃が入り込んでいなかった。	A
		全体的にゴミ・埃がなく美観を保っていた。	A
トイ レ	大便器、小便器に汚れが残っていないかつた。	A	
	扉、壁面、洗面台、鏡に汚れ等が残っていないかつた。	A	
	床面に汚れ等が残っていないかつた。	A	
	汚物容器の内容物を処理し、容器を洗浄した。	A	
	衛生消耗品(トイレトーパーパー・水石鹸等)を適宜補充した。	B	
そ の 他	器具・洗剤ワックス等の整理整頓をきちんと行った。	C	
	分別によるゴミの運搬処理を行った。	A	

(出典：調達課「委託業務監督検査事務の手引」より抜粋)

様式 第2号

(記入例)

### 委託業務改善指示書

令和 4 年 5 月 31 日

監督員 様

検査員 氏名 塚 太郎

1	業務名	〇〇センター清掃 業務
2	受託者名	名称又は商号 株式会社 〇〇〇
3	検査年月日	令和 4 年 5 月 31 日
4	指示事項	・2階会議室床面に水拭きのあとがかなり残っているため、きれいに拭き取ること。
		・3階、4階更衣室のロッカーに洗剤が多量に付いているため、きれいに拭き取ること。
		・5階トイレの清掃器具、洗剤ワックス等が散乱していたので、整理整頓を行うこと。
5	改善完了期限	令和 4 年 5 月 31 日

(出典：調達課「委託業務監督検査事務の手引」)

## 5 契約等に関する規律（予算等との関係）

### (1) 予算

#### ア 契約と予算の関係

あらゆる契約を行う場合の前提条件として、自治法第232条の3の規定により、予算の裏付けが必要となる。支出の原因となる契約は、「支出負担行為」として、歳出予算、継続費、繰越明許費及び債務負担行為の経費の金額の範囲内で行われる必要がある。

#### イ 予算編成の流れ

堺市財務規則における、予算編成の事務の流れは、以下のとおりである。

- ① 市長は、予算編成方針を定め、局長に通知する。
- ② 財政課長は、①の予算編成方針の決定があったときは、速やかに調書の作成要領を定め、課長に通知する。
- ③ 課長は、①の予算編成方針に基づきその所管に属する翌年度の歳入歳出（ほかの課長が総括して要求するものを除く）について、当初予算要求調書等を作成し、部長の調整を受けた後、資料とともに、総務担当課長に提出する。
- ④ 総務担当課長は、提出された書類の内容について、課長の意見を聴き、必要な調整を行い、局長の決裁を受けた後、財政課長に提出する。
- ⑤ 財政課長は、提出された書類を精査し、予算の編成方針に基づいて必要な調整を行った上で、査定案を作成し、総務担当課長に内示する。
- ⑥ 財政部長は、部長から上記⑤の査定案について調整の要求があったときは、当該部長の意見を聴き、査定案について所要の調整を行う。
- ⑦ 財政局長は、局長から前項の規定による調整後の査定案に計上されなかった経費について復活の要求があったときは、当該局長の意見を聴き、所要の経費を計上するため、査定案を修正することができる。
- ⑧ 市長は、査定案について財政局長の意見を聴き、併せて査定案になお局長に異議があるときは、要求により当該局長の意見を聴き、予算案の査定を行う。
- ⑨ 財政課長は、市長の査定が終了したときは、予算案及び予算に関する説明書を作成し、決裁を受ける。
- ⑩ 財政課長は、市長が予算案を決定したときは、速やかにその結果を総務担当課長に通知する。
- ⑪ 財政課長は、予算が成立したとき又は市長が予算について専決処分をしたときは、直ちに会計管理者に通知する。

このうち、上記③の各課における当初予算要求調書等の作成に当たっては、委託契約に関しては、委託業務の仕様の策定及びこれを前提とした積算が行われる。仕様とは、業務の内容、業務内容の範囲等（頻度、程度等）、その他の業務に応じて

必要な項目を規定しており、積算の前提となるものである。積算は、客観的な積算基準があればこれにより、なければ、工数に単価を乗じた見積りや物件費・労務費等の費目別の見積りを用いる方法により、契約履行に必要な金額の算定が行われる。

## (2) 継続費及び債務負担行為

通常の前算は、自治法第208条の規定により、単年度前算となり、その会計年度内に、対外的な契約締結手続を開始し、契約の履行を終える必要がある。単年度内に入札事務から契約の履行を終えることができないような場合には、同法第214条の規定により、債務負担行為として前算措置をすることが必要となる。複数年契約が必要な場合は、同法第212条の規定による継続費又は債務負担行為として前算措置が必要となる。

## (3) 長期継続契約

### ア 長期継続契約についての法令の定め

自治法第234条の3は「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の前算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」としている。これを受けて、自治法施行令第167条の17は「地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとする。」としている。

### イ 長期継続契約についての堺市における条例・要綱等の定め

上記の法令の定めを受けて、堺市では、下記の2つを条例で定めている（堺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの</li><li>(2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるため、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの</li></ul> |
|---|

そして、「堺市長期継続契約の締結に関する要綱」は、上記第2号に該当する契約

を、次のとおり、定めている。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ・建物清掃業務         | ・特殊設備の運転管理業務    |
| ・警備業務（機械警備を含む。） | ・樹木管理業務         |
| ・防災設備保守点検業務     | ・受付案内業務         |
| ・冷暖房設備保守点検業務    | ・給食調理業務         |
| ・設備運転監視業務       | ・電子計算機等管理業務     |
| ・附帯施設の遠隔監視業務    | ・その他市長が必要と認める業務 |
| ・自家用電気工作物保安管理業務 |                 |

また、「長期継続契約に係る事務取扱基準」は、上記「その他市長が必要と認める業務」として、以下の業務を定めている。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ・エレベータ設備保守点検業務 | ・建物環境衛生業務           |
| ・清掃工場運転・保守管理業務 | ・旅券申請受付・交付等業務       |
| ・資源ごみ等収集運搬業務   | ・戸籍・住民票等の窓口受付・入力等業務 |

## 6 堺市の委託契約にかかる組織体制等

### (1) 財政局契約部調達課

堺市において、委託契約に係る契約事務を所管する部局は、調達課である。ただし、上下水道局においては委託契約に係る契約事務の一部を上下水道局サービス推進部事業サポート課（以下「事業サポート課」という。）にて別途所管している。

調達課は、業務委託等に係る契約制度の企画及び調整、入札参加資格の審査、契約事務の指導、入札の執行、プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の事務手続に係る企画及び調整などを担当している。なお、委託契約の締結事務自体は、各事業の所管部局において実施され、随意契約の公表も、原則として各所管部局が実施している<sup>23</sup>。

また、堺市においては、堺市調達契約事務審査委員会及び堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会が置かれており、それぞれ、次に列記した事項を担っている。

#### ① 堺市調達契約事務審査委員会

- ・委託契約を指名競争入札に付するときの指名業者の選定及び随意契約に

<sup>23</sup> ただし、情報システム関連は、全て、ICTイノベーション推進室においてより専門的なチェックを行う運用としている。

付するときの見積人の選定に係る審査に関すること。

- ・ 堺市における調達契約の課題の解決等に係る検討に関すること。

② 堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会

- ・ 事業者の選定に係る審査基準の審議に関すること。
- ・ 事業者の選定に係る提案書等の審議及び審査に関すること。

## (2) 上下水道局サービス推進部事業サポート課

上下水道局においては、事業サポート課が、業務委託等に係る契約制度の企画及び調整、入札参加資格の事前(事後)審査、契約事務の指導、入札の執行、プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の事務手続に係る企画及び調整などを担当している。なお、調達課の所管と異なる点として、入札により締結する契約の締結事務や随意契約の公表を、所管課ではなく事業サポート課において行っており、一方で事業サポート課は入札参加有資格者の名簿登録に関する事務は行っていないという点がある。また、上下水道局においては、堺市上下水道局入札参加資格等審査委員会及び堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会が置かれており、それぞれ、上記①②と同様の事項を担っている。

## 7 堺市における委託契約事務に関連する例規等

委託契約に関連する堺市の条例，規則，要綱等は，以下のものが挙げられる。

### <上下水道局以外が行う契約に適用されるもの>

条 例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 議会の議決を要する契約及び財産の取得又は処分に関する条例</li><li>・ 堺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例</li></ul>
規 則	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 堺市契約規則</li><li>・ 堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則</li><li>・ 随意契約によることができる契約に関する規則</li><li>・ 堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則</li></ul>



<p>要綱・要領・ ガイドライン等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市物品調達，委託等入札参加資格登録事務取扱要綱</li> <li>・ 堺市長期継続契約の締結に関する要綱</li> <li>・ 堺市調達契約事務審査委員会要綱</li> <li>・ 堺市委託契約事務取扱要綱</li> <li>・ 堺市委託業務に係るプロポーザル方式の実施等に関する要綱</li> <li>・ 堺市委託業務に係る総合評価一般競争入札の実施等に関する要綱</li> <li>・ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱</li> <li>・ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱</li> <li>・ 堺市電子入札運用基準（物品調達及び業務委託）</li> <li>・ 堺市電子入札案件における紙入札運用基準（物品調達及び業務委託）</li> <li>・ 入札及び契約業務に係る不当な働きかけ等に関する対応方針</li> <li>・ 堺市調達方針</li> <li>・ 堺市調達契約事務審査委員会事務局長専決規程</li> <li>・ 堺市入札談合に関する情報の取扱いに関する要綱</li> <li>・ 堺市委託業務監督検査要綱</li> <li>・ 堺市委託業務に係るプロポーザル方式実施要領</li> <li>・ 堺市建物清掃業務に係る総合評価一般競争入札の実施等に関する要綱</li> <li>・ 堺市業務委託契約に係る入札時最低賃金確認調査制度事務取扱要領</li> <li>・ 堺市随意契約ガイドライン（業務委託関係）</li> </ul>
---------------------------	--

<上下水道局が行う契約に適用されるもの>

<p>条 例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議決を要する契約及び財産の取得又は処分に関する条例</li> <li>・ 堺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例</li> </ul>
<p>規 則</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市上下水道局契約規程</li> <li>・ 堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程</li> <li>・ 堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規程</li> </ul>
<p>要綱・要領・ ガイドライン等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市上下水道局長期継続契約の締結に関する要綱</li> <li>・ 堺市上下水道局入札参加資格等審査委員会要綱</li> <li>・ 堺市上下水道局委託契約事務取扱要綱</li> <li>・ 堺市上下水道局委託業務に係るプロポーザル方式の実施等に関する要綱</li> <li>・ 堺市上下水道局委託業務に係る総合評価一般競争入札の実施等に関する要綱</li> <li>・ 堺市上下水道局委託業務に係る総合評価一般競争入札庁内委員会要綱</li> <li>・ 堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱</li> </ul>

## 8 堺市における委託契約の全体像

### (1) 堺市における歳出総額に占める委託費の割合

#### ア 委託契約に関する支出の推移

堺市の一般会計における歳出総額と、そのうち委託契約に関する支出額の推移は以下のとおりである。

		一般会計 歳出総額 (決算額)	一般会計 うち物件費 (決算額)	契約金額ベースの 委託契約に関する 支出額
監査 対象 年度	令和4 年度	4467.3億円	551.5億円	359.7億円
監査 対象 年度 以前	令和3 年度	4615.3億円	521.2億円	343.5億円
	令和2 年度	5095.3億円	472.0億円	316.9億円
	令和元 年度	4181.7億円	455.8億円	281.9億円
	平成30 年度	4017.5億円	421.8億円	257.6億円

※ 右列の「契約金額ベースの委託契約に関する支出額」には、特別会計に属する支出も含んでいる。具体的範囲については後記参照

#### イ 上記表の各項目の解説

##### (ア) 左欄（「歳出総額」）

各年度の決算書記載の一般会計の歳出総額を記載したものである。令和2年度から令和3年度にかけて、一時的に、一般会計の歳出総額が多くなっている。これは、新型コロナウイルス感染症対策の関連経費が増大したためのものである。令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策の施策が減少しつつも、継続されたものもあり、また、物価高騰対策などがなされ、新型コロナウイルス感染症拡大以前と比較したとき、歳出総額は、依然、高い状況となっていることが伺える。

##### (イ) 中欄（「うち物件費」）

決算説明資料の「性質別決算額」の「物件費」<sup>24</sup>の額を記載したものである。基本的に委託契約による委託費の支出はここに含まれる。令和4年度の「物件費」は、歳

<sup>24</sup> 物件費は、「人件費」・「維持補修費」・「扶助費」・「補助費等」にあてはまらないものの総称的に用いられている。委託契約に伴う支出もその一つである。

出総額の約12%を占めている。

#### (ウ) 右欄（「契約金額ベースの委託契約に関する支出額」）

これは委託契約に関する支出のうち、工事に関する設計・測量等の業務委託，訴訟等に係る委任契約，人材派遣契約，指定管理者への指定管理料は除外し，予定価格が100万円を超える案件を抽出して契約金額を合計（単価契約の場合は，契約単価×当初予定数量を計算）<sup>25</sup>したものを記載している。調達課が，毎年度，庁内照会を行って得られた集計結果<sup>26</sup>である。この庁内照会では，特別会計に属する支出が，一部，含まれている（特に国民健康保険事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医療事業特別会計に属する歳出が相応にある）。そのため，一般会計に属する支出は，特別会計分を減じた額になる（当該庁内照会では，一般会計・特別会計の区別がなされていないため，この監査にあたってはそれに関する確定的な集計は行わなかった）。

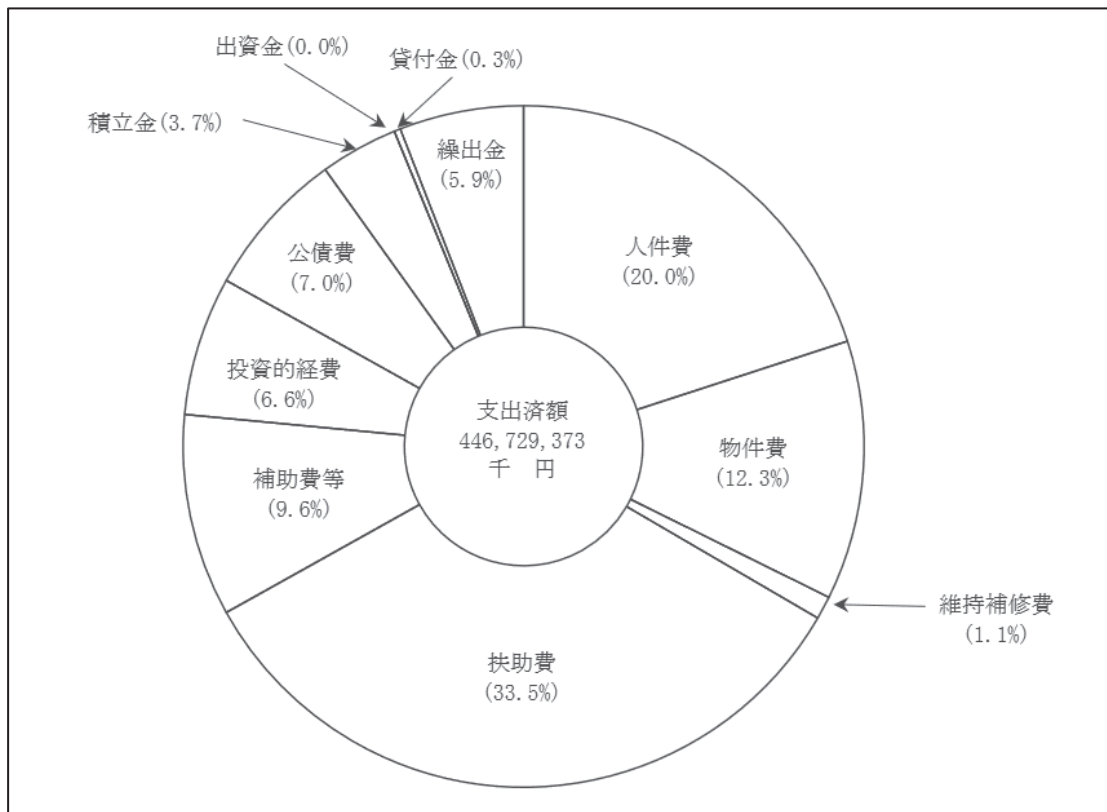
#### ウ 一般会計歳出総額（全体像）との関係

令和4年度の一般会計歳出総額（全体像）は次ページのグラフのとおりである。

---

<sup>25</sup> 【対象】履行期間が当該年度に係るもので，予定価格が100万円を超える契約，【集計している金額】当初契約金額（ただし長期継続契約及び債務負担行為による複数年契約については，当該年度の決算額）

<sup>26</sup> 庁内照会は，「決算額」ではなく「契約金額」での集計が行われており，その数字を用いた。変更契約等を経た後の，実際の歳出額（決算額）はこれより多いもの（また，少ないもの）があること，予定価格100万円以下の契約はそもそも集計から除外されていることから，委託契約に関する支出の正確な総額は，いくぶん多いことが想定される。他方で，予定価格100万円以下の契約を含めた合計を整理しようとする追加の照会調査が必要となるため，それは行わないこととした（統計上の概数把握としては，上記で足りると考えた。）。



## (2) 業務委託契約における契約手法別の統計

調達課では、毎年、予定価格が100万円超の業務委託案件について全庁照会の上、整理している（ただし、上下水道局の実績を除く。）（また、工事に関する設計・測量等の業務委託、訴訟等に係る委任契約、人材派遣契約、指定管理者への指定管理料は除く。）。令和4年度の照会結果は、次ページのとおりである。

契 約 別		件数	契約金額（円）	全体に占める割合【件数】	全体に占める割合【契約金額】
入 札	一般競争入札	596	7,737,466,303	46.1%	21.5%
	総合評価 一般競争入札	16	1,303,594,763	1.2%	3.6%
	指名競争入札	33	2,185,194,000	2.6%	6.1%
随 意 契 約	随意契約 (1者随契)	520	17,085,438,443	40.2%	47.5%
	随意契約 (公募型プロポーザル)	104	4,769,329,041	8.1%	13.3%
	随意契約 (見積合わせ)	7	2,597,005,064	0.6%	7.2%
	一般競争入札不調 による8号随契	16	283,444,086	1.2%	0.8%
総計		1,292	35,961,471,700	100.0%	100.0%

### 第3 監査対象契約及び契約所管部局課の一覧等と契約抽出方針

#### 1 抽出方法

予備調査において、契約金額500万円以上の委託契約の一覧をベースとして、監査対象とする委託契約の抽出を行った<sup>27</sup>。その結果、後記3記載の35件の委託契約が監査対象となった。

#### 2 監査対象契約の抽出に当たって採用した考え方

監査対象の抽出に当たっては、以下の観点から、抽出を行った。

- (1) 所管部局（市長部局と教育委員会事務局，上下水道局）で，偏りがないようにする。
- (2) 一般会計に属するもの，特別会計に属するものについて，偏りがないようにする。
- (3) 契約相手方の選択手段として，一般競争入札，総合評価一般競争入札，指名競争入札，随意契約（2号，6号，8号等，プロポーザル方式）などがあるところ，これらにつき可能な限り偏りがないようにする。
- (4) 予備調査段階における第一次抽出契約について行ったアンケート（前記第1の8(2)ア(イ)のアンケート）の結果や，本調査段階における同イのヒアリング結果等を踏まえて，なるべく契約金額の大きい契約で，かつ，監査の視点において示した問題が生じているリスクが大きいと思われた契約<sup>28</sup>を抽出する。
- (5) なお，PFI方式の契約には運營業務が含まれるものが少なくないが，同方式に特有の論点が多すぎるため，本監査における監査対象からは除外した。
- (6) また，平成15年の自治法改正により「公の施設」の管理委託制度は指定管理者制度に移行されたため純粋な「契約」ではなくなっていること及び堺市の規模の大きさから指定管理者の指定に伴う協定は独立した監査テーマとするのがふさわしいため，指定管理者の指定に伴う協定も監査対象から除外した。
- (7) 加えて，昨年度の包括外部監査のテーマが「外郭団体」であり，外郭団体との間で随意契約によって締結されている委託契約については，昨年度重点的に監査を行ったため，本年度の監査対象からは除外した。

<sup>27</sup> ただし，予備調査を行った令和5年4月ないし6月の時点では，暫定的に令和3年度の当該一覧表を受領し，その後に令和4年度の委託契約の一覧を得て，監査対象の一部を入れ替える等している。

<sup>28</sup> 契約相手方が長期にわたり固定している，入札公告日から入札日までの期間が短い，入札参加者が少ない，落札率が高い，随意契約において見積書を1者からしか入手していない，再委託がされている，変更契約がされているなど

(8) さらにマイナンバーカードに何らかの関連性を有する委託契約など、国の方針などにより自治体としての業務の内容が流動的で現時点で監査を行うのに適さないと思料される契約や、医師会などを相手方とする一般的にリスクが低いと思われる契約は除外した。

### 3 監査対象契約及び契約所管課一覧

監査対象契約及びその契約所管課の一覧は、次のとおりである。

<監査対象契約及び契約所管課一覧>

	契約名	相手方名	所管局	所管課
1	「広報さかい」全戸宅配業務	株式会社 YDS 府下南部地区本部	市長公室	広報課
2	「広報さかい」企画制作業務	株式会社エトレ	市長公室	広報課
3	堺市市民活動コーナーにおける市民活動支援業務	特定非営利活動法人大阪 NPO センター	市民人権局	市民協働課
4	男女共同参画交流の広場運営業務	有限会社フェミニストカウンセリング堺	市民人権局	男女共同参画推進課
5	堺市博物館受付案内業務	株式会社エー・エス・ジー	文化観光局	学芸課
6	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務	株式会社 SYC	環境局	環境業務課
7	一般廃棄物（し尿）収集運搬業務	堺市環境事業協同組合ほか	環境局	環境業務課
8	堺区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）	泉都興業株式会社	環境局	環境業務課
9	新型コロナウイルスワクチン集団接種運営等業務	株式会社南海国際旅行	健康福祉局	感染症対策課
10	国民健康保険等統合コールセンター業務	りらいあコミュニケーションズ株式会社	健康福祉局	国民健康保険課・医療年金課
11	堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営業務	株式会社パソナ	健康福祉局	地域共生推進課
12	斎場火葬運営業務	太陽築炉工業株式会社	健康福祉局	斎場

13	堺市子育て事務センター運營業務 (子どものための教育・保育給付支給 認定等に関する業務)	株式会社パソナ	子青局	幼保推進課
14	さかいっこひろば運營業務	公益財団法人大 阪 YMCA	子青局	子ども育成 課
15	堺市子育て事務センター運營業務 (妊婦及び産婦・乳児一般健康診査等 費用助成に関する業務)	株式会社パソナ	子青局	子ども育成 課
16	堺市子育て事務センター運營業務 (児童手当等に関する業務)	株式会社パソナ	子青局	子ども家庭 課
17	さかい JOB ステーション運營業務	一般財団法人大 阪労働協会	産業振興局	雇用推進課
18	堺市伝統産業ブランド創出促進業務	株式会社リアル ジャパンプロジ ェクト	産業振興局	地域産業課
19	堺旧港親水護岸利活用検討支援業務	日本工営都市空 間株式会社	建築都市局	ベイエリア 推進担当
20	令和4年度 堺市立地適正化計画策定 にかかわる検討支援業務	株式会社地域計 画建築研究所	建築都市局	都市計画課
21	放置自転車等対策・撤去運搬・保管返 還業務	ミディ総合管理 株式会社	建設局	自転車対策 事務所
22	土木施設緊急対応業務 (単価契約)	大阪環境整備協 同組合	建設局	西部地域整 備事務所
23	消防行政統合システム保守管理業務	株式会社日立製 作所	消防局	通信指令課
24	消防救急無線保守管理業務	富士通 Japan 株 式会社	消防局	通信指令課
25	堺市放課後児童対策事業 (のびのびル ーム) 管理運營業務 (西区)	株式会社 CLC	教委事務局	放課後子ど も支援課
26	堺市放課後子ども総合プラン事業 (堺 っ子くらぶ) 管理運營業務	株式会社トライ グループ	教委事務局	放課後子ど も支援課
27	図書館資料整理業務	ナカバヤシ株式 会社	教委事務局	中央図書館 総務課
28	本庁舎等屋外警備業務	株式会社エー・ エス・ジー	総務局ほか	総務課 ほか



29	本庁舎屋内警備業務	Nビルテック有 限会社	総務局	総務課
30	本庁舎清掃業務	株式会社大阪建 物管理	総務局	総務課
31	泉北水再生センター施設維持管理業務	株式会社カンキ ョウ	上下水道局	三宝水再生 センター
32	石津水再生センター施設維持管理業務	東洋メンテナンス 株式会社	上下水道局	三宝水再生 センター
33	堺市南部下水道管路施設維持管理等業 務	共同企業体（詳 細は各論参照）	上下水道局	西部下水道 サービスセ ンター
34	堺市北部下水道管路施設維持管理等業 務	共同企業体（詳 細は各論参照）	上下水道局	西部下水道 サービスセ ンター
35	三宝水再生センターほか施設維持管理 業務	東洋メンテナンス 株式会社	上下水道局	三宝水再生 センター

※ なお「子ども青少年局」は上記表では「子青局」と、「教育委員会事務局」は「教委事務局」という略称で記載している。

## 第4 包括外部監査による指摘事項等のまとめ

### 1 全体的な指摘事項等

項目	番号	指摘事項等
契約相手方の固定化について	意見 1	契約相手方の固定化の改善策について (入札参加者が低調で、長期間同一事業者との契約が続いている案件については、入札に参加しなかった事業者にアンケート等を行い、構造的要因を把握し、入札参加資格、設計価格、発注単位(分割発注の可否など)、時期の見直し等の参考とし、競争性を高めるための改善を図るべきである。)
再委託について	意見 2	再委託に係る手続の周知徹底について (庁内で、再委託に係る手続についての十分な理解が共有されていない可能性があるといえるから、マニュアル及び研修資料を用いて再委託に係る手続の周知徹底を図るべきである。)
	意見 3	再委託申請書の参考様式の充実化について (再委託予定金額や再委託の理由といった重要な事実について確認漏れを防ぎ、その内容を文書で保存するため、再委託申請書の参考様式の充実化を行うべきである。)
監督及び検査について	意見 4	監督・検査事務の的確な理解と実施について (各所管課において監督検査事務に誤りが認められることから、監督員による監督事項及び検査員による検査事項の違い及び成績表の「評定」欄にいずれが記載すべきかの考え方について、各所管課に分かりやすく説明する内容の手引の改訂等を検討すべきである。)

### 2 所管課・調達課に対する指摘事項等

契約番号	所管部局課	番号	指摘事項等
No. 1	市長公室・広報戦略部 広報課	指摘 1	個人情報を取り扱う内容の業務の再委託について (受注者から再委託の相談がされ、又は、所管課の側で受注者が再委託をしようとしていることに気づいた場合には、再委託業務に個人情報の取扱いが含まれるか否かを適切に見極めた上で、所定の手続を確実にを行う必要がある。)
No. 2	市長公室・広報戦略部 広報課	意見 5	契約書における著作権者人格権の取扱いについて (委託契約書において著作権者人格権不行使について規定すべきである。)
		意見 6	モニタリングのための客観的指標について (「広報さかい」による効果をより明確に読み取ることができる指標を設定すべきである。)

No. 3	市民人権局 ・市民生活 部市民協働 課	意見 7	効果指標について (現在使用している効果指標は不適切な点もあるため、 事業目的に即した効果指標となるよう見直されたい。)
		意見 8	入札参加者を増やすための工夫について (令和 5 年度より総合評価方式による一般競争入札が行 われているが、応募者は 1 者となっている。他の事業者 が参入しにくい要因について検証し、入札参加者を増や すよう努められたい。)
No. 4	市民人権局 ・男女共同 参画推進部 男女共同参 画推進課	意見 9	オープンスペースの有効利用について (オープンスペースでは図書貸出、ビデオ貸出閲覧、PC 利用などが可能となるが、どれも利用実績は低い。提供 しているコンテンツ、媒体について、一部廃止も含め見 直し、施設、予算の有効活用を検討されたい。)
		意見 10	相談室のスペースの有効活用について (相談室は、相談利用時には広いスペースを 2 人で利用 することになる。相談希望の多い時間帯だけでも 2 組利 用できるようにするなど、相談室の有効活用を検討され たい。)
		意見 11	施設の利用状況と開設時間について (施設の利用率が全体的に低く、1 日を通して全く利用 者のいない日もある。利用者が少ない曜日や時間帯につ いては、開設時間の縮小を検討されたい。)
		意見 12	相談業務の柔軟な運営について (相談業務には女性相談の枠と男性相談の枠が設定され ているが、現在は女性の相談希望が多く、待ちが数ヶ月 にも及ぶことがある一方で、男性相談は空きがある日も ある。相談待ちが減るよう、相談枠の設定を柔軟に行う こと等を検討されたい。)
		意見 13	入札参加者を増やすための工夫について (当該契約は平成 12 年度から現在の委託業者との契約が 23 年間続いている。公募型プロポーザルになってから複 数者からの応募があったが、平成 25 年度からは 1 者応募 が続いている。より多くの業者に入札参加してもらえる よう、積極的に検証されたい。)
		意見 14	利用者アンケートの実施について (相談という業務の性質上、効果検証のためのアンケー トを実施することは難しいかもしれないが、よりよく実 態を把握し改善につなげるために、利用者アンケートの 実施を検討されたい。)
No. 5	文化観光局 ・博物館学 芸課	意見 15	受付業務の直営と委託の比較検討について (平成 10 年に直営と委託のコスト比較を行って以降、両 者の比較検討がなされていない。当時から取り巻く環境 は大きく変化している。中長期的に、コストをおさえつ つ、住民サービスの維持又は向上を図る観点から、両者 の比較検討を行われたい。)
		意見 16	効果指標の設定とその評価分析を通じた改善について (委託目的の直接的な達成度合いを測る効果指標が設定

			<p>されておらず、効果指標の評価・分析を通じた委託業務の継続的な改善・見直しがなされていない。効果指標を設定した上で当該指標の把握、分析を通じ、委託業務の継続的な改善・見直しを図られたい。）</p>
		指摘 2	<p>履行確認結果の成績表への記載について  (検査員は、履行完了を確認し、委託業務検査確認書は作成しているものの、成績表に評定した結果を記載していない。検査員は、検査完了後、検査が適切に行われたことを確認できるよう成績表に評定した結果を記載し、担当課長に報告するべきである。)</p>
No. 6	環境局・環境事業部環境業務課	意見 17	<p>契約締結方法として随意契約を用いることについて  (当該契約については、南区以外の 6 区では随意契約により契約相手方を選定し続けているが、自治法上は一般競争入札が原則であることを踏まえると、業務の適正な運営を継続的かつ安定的に確保するというを行いつつも、可能な範囲で競争性のある契約相手方選定方法を選択することが望ましい。)</p>
		意見 18	<p>業務履行状況に対する満足度（評価）が把握されていないことについて  (市民に直結するサービスであるため、市民からの苦情・クレーム件数などを内部的に集計し、分析することが望ましい。)</p>
No. 7	環境局・環境事業部環境業務課	意見 19	<p>予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -1-  (予定価格の算定過程を確認すると、労働時間等の業務実態の把握がヒアリングベースで行われている点、車両運搬具費の算定の基礎となる業務車両の耐用年数が短いと考えられる点、物件費に様々な費用を計上している上に諸経費も計上している点、事務員人件費に対しても他の直接費と同じ一般管理費率を乗じて一般管理費を算出している点など、合理的でないと思える点が見受けられた。改めて算定過程を見直されたい。)</p>
		意見 20	<p>予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -2-  (当該契約額には、効率的な収集運搬活動に要する費用に加え、収集量の減少、収集場所の点在化などを考慮した非効率手当が含まれているが、その算定過程で誤りが発生していた。正しい算定結果を用いると非効率手当の予定価額は半分以下となる。現在の算出方法が妥当かどうか改めて検討する必要がある。)</p>
		意見 21	<p>予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -3-  (業務量が減少していく中でも安定した業務体制の確保が必要であるが、その中でも委託費の精査、積算根拠となった業務実態の把握が必要である。)</p>

No. 8	環境局・環境事業部環境業務課	意見 22	指名競争入札の実質的な競争性について (一般廃棄物の収集運搬業務の公共性に鑑みて引き続き業務の適正な運営を継続的かつ安定的に確保しながらも、可能な範囲で指名競争入札参加者資格者名簿の登録者数を増やすなどして、競争性、公平性、透明性を高めた指名競争入札手続を行うべきである。)
		意見 23	業務履行状況に対する満足度(評価)が把握されていないことについて (意見 18 に同旨。)
No. 9	健康福祉局・保健所感染症対策課	意見 24	再委託に関する適正な事務処理の徹底について (業務開始後 1 年以上を経過した後の内部調査の時点まで、再委託に必要な各書面の提出や、所管課において再委託に同意する旨の意思決定に関する記録の作成・保存等が行われなかった。平時をはるかに超える事務処理の必要が生じるなどの緊急事態が発生すること自体は、今後も想定しておく必要があるといえるから、そのような事態に対応する必要が生じた場合でも事務処理誤りの発生を予防するための検証作業は必要である。)
No. 10	健康福祉局・長寿社会部国民健康保険課、医療年金課	意見 25	委託業務成績表における評定者について (「履行状況に関すること」についても、監督員は、評定を行い、これを成績表に記載する必要があるところ、本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の考查項目のうち、所定の考查項目については、契約の相手方の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の考查項目と見るのが妥当で、遅くとも検査員が検査を実施する前には評定を行って、その結果を成績表に記載する必要がある。)
No. 11	健康福祉局・生活福祉部地域共生推進課	意見 26	契約保証金の免除について (本委託契約と受注者に以前委託した業務内容を厳格に見ると、これらが「同種」とであると認められるかどうかについて疑義があり、本業務が、コロナ禍下において、急遽、国において実施が決定されたものであって、受注者の確保に困難が予想されたことを踏まえても、受注者との間で本委託契約を締結するに当たって、契約保証金を免除することなく、原則どおり、契約保証金を納付させることが望ましかったと思われる。)
		意見 27	委託業務成績表における評定者について (「履行状況に関すること」についても、監督員は、評定を行い、これを成績表に記載する必要があるところ、本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の考查項目のうち、所定の考查項目については、契約の相手方の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の考查項目と見るのが妥当で、遅くとも検査員が検査を実施する前には評定を行って、その結果を成績表に記載する必要がある。)

No. 12	健康福祉局 ・健康部斎場	意見 28	2号随契の理由の相当性について (故障対応等の一部のみを切り出して、火葬炉メーカーに委ねた上で、残りの事業については、総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザルで受注者を選定するか、指定管理者制度の導入等を検討し、その選定基準において、火葬炉の修理について速やかに対応できる体制が確保できることや委託料の多寡等も評価することとすることで、所管課の遅滞なく火葬を執り行うという火葬場の責務を果たすことができなくなることが「万が一にもあってはならない」という抽象的な懸念についても対応をしつつ、委託料が固定化している現状を改善することもできるように思われる。)
		意見 29	委託料の合理化・効率化に向けた動機付けについて (平成30年度以降、委託料はほぼ固定化されており、委託料の多寡も評価要素とする総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザルで受注者を選定するか、仮に随意契約(1者随契)であったとしても、その見積額の妥当性を吟味するために参考見積りを取る等の対応を検討すべきである。)
		意見 30	見積書の記載の精度について (受託者から予定価格及び翌期の契約額決定のための資料として提出される見積書の記載が客観的かつ検証可能な程度な精度に至らないというべきである。)
		意見 31	委託業務成績表における評定者について (「履行状況に関すること」についても、監督員は、評定を行い、これを成績表に記載する必要があるところ、本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の考查項目のうち、所定の考查項目については、契約の相手方の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の考查項目と見るのが妥当で、遅くとも検査員が検査を実施する前には評定を行って、その結果を成績表に記載する必要がある。)
		意見 32	モニタリングのための客観的指標について (例えば、事故件数等の事故なく葬送を実施できたかどうかについての指標を用いて測定したり、受注者から、葬送を円滑に実施するための改善提案を毎月提出してもらい、その実現状況を評価・分析することで、本業務の目的達成に向けた改善の状況を確認したり、想定される仕事量に対する実際の仕事量割合や、当該業務の具体的な作業工数を分析・検討した上で、これと実際の作業実績を比較するような指標を定め、分析することで、より効率的かつ円滑な葬送の実施を実現できているかを測定することが考えられる。)
No. 13 No. 15 No. 16	子ども青少年局・子育て支援部幼保推進課、子ども青少	意見 33	本件委託契約の効果の具体的かつ明確な評価の実施について (子育て事務センター事業において想定される効果についてより具体的かつ明確な評価を実施できる方法について検討が行われるべきである。)

	年育成部子ども育成課，子ども青少年育成部子ども家庭課	意見 34	受注者が作成した業務マニュアルの著作権について (業務マニュアル等の著作権については堺市に帰属し，かつ受注者は著作者人格権を行使しないことを具体的に仕様書に規定するべきである。)
		意見 35	受注者による疑義照会について (受注者からの疑義照会があった場合は，業務への負担も考慮の上，必要に応じて所管課内にて効率的に共有するための方法について検討することが望ましい。)
		意見 36	受注者によるミス・ヒヤリハットについて (ミス・ヒヤリハットについて堺市と受注者との間で効率的な共有方法の検討がなされることが望ましい。)
No. 14	子ども青少年局・子ども青少年育成部子ども育成課	意見 37	業務の履行状況の確認について (委託業務の履行状況に問題がある際の指導・改善について，具体的な内容を文書に記載されるべきである。)
		意見 38	さかいっこひろば内の情報提供の方法について (チラシ等で提供する情報を分類するなど，より分かりやすい情報提供を心がけるべきである。)
No. 17	産業振興局・産業戦略部雇用推進課	意見 39	受注者の募集に対する応募が 1 者にとどまる状況への対応策について (入札参加業者，入札参加資格がありながら参加しなかった業者へのヒアリングを行い，応募者数を増加させる方策について検討されたい。)
		意見 40	本件委託契約の効果を高めるための客観的指標の追加について (利用者数を増やすための方策についても効果指標を設定するなど，利用者数増加に向けた事業者の動機付けを検討されたい。)
		意見 41	南サテライトの活用について (南サテライトの必要性・重要性の程度について業務実績を示す数値等から明らかになるよう，業務完了報告書の記載事項の改善に関する受注者との協議等を検討されたい。)
No. 18	産業振興局・産業戦略部地域産業課	指摘 3	再委託についての適正な手続の徹底について (契約の履行についての再委託についても再委託の審査・確認の必要がないと判断したのであれば，その旨が明確になるよう契約書の条項を追記するなどの対応を検討されたい。)
No. 19	建築都市局・都心未来創造部ベイエリア推進担当	意見 42	「環境整備費」など委託料以外の費用の徴収について (価格点に反映されない収入の収受を許すのであれば，企画提案の趣旨を損なわない範囲で仕様書にその旨が分かるように記載するなど，留意をされたい。)
		意見 43	「環境整備費」の収支報告について (業務委託料以外の費用徴収を認めるのであれば，委託業務完了までの間に適切な収支報告を求めるべきである。)
		意見 44	成績表の記載の充実化について (成績表の評定に際しては，できるだけ理由を記載する

			よう検討されたい。)
		指摘 4	再委託金額の記載について (再委託の可否を検討するに当たっては、再委託金額の記載のある書類を取得されたい。)
		意見 45	予定価格設計時に入手した参考見積書について (予定価格設計時に業者から見積りを取得するに際しては、明細を取得して適切な予定価格を積算すべきである。)
No. 20	建築都市局 ・都市計画 部都市計画 課	意見 46	入札募集時の説明について (過年度の成果物が閲覧可能であり、閲覧することにより適切な価格算出に資するものがあれば、募集の段階でその旨注記をされたい。)
		意見 47	成績表の記載の充実化について (成績表の評定に対しては、できるだけ理由を記載するよう検討されたい。)
		意見 48	予定価格設計時に入手する参考見積書の利用方法について (予定価格設計書は、過程が明らかになるように作成し、次期以降にも活用できるよう検討されたい。)
No. 21	建設局・サイ クルシテ ィ推進部 自転車対策 事務所	意見 49	契約相手方選定方法(6号随契)の妥当性について (堺市立自転車等駐車場の指定管理者との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠に随意契約が締結されているが、同号該当性を基礎づけるには根拠が不十分であり、競争性の確保、有効性、経済性の観点からも合理性に乏しい。当該業務は、指定管理業務とは切り離して事業者を選定すべきである。)
		指摘 5	再委託申請書の適正化について (再委託申請書の再委託予定金額に、受注者の人件費、事務費が含まれていることが推測される。実際に再委託先に支払う予定の金額を記載するよう、委託事業者と協議されたい。)
		意見 50	啓発誘導員の柔軟な配置について (放置禁止区域内で放置自転車に対する啓発等活動を行う啓発誘導員の配置が、撤去台数に必ずしも比例的でない状況が見られた。各駅前の商業施設の業種や地域の特性を踏まえつつ、啓発誘導員の配置の効果を検証し、限られた予算の中で最も成果が上がる方法となるよう検討されたい。)
		指摘 6	放置自転車撤去運搬業務の作業報告書(日報)の様式の見直しについて (作業報告書(日報)の様式に、保管場所間の移動や街頭啓発活動など、撤去運搬以外の業務を記載する箇所がない。そのため、仕様書が要求する撤去運搬以外の業務が実施されたことが、作業報告書(日報)で確認できない。1日の作業状況が明らかとなるよう作業報告書(日報)の様式を見直されたい。)



No. 22	建設局・土木部西部地域整備事務所	要望 1	入札における競争性確保について (一般競争入札により契約相手方を選定しているものの、入札参加者は長年 1 者のみとなっている。競争性確保のため、競争入札参加資格要件における機材の縛りを無くすことを検討すべきである。また事業者にはヒアリングを行い、実態を踏まえた上で競争性を高めるための施策を検討すべきである。)
		指摘 7	使用機材と再委託の確認について (業務実施後に事業者が作成する報告書に掲載された機材と現場状況の写真を閲覧したところ、業務実施計画書に掲載のないナンバーの車両の写真が見受けられた。事業者が作成する報告書には、業務実施計画書に掲載している車両を写すよう指導するとともに、車両の買替え等が発生した場合には、業務実施計画書の変更や届出を求めるべきである。)
No. 23	消防局・警防部通信指令課	意見 51	システム障害一覧案件への対応管理について (ベンダーは、障害発生後、処置完了までの詳細な対応状況を、障害管理一覧に記載できていなかった。消防行政統合システムには高い信頼性が求められる。対策版リリースまでの期間が数か月になるのであれば、処置漏れがないよう、障害管理一覧に、暫定対策の進捗状況を詳細に記載管理すべきである。)
No. 24	消防局・警防部通信指令課	意見 52	予定価格の積算について (予定価格は参考見積書価格から減額となっているが、減額理由や見積単価の妥当性につき検証した証跡がない。当該契約は、1 者(特命)随意契約のため、見積額の合理性についてより慎重に検討すべく、見積額の妥当性を判断した根拠等を記録することが望ましい。)
No. 25 No. 26	教育委員会事務局・地域教育支援部放課後子ども支援課	意見 53	「事業の自己評価シート」の活用について (課題は事業者や指導員と共有し、改善されたい。年度中間にも提出させたり、否定的な評価の細目まで記載させたりするなど、取得時期や書式についても工夫されたい。)
		意見 54	保護者アンケートについて (自己評価シート(ルームの主観的評価を記載)と同時期に回収し、これと保護者による客観的評価とを対照することで、各ルーム・指導員の質の向上に活かすべきである。)
		意見 55	委託業務成績表について -1- (審査項目(評定)の具体的な理由を記載し、不備の内容が一見して明らかになるようにすべきである。また、より詳細で具体的な審査項目の追加も検討すべきである。)
		指摘 8	委託業務成績表について -2- (検査員は、検査完了後、検査が適切に行われたことを確認できるよう成績表に評定した結果を記載し、担当課長に報告すべきである。)

No. 27	教育委員会事務局・中央図書館総務課	意見 56	より効果的な効果指標の設定について (受注者の業務遂行能力・努力等によって評価に影響が現れる項目を効果指標として設定するべきである。)
		指摘 9	委託業務成績表の記載者について (堺市委託業務監督検査要綱の定めに従い、委託業務の検査は検査員が自ら行うべきである。)
		意見 57	自動貸出装置等の導入について (IC タグ、自動貸出装置、自動返却装置の導入により窓口業務の自動化して作業の負担軽減や効率化、利用者の利便性の向上を実現すべきかどうか、積極的に検討されたい。)
No. 28	総務局・行政部総務課,	意見 58	打合せ簿の作成について (業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。また、業務実施中に打合せを実施した場合も、同様に、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。)
	財政局・財政部財産活用課,	意見 59	事故・苦情対応簿の作成について (事故・苦情等の記録について特に決まった様式がなく、責任の所在が不明確となったり、対応が不十分なまま放置されるといったおそれがあることから、いつどのような事故や苦情が起こり、誰がどのように対処したかを記録した、事故・苦情対応簿を作成することが望まれる。)
	建築都市局・都心未来創造部都心活性化担当	意見 60	委託業務成績表の記載について (委託業務成績表の作成に当たり、評価が C の場合は備考欄に理由を記載するとされている。同様に、評価が B の場合においても、何らかの不備があったことを考慮して B とされたと考えられることから、備考欄もしくは意見欄に理由及び顛末を記載しておくことが望まれる。)
No. 29	総務局・行政部総務課	意見 61	打合せ簿の作成について (業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。また、業務実施中に打合せを実施した場合も、同様に、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。)
		意見 62	事故・苦情対応簿の作成について (事故・苦情等の記録について特に決まった様式がなく、責任の所在が不明確となったり、対応が不十分なまま放置されるといったおそれがあることから、いつどのような事故や苦情が起こり、誰がどのように対処したか

			を記録した、事故・苦情対応簿を作成することが望まれる。)
		意見 63	委託業務成績表の記載について (委託業務成績表の作成に当たり、評価が C の場合は備考欄に理由を記載するとされている。同様に、評価が B の場合においても、何らかの不備があったことを考慮して B とされたと考えられることから、備考欄もしくは意見欄に理由及び顛末を記載しておくことが望まれる。)
		意見 64	積算内訳・見積書内訳の入手について (所管課は落札者より見積書の提出を受けている。しかし、当該業務では積算は調達課が行い、所管課はその内訳を入手していないことから、金額構成が分からず、所管課において調達課及び見積書の金額の妥当性を検討することができない。調達課からも受注者からも金額の内訳を入手し、金額の検証を行うことが望まれる。)
No. 30	総務局・行政部総務課	意見 65	打合せ簿の作成について (業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。また、業務実施中に打合せを実施した場合も、同様に、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。)
No. 31 No. 32	上下水道局・下水道施設部三宝水再生センター	意見 66	総合評価方式について (価格評価点と技術評価点の配点バランスや技術評価点の下限値の必要性等の選定基準についても、庁内審査委員会で十分に議論するとともに、次回以降の参考となるよう議事録にも明確に記録されたい。)
		意見 67	1 者入札が続く状況の改善策について (入札に参加しなかった事業者に対する聞き取り調査等を通じて参入障壁を分析し、入札参加意欲を高め魅力ある業務設計や情報開示ができるよう取り組まされたい。)
		意見 68	委託業務成績表の記載の充実化について (成績表の評価根拠は、具体的なコメントを付記することで、客観性と公正性を確保した検査方法の標準化を図ること及び次期以降の業務設計の見直しやモニタリングの実効性を高めることに活用されたい。)
No. 33 No. 34	上下水道局・下水道管路部下水道保全課	意見 69	プロポーザル方式の効果検証について (受注者からの提案業務についても、適切な評価と効果検証を行った証跡を残すことで、モニタリング結果を明確にするとともに情報共有し、次期以降の業務設計にも活用できる仕組みを検討されたい。)
		意見 70	維持管理マニュアルの著作権について (業務マニュアル等の著作権が、翻案権及び二次的著作物利用権を含めて市に譲渡されること、受注者は著作者人格権を行使しないことは、当初から契約条項に盛り込

			まれるようすべきである。)
		意見 71	委託業務成績表の記載の充実化について (成績表の評定根拠は、具体的なコメントを付記することで、客観性と公正性を確保した検査方法の標準化を図ること及び次期以降の業務設計の見直しやモニタリングの実効性を高めることに活用されたい。)
No. 35	上下水道局 ・下水道施設部 三宝水再生センター	意見 72	委託料のコスト比較について (運営体制の再構築を公民連携により推進していくにあたっては、委託料や直接人件費のみならず、間接的なモニタリングコストを含め費用面への影響を定量的に分析及び検証ができるような工夫をされたい。)
		意見 73	緊急配備業務の単価契約について (前任の受注者と新規参入者の間での情報格差を無くし、公平で透明性のある競争入札を推進していくためには、仕様書上、緊急配備業務に関わる実績情報についても開示を検討されたい。)
-	財務局・契約部 調達課	意見 74	堺市調達契約事務審査委員会における審査対象外案件について (堺市調達契約事務審査委員会について、審査対象外となるものを列記している要綱につき、その規定ぶりを整理し、限定的なものとする必要がある。)

### 3 指摘事項等の分類

以下は、個別の契約ごとの発見事項の分類である（ここでは「契約名」は略称を用いている。）。

契約名	意見・指摘事項の種類				
	事業の実施・手法等のあり方	委託費の支出のあり方（金額の決定方法）	委託している事業の効果の把握	契約の相手方の選定手法の改善	その他
	・事業の枠組みやあり方の見直し統廃合等の提案 ・事業の業務水準や仕様等の改善・見直し	積算のあり方・検討・保存（見積書の入手等も含む。）	受注者から「報告」のあり方の見直し、市としての事業の効果の測定等	随意契約 一般競争入札 指名競争入札 といった契約手法に関するもの	左記以外の論点に関するもの
1 「広報さかい」 宅配					●
2 「広報さかい」 制作			●		●
3 堺市市民活動コーナー			●	●	
4 男女共同参画(略)広場	●		●	●	
5 堺市博物館受付案内	●		●		●
6 一般廃棄物（ごみ）収集運搬			●	●	
7 一般廃棄物（し尿）収集運搬		●			
8 一般廃棄物（資源）収集運搬			●	●	
9 新型コロナウイルスワクチン集団接種運営等					●
10 国民健康保険等統合コールセンター業務					●
11 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営					●
12 斎場火葬運営業務		●	●	●	●
13 子育て事務センター（子どものための教育・保育給付支給認定等に関する業務）			●		●
14 さかいっこひろば					●
15 子育て事務センター運営業務（妊婦及び産婦・乳児一般健康診査等			●		●

費用助成に関する業務)					
16 子育て事務センター 運営業務 (児童手当等)			●		●
17 さかいJOBステーション	●		●	●	
18 堺市伝統産業ブランド					●
19 堺旧港親水護岸利活用		●			●
20 立地適正化計画策定		●		●	●
21 放置自転車等	●			●	●
22 土木施設緊急対応業務				●	●
23 消防行政統合システム					●
24 消防救急無線保守管理		●			
25 放課後児童対策事業			●		●
26 堺っ子くらぶ			●		●
27 図書館資料整理	●		●		●
28 本庁舎等屋外警備					●
29 本庁舎屋内警備		●			●
30 本庁舎清掃					●
31 泉北水再生センター				●	●
32 石津水再生センター				●	●
33 南部下水道管路施設			●		●
34 北部下水道管路施設			●		●
35 三宝水再生センター		●		●	

## 第5 包括外部監査における監査の結果及び意見（共通事項）

### 1 契約相手方の固定化について

#### [意見1] 契約相手方の固定化の改善策について

##### 【事実関係】

監査対象とした契約のうち、一般競争入札を実施しているにもかかわらず、同一の相手方との契約が長期間継続しているものが、下記のとおり、存在する<sup>29</sup>。いずれの契約も直近の応札者数は1者のみであり、それ以前の応札者数も低調な状況が続いているものが多い。

番号	委託業務／契約期間	同一業者との契約継続年数	入札実施状況／参加者数
No. 22	土木施設緊急対応業務 (単年度契約)	平成22年以降 通算13年	令和3年度 一般競争入札 1者 令和2年度 一般競争入札 1者 令和元年度 一般競争入札 1者
No. 31	泉北水再生センター施設維持管理業務 (複数年契約5年)	平成24年以降 通算11年	平成29年度 一般競争入札 1者 平成26年度 一般競争入札 1者 平成23年度 一般競争入札 1者
No. 32	石津水再生センター施設維持管理業務 (複数年契約5年)	平成25年以降 通算10年	平成29年度 一般競争入札 1者 平成26年度 一般競争入札 2者 平成24年度 一般競争入札 2者
No. 35	三宝水再生センターほか施設維持管理業務 (複数年契約3年)	平成22年以降 通算13年	令和元年度 一般競争入札 1者 平成28年度 一般競争入札 4者 平成25年度 一般競争入札 5者

特に、No. 22の契約は、単年度契約であるものの長年1者のみが応札する状況が継続し、通算13年間、同一の相手方との契約が継続している状況である。入札への参加者が長年1者となっている理由について、No. 22の所管課に確認したところ、「当該業務の特殊性から市が求める業務遂行能力を満足する企業や団体が少ないことが原因」と考えているが、アンケート調査等は実施していないということであった。

##### 【意見】

一般競争入札は、公告によって不特定多数の者を誘引して競争を行わせることで、最も有利な価格（総合評価方式による場合は、最も有利な条件）を提示した者を落

<sup>29</sup> No. 31 及び No. 32 は総合評価方式が採用されている。

札者とする方式であり、機会均等の理念から公正性を確保しつつ、価格・条件の有利性を確保し得るものとされる。しかし、1者応札の場合など、応札者がごく少数にとどまる場合、競争原理が正常に働かず、契約相手方が事実上固定化されてしまう事態が生じ、その結果、公正性・有利性の確保という一般競争入札の理念が実現困難となる。

前記のような、入札参加者が低調で、長期間同一事業者との契約が続いている案件については、入札に参加しなかった事業者に聞き取り調査（アンケート調査）を行い、構造的要因の把握を行うことが有用である。国（中央官庁）や他の先進的な地方公共団体では、そういう取組が既になされている。

例えば、具体的には、入札参加者が1者である状況の続く場合や状況から判断して必要と認める場合に、入札に参加した業者のみならず、参加資格があるが参加しなかった業者へのヒアリング等を、下記のような項目について実施し、入札参加資格、設計価格、発注単位（分割発注の可否など）、時期の見直し等の参考とすることが考えられる。

<ヒアリング項目例>

- ① 本件に参加した理由（参加しなかった理由）
- ② 本件について参加者が1者であった理由として考えられる事項はあるか。
- ③ 入札参加資格は適当か。
- ④ 入札の時期、仕様等は適当であるか。

全ての案件について、ヒアリングなどの調査をすることは、コストの面から適切ではないが、庁内で一定の基準（調査が必要となる場合についての基準）又は問題事例などを研修資料等により示し、所管課においてヒアリングなどの措置をとることができるよう、堺市として全体的な改善に取り組むべきである。

## 2 再委託について

### ア [意見2]再委託に係る手続の周知徹底について

#### 【事実関係】



監査対象とした契約のうち、No. 6, No. 7, No. 8の3件については、契約書の条項上、再委託が絶対的に禁止されている。他方、これら以外の契約については、再委託を原則的に禁止しつつも「相当の理由があるとき」には再委託が許容される。

堺市における再委託の取扱いは、前記第2の4(2)キのとおりであり、契約所管課は、再委託の許否の判断に当たっては、業務の大部分又は全部、若しくは主要な部分を再委託していないか確認する必要があることはもちろんのこと、再委託の内容に個人情報の取扱いを含む場合には、一層厳格に、再委託先に対しても受注者と同様の義務を負わせる必要がある。加えて、経済的合理性のない再委託や随意契約理由と整合しない再委託<sup>30</sup>などを防止する観点から、再委託を行う合理的理由を確認するとともに、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力を有するか否か、入札参加停止者<sup>31</sup>等や入札参加除外者<sup>32</sup>あるいは入札参加除外措置に該当するような行為を行った業者に当たらないかなども確認する必要がある。

また、堺市では、再委託を許容する（同意する）場合の手続が、再委託内容に個人情報の取扱いを含まない場合と含む場合とで異なっている。①個人情報の取り扱いを含まない場合、事前の堺市との協議を経た上で、「一部再委託届出書」<sup>33</sup>の提出等を受ける必要があり、②他方で、再委託内容に個人情報の取扱いを含む場合<sup>34</sup>、事前の堺市との協議を経た上で、「一部再委託届出書」及び「再委託申請書」を受理し<sup>35</sup>、これを受けて堺市において再委託に同意することができるかどうかの審査をして許否の判断をし、再委託を許容する旨の判断がされたときは、「再委託承諾書」を受注者に発出し、その後、再委託報告書（受注者が堺市に対し再委託先との契約

---

<sup>30</sup> ただし、随意契約理由と整合しない再委託は、「主要な部分の再委託」にも当たることが多いと思われる。

<sup>31</sup> 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の規定による入札参加停止を受けた者を意味する。

<sup>32</sup> 堺市契約関係暴力団排除措置要綱第3条第1項の規定による入札参加除外を受けた者を意味する（契約書第6条第2項等）。

<sup>33</sup> 一部再委託届出書には、再委託先の商号又は名称、業務のうち再委託する部分、再委託理由、その他発注者が必要とする事項が記載される

<sup>34</sup> この場合は「個人情報取扱特記事項」を契約書に綴じこむ必要がある。

<sup>35</sup> ただし「一部再委託届出書」は、「再委託申請書」に必要事項が記載されている場合には省略できるとされている。「再委託申請書」には、再委託先の商号又は名称、再委託業務の内容、再委託理由、その他発注者が必要とする事項を記載している。

内容を書面で報告するもの) を受理する必要がある。

こうした堺市における取扱いに基づき、契約書には次のとおりの条項が置かれている。

#### 委託契約書

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。

(再委託の届出等)

第6条 前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方(以下「再委託先」という。)の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならない。ただし、別記「個人情報取扱特記事項」第7の第2項の規定に基づき再委託の申請及び承諾が行われた場合において発注者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

2 受注者が前項の規定により業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、・・・入札参加停止者及び・・・入札参加除外者並びに第19条第10号に該当する者<sup>36</sup>を再委託先としてはならない。

(2) (省略)

3 受注者は、第1項の規定により業務の一部を再委託したとき並びに受注者及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方(以下「再委託先等」という。)が、堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下単に「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

4 (省略)

※「個人情報取扱特記事項」を置く場合(上記②)は、一般的な委託契約書の第6条第1項に、ただし書きが追加される。

#### 委託契約書別記「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、堺市個人情報保護条例(平成14年堺市条例第38号。以下「条例」という。)第11条第2項の個人情報取扱事務の受託者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

<sup>36</sup> 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者を意味する。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、発注者が事前に承諾した場合に限り、受注者は、本件業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託することができる。この場合において、受注者は、再委託先に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で発注者に報告しなければならない。

## 【意見】

上記事実関係のとおり、再委託を許容する場合、一部再委託届出書と再委託申請書の少なくともいずれかの提出を受ける必要がある。今回の監査では、①一部再委託届出書又は再委託申請書の提出を受けておらず、又は再委託後に提出を受けている、②再委託予定金額欄の記載がなく、又はその金額が不適切であるなど、複数の契約で問題点が見受けられた（再委託に関して、個別の意見又は指摘を付したのものとして、No. 1, No. 9, No. 18, No. 19, No. 21, No. 22を参照）。庁内で、再委託に係る手続についての十分な理解が共有されていない可能性があり、マニュアル及び研修資料を用いて再委託に係る手続の周知徹底を図るべきである。

## イ [意見3]再委託申請書の参考様式の充実化について

### 【事実関係】

監査対象とした契約のうち、No. 19, No. 23, No. 33及びNo. 34において、受注者から再委託申請書の提出を受けていた。しかし、No. 19では、同申請書に再委託予定金額を記載するための「欄」が設けられておらず、したがって再委託予定金額が文書上明らかとされていなかった。ヒアリングにおいてその原因を確認したところ、所管課は「市政情報課が準備している再委託申請書の参考様式に、再委託予定金額を記載する欄がないため、所管課としては同書式をそのまま使用した。」と説明した。

他方、No. 23の再委託申請書では、No. 19とは異なり「再委託予定金額」欄が存在しており、現に再委託予定金額が記載されていた。これは、担当所管課において、再委託申請書の参考様式の内容を自発的に補充したものであるということであった。

また、No. 33及びNo. 34の再委託申請書でも、同様に「再委託予定金額」欄が設けられていた。ただし、「再委託をする理由」の欄が存在せず「契約期間」の欄が存在した。これは、上下水道局において独自の書式を用いたものであるということであった。以上の状況を一覧化すると、下記のとおりとなる（○は当該記載欄が存在すること、×は当該記載欄が存在しないことを表す。）。

契約番号 記載欄	No. 19	No. 23	No. 33 及び No. 34
再委託する業務/ 再委託先	○	○	○
再委託予定金額	×	○	○
再委託する理由	○	○	×
契約期間	×	×	○
再委託に係る個人情報 保護措置	○	○	○

### 【意見】

堺市が発注者となる委託契約において、「業務の全部又は大部分もしくは主要な部分」の再委託することは「できない」とされているところ（上記ア記載「起案事務の手引き」参照。）、市が受注者に支払う委託金額に対して、受注者が再委託先に支払う再委託予定金額が占める割合は、再委託が適正か否かを判断するに当たって重要な意味合いを持つ。しかしながら、No. 19では再委託申請書に再委託予定金額を記載する欄が設けられておらず、このような場合、再委託予定金額を確認することが困難となりやすい。所管課によれば口頭での報告は受けているということであったが、再委託の許否の判断において再委託金額は重要な事実となることから、文書として確認・保存されることが必要である。

また、受注者が再委託を希望した場合、堺市は、受注者と協議をして「再委託内容及び理由等を十分に確認の上、適正と認められる場合」にのみ同意を行うとされる（上記ア記載「起案事務の手引き」参照。）。しかし、No. 33及びNo. 34では再委託申請書にその理由が記載されておらず、受注者がいかなる理由で再委託を申請したのかが、少なくとも文書上は明らかとならない。再委託の理由についても、不

要であったり不合理であったりするような再委託を排除する観点から、同様に書面による確認を行うべきである。

以上より、再委託予定金額や再委託の理由といった重要な事実について確認漏れを防ぎ、その内容を文書で保存するため、再委託申請書の参考様式の充実化を行うべきである。なお、監査対象年度に後れる令和5年4月、市長公室広報戦略部市政情報課において再委託申請書の参考様式に新たに「再委託予定金額」の欄を設け、改善を図ったとのことである。また、上下水道局においても同様に、新たに「再委託予定金額」の欄を設け、改善を図ったとのことである。

### 3 監督及び検査について

#### [意見4] 監督・検査事務の的確な理解と実施について

##### 【事実関係】

堺市委託業務監督検査要綱は、堺市が発注する委託業務（工事に関する設計、測量等の委託業務及び訴訟等に係る委任契約を除く。）について、委託業務の監督及び検査について必要な事項を規定している。

（成績表の作成）

第10条 担当課長は、検査を実施するときは、次に掲げる事項について考査項目を定め、委託業務成績表（様式第1号。以下この項及び次条において「成績表」という。）に記入した上で、監督員にこれを送付しなければならない。ただし、契約金額が1,000,000円以下の委託契約であって、良好に業務が履行されていると認められるときは、成績表の作成を省略することができる。

- (1) 履行体制に関すること。
- (2) 受注者の勤務態度に関すること。
- (3) 履行状況に関すること。
- (4) その他特に必要と認めること。

2 担当課長は、前項の規定にかかわらず、委託業務の性質その他の理由により、この成績表によりがたいときは、別に様式を定めることができる。

3 監督員は、前項の考査項目について評定を行い、第7条各号に規定する書類を添え、検査員に提出しなければならない。

同要綱は、上記成績表について、担当課長が、考査項目を定め、原則として、上記成績表に記入した上で、監督員にこれを送付しなければならず（第10条第1項及び第2項）、監督員は考査項目について評定を行い所定の書類を添えて検査員に提出し

なければならず（同条第3項），検査員は，検査後に上記提出された成績表に評定した結果を取りまとめて担当課長に報告しなければならない旨を規定している（同要綱第11条第1項）。成績表には，上記のとおり，「評定」欄があり，「評定」欄には「監督員」及び「検査員」の項目がある。成績表の脚注の「※2」には，「内容ごとに評定成績をつけてください。なお，各内容欄の評定を行わない監督員及び検査員の評定欄には，それぞれ斜線を引いてください。」との記載がある。各委託業務の所管課は，監督及び検査を実施した上で，上記成績表の「評定」欄に記載をしている。

しかし，下記のとおり，No. 5，No. 26の契約については成績表の各項目のいずれにも「検査員」が検査をした結果の記載がなく，No. 10，No. 11，No. 12の契約については監督員が評定をした上で検査すべき項目について監督員の評定結果の記載がなく，No. 27の契約については，検査員名義での評定を監督員が行っているなど，上記「評定」欄の「監督員」及び「検査員」の各考査項目につき，評定結果の記載に関する不適切な取り扱いが存在した。

番号	委 託 業 務	意見又は指摘の内容
No. 5	堺市博物館受付案内業務	検査員が，成績表にその結果（評定した結果）を記載していない。すなわち，成績表上は検査員の検査の欄は全て斜線が引かれている。 検査員の検査を監督員の監督をもって代えることはできないから，検査員は，検査の結果を成績表に記載すべきである。
No. 10	国民健康保険等統合コールセンター業務	成績表における「履行状況」の考査項目のうち一部の検査員では確認できない各考査項目（例えば，「業務内容についての報告・引継ぎを適宜行い，円滑な事業運営ができるように努めた」など。詳細は各論参照）について，「評定」欄の監督員欄に斜線が引かれている。しかし，これらの考査項目は，受注者の契約の履行途中において，その適正な履行を確保する趣旨の考査項目と見るのが妥当で，遅くとも検査員が検査を実施する前には，監督員が評定を行って，その結果を成績表に記載する必要がある（要綱上は，第10条第3項により，同条第1項各号所定の考査項目の全てについて監督員が評定を行い第7条各号に規定する契約書，仕様書，履行状況に関する記録書類等を添え検査員に提出しなければならない）

No. 11	堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営業務	同上
No. 12	斎場火葬運営業務	同上
NO. 26	堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）管理運営業務	No. 5 と同様、成績表にその結果（評定した結果）を記載していない。すなわち、成績表上は検査員の検査の欄は全て斜線が引かれている。 検査員の検査を監督員の監督をもって代えることはできないから、検査員は、検査の結果を成績表に記載すべきである。
No. 27	図書館資料整理業務	成績表「別紙」部分についての評定は、検査員が行ったと記載されているが、実際には監督員が行ったものであると説明。検査員は、検査を自ら行ったとはいえない（書類を確認するだけでなく、その内容を踏まえた評定を自ら行う必要がある、ときに監督員の評価と異なったとしても、自らの評定を記載する必要がある）。

## 【意見】

### 1 監督及び検査の重要性

委託業務全体の手続は、契約の相手方の選定に始まり、契約締結、監督、検査、支払によって終了する。この一連の手続において、適正な履行確保のために最も重要となるのが監督・検査である。契約の相手方を適正に選定したとしても、その履行が不完全であれば、契約の目的を達成することはできず、市の事業運営に支障を来すほか、市民サービスの品質の低下を招くことにもなりうる。これらのことを防ぐためには監督・検査を徹底することが重要である。そのため、自治法第234条の2第1項は、「普通地方公共団体が（中略）その他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（中略）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と定めている。

### 2 監督員と検査員の職務は異なること、したがって兼務は許されないこと

監督員の職務は、受注者に対して必要な指示をすることによって適正な履行を行わせることであるが、検査員の職務は、受注者が契約書類どおりに履行されたかを

確認することである<sup>37</sup>。監督員と検査員とでは役割が異なるため<sup>38</sup>、監督と検査を同一人に行わせることはできない（堺市契約規則第38条の2，調達課令和4年11月「委託業務監督検査事務の手引」・5ページ参照）。

### 3 検査員の検査の実施は，成績表に取りまとめられる必要があること

堺市委託業務監督検査要綱（令和4年12月1日改正）は，検査員は，契約の履行完了の確認を行うため，契約書類に基づき委託業務の検査を行わなければならない（同要綱第4条），原則として<sup>39</sup>検査後，「成績表」に評定した結果を取りまとめて担当課長に報告しなければならない旨を規定している（同要綱第10条，第11条）。

なお，検査員は，原則として<sup>40</sup>，「検査の結果，委託業務の履行内容について合格と認めるときは，速やかに委託業務検査確認書（様式第4号）により担当課長に報告しなければならない。」ともされているが（同要綱第13条），同要綱中に，様式第4号の委託業務検査確認書の作成をもって成績表の記載に代えることができる旨の定めは置かれておらず，委託業務検査確認書の記載内容自体，履行期間と完了年月日，検査年月日などを記載した上で「上記のとおり検査を実施し，完了したことを確認したので報告します」と記載するのみのものであって，同要綱が想定するような，担当課長が定めた考査項目についてまず監督員が評定を行い，これに検査のために必要となるはずの資料<sup>41</sup>を添えて提出した成績表を踏まえて行うはずの検査の結果（同要綱第11条第1項）を書き表すためには，書式として不十分である。

---

<sup>37</sup> 上記のとおり，自治法第234条の2第1項は，契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない旨を規定する。このうち，監督制度の目的は，契約の相手方の契約の履行途中において，その適正な履行を確保することにある。したがって，監督は，地方公共団体の職員が立会い，指示その他の適切な方法によってこれを行わなければならない（自治法施行令第167条の15第1項）。これに対し，検査制度の目的は，契約の相手方の給付の完了について，給付が契約の内容どおりに適正に行われているかどうかを確認することにある。したがって，検査は，契約書，仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいてこれを行わなければならない（同条第2項）。

<sup>38</sup> チェック機能を働かせるためにも同一人が兼務することはできない。

<sup>39</sup> 例外は，契約金額が1,000,000円以下の委託契約であって，良好に業務が履行されていると認められるとき（堺市委託業務監督検査要綱第10条第1項ただし書）

<sup>40</sup> 同上

<sup>41</sup> すなわち，契約書，仕様書（設計書を含む），履行状況に関する記録書類，材料や製品検査に関する書類，その他当該委託業務に関する書類（同要綱第7条）



#### **4 監督員の監督すべき事項については、監督員が監督し、評定すべきこと**

同要綱第10条第1項は、「担当課長は、検査を実施するときは、次に掲げる事項について審査項目を定め、委託業務成績表（中略）に記入した上で、監督員にこれを送付しなければならない。」と定め、「次に掲げる事項」として同項第1号から第4号までにおいて、「履行体制に関すること」、「受注者の勤務態度に関すること」、「履行状況に関すること」及び「その他特に必要と認めること」を掲げており、同条第3項は、「監督員は、前項の審査項目について評定を行い、書類を添え、検査員に提出しなければならない。」旨を定めている。

このように、同要綱が、監督員が、前項の審査項目、すなわち、「履行体制に関すること」、「受注者の勤務態度に関すること」、「履行状況に関すること」及び「その他特に必要と認めること」について評定を行わなければならないことを定めていることからすれば、「履行状況に関すること」についても、それが監督員の監督すべき事項（監督事項）である限り、監督員は、評定を行い、成績表に記載する必要がある（同要綱第10条第3項）。

#### **5 成績表には、監督事項については監督員の評定の結果が、検査事項については検査員の評定の結果が、それぞれ記載される必要があること**

以上のような考え方に従い、成績表には、監督事項については監督員が監督を行い、遅くとも検査員が検査を実施する前には評定を行って、その結果を成績表に記載する必要がある。また、検査事項については、契約書等の関係書類に基づいて検査員が検査を行い、その結果を成績表に記載する必要がある。同一の審査項目が、監督事項であり、かつ、検査事項でもある場合は、監督員及び検査員が、それぞれ定められた方法で監督及び検査を行い、その評定結果を成績表に記載すべきこととなる。

#### **6 各所管課において誤りが認められることから、これを是正するためには、各所管課に分かりやすく説明する内容の手引の改訂等を検討すべきこと**

しかしながら、調達課作成の委託業務監督検査事務の手引等における説明の内容

が不明確であること<sup>42</sup>に加え，同要綱自体の規定ぶりも明確ではなく<sup>43</sup>，上記成績表の「評定」欄の「監督員」及び「検査員」の項目に，誰の評定結果を記載するかについて，各所管課によって取扱いが異なっている。

したがって，監督員による監督事項及び検査員による検査事項の違い及び成績表の「評定」欄にいずれが記載すべきかの考え方について，各所管課に分かりやすく説明する内容の手引の改訂等を検討すべきである。

---

<sup>42</sup> 例えば，同手引記載の成績表の記入例では，「履行状況」欄の「評定」は全て「検査員」欄に記載がされており，「監督員」欄には斜線が引かれているが，これがどのような考え方に基づくものであるかの説明書等は付されていない。

<sup>43</sup> 例えば，同要綱第10条第1項は，担当課長が考査項目を定め，成績表に記入して，監督員に送付することを，同条第3項は「監督員は，前項の考査項目について評定を行」うことを，それぞれ規定していることからすれば，同項は，監督員が，考査項目の全てについて評定を行うことを要求されているように読むのが素直であるが，調達課は，同条の定めについて，監督員が考査項目の全てについて評定を行うことを要求するものではない旨説明しており，調達課の説明自体も，同条の定めと齟齬しているように思われる。

## 第6 包括外部監査における監査の結果及び意見（各論）

### 1 「広報さかい」全戸宅配業務〔市長公室〕

#### (1) 委託業務の概要

業 務 名	「広報さかい」全戸宅配業務
所 管 部 局	市長公室広報戦略部広報課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社 YDS 府下南部地区本部（堺市）
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	市の広報紙を市内の全戸・全事業所に宅配する（全市で単一の契約）
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	毎月 1 回発行する「広報さかい」を市内全戸・全事業所に配布する
契 約 期 間	令和 3 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まで (債務負担行為による複数年契約)
契 約 金 額 (税込・円)	・契約期間（2 年間）の総額 129,692,432 円 (契約単価 13.701 円×予定数量 9,465,910 部) (予定数量内訳：R3.6 月号～R4.3 月号 4,083,910 部, R4.4 月号～R5.4 月号 414,000 部×13 か月) ・令和 4 年度の契約金額 68,066,568 円 (契約単価 13.701 円（税込）×予定数量 4,968,000 部)
総価契約/単価契約	単価契約
決 算 額 (税込・円)	・令和 4 年度 67,465,198 円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和 2 年度から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和 5 年 3 月 31 日時点で通算約 3 年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払（年 12 回）
令和 5 年度の状況	令和 5 年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い (免除の場合の根拠)	あり 13,050,000 円 —
再 委 託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	あり（ただし後述の意見参照）

## (2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	66,119,328	79,697,165	69,079,120	67,709,021	68,066,568
決算額	65,710,411	79,497,203	68,741,139	67,626,301	67,465,198
相手方	ニワダニネットワークシステム(株)	ニワダニネットワークシステム(株)	(株)YDS 府下南部地区本部	(株)YDS 府下南部地区本部	(株)YDS 府下南部地区本部
再委託	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した
変更契約	なし	なし	なし	なし	なし

※ 上記「契約金額」は、各単価×予定数量等の総合計をいう。

## (3) 契約締結方法（一般競争入札）

入札公告日	令和3年3月26日
入札日	令和3年4月9日
入札参加者数	2者

## (4) 効果指標等

特になし

## (5) 指摘事項等

### 【指摘1】個人情報を取り扱う内容の業務の再委託について

#### 【事実関係】

本件契約においては、再委託は原則として禁止としつつ、業務の一部について相当の理由がある場合は再委託が可能とされている（契約書第5条）。他方で、個人情報を取り扱う内容の業務の再委託については、契約書添付の個人情報取扱特記事項第7の第1項において原則として禁止としつつ、同第2項において、堺市が事前に承諾した場合は、再委託先に受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督する義務を課した上で、業務の一部を再委託することが可能とされている。

本件業務委託契約においては、次の再委託契約がされており、いずれも再委託業

務に個人情報を取り扱う業務が含まれるものである。

①	フリーダイヤル受電対応	再委託先： 株式会社アイ・エヌ・ジー・ドットコム、株式会社アイデア・レコード
②	宅配業務 (宅配員が新型コロナウイルスに感染するなど人員不足により業務完遂に支障が発生する場合のみ)	再委託先： 株式会社フィールドサービス

これらの業務については、「一部再委託届出書」は提出されていたが、再委託業務に個人情報の取扱いが含まれる場合に提出が必要とされている「再委託申請書」が提出されておらず、再委託報告書（受注者が堺市に対し再委託先との契約内容を書面で報告するもの）も、個人情報（消去・廃棄）報告書も提出されていなかった。

#### 【指摘】

堺市における再委託の取扱いは、前記第2の4(2)キ(ア)（再委託の禁止）のとおりである。すなわち、堺市の契約所管課は、再委託の許否の判断に当たっては、業務の大部分又は全部若しくは主要な部分を再委託していないか確認する必要があることはいうまでもない。加えて、再委託業務の内容に個人情報の取扱いを含む場合には、一層厳格に、再委託先に対しても受注者と同様の義務を負わせる必要もある（契約書別記個人情報取扱特記事項第7の第2項）。

また、堺市では、再委託を許容する手続が、再委託内容に個人情報の取扱いを含まない場合と含む場合とで異なるところ、①含まない場合は、事前の堺市との協議を経た上で、「一部再委託届出書」（「一部再委託届出書」には、再委託先の商号又は名称、業務のうち再委託する部分、再委託理由その他発注者が必要とする事項が記載される<sup>44</sup>。〔契約書第6条第1項〕）の提出等を受ければよいが、②再委託内容に個人情報の取扱いを含む場合は、事前の堺市との協議を経た上で、「一部再委託届出書」及び「再委託申請書」を受理し（ただし「一部再委託届出書」は、「再委託申請書」に必要事項が記載されている場合には省略できるとされている。「再委

<sup>44</sup> 調達課の用意した書式ひな型には、再委託金額の記載欄もある。

託申請書」には、再委託先の商号又は名称、再委託業務の内容、再委託理由、その他発注者が必要とする事項を記載している。）、これを受けて堺市において再委託に同意することができるかどうかの審査をして許否の判断をし、再委託を許容する旨の判断がされたときは、「再委託承諾書」を受注者に発出し、その後再委託報告書（受注者が堺市に対し再委託先との契約内容を書面で報告するもの）を受理する必要がある。さらに、業務履行後には、「個人情報（消去・廃棄）報告書」の受理をする必要がある（契約書別記個人情報取扱特記事項第6）

業務の委託に際しては、個人情報の管理が徹底されなければならないところ、民間企業や他の地方公共団体において、現実には、委託先である外部事業者から個人情報が漏洩する事態が発生している状況がある。

所管課は、上記のような状況も踏まえて、受注者から再委託の相談がされ、又は、所管課の側で受注者が再委託をしようとしていることに気づいた場合には、再委託業務に個人情報の取扱いが含まれるか否かを適切に見極めた上で、上記の手続を確実に行う必要がある。

なお、所管課は、令和5年度分から確実に手続を履行しているとのことである。

## 2 「広報さかい」企画制作業務〔市長公室〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	「広報さかい」企画制作業務
所 管 部 局	市長公室広報戦略部広報課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社エトレ (大阪市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報さかい」の表紙を含む巻頭特集3ページの版下を制作する(企画・取材・写真撮影・原稿執筆を含む)。</li> <li>・その他ページの全体の統一的なデザイン・レイアウトのフォーマットデータを作成する。</li> <li>・発注者からの求めに応じデザイン・レイアウトのフォーマットデータを修正する。</li> <li>・毎号、発注者からの求めに応じ、編集の助言や技術的指導を行う。</li> </ul>
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	「広報さかい」を堺市の変化や魅力を市民により伝えられる媒体としてリニューアルし、市民生活に影響の大きいセーフティネット情報や様々な堺のポテンシャルを独自の切り口で紹介する魅力情報、市政への期待感を醸成する市民情報等の発信を通じて、市民の皆さんが「堺に住み続けたい」という安心感や、堺の将来への期待を感じられる紙面を企画制作すること。
契 約 期 間	令和3年8月13日から令和5年3月31日まで (債務負担行為による複数年契約)
契 約 金 額 (税込・円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間(2年弱)の総額 15,493,500円</li> <li>・令和4年度の契約金額 9,785,364円</li> </ul>
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税込・円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度 9,785,364円</li> </ul>
同一の相手先との 契 約 状 況	令和3年8月を契約の始期として複数年契約で契約相手方を選定しており、令和5年3月31日時点で通算2年弱同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払(年12回)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	あり 1,550,000円
(免除の場合の根拠)	—

再委託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移

(税込・円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	—	—	—	5,708,136	9,785,364
決算額	—	—	—	5,708,136	9,785,364
相手方	—	—	—	㈱エトレ	㈱エトレ
再委託	—	—	—	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	—	—	—	なし	なし

※ 上記の「契約金額」は、令和3年10月号分から令和5年4月号分までを均等の同額となっている（ただし令和3年10月号分のみ端数調整がなされている）ものを年度単位に記載したものである。

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第167条第1項第2号（性質随契）	
プロポーザルの参加者	10者	
募集期間	公募開始	令和3年5月17日
	参加申込期限	令和3年5月28日
	質問受付期限	令和3年5月28日
	企画提案書提出期限	令和3年6月14日
	面接	（実施せず）
	決定	令和3年7月1日
	契約締結	令和3年8月13日



#### (4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	—	—	—	① 広報さか いを読んで いるか ② 広報さか いの読みや すさ	① 広報さか いを読んで いるか ② 広報さか いの読みや すさ
内 容 (結果)	—	—	—	①95% ②84%	①93% ②84%

※ 市政モニターアンケート結果より。

#### (5) 指摘事項等

##### ア[意見5]契約書における著作者人格権の取扱いについて

##### 【事実関係】

本件契約添付の仕様書8(1)において「本業務に関して制作したデザイン、撮影した写真等の使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に発注者に譲渡するものとする」との規定がある。

##### 【意見】

広報紙の企画編集業務という性質上、委託業務の過程によって生じる著作権や著作者人格権の取扱いについては慎重が期されるものである。

著作権及び著作者人格権は、ともに原則として、著作物を創作した著作者が原始的に取得するが（著作権法第17条第1項）、このうち、著作権については、譲渡の対象となる（同法第61条第1項）。ただし、著作権の中で、翻案権（同法第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）は譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は譲渡した者（ここでは、受注者）に留保される（つまり残される）ものと推定されることになる（同法第61条第2項）。そのため、これらの権利も譲渡の対象となることを契約書上明記する必要がある、上記の仕様書8(1)における「第21条から第28条」との文言は、翻案権（同法第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を譲渡の目的として特掲するために必要な記載であるといえる。

他方で、著作者人格権（すなわち、公表権〔同法第18条〕、氏名表示権〔同法第

19条〕，同一性保持権〔同法第20条〕）は，譲渡の対象とならない一身専属権であることから（同法第59条），これを譲渡の対象とすることができない（堺市が取得できない権利である）。そのため実務上は，受託者が著作者人格権を行使しない旨の特約（著作者人格権不行使特約）を置くのが一般的である。

以上から，所管課は，「受注者は本業務の成果物に関する著作者人格権を本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする」などの規定を，契約書にも入れるべきである。

なお，所管課は，本契約終了後，令和5年度に新たな契約を締結した際，著作者人格権を行使しない旨の条項を新設したとのことである。

## イ[意見6]モニタリングのための客観的指標について

### 【事実関係】

「広報さかい」は令和3年度に堺市の変化や魅力を市民により伝えられる媒体としてリニューアルをするため，それまで委託を行うことなく企画制作を行っていたものを委託することとした。リニューアルの前後の「広報さかい」を比較すると，リニューアルに伴い，紙面構成について読みやすさを意識したレイアウトとなっているなど客観的に見て明らかな変化が見られる。このようなリニューアルに伴う変化は，「広報さかい」令和4年6月号が令和5年全国広報コンクールに入選し，講評において「分かりやすく伝えようとしている」，「イラスト，図版，写真を使い視覚的に訴求を図っている」等と評価されていること，リニューアル直後の第33回近畿市町村広報コンクールにおいて優秀賞2席を受賞し，総評において「イラストが豊富でとっつきやすい」，「大幅リニューアルで素敵になりました」などと評価されていることからしても，相応の根拠があるものと考えられる。

他方，本件契約を含む広報活動事業における効果指標に関し，事務事業評価シート<sup>45</sup>においては，「広報さかいを読んでいるか」を成果指標に，「広報さかいの読み

---

<sup>45</sup> 令和4年度事務事業評価シート(1)（事務事業名：広報活動事業）  
[https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kaikaku/jimujigyohyoka/jimujigyo\\_r4/sosiki/76410120220804115706653.files/001-002.pdf](https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kaikaku/jimujigyohyoka/jimujigyo_r4/sosiki/76410120220804115706653.files/001-002.pdf)

やすさ」を活動指標に挙げている。ただし、「広報さかいを読んでいるか」については、リニューアル前の令和2年度実績値で95%、リニューアル後の令和3年度実績値で95%と変化がなく、「広報さかいの読みやすさ」においては、令和2年度実績値で83%、令和3年度実績値で84%と大きな変化は見られない。

## 【意見】

「堺市広報戦略」に基づき今後の重点的、先進的な取組を中心として堺市が新たに何をしようとしているのか周知・理解を促すことにより、ターゲットに対しメッセージ性のある訴求力の高い広報を行うため、「広報さかい」を堺市の変化や魅力を市民により伝えられる媒体として再構成しリニューアルする中で、令和3年度以降、広報紙の一部の企画制作や広報紙のデザインフォーマットの作成を外部に委託したとのことである。

広報紙のリニューアルは、上記のとおり、一定の良い効果をもたらしているといえる。ところが、本件契約を含む広報活動事業について設定されている効果指標のみでは、「広報さかい」の企画を外部委託したことによりいかなる効果が生じたのかについて容易には確認することができない状況にあり、少なくとも「見える化」はされているとまでは言い難い。

すなわち、令和5年度事務事業評価シート(1)「広報活動事業」における事業目的の達成状況において成果指標として「広報さかいを読んでいるか」、活動指標として「広報さかいの読みやすさ」という指標があるが、これを見ると、前記事実関係のとおり、外部委託の前と後とで、ほとんど差異はない。したがって、当該指標のみを見ると、むしろ外部委託の効果はなかったという事実と異なる評価となってしまうことも懸念される。また、「広報さかいを読んでいるか」、「広報さかいの読みやすさ」という指標それ自体も相当に抽象的なものにとどまっている。

リニューアル以前の指標が間違っていたとは言わないが、事務事業の委託には、それぞれの必要性と目的があるのであるから、それに沿ってその結果を検証しなければならないところ、今後も本件業務の委託契約を継続する場合、モニタリングのための客観的指標の設定と効果検証、これを踏まえた改善等が求められる。そのた

め、「広報さかい」の企画制作業務の外部委託による効果を明確に読み取ることができる指標を設定することが求められる。

この新たな指標の設定としては様々なものがあり得るが、例えば以下のようなものが考えられる。まず、「広報さかい」の目的から指標を考えるというアプローチである。

すなわち、「広報さかい」の本来の目的としては、

- ① 「広報さかい」の読み手である市民に堺市の魅力を伝えること
- ② 市民生活に影響の大きいセーフティネット情報を市民に届けること
- ③ さまざまな堺のポテンシャルを独自の切り口で紹介し堺のポテンシャルを更に高め、市民にとっても堺市を身近に感じてもらうこと
- ④ 市政情報などの発信を通じて市政への期待感を醸成すること
- ⑤ 堺市に住む安心感を高め、将来への期待感を感じてもらい、市民の皆さんが「堺に住み続けたい」と感じていただくこと

などが考えられる。

これらの点を踏まえ、紙面を読んだ読者である市民が、上記①～⑤について、どのように受け止めたの<sup>46</sup>かといった観点から、「広報さかい」の発行目的が何であるのかを改めて明確に意識し、その効果を最も適切に表す客観的指標を設定し、適時のタイミングでその達成状況を把握し、委託の効果を「見える化」していくことが考えられる。

このほか、例えば、デジタル媒体で市政情報を得ることが多い読者層とインターネット環境を持たない方による読者層などというように、いくつかの具体的な読者層を想定した上で、各々の読者に対しどのような情報をいかなる形で伝えるのがよいのかといった観点に基づき客観的な指標を想定することもあり得ると考える。

---

<sup>46</sup> たとえば、堺に住むことの安心感を感じたのか、堺に住み続けたいと感じたのか、堺にはどのようなポテンシャルがありそれが魅力的なものであるのか、市長や議会は市民が明日への期待を持てる政策を実現してくれると感じたのか等。

### 3 堺市市民活動コーナーにおける市民活動支援業務〔市民人権局〕

#### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺市市民活動コーナーにおける市民活動支援業務
所 管 部 局	市民人権局市民生活部市民協働課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	特定非営利活動法人大阪 NPO センター (大阪市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	市内 NPO 法人を始めとする市民活動団体を支援するための市民活動コーナーを運営し、相談業務、セミナーなどを実施する
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	本市における市民活動の活性化を図ること
契 約 期 間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで (複数年契約 3 年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	・ 契約期間 (3 年) の総額 40,262,998 円 ・ 令和 4 年度の契約金額 13,231,000 円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	・ 令和 4 年度 13,231,000 円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成 29 年度から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和 5 年 3 月 31 日時点で通算 6 年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	前金払 (年 12 回)
令和 5 年度の状況	令和 5 年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第 30 条の 2 第 2 号
再 委 託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	16,383,790	16,710,146	13,800,998	13,231,000	13,231,000
決算額	16,383,790	16,170,146	13,800,998	13,231,000	13,231,000
相手方	特定非営利活動法人大阪 NPO センター	特定非営利活動法人大阪 NPO センター	特定非営利活動法人大阪 NPO センター	特定非営利活動法人大阪 NPO センター	特定非営利活動法人大阪 NPO センター
再委託	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	なし	なし	なし	あり	あり

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質随契）
プロポーザルの参加者	2 者
公募スケジュール	公募開始 令和 2 年 2 月 7 日 参加申込期限 令和 2 年 2 月 19 日 質問受付期限 令和 2 年 2 月 19 日 企画提案書提出期限 令和 2 年 3 月 3 日 面接 令和 2 年 3 月 10 日 決定 令和 2 年 3 月 16 日 契約締結 令和 2 年 4 月 1 日

(4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	市民活動コーナー利用者数	市民活動コーナー利用者数	市民活動コーナー利用者数	市民活動コーナー利用者数	市民活動コーナー利用者数
内容（結果）	1,413 人	1,275 人	590 人	575 人	591 人

## (5) 指摘事項等

### ア[意見7]効果指標について

#### 【事実関係】

本件委託契約は市内のNPO法人を始めとする市民活動団体を支援するために堺市総合福祉会館（所在地：堺市堺区南瓦町2-1）にある市民活動コーナーを運営し、相談業務、セミナーなどを実施する業務である。本件委託契約を含む市民活動促進事業の効果指標のうち、本件委託契約に深く関わる指標としては、上述のように市民活動コーナーの利用者数が用いられている。過去5年間のその内訳別の推移は下記のとおりである。

<市民活動コーナー利用者数>

(単位：人)

	相談	講座	チラシ配架依頼	その他（情報提供，簡易な問合せ等）	合計
平成30年	142	195	169	907	1,413
令和元年	106	89	135	945	1,275
令和2年	62	72	75	381	590
令和3年	65	89	78	343	575
令和4年	73	73	135	310	591

(出典：堺市提供資料より監査人作成)

上記のカウントは、単純な人数集計ではなく、相談業務は相談1回で1カウント、講座は参加人数、チラシ配架依頼は1イベント1カウントとしているとのことである。その他には講座申込み、簡易な問合せ等が含まれている。

令和5年度の堺市事務事業評価シート<sup>47</sup>を見ると、当該事業の事業目的の達成状況は下記のとおりの評価となっている。

活動指標として市民活動コーナー利用者数を用いており、単位は「人」、令和4年度の目標値は1,626人、達成率は36%となっている。当該指標を選定した理由は、「市民活動団体等のソフト支援を行う拠点施設の利用は、市民活動の促進（活性化）

<sup>47</sup> 令和5年度事務事業評価シート(1)（事務事業名：市民活動促進事業）

[https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kaikaku/jimujigyohyoka/jimujigyo\\_r5/sosiki/shimjinjinkenkyoku.files/007-013.pdf](https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kaikaku/jimujigyohyoka/jimujigyo_r5/sosiki/shimjinjinkenkyoku.files/007-013.pdf)

につながるため。」とされており、前記目標値は、平成29～平成31年度の過去3年間の平均実績値（1,478）×1.1で算定されており、新型コロナウイルス感染症拡大以前の平均実績値を基準として、それが10%程度増加する程度の利用者数を目標としたものである。

## 【意見】

事業目的の達成状況を測る上で、相談件数、講座参加者数、イベント配架依頼数、その他窓口等利用者数の単純な合計を用いるのは不適切であると思料される。個別の法人に対する相談や専門家を呼んでの講座と、窓口における単純な問合せ対応とは効果の濃淡があるため、それを合算した合計は、指標としての意味を余り持たないためである。

また、指標の名称は「市民活動コーナー利用者数」であるが、表記からは単純な「人数」集計のように見えるが、相談件数、チラシ配架依頼件数などの「件数」の集計も含んでおり、表記としても厳密には正しくない面がある。

事業の活動指標は頻繁に変えるものではないと思うが、事業に求められるニーズや重点を置く施策は変化するものであり、事業の効果を測るためにはその時々合った指標を用いる必要がある。当該事業で目標とするのが市民活動団体の支援であるならば、その達成のためにその時々でより重点的に実施する施策、例えば個別のNPO法人へのサポート件数、講座開催数（出席割合）などを効果指標として用いるべきである。見直しを検討されたい。

II. 事業目的の達成状況						
事業の成果や活動実績の測定						
成果指標(目的の達成状況を測定)	単位		実績		目標	目標 点検対象年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
11 堺市市民活動コーナー利用者数	人	目標値	1,626	1,626	1,626	1,626
		実績値	575	591		
		達成率	35%	36%		
当該指標を選定した理由		市民活動団体等のソフト支援を行う拠点施設の利用は、市民活動の促進（活性化）につながるため。				
目標値の設定根拠・算出方法		目標値は実績値（平成29～平成31年度）の3年平均（1,478）×1.1				
活動指標(成果を上げるための手段)	単位		実績		目標	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
12 堺市市民活動サポートセンター利用者数	人	目標値	47,586	47,586	47,586	
		実績値	20,940	32,616		
		達成率	44%	69%		
当該指標を選定した理由		市民活動団体等の活動をハード面から支援することにより、市民活動の活性化や併設しているNPO法人等の設立相談機能を持つ「堺市市民活動コーナー」の利用につながるため。				
目標値の設定根拠・算出方法		目標値は実績値（平成28～平成31年度）の4年平均（43,260）×1.1				

（出典：令和5年度事務事業評価シート）



## イ[意見8]入札参加者を増やすための工夫について

### 【事実関係】

当該事業は、平成16年度から委託されている。当初は指名型プロポーザル方式で業者を選定し、別の事業者が受注していたが、平成25年度からは公募型プロポーザル方式での業者選定となり、平成29年度からは現在の事業者が受託し、令和4年度では通算6年間継続して受注している。令和5年度から始まる3か年の契約においては、総合評価方式による一般競争入札で業者選定が行われた。前回の令和2年度からの公募型プロポーザル方式での募集の際は2者による提案が行われたが、令和5年度からの入札においては1者（現事業者）のみの参加であった。

<平成16年度からの委託の経緯>

平成16年度<sup>48</sup> 指名型プロポーザル方式により相手方A社選定（以降、3回、通算9年）

平成25年度 公募型プロポーザル方式により相手方A社選定（以降、2回、通算4年）

平成29年度 公募型プロポーザル方式により現在の事業者が選定（以降、2回、通算6年）

令和5年度 総合評価方式による一般競争入札により現在の事業者が選定

### 【意見】

令和5年度は、これまで公募型プロポーザル方式から総合評価一般競争入札方式に相手方選定方法を変更したことで、契約額は予定価格より下がり、経済性の面での効果があったとはいえ、応募者は、2者から1者にかえて下がっている状況がある（ただし、これは結果論であり、一般的には、プロポーザル方式よりも、総合評価一般競争入札方式の方が、参加のハードルは低いと思われる。）ことから、今後は、複数者が入札に参加するよう、競争性を高める方向の努力が行われるべきである。

他の事業者が参入しにくい要因について検証し、特に前回参加した事業者がなぜ今回は参加しなかったかをヒアリングするなどし、次回以降の入札参加者の増加に努められたい。

---

<sup>48</sup> 「平成16年度」と記載のあるのは、平成16年度を契約期間の始期とする契約を指し、プロポーザルの実施時期は前年度。その他についても同じ。

#### 4 男女共同参画交流の広場運営業務〔市民人権局〕

##### (1) 委託業務の概要

業 務 名	男女共同参画交流の広場運営業務
所 管 部 局	市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課 (令和5年度現在：市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課)
契 約 相 手 方 (本店所在地)	有限会社フェミニストカウンセリング堺 (堺市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	交流の広場において、悩み相談、DV 被害者サポートグループ支援などを実施する。
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	男女共同参画社会の実現に向けて活動する個人や団体の活動支援、男女共同参画に関する情報収集・提供、悩み相談等の実施により男女共同参画社会の実現を図る。
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで (複数年契約3年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円 )	・ 契約期間 (3年) の総額 20,240,000 円 ・ 令和4年度の契約金額 6,746,666 円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	・ 令和4年度 6,746,666 円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成12年度から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算23年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	確定払 (年12回)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	6,256,440	6,758,000	6,820,000	6,746,666	6,746,666
決算額	6,256,440	6,758,000	6,820,000	6,746,666	6,746,666
相手方	(有) フェミニストカウンセリング堺	(有) フェミニストカウンセリング堺	(有) フェミニストカウンセリング堺	(有) フェミニストカウンセリング堺	(有) フェミニストカウンセリング堺
再委託	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	なし	なし	なし	なし	なし

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号（性質随契）	
プロポーザルの参加者	1 者	
公募スケジュール	公募開始	令和 3 年 1 月 15 日
	参加申込期限	令和 3 年 1 月 28 日
	質問受付期限	令和 3 年 1 月 28 日
	企画提案書提出期限	令和 3 年 2 月 15 日
	面接	令和 3 年 2 月 26 日
	決定	令和 3 年 3 月 3 日
	契約締結	令和 3 年 3 月 29 日

(4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	①利用者数 ②相談件数	①利用者数 ②相談件数	①利用者数 ②相談件数	①利用者数 ②相談件数	①利用者数 ②相談件数
内容（結果）	①2,078 人 ②373 件	①1,997 人 ②375 件	①1,120 人 ②372 件	①1,163 人 ②445 件	①1,353 人 ②440 件

## (5) 指摘事項等

### ア[意見9]オープンスペースの有効利用について

#### 【事実関係】

当該委託業務は、男女共同参画交流の広場（以下、「広場」という。）の運営業務であるが、広場の概要は下記のとおりである。

場 所：北野田駅前アミナス北野田3階 94.43㎡
開館時間：火曜日～土曜日 午前10時～午後9時
日曜日 午前10時～午後4時30分
休 館 日：月曜日と祝日，年末年始（12月29日から1月3日）
主な機能：オープンスペース（ミーティング等に利用できる場）
相談室（相談実施場所，相談日以外は広場登録団体がミーティング等に利用可）

委託業務の実施場所である男女共同参画交流の広場には、オープンスペースと相談室の2部屋がある。オープンスペースはミーティング等に利用できる場となっており、机の他に、受付、閲覧貸出用の図書・ビデオ・DVD、男女共同参画に関する各種提供情報、検索用PCなどが置かれている。また、相談室には大人数で会話できる共同スペースと、少人数スペースとが一部屋設置されている。

入口



図書



ビデオ等



提供資料



閲覧用PC



相談室



図書は女性史から政治関係，ジェンダー論，性教育，関係法令に関するものまでもあり，充実している。ただ，図書の選定配架等は市の所管となっており，新しい書籍は少ない。また，ビデオ・DVDなど映像資料も古く，ビデオが中心である。なお，オープンスペース内でのTVでの閲覧が可能となっている。PCについてはネットを利

用した検索が可能となっているが、男女共同参画に関する資料検索用として設置しているため、一部のサイトについてはフィルターをかけている。また、USB使用は不可となっており検索結果の持ち出しはできないとのことであった。

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
図書貸出	30	40	38	28	22
ビデオ貸出	25	13	11	9	7
ビデオ館内閲覧	1	1	0	0	2
PC利用	53	48	9	2	0

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

## 【意見】

図書貸出、ビデオ貸出、ビデオ館内閲覧、PC利用、どれをとっても利用者数は少ない。特にPC利用に関しては令和4年度は利用者はいなかった。またビデオ館内閲覧についてもこの5年間、ほぼ利用されていないといえる。コンテンツが古く利用者が求める情報がないのか、ビデオ、PCなどの現状提供しているような提供媒体がニーズに合っていないのか、せっかくのスペースが有効活用されていないように思われる。現在のものをよりよく使ってもらう方法を考えるか、情報の更新をするか、不要であるならいっそ提供をやめるか等、有効活用について検討が必要である。

特にPCに関しては、PC本体の購入代、プロバイダー料として、3年間275,760円の費用が委託料の中で見積られているが、現在は個人のスマートフォン等で気軽に情報検索できるようになったため、ニーズがなくなっているものと考えられる。少なくとも、これらの費用を支出するのであれば、利用されているという実績（費用が有効に活用されていること）が必要である。不要なものは廃止し、貴重な予算をその他の業務に振り分けることが望ましい。

## イ[意見 10]相談室のスペースの有効活用について

### 【事実関係】

相談室は上記アの写真のように、8～10名が座れる長机スペースとパーテーションで区切られた4人机があるが、相談を受ける際は相談者1名、カウンセラー1名で実施されるため、広い部屋を2人で利用することになる。

### 【意見】

相談希望の多い時間帯だけでもカウンセラーを2名体制にする<sup>49</sup>、子連れの相談者のためにキッズスペースを設けるなど、利用者のニーズに合わせて、相談室のスペースの有効活用を考えられたい。

## ウ[意見 11]施設の利用状況と開設時間について

### 【事実関係】

過去5年間の広場の年間利用者数は下記のとおりである。

＜利用者数（各種施設利用者、貸館利用含む）の推移＞ (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用者数	2,078	1,997	1,120	1,163	1,353
1日当たり利用者数 <sup>50</sup>	7.1	6.8	3.8	4.0	4.6

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

令和元年度末からはコロナ禍の影響で利用者数は減少しているが、それにしても1日当たり5人程度の利用者数は少ないと考える。相談室を面接相談で利用している場合は、他の利用が制限されるため、利用者数は少なくなることは仕方ないが、利用者が少ないのであれば、広場の開設時間の縮小を検討してはどうか。

例えば、令和4年度で最も利用者数が多かった3月の相談室の利用状況は下記のとおりであった。

<sup>49</sup> 複数の相談業務を同じ時間帯で面接形式で行うためには声が漏れないようにするための防音工事が必要となったり、相談者が他の利用者に会わないための工夫などが必要となる。相談者が来場しない電話相談やオンライン相談などなら複数の同時利用も可能となるが、セキュリティ対策も必要となってくる。

<sup>50</sup> 1年を365日×6/7(月曜日除く)－6日(年末年始)－13日(1/1,2を除く祝日数)＝293.9＝294日として計算。

令和5年3月

日	曜日	午前(10-13)	午後(13-17)	夜(17-21)
1	水			
2	木			男性相談(17-21)
3	金			女性相談(16-21)
4	土			
5	日	貸室利用(10-12)		
6	月	休館日		
7	火	女性相談 (10-20,計7枠)		
8	水	環境検査		貸室利用(19-21)
9	木			
10	金			女性相談(16-21)
11	土			
12	日			
13	月	休館日		
14	火	女性相談 (10-16,計5枠)		
15	水		貸室利用(14-16)	貸室利用(17-19)
16	木	貸室利用(10-12)		男性相談(17-21)

日	曜日	午前(10-13)	午後(13-17)	夜(17-21)
17	金			女性相談(16-21)
18	土	貸室利用(10-12)	貸室利用(13-15)	
19	日			
20	月	休館日		
21	火	休館日		
22	水	女性相談 (10-20,計7枠)		
23	木			
24	金			貸室利用(18.5-20.5)
25	土		男性相談(13-18)	
26	日	消防設備点検(10-12)	貸室利用(13-15)	
27	月	休館日		
28	火	女性相談 (10-16,計5枠)		
29	水			
30	木			
31	金			

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

開設日26日の内、相談室の利用が1日を通してない日が10日、午前中の利用がない日が7日、午後の利用がない日が8日、夜間の利用がない日が4日であった。

コロナ禍の影響のため利用件数が少なくなっているとも考えられるため、令和元年度で最も利用者数が多かった10月の利用状況も検証してみた。

令和1年10月

日	曜日	午前(10-13)	午後(13-17)	夜(17-21)
1	火	女性相談 (夜間も)		
2	水			
3	木			男性相談(19-21)
4	金			女性相談(16-21)
5	土			
6	日	貸室利用(10-12)		
7	月	休館日		
8	火	女性相談 (10-17)		
9	水		貸室利用(13-16)	
10	木			
11	金			貸室利用(18-21)
12	土			
13	日		貸室利用(13-16)	
14	月	休館日		
15	火	休館日		
16	水	女性相談 (夜間も)		

日	曜日	午前(10-13)	午後(13-17)	夜(17-21)
17	木	貸室利用(10-12)	貸室利用(13-15.5)	男性相談(19-21)
18	金	定期点検(10-12)	DV#B-1グループ (13-16)	女性相談(16-21)
19	土			
20	日		貸室利用(14.5-16.5)	
21	月	休館日		
22	火	休館日		
23	水	女性相談 (10-17)		
24	木			
25	金		貸室利用(13.5-16.5)	男性相談(19-21)
26	土	貸室利用(10-12)		
27	日		貸室利用 (13-16)	
28	月	休館日		
29	火	女性相談 (10-17)		
30	水			
31	木			

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

開設日25日の内、相談室の利用が1日を通してない日が8日、午前中の利用がない



日が8日、午後の利用がない日が4日、夜間の利用がない日が5日であった。令和5年3月と利用状況は大きくは変わらなかったといえる。

### 【意見】

相談室の利用状況を見ていると、その利用率は高いとはいえない。相談室は利用せず、オープンスペースのみを利用している個人やグループもいると考えられるが、一日当たりの利用者数は令和4年度で5名弱、コロナ禍の影響を受ける前の平成30年度においても一日当たり利用者数は7名程度である。前述したとおり、図書等の貸出・閲覧件数も少なく、施設のミーティング等での利用も少ない状況を鑑み、開設時間を縮小する方向で見直すことで、受付に配置される人件費を削減し、削減された予算を相談業務のカウンセラーに係る費用に充てることで、相談枠数を増やすことができるのではないかと考える。

開設時間が短くなると、相談業務の電話受付時間が短くなり相談者側に不便が生じることになるかもしれないが、ある程度短くなくても対応は可能であると考え。それより相談枠数が増える方が望ましい。また、相談室の貸室利用の選択肢が狭まるという弊害も考えられるが、そもそもが無償の貸室であり、空いている時間も多いため、空いている時間帯に利用してもらえばよいと考える。

開設時間の縮小見直しを検討されたい。

## エ[意見 12]相談業務の柔軟な運営について

### 【事実関係】

この委託業務の主な業務である相談業務（1回50分）の令和4年度の実施日時等は下記のとおり、仕様書で定められている。

	女性相談	男性相談
相談内容とその目的	仕事、家庭、夫婦、生き方、人間関係、配偶者等からの暴力のこと、心と体のことなど、相談者の性別の視点に立ったカウンセリング（同性によるカウンセリング）を通じ、相談者自身による問題の解決と回復を支援することを目的として実施。	
実施日時	毎週火曜日 10～13時、14～16時 (5枠) 第1・3火曜日 18～20時 (2枠)	第1・3木曜日 18～21時 (3枠) 第4土曜日 14～17時 (3枠) (合計1月約9枠)

	第1・2・3金曜日 17～20時（3 枠） （合計1月約33枠） 上記に加え、「さかい男女共同参 画週間事業」開催中の1月に10枠	上記に加え、「さかい男女共同参 画週間事業」開催中の1月に5枠
相談方法	基本面接，希望があれば電話	面接または電話

なお，新規相談者優先の枠を女性は上記のうち月8枠設定し，より多くの市民に機会を提供するようにしている。男性については，新規相談者が利用しやすい予約制度の確保については仕様書で言及されているが，特に新規枠の設定は行っていない。一人の相談者に対する相談回数の上限などは決められていないが，今後は過度に回数が多い相談者に対しては報告と対策を求めるような仕様も検討しているとのことである。

ここ数年の相談枠の設定，実際の相談件数の推移は下記のとおりである。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
女性相談					
相談件数(件)	315	313	313	368	367
内，電話件数(件)	—	—	19	22	13
相談枠数(件)	375	382	388	419	419
実施率(%)	84.0	81.9	80.7	87.8	87.6
男性相談					
相談件数(件)	58	62	59	77	73
内，電話件数(件)	23	24	37	45	32
相談枠数(件)	77	74	77	113	113
実施率(%)	75.3	83.8	76.6	68.1	64.6

（出典：堺市提供資料に基づき監査人作成）

女性の相談件数はコロナ禍でも増加しており相談枠も増やしているが，実施率も9割弱と多い状況である。女性は予約が取りづらく基本的には予約枠は全て埋まって

いるとのことであった（実施率が100%でないのは、直前キャンセルなどがあるため）。一方男性相談者は相談件数は増加傾向にあるものの、相談枠数も増やしており、令和4年度の実施率は7割弱に留まっている。

### 【意見】

女性は予約が取りづらい状況が続いており3か月待ちなどもあるとのことであった。相談までに3か月かかるという事実は、その相談の実効性（適時性、有効性）を大きく下げる要因となると思われる。一方で、男性相談枠は最近では空いている日もあるとのことであった。男性枠の空きに女性枠を入れるなどの、相談枠の設定を柔軟にはできないか。事前に分かっていたらカウンセラーの手配の変更も可能と考える。

また、異性のカウンセラーを求める相談者もいるかもしれず、その辺りの柔軟性の取り込みも検討されたい。例えば、女性相談者が、できれば女性カウンセラーを希望するが、男性でも構わないと考えているのか、相談時期が遅れても女性カウンセラーのカウンセリングを受けることを求めているのかについて、受付にて聞き取りを行う方法により、相談者の希望により叶う対応を行うことも考えられる。柔軟な対応が可能となるような仕様に変更することを検討されたい。

## オ[意見 13]入札参加者を増やすための工夫について

### 【事実関係】

当該契約は平成12年度の女性相談業務から始まっており、現在の委託業者との契約が23年間もの長きにわたり継続している。当初は1者との随意契約で、平成19年度から広場全体の業務を委託が開始されるとともに公募型プロポーザルになり当初2回は4者から応募があったが、平成25年度からは1者応募が続いている。現在の契約は令和3年度からの3年契約であり、令和6年度からの契約は総合評価方式の一般競争入札に変更予定とのことである。

### 【意見】

現在の業者に何か具体的な問題があるというわけではないが、過去23年間同じ業者との契約になっており、またここ10年間は他の業者が応募もしてきていない状況である。競争原理が働かず、新しい視点も入ってきていないことから、望ましい状

況とはいえない。他者が応募しづらい状況なのは、周知方法が不十分なのか、参加しづらい特殊な仕様になっているのか等、何が参入障壁になっているかを検証の上、他自治体の状況などもヒアリングし、より多くの業者に入札してもらえるような状況を積極的に作る必要がある。

## カ[意見 14]利用者アンケートの実施について

### 【事実関係】

この委託業務においては、利用者アンケートを入手していない。その理由を確認したところ、メイン業務である相談業務において、効果指標となるアンケート結果の取得が難しいと考えているためとのことであった。例えば、カウンセリングによって自死を思いとどまった、といった効果は検証しにくいとのことである。

### 【意見】

確かに、委託業務の効果を測るためのアンケートを実施するのは難しいかもしれないが、アンケートを実施することで、よりよく実態を把握することは可能だと考える。相談手法について（面接、電話、オンラインの利用など）、予約の取りにくさについて、カウンセリングの進め方について、立地について（現在の所在地は利用しやすいか）、相談室のスペースについて、オープンスペースの提供図書等について、など、所管課として、受注者として、気になる点は色々あると考える。利用者アンケートの実施を検討されたい。

## 5 堺市博物館受付案内業務〔文化観光局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺市博物館受付案内業務
所 管 部 局	文化観光局博物館学芸課 (令和5年度現在：文化観光局歴史遺産活用部博物館学芸課)
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社エー・エス・ジー (堺市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	博物館入館に係る受付及びグッズ販売等
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	堺市博物館の来館者に対し受付案内を行うことにより、きめ細かいサービスを提供し、満足度を高めるとともに、来館者の適正かつ円滑な受入れを行う。
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで (長期継続契約)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	・ 契約期間 (3年) の総額 43,599,600 円 ・ 令和4年度の契約金額 14,533,200 円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	・ 令和4年度 14,533,200 円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和元年度から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算4年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払 (分割払い)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	11,712,351	15,221,111	14,581,950	11,675,367	14,533,200
決算額	11,712,351	15,221,111	14,581,950	11,675,367	14,533,200
相手方	㈱ワークソリューション	㈱イー・エス・ジー	㈱イー・エス・ジー	㈱イー・エス・ジー	㈱イー・エス・ジー
再委託	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	あり	あり	あり	あり	あり

(3) 契約締結方法（一般競争入札）

入札公告日	令和 4 年 2 月 10 日
入札日	令和 4 年 3 月 9 日
入札参加者数	6 者

(4) 効果指標等

特になし

(5) 指摘事項等

ア[意見 15]受付業務の直営と委託の比較検討について

【事実関係】

博物館の受付業務を市が直接実施していた時期は、博物館の入口兼出口において来館者の観覧チケット及び図録の販売等の受付対応を行うため、正職員が1名常駐していた。しかし、委託職員2名が常駐してもコスト軽減が見込まれたため、平成10年度に委託を検討し、平成11年度から開始した。

その後、平成26年度のリニューアル時にシアターを創設し、入口兼出口を入口と出口の2か所に分離したことにより4名体制となった。さらに、令和4年度からは、閑散期の平日には3名体制とするなど、博物館の施設運営の状況に応じて随時、契約内

容を見直すことで、来館者へのサービス水準を落とすことがないように、費用の削減に取り組んでいる。

### 【意見】

随時、契約内容を見直す努力はなされているものの、平成10年に直営と委託のコスト比較を行って以降、両者の比較検討がなされていない。前回の検討時から25年程度経過しているが、この間、2度の消費税率引き上げ、地方公務員法の改正に伴う会計年度任用職員制度の新設など、当時から取り巻く環境は大きく変化している。

これらの制度を考慮に入れ、中長期的に、コストを抑えつつ、住民サービスの維持又は向上を図る観点から、両者の比較検討を行われたい。

## イ[意見 16]効果指標の設定とその評価分析を通じた改善について

### 【事実関係】

この契約は、堺市博物館の来館者に対し受付案内を行うことにより、きめ細かいサービスを提供し、満足度を高めるとともに、来館者の適正かつ円滑な受入れを行うことを目的としている。しかしながら、この契約を含む博物館管理事業の成果や活動実績の測定のための指標としては、入館者数や、博物館の設備不良による休館日という指標しか定められていない。契約の目的の達成度合いを測る客観的な指標（この契約についてのモニタリングのための客観的指標）は特に設定されておらず、その評価・分析を通じた委託業務の継続的な改善・見直しもなされていない。

### 【意見】

委託業務の対象や目的、内容、コスト等を明確にし、その活動や成果を客観的数値による指標等を用いながら評価・分析を行うとともに、PDCAマネジメントサイクルを通じて費用対効果の向上や行政資源の有効配分など、委託業務の継続的な改善・見直しを行っていくことが重要である。

この契約においても、例えば、来館者満足度等を効果指標として設定した上で、来館者によるアンケートの項目として本件委託契約の目的に直結する項目を入れることにより、その結果の把握、分析を通じ、委託業務の継続的な改善・見直しを図られたい。

## ウ[指摘2]履行確認結果の成績表への記載について

### 【事実関係】

検査員は、契約の履行完了の確認を行うため、契約及び書類に基づき委託業務の検査を行い、成績表に評定した結果を取りまとめ、担当課長に報告することとされている。

しかし当該契約について、検査員は、履行完了を確認し、委託業務検査確認書は作成しているものの、成績表に評定した結果を記載していない。

### 【指摘】

(第5の3[意見4]の記載参照)

部分検査ではあっても毎月の検査・支出がなされることに変わりはないのであるから、検査員は、検査完了後、検査が適切に行われたことを確認できるよう成績表に評定した結果を記載し、担当課長に報告するべきである。



## 6 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務 [環境局]

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	一般廃棄物 <sup>51</sup> （ごみ）収集運搬業務
所 管 部 局	環境局環境事業部環境業務課
契 約 相 手 方 （本店所在地）	株式会社 SYC（堺市）
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	市内の各戸から出る一般廃棄物（資源ごみ等を除く。）を収集運搬 <sup>52</sup> する。
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	家庭ごみ及び事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬を行う。また、家庭ごみのうち、資源化が可能なごみを分別して収集運搬することにより循環型社会の構築に寄与する。
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで （単年度契約）
契 約 金 額 （税込・円）	生活ごみ 407,724,733円（総価契約） 継続のごみ 2534.40円（単価契約） （36リットル容器1個1か月につき） 31,811,788円（予定数量を乗じた年間見込額） 臨時のごみ 3532.10円（単価契約） （1件4㎡、又は2トンにつき） 1,010,180円（予定数量を乗じた年間見込額）
総価契約/単価契約	総価契約と単価契約の併用
決 算 額 （税込・円）	440,216,108円
同一の相手先との 契 約 状 況	昭和34年度以降、長期間、同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算60年以上となる。
支 払 方 法	確定払（年12回）
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。

<sup>51</sup> 堺市では、一般廃棄物を、し尿とごみに区分し、ごみについては、家庭から排出される家庭系ごみと、事業所等から排出される産業廃棄物以外のごみ（事業系ごみ）、ボランティア清掃等による環境系ごみに区分している。廃掃法において、市町村は、一般廃棄物処理計画に従い、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集・運搬・処分しなければならないこととされている。

<sup>52</sup> 廃棄物を集めて、中間処理施設へ運ぶこと。

契約保証金の取扱い	免除している
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則 30 の 2 第 2 号
再委託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	-

## (2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

(税込・円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	434, 518, 209	439, 364, 514	443, 592, 995	439, 970, 234	440, 546, 701
決算額	444, 091, 788	439, 580, 442	445, 190, 035	440, 156, 955	440, 216, 108
相手方	(株)SYC	(株)SYC	(株)SYC	(株)SYC	(株)SYC
再委託	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している
変更契約	なし	なし	なし	なし	なし

## (3) 契約締結方法（随意契約）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質随契）
随意契約理由	本業務は環境衛生上、市民生活に多大な影響を与える業務であり、スムーズかつ正確に行う必要があることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の規定（当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に相当の経験を有している）を満たす業者でなければ履行できない。別紙（原文ママ）に記載している業者は、長年本業務を受託し、交通状況や通学路など地域の特性を熟知し、業務を適正に履行するための相当の経験を有していることから、当該業者と随意契約を行う。
堺市調達契約事務審査委員会の審査状況	要綱第 3 号第 5 号に基づき審査対象外
見積書入手数	1 者
積算方法	収集に必要な車両数や人員に単価（車両減価償却費や労務単価など）を乗じて直接経費を求め、それに間接経費及び消費税を加えて積算を行っている。

#### (4) 効果指標等

特になし

#### (5) 指摘事項等

##### ア[意見 17]契約締結方法として随意契約を用いることについて

##### 【事実関係】

堺市では、南区を除いて、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務は、随意契約により、契約相手方を選定する方法が採用されている。契約相手方となっている事業者は、現在のところ、12者ある。堺市において、12者それぞれにどの地域を割り当てるかを決定した上で、12個の随意契約を行うという方式である。

	事業者名	担当地域	(備考)
1	(株)SYC	堺区の一部，中区の一部，西区の一部	
2	日光産業(株)	東区の一部，北区の一部	
3	日之出興業(株)	西区の一部，北区の一部	
4	常陽興業(株)	中区の一部，東区の一部，北区の一部	
5	関西土建(株)	堺区の一部，北区の一部	
6	金岡興業(株)	堺区の一部，西区の一部	
7	泉都興業(株)	堺区の一部，中区の一部，東区の一部	
8	あさひ(株)	中区の一部，東区の一部	
9	つかさ興業(株)	堺区の一部	
10	山本清掃(株)	堺区の一部	南区の入札案件も落札している。
11	(株)エスワイミハラ	美原区の一部	南区の入札案件も落札している。
12	阪南清掃(株)	美原区の一部	南区の入札案件も落札している。

(出典：堺市提供資料に基づき包括外部監査人作成)

なお、こうした枠組みについて、平成26年度の包括外部監査（廃棄物処理に関連する事業の管理及び事務の執行について）において、「南区を除く生活ごみの収集運搬業務の委託は随意契約により行われているが、契約金額の透明性、適正性を担保するとともに、更なる行政サービスの向上を図るため、より競争性のある業者選

定の方法の導入を検討するべきである。」という意見（当時の外部監査報告の[意見8]）が出された。この外部監査に対する所管部局の措置は「平成27年度中に策定する第3次堺市一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえ、効果的・効率的な収集運搬体制の構築を検討し、業者選定を行ってまいります。」というのみで終了している。また、堺市調達契約事務審査会との関係では、平成24年度に審査対象外という決定がなされているため、それ以後、同審査会での審査対象となっていない。

このような事実を照らすと、上記の平成26年度の包括外部監査において、具体的な指摘があったものの、その後の契約相手方選定方法に関する抜本的な見直しには至っていないといえる<sup>53</sup>。

## 【意見】

### 1：同一の業務について南区では指名競争入札により契約相手方が選定されていることから随意契約でなければならない理由はないこと

南区については、同じ業務について指名競争入札が実施されている<sup>54</sup>。これは、南区内の各地域の生活ごみの収集運搬を担当する業者が、入札結果ごとに入れ替わることがあっても、市として、特段の支障はないと考えていることの現れである。平成26年度の包括外部監査結果報告書においても「南区において指名競争入札が導入されていることから、本来的に、これらが随意契約でなければならない理由はない。」との意見が示されている。

### 2：南区以外の6区で随意契約を継続することの当否について

平成26年度の外部監査報告書では「生活ごみの収集運搬に関しては、昭和30年代以降、長期間、同一の業者と随意契約を繰り返しており、受託業者が固定化」しているところ、「創意工夫によるコスト削減や住民サービスの向上に対する受託業者

---

<sup>53</sup> 所管課の説明としては、平成26年度包括外部監査の意見を踏まえ、検討はなされたものの、資源ごみ収集等については指名競争入札を実施しているものの、生活ごみについては随意契約を維持したとのことである。ただし、随意契約とはいえ、契約までに交渉を行うことで経済性の確保には努めているとのことであった。

<sup>54</sup> 南区では、区内を8地域に分けた発注単位として、全て、同一の時期に指名競争入札が実施された結果、そのうちの一部は同一の事業者が落札したため、結果として、8地域を6者が担当している。この6者のうち、3者は、南区以外の業務を随意契約の形で受注している事業者であり、3者はそうではない事業者である。

の意欲を減退させる危険性を内包している」との指摘がなされた。この指摘については、この度の包括外部監査においても、同じ意見を述べるものである。

現在のところ、南区の競争入札案件を競り落とした事業者はコスト意識を持って入札に臨む一方で、南区以外の随意契約案件を長年受注し続けている事業者は、市との間の年1回の価格交渉（協議）に臨みさえすれば、安定的に業務を受け続けられる状態にある。これらの差異が生じたまま、随意契約と指名競争入札の併用体制を続ける理由を説明することはできない。

こうした経緯を踏まえ、今回の監査実施にあたっては、平成26年度の外部監査で示された意見を受けても現状が変更されなかった理由を聴取し、そこに理解しうる事情があるのか否かという観点からヒアリングを実施した。以下では、その検討結果を示す。

#### ① 一般廃棄物収集運搬業に係る特殊性について

本件の委託業務である一般廃棄物収集運搬業の特殊性について検討するに、最高裁平成26年1月28日判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」とした上で、一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、「当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである」として、一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分の取消訴訟において既存許可業者に原告適格（行政事件訴訟法第9条第1項参照）を認めた<sup>55</sup>。

もつとも、上記最高裁判決は、必ずしも競争入札を採用することが違法又は不相当である旨判示したものではない。

---

<sup>55</sup> 環境省は、上記最高裁判決を受けて、廃棄物処理法施行令第4条に掲げる基準について、「経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準である」等の見解を発している（「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知）」（平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知））。

むしろ、上記最高裁判決より後に言い渡された福岡高裁令和4年4月22日判決は、自治法上、一般競争入札が原則であるとした上で、「平成26年最高裁判決は既存業者への一定の配慮を求めるものであると解されるものの、同業他社との競争を否定し、一社独占とすることを求めるものとは到底いえない。」、「平成26年最高裁判決から導かれる廃掃法施行令4条5号の趣旨は、適正な受託者による適正な事業遂行の担保にあるところ、この要請は、競争的随意契約又は制限付一般競争入札の方法によっても実現することが可能である」と判示して、一般競争入札等の手法により契約相手方を選定することを否定していない。

他の自治体の契約状況を見ても、たとえば名古屋市、京都市及び広島市等の一部の区域において一般廃棄物（可燃ごみを含む。）の収集運搬業に係る競争入札が実施されていることが確認できる。

以上の検討を前提とすると、一般廃棄物の収集運搬業は、市民生活に与える影響が大きく、業務の確実な履行を実現すべき要請が高い事業であるとはいえるものの、委託契約に当たっては原則として競争入札を実施すべきであるという建前には変わりはなく、随意契約によることの合規性・相当性についてはあくまで個別具体的な事情に基づいて判断される事柄であると解される。

## ②本契約に係る個別事情について

まず、所管部局においては、「交通状況や通学路など地域の特性」を熟知していることという点を重視しており、それを随意契約理由に掲げている。具体的には、生活ごみの収集は「一戸建住宅の場合は家の前の道路際に、集合住宅の場合は決められたごみ集積場、収集車が通れない一戸建て・集合住宅の場合は、地域住民の方が決められた指定の場所（ごみステーション）」に出される廃棄物を収集するという業務であり、長年、同一の業者に担当させることが、当該業者が、地域の事情を熟知しているため、円滑な業務の履行に繋がり、サービスの質が担保され、市民等からのトラブル・苦情も生じにくいといった説明をしていた。しかし、「交通状況や通学路など地域の特

性」に関しては、ある程度、市内の詳細な地図に落とし込む等する形で、明示化された情報伝達が可能である。

他方で、南区で指名競争入札の実施がなされた当時の経緯について、泉北ニュータウンが中心である南区特有の地域特性等<sup>56</sup>から指名競争入札で委託業者を選定しても、市民の生活環境の保全への影響が少ないとの判断であったこと、また、入札を経て新規参入することになった業者に対しては、当時の現業職員が業務の履行開始前後に、保有していた過去のノウハウを継承しながら担当地域の特性や収集方法などについての指導を行う等、市民サービス及び生活環境への急激な支障が出ないように慎重に進めてきたこと等につき、所管課より当時の経緯についての説明がなされた。また、入札に移行した場合に収集日・収集時間の変更が生じることが多いが、市民からは、従前どおりの収集日・収集時間を求める要望・意見も寄せられることが多く、それについても腐心しているとのことであった。このように、市が市民サービスの維持のために配慮を重ねている事情も、ある程度は理解しうる。一方で、堺市一般廃棄物処理基本計画（2021年3月）においても、「収集運搬の課題」として、ごみ処理事業経費に占める収集運搬の割合が高い状況となっていることが挙げられていることからしても、随意契約による契約相手方選定方法から指名競争入札等に変更した場合に受注者の交代が生ずる際に要する、業者の指導の手間、負担等はある程度はやむを得ないものとして受け止めるべき部分でもあり、全体的な考慮を経て、競争入札の導入等、業者選定の方法を引き続き検討することが望ましい。

加えて、所管課の説明する南区は直営からの移行であったという背景があったという他の区との差異については、需給の均衡及びその変動による既存の委託業者の事業への影響を適切に考慮して業務の適正な運営を継続的かつ安定的に確保するということを行いつつも、可能な範囲で競争性のある契約

---

<sup>56</sup> この点、南区は、泉北ニュータウンが広がる一方で、南部丘陵地域を含め一戸建て住宅の多い地域も存在しており、他区との差異は、ある程度、相対的なものとも思える。

相手方選定方法を選択してゆくという流れの中で考慮すべき事項であると思料する。

### 3：まとめ

このように考えると、南区では、指名競争入札が実施され、受注する業者が入れ替わることを容認した制度設計が用いられていることに鑑みると、南区以外の6区で随意契約を用い続けることが、直ちに市の裁量権を逸脱・濫用した違法なものであるとはいえないとしても、合理性・相当性には疑義があると言わざるを得ない。競争性のある契約相手方選定方法の導入について、改めて検討することが望ましい。

## イ[意見 18]業務履行状況に対する満足度（評価）が把握されていないことについて

### 【事実関係】

委託業務の業務内容は「一戸建住宅の場合は家の前の道路際に、集合住宅の場合は決められたごみ集積場、収集車が通れない一戸建て・集合住宅の場合は、地域住民の方が決められた指定の場所（ごみステーション）」に出される廃棄物を収集するという市民サービスに直結する業務である。しかし、現在のところ、業務の履行状況について、市民が各業者の業務の履行状況をどのように評価しているかについての情報収集がなされておらず、市民等からの苦情等の申出（電話等）があった場合にそれを受電対応するという随時的な対応に終始している。その結果、随意契約で選定されている南区以外の地域を担当する受注者及び指名競争入札で選定されている南区を担当する受注者のいずれについても、どの業者が、市民からこういった評価を得ているかについて客観的・定量的に比較するための方法が特に存在しない<sup>57</sup>。

### 【意見】

現在のところ、南区以外の地域を担当する受注者は、数十年以上、同一の地域の収集運搬を手掛けているという状況にあるが、安定的な業務の履行、ひいては、例

---

<sup>57</sup> 本件委託契約を含む「ごみ収集事業」の事務事業評価のための成果指標や活動指標としては、「資源ごみ収集量」「不適正排出する集合住宅やステーション等への啓発案件数」といった指標が設けられているが、市民サービスに直結する業務であることを踏まえた市民サービス水準向上のための客観的指標が設けられていない。



えば収集漏れその他のトラブルを生ずる度合いが低いという結果になっているのか、各業者の履行状況を把握しようとしても把握できる資料は存在しない。

また、市としても、各業者に対して指導等を行う必要があるはずであるが、客観的・定量的な根拠に基づいて、指導を行い得る根拠を持ち合わせている状況にない。

複数の事業者が収集運搬を手掛ける中で、具体的に、どの業者が、市民からの高い評価を得ているかを客観的定量的に把握することは、今後、業者への指導を行う上で重要である。個別の担当職員が、日々の業務（市民等からの、市に寄せられる苦情等の申出への対応）について随時的な対応をしている中で、ある程度、良い評価を得ている事業者と、良い評価を得ていない事業者とがあることを把握しているものとは思われるが、市民からの苦情・クレーム件数などを内部的に集計し、分析する（人口や世帯数ごとに割ることで傾向を把握するなどして、定量的に把握するなど）ことが望ましい。

## 7 一般廃棄物（し尿）収集運搬業務〔環境局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	一般廃棄物（し尿）収集運搬業務
所 管 部 局	環境局環境事業部環境業務課
契 約 相 手 方 （本店所在地）	堺市環境事業協同組合（堺市） 堺一浄化興業安川衛生社（堺市） 株式会社 SYC（堺市） 株式会社三和興業（堺市） 堀内清掃（堺市） 有限会社西辻事業所（堺市） 株式会社大和浄化工業所（堺市） 有限会社 Progress Company（堺市） 阪南清掃株式会社（富田林市） （※株式会社・有限会社等の記載のないものは、いわゆる個人自営業の屋号である。）
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	一般家庭及び事業者等から排出されるし尿の収集作業及び処理施設への搬入
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般家庭や事業所等から排出されるし尿を迅速かつ安定的に収集する。
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで （単年度契約）
契 約 金 額 （税込・円）	（令和4年度） 総価契約 202,560,000 円 単価契約 普通・無臭便槽 1人1月につき 305.80 円 無臭便槽 1便槽1月につき 436.92 円 簡易水洗式便槽 1人1月につき 764.28 円 従量制 30リットルにつき 218.24 円 臨時収集基本料 1回につき 1,637.90 円 水洗化等 300リットルにつき 5,461.50 円 浸水等 30リットルにつき 546.15 円 年末年始緊急対応業務 1日につき 67,100 円  総価契約+単価契約(単価×予定数量)の合計 319,607,500 円
総価契約/単価契約	総価契約と単価契約の併用
決 算 額 （税込・円）	318,358,404 円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成28年度に現在の仕組み（事業協同組合及び個別の構成企業と契約する手法）が採用された。平成28年度当時

	<p>は、上記記載の 8 者の構成企業に加え、有限会社石川清掃・株式会社よい利・有限会社永田清掃も加えた 11 者が構成企業であった。その後、上記 3 者が廃業により脱退し、令和 3 年度からは現在の構成企業となった。</p> <p>事業協同組合設立前は、昭和 30 年度から、組合構成員である各委託業者と個別に契約していた。そのため、実質的に見ると、昭和 30 年度からおおむね同じ相手方との契約が継続している。なお、阪南清掃株式会社については、平成 17 年 2 月の美原町との合併以降、契約を継続している。</p>
支払方法	確定払（年 12 回）
令和 5 年度の状況	令和 5 年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している
（免除の場合の根拠）	堺市契約規則第 30 条の 2 第 2 号
再委託	なし
（再委託について） 市の承諾の有無	-

### (2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	409,627,400	396,976,612	367,845,500	334,439,500	319,607,500
決算額	401,609,268	398,620,328	354,874,731	326,428,106	318,358,404
相手方	堺市環境事業協同組合、他 10 社	堺市環境事業協同組合、他 10 社	堺市環境事業協同組合、他 10 社	堺市環境事業協同組合、他 8 社	堺市環境事業協同組合、他 8 社
再委託	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している
変更契約	なし	あり	なし	なし	なし

### (3) 契約締結方法（随意契約）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（一者随契）
随意契約理由	本業務は、環境衛生上、市民生活に多大な影響を与える業務であり、迅速かつ確実にを行う必要があることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の規定（当該業務を遂行するに足る人員及び財政的基礎を有し、か

	つ、当該業務の実施に関し相当の経験を有している)を満たす業者でなければ履行できない。本業務は、下水道の普及に伴い、水洗化が進んだため、収集場所が点在しており、現場の特殊性を熟知しておかなければ、効率よく収集することができず、環境衛生上、問題が生じる。 当該事業協同組合は、バキュームカー等の必要な機器材を保有するとともに、長年収集してきた事業者により構成された、市内唯一の事業協同組合であり、経験豊富であるとともに、収集地区の特性を熟知していることから、一者随契するものである。
堺市調達契約事務審査委員会の審査状況	要綱第3条第5号に基づき審査対象外
見積書入手数	1者
積算方法	車両1台にかかる人件費や物件費を算出し、1台の車両が収集できる排出量、運搬回数等から収集形態別の単価を算出、想定排出量を乗じて積算している。また、収集場所の点在化等により、収集活動が非効率になると考えられる部分については手当を加算している。

#### (4) 効果指標等

特になし

#### (5) 指摘事項等

ア[意見 19] 予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -1-

##### 【事実関係】

この契約は、予定価格の算定に当たり、固定委託料（総価契約）と歩合委託料（単価契約）に分けて算定し、それを合計するという方式が取られている。競争入札であれば価格競争が働くが、この契約のように随意契約の場合、算定された予定価格が適正な契約額決定のための重要な要素になっている。令和4年度の契約額は上記に記載のとおりである。

予定価格の算定は、次の順序による。

【段階1】 2tバキューム車両を1か月1台稼働させるための必要経費を算出する（後記）。

【段階2】 1日X<sup>58</sup>回，1月XX<sup>59</sup>日間運行できるものとし排出量10当たりの単価を収集制度（定額制，従量制）毎に算出する。

【段階3】 上記までで算定された各単価の60%部分は積算時の想定収集量を乗じて固定委託料（第1種委託料）とし，残り40%部分は実績収集量に応じた歩合委託料（第2種委託料）とする。さらに，固定委託料と歩合委託料の他に臨時処理の委託料（第3種委託料）もある。

【段階4】 非効率手当を計算し，固定委託料に加算する。

固定委託料と歩合委託料との併用で計算されている理由について市に確認したところ，収集区域ごとのし尿収集世帯の減少率には差があり，全て実績に基づいて支払うと，年度内に大きく減少した区域を収集している業者の経営に多大な影響が生じ，ひいては安定的なし尿の収集運搬体制に大きな支障が出てしまうという懸念があるため，委託料の継続収集にかかる部分を固定委託料と歩合委託料に分けて支払う方法をとっている，とのことであった（ただし，市は，総合計額を組合に対して支払っているのみであり，個別の8社ごとに支払っている訳ではない。）。

#### <2tバキューム車両を1か月1台稼働させるための必要経費の算出過程>

ここでは，特に【上記段階1】で記載した，2tバキューム車両を1か月1台稼働させるための必要経費について検討する。その全体的な計算方法は下記のとおりである。

#### 〔直接費〕

人件費2名<sup>60</sup>分（a）＋物件費1台分（b）＋管理業務（c）

---

<sup>58</sup> 具体的な想定回数を提示することは予定価格を契約の相手方に示すことになり価格交渉上不利益が生じる恐れがあるとの市の要望を受けて，本監査においては，具体的な数値に基づく調査・検討を行っているものの，ここでは具体的な数値を記載しないこととした。

<sup>59</sup> 同上

<sup>60</sup> 運転手1名＋作業員1名

### 〔間接費〕

直接費 (a+b+c) に一般管理費率を乗じて計算

### 〔合計〕

直接費+間接費=2tバキューム車両を1か月1台稼働させるための必要経費

ここで機械的計算をすると、令和4年度について上記合計額を踏まえれば、約12.0台のバキュームカーで回しうる経費を支出しているという計算になる。

なお、各社の保有するバキュームカーの台数と従業員数は下記のとおりである。

	従業員数 (人)	バキュームカー 保有台数 (台)
堺一浄化興業安川衛生社 (堺市)	4	4
株式会社 SYC (堺市)	7	5
株式会社三和興業 (堺市)	2	2
堀内清掃 (堺市)	3	2
有限会社西辻事業所 (堺市)	5	4
株式会社大和浄化工業所 (堺市)	4	4
有限会社 Progress Company (堺市)	4	4
阪南清掃株式会社 (富田林市)	8	5

(出典：令和4年度業務実施計画書より監査人抜粋)

### 【意見】

2tのバキュームカーの1月1台当たりの必要経費の算出過程について、下記の疑問が発生する。各積算過程を見直されたい。

#### i. 所定外給与

時間外給与が設定されている。設計基準上、排出量や1日当たり搬入回数に基づく必要コストが計算されている上に、収集運搬作業が効率的に行えない部分については後述の非効率手当が加算されているため、別途、時間外給与まで積算する必要はないのではないか。

この点について、週6日収集の業務実態を勘案すれば、業務実態は設計時点で

想定している一日当たりの労働時間より超過しているため、所定外給与の時間外部分を見直す場合は、所定内給与の見直しも必要であるとのことであった。しかし、業務実態の把握は委託業者へのヒアリングベースで行われており、その詳細な検証はなされていない。設計時点で想定している労働時間で委託費を積算するのではなく、業務実態に合わせて委託費を積算するのであれば、まずは業務実態を正しく把握（ex. 勤務表などの提出を求める）し、それが合理的なのかを検証する（ex. 他社比較を実施、抜き打ちの監査）ことが求められる。

業務実態を把握した上で非効率手当の計上と、所定内・所定外給与の計上との関係を整理する必要がある。

## ii. 車両運搬具費

バキュームカーの想定購入価格を耐用年数3年で除して月当たりの車両運搬具費が計算されている。

想定購入価格は、その当時のメーカーからの見積書等を参考に行っているとのことであったが、近時の平均的なバキュームカーの価格として妥当であるのか、なお、精査することが必要である。また、耐用年数を国税庁の定める法定耐用年数を根拠に3年とし減価償却費を計算しているが、短すぎるように思われる。

令和4年度の業務実施計画書で報告された各社保有のバキュームカーの初度登録年度を見ると、現在使用されているバキュームカーで最も古いものは平成13年登録、最も新しいものは令和元年登録であり、一番保有台数の多い年度は平成18年であった（年度ごとの保有台数合計は、次ページのグラフのとおり）。これを見ると、3年で償却する計算はあまりにも実態とかけ離れており、実際に使用されている期間から算出した経済的耐用年数も考慮に入れるべきである<sup>61</sup>。

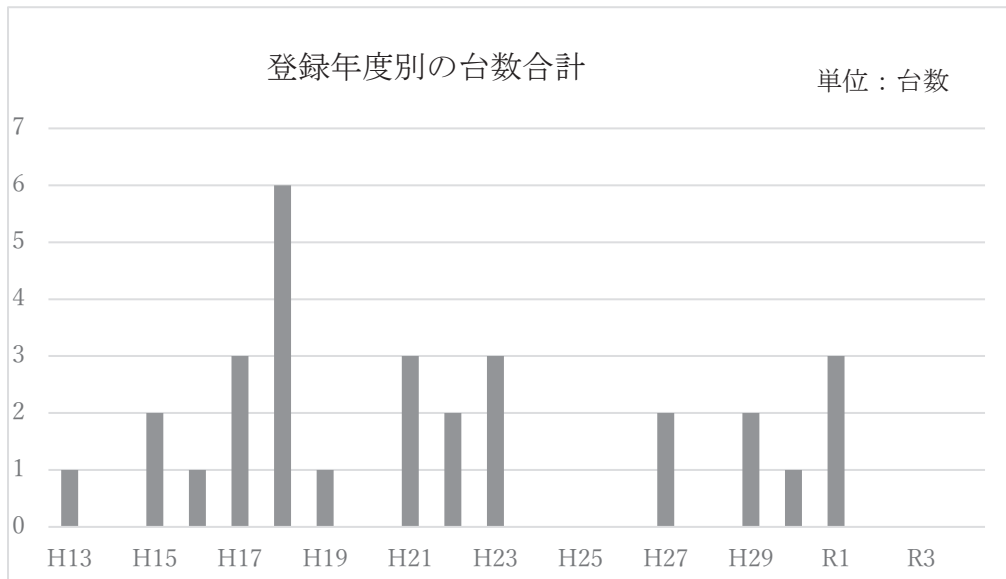
仮にバキュームカーについて耐用年数を16年<sup>62</sup>とすると、一月当たりの車両運

---

<sup>61</sup> 競争入札の場合、こうした実情に応じて落札価格が下がるが、1者からしか見積書を徴取しない随意契約であれば、市が気づかない限り、こうした1つ1つの点が、高止まりの要因になる。）

<sup>62</sup> 一番保有台数の多い平成18年から令和4年までの年数を基に16年として計算した。

搬具費は現在計算されている価格の2割程度まで減少<sup>63</sup>することとなる。



(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

### iii. 諸経費

物件費には、燃料費や車両運搬具費等が含まれた上に、燃料費等の合計額に対して、一定率を乗じて諸経費が計算されているが、後でいう事務員人件費等や一般管理費も別で計算されており、必要とは思われない。

### iv. 管理業務，vi. 一般管理費

管理業務として事務員人件費等が見積られ、管理業務も含めた全体の算出額に対して一般管理費率が乗じられている。事務員人件費等に対して一般管理費率を乗じるのは過剰と言え、現在の計算も妥当とは思われない。

この契約は、長年にわたり随意契約（一者随契）により契約相手方が特定されており、見積書も契約相手方1者からしか受領していない。このような契約においては、予定価格の積算は極めて重要であり、適正額での契約締結のためには、その積算の妥当性を十分に精査する必要がある。

## イ[意見 20] 予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -2-

### 【事実関係】

<sup>63</sup> 3年/16年=0.1875



前述したように固定委託料の中には非効率手当が含まれている。令和4年度においては毎月固定で8,479,000円、年間101,748,000円が支払われている。非効率手当は、年々収集量が減り、また収集場所が点在化していることから、上記のし尿収集基本設計から算出される基本部分の委託料だけでは収集運搬に要するコストを支弁できないため、その部分を手当するものである。非効率手当は、平成30年度までは収集困難手当として、各年186,480,000円の固定額で支払われていたものの廃止に伴う代替的制度である。令和元年度より想定収集量等に応じて年間額を算出している。

非効率手当は、収集エリアごとに、処理場までの距離、収集対象世帯の密集率、仕事量をポイント化<sup>64</sup>した数値に「非効率手当単価」を乗じて算出した月額非効率手当額の総額として算出されている（同時に、収集エリアごと、ひいては業者ごとの非効率手当の額も算出されている。）。

そして、「非効率手当単価」は、し尿収集基本設計で算出した設計総額と、設計額を算出する際に使用した【設計基準】のうち、1台当たりの人員数を2人から予備人員も含めた人数に、一日1台当たりの搬入回数を想定回数から実績回数に、それぞれ改めた上で算出した額との差を、市全体の非効率手当総額と考えてまず決定し、その非効率手当総額を各業者に按分するために全ポイント数で除して算出されている。「非効率手当単価」は、当初、平成31年度の設計の際に、平成29年度及び平成30年度の実績に基づいて計算されており、令和4年度まで同じ単価が使用されていたが、令和5年度の設計時点では、令和3年度及び令和4年度の実績を元に一日1台当たり搬入回数を見直し、「非効率手当単価」も再計算されている。

非効率手当についても収集量の減少に伴って、減少してきているが、決算額に占める割合は30%超と依然として高い状態が続いている。

---

<sup>64</sup> ポイント＝仕事量×距離係数×密集率係数

- ・仕事量…し尿汲み取りの便槽種類等を基に設定
- ・距離係数…収集町から処理施設までの距離により、係数を決定している。
- ・密集率係数…堺市の統計・町丁別世帯数の値を使用し収集町ごとに密集度を作成し、係数を決定している。

<非効率手当とその決算額に占める割合の推移>

(単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額総額 (※1)	401,609,268	398,620,328	354,874,731	326,428,106	318,358,404	313,403,500
非効率手当 (※2)	186,480,000	138,636,000	123,444,000	107,484,000	101,748,000	91,728,000
(割合)	46.4%	34.8%	34.8%	32.9%	32.0%	29.3%

(※1) 令和5年度については契約額

(※2) 平成30年度については収集困難手当

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

## 【意見】

令和5年度の非効率手当の試算資料を見ると、一日当たりの実績搬入回数の計算過程に一部誤った認識があり、再計算し直すと、非効率手当単価ひいては非効率手当は、令和5年度の契約額の算定過程で用いられたものより半分以下となる。今一度各種積算資料を見直し、正しい積算額を元に契約を行う必要がある。

## ウ[意見 21] 予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -3-

### 【事実関係】

事実関係は、上記と同一。

### 【意見】

下水道の普及や高齢化に伴う対象世帯の減少により、し尿処理の全体的な業務量は減少する一方であるが、下水道の全世帯への完全な普及（100.0%の普及率）に至らない限り、し尿処理業者の安定した体制の確保が必要であるという点は理解できる。ただし、そうであったとしても、各年度の業務に要する費用を各年度の委託費という形で支払うという枠組みのなかで委託契約を続ける以上、委託費の精査は不可欠である。非効率手当はかなり複雑な過程を経て計算されているところ、現在の算出方法が果たして妥当かどうか、より実態に即した算定方法はないか、改めて検討する必要がある。市は、これらの検討を改めて行われたい。積算の根拠となる業務実態の把握と検証に、引き続き、取り組まれない。

## 8 堺区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）〔環境局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）
所 管 部 局	環境局環境事業部環境業務課
契 約 相 手 方 （本店所在地）	泉都興業株式会社（堺市）
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	家庭から排出される資源（缶びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装）を収集し、市の指定する施設へ運搬・搬入する。
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	家庭ごみ及び事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう収集運搬を行う。また、家庭ごみのうち、資源化が可能なごみを分別して収集運搬することにより循環型社会の構築に寄与する。
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和7年3月31日まで （長期継続契約）
契 約 金 額 （税込・円）	・契約期間（4年）の総額 519,200,000円 ・令和4年度 129,800,000円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 （税込・円）	・令和4年度 129,800,000円
同一の相手先との 契 約 状 況	堺区単位で見ると、平成21年10月から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算14年6か月同一相手方と契約を締結している。 <sup>65</sup>
支 払 方 法	確定払（年12回）
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している
（免除の場合の根拠）	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	なし
（再委託について） 市の承諾の有無	-

<sup>65</sup> 資源ごみの収集業務について、缶びん・ペットボトル・プラスチック容器包装を収集することを開始したのは、平成21年10月からである。それまで（平成7年以降順次）は、缶・びんのみを収集していたことから、平成21年10月以後とは仕様等が明らかに異なるため、同じ契約であるとは扱わないこととした。

## (2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

(税込・円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	120,960,000	122,080,000	123,200,000	129,800,000	129,800,000
決算額	120,960,000	122,080,000	123,200,000	129,800,000	129,800,000
相手方	泉都興業(株)	泉都興業(株)	泉都興業(株)	泉都興業(株)	泉都興業(株)
再委託	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している	再委託は禁止されており、再委託されていないことを確認している
変更契約	なし	あり	なし	なし	なし

※ 泉都興業(株)は、平成25年4月1日を始期とする4年契約では「堺区A」、平成29年4月1日を始期とする4年契約では「堺区B」、令和3年4月1日を始期とする契約では「堺区B」を受注している。そのほか、市全体の受注者の推移については、次ページの表のとおり。

## (3) 契約締結方法（指名競争入札）

指名競争入札 によっている理由	堺市一般廃棄物収集運搬業務の入札参加資格登録業者から選定根拠法令：地方自治法施行令第 167 条第 1 号（その性質又は目的が一般競争入札に適しない）
指名業者数	15 者
指名日	令和 2 年 11 月 9 日
入札日	令和 2 年 11 月 24 日
入札参加者数	15 者

## (4) 効果指標

特になし

## (5) 指摘事項等

ア[意見 22]指名競争入札の実質的な競争性について

### 【事実関係】

上記の監査対象契約は、堺区の2区域のうちの1つの区域の、一般廃棄物（資源）収集運搬業務の委託契約である。

堺市では、7つの区につき、それぞれ2つの区域に分けて合計14の区域を設け<sup>66</sup>、指名競争入札により契約相手方を選定して、各業務委託契約を締結している。過去10年間の契約相手方の推移は次の表のとおりであり、同一の事業者が、同一の区の案件を、指名競争入札手続を経て受注している。

期間	H25. 4. 1～H29. 3. 31	H29. 4. 1～R3. 3. 31	R3. 4. 1～R7. 3. 31
契約名	契約者	契約者	契約者
1 堺区 A	泉都興業(株)	つかさ興業(株)	つかさ興業(株)
2 堺区 B	つかさ興業(株)	泉都興業(株)	泉都興業(株)
3 中区 A	(株)SYC	(株)SYC	(株)SYC
4 中区 B	朝日興業(株)	あさひ(株)	あさひ(株)
5 東区 A	日光産業(株)	山本清掃(株)	日光産業(株)
6 東区 B	山本清掃(株)	日光産業(株)	山本清掃(株)
7 西区 A	日之出興業(株)	日之出興業(株)	日之出興業(株)
8 西区 B	金岡興業(株)	金岡興業(株)	金岡興業(株)
9 北区 A	関西土建(株)	関西土建(株)	関西土建(株)
10 北区 B	(有)常陽興業	(有)常陽興業	常陽興業(株)
11 美原区 A	(株)エスワイミハラ	阪南清掃(株)	阪南清掃(株)
12 美原区 B	阪南清掃(株)	(株)エスワイミハラ	(株)エスワイミハラ
13 南区 A	(株)ディブレイク	(株)フレハリー	(株)フレハリー
14 南区 B	(株)西上商会	(株)西上商会	(株)西上商会
15 南区 C	(株)フレハリー	(株)ディブレイク	

(注) ①あさひ(株)は平成26年度に朝日興業(株)から社名変更  
 ②常陽興業(株)は令和3年度に(有)常陽興業から社名変更

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

<sup>66</sup> ただし南区のみ令和2年度まで3区域であったため同年度までは堺市全体では15区域であった。

指名競争入札の執行に当たっては、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから当該入札参加者を指名しなければならないが（自治法施行令第167条の11第1項、第167条の4<sup>67</sup>、第167条の11第2項<sup>68</sup>）、下記のとおり、堺市が発注する一般廃棄物等の収集運搬業務に係る指名競争入札に参加するために必要な資格を有する者として参加資格者名簿に登録されている業者は、平成20年4月に1者追加されて前記3記載の15者（つかさ興業(株)ほか14者）となった後は、申請対象者が「更新希望者<sup>69</sup>」に限られ続けているため、現在まで約15年の長きにわたり固定したままである。

<一般廃棄物収集運搬業務入札参加者登録の経過>

年度	受付期間	登録の有効期間	申請者数	うち新規業者	新規募集
H17	平成17年3月7日から同月11日まで	平成17年4月1日から平成20年3月31日まで	14者	【新規業者4者】 阪南清掃株式会社（美原） 株式会社ディブレイク 株式会社ブレーバリー 株式会社西上商会	有
H18					
H19					
H20	平成19年10月15日から同月19日まで	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで	15者	【新規業者1者】 株式会社エスワイミハラ（美原）	有
H21					
H22					
H23	平成23年2月8日から同月15日まで	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで	15者	-	-
H24					
H25					
H26	平成26年2月6日から同月13日まで	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで	15者	-	-
H27					
H28					

<sup>67</sup> 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び契約事故者の制限である。

<sup>68</sup> いわゆる「長の定める資格要件」、すなわち「契約の種類及び金額に応じ」た「実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格」（第167条の5第1項）である。指名競争入札にあっては、指名競争入札の本質からいって、指名に当たり明確な根拠を必要とし、そのために何らかの基準を定める必要があるとされている。

<sup>69</sup> すなわち、申請対象者が、「資格審査基準日現在における堺市一般廃棄物収集運搬業務入札参加有資格者のうち、更新を希望する者」に限られている。

H29	平成 29 年 2 月 6 日 から同月 10 日まで	資格を有すると 認めた通知日か ら令和 2 年 3 月 31 日まで	15 者	-	-
H30					
R1					
R2	令和元年 12 月 17 日 から同月 27 日まで	資格を有すると 認めた通知日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで	15 者	-	-
R3					
R4					
R5	令和 4 年 10 月 12 日 から同月 19 日まで	資格を有すると 認めた通知日か ら令和 7 年 3 月 31 日まで	15 者	-	-
R6					

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

平成25年度以後，当該業務を含む一般廃棄物の収集運搬業務の指名競争入札を実施する際，15者の名簿登録者の「全員」を指名しているところ，前記のとおり，結果として，15者のうち15者（令和3年度からは15者のうち14者）が，長年にわたりそれぞれ1区域ずつ落札している。例えば，直近の指名競争入札の手続は，環境局の会議室において，令和2年11月24日と25日の両日にわたり，約20分ごとに行われているが，全ての入札手続に15者全員が参加し，順次異なる者が落札をしている。

業務名	履行期間	入札日時	落札業者	落札金額 (税込)	入札 参加者数
美原区一般廃棄物（資源）収集運搬業務(A)	令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和2年11月24日 PM 1:00	阪南清掃(株)	29,700,000	15
美原区一般廃棄物（資源）収集運搬業務(B)	同上	令和2年11月24日 PM 1:20	(株)エスワイ ミハラ	31,350,000	15
南区一般廃棄物（資源）収集運搬業務(A)	同上	令和2年11月24日 PM 1:40	(株)ブレーバ リー	116,600,000	15
南区一般廃棄物（資源）収集運搬業務(B)	同上	令和2年11月24日 PM 2:00	(株)西上商会	123,200,000	15
堺区一般廃棄物（資源）収集運搬業務(A)	同上	令和2年11月24日 PM 2:20	つかさ興業(株)	116,600,000	15
堺区一般廃棄物（資源）収集運搬業務(B)	同上	令和2年11月24日 PM 2:40	泉都興業(株)	129,800,000	15
北区一般廃棄物（資源）収集運搬業務(A)	同上	令和2年11月25日 PM 1:00	関西土建(株)	113,300,000	15

北区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）	同上	令和2年11月25日 PM 1：20	（有）常陽興業	124,300,000	15
東区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（A）	同上	令和2年11月25日 PM 1：40	日光産業㈱	74,800,000	15
東区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）	同上	令和2年11月25日 PM 2：00	山本清掃㈱	58,300,000	15
西区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（A）	同上	令和2年11月25日 PM 2：20	日之出興業㈱	100,100,000	15
西区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）	同上	令和2年11月25日 PM 2：40	金岡興業㈱	115,500,000	15
中区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（A）	同上	令和2年11月25日 PM 3：00	㈱SYC	108,900,000	15
中区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）	同上	令和2年11月25日 PM 3：20	あさひ㈱	85,800,000	15

（出典：堺市提供資料に基づき監査人作成）

本件監査対象契約については、平成26年度包括外部監査において「契約金額の透明性、適正性を担保するとともに、より競争性のある業者選定の方法を導入すべきである。」という意見が示された。

これに対し、堺市は、上記意見に対して、平成28年3月に「第3次一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえ、効果的・効率的な収集運搬体制の構築を検討し、業者選定を行う。」という措置を公表している。具体的には、上記平成26年度包括外部監査の意見を踏まえて検討は行ったが、収集区域での業務量や既存の登録業者の事業への影響を考慮したところ、当時、指名競争入札参加者資格者名簿の登録者数が、需給の均衡を維持し、安定した業務の履行を保つことができる登録者数であると判断し、現在も同じ指名競争入札参加者資格者名簿での選定が継続されていた。

## 【意見】

指名競争入札は、資力・信用その他について適当と認める特定多数の者を通知によって指名して行う競争入札であり、本来、一定の「競争性」が確保される契約相手方選定方法である。また、一般的には、指名競争入札において問題となるのは、「指名の公正性」であり、多数の「当該入札に参加することができる資格を有する者」の中から、契約担当者が独自の判断で指名したりしないように（特定の企業に



偏重することを防ぐために) 資力信用など客観的な要素を踏まえて多数の者を指名する, 既存の業者のみを指名し続けることは避けるなど, 様々な工夫をしているところ<sup>70</sup>である。

この点, 本件監査対象契約を含む一般廃棄物(資源)収集運搬業務委託契約において, 契約所管課は, 入札参加資格を有する者「全員」を指名しており, その意味で, 「指名の公正性」に欠けるところはない。また, 一つ一つの指名競争入札手続をみれば, いずれの入札手続においても指名業者数が15者であるのに対し落札対象となる契約は1件であって, 落札できる確率は15分の1となることから, 本来, 競争性は十分確保されるはずのところである。ところが, 本件監査対象契約を含む一般廃棄物(資源)収集運搬業務委託契約では, 長きにわたり指名業者が固定し, かつ, それぞれの業者において従前から同一の区の案件を受注し続けるという状況が続いたため, 実質的な意味の競争性が低下し, 透明性, 公正性にも疑念が生じている状況にある。

これを是正する手段としては, 新規の入札参加者を指名する<sup>71</sup>ことが考えられるが, 堺市は, 競争入札参加者資格者名簿の登録者数が, 需給の均衡を維持し安定した業務の履行を保つことができる登録者数であると考えているため, 直ちに新規登録者数を増やすことが困難であるとのことである。そしてこの考え方は, 平成26年包括外部監査の結果報告書が提出されたのと同じ時期ころに, 平成26年1月28日最高裁判決とこれを踏まえた平成26年10月8日付け環境省からの通知<sup>72</sup>が発せられたことを踏まえて競争性(経済性)の確保等の要請よりも業務の適正な遂行が重視されると判断していることによるものであると説明する。

そこで, 所管課のいう上記の一般廃棄物収集運搬業に係る特殊性について検討す

---

<sup>70</sup> そのため, 堺市調達契約事務審査委員会要綱においても, 同委員会の所掌事務としては「委託契約を指名競争入札に付するときの指名業者の選定」が挙げられている(同要綱第2条)。

<sup>71</sup> そのためには, 参加資格登録者数を増加させる必要がある。

<sup>72</sup> 平成26年10月8日付け環境省通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」。同通知は, 上記最高裁判決を受けて, 廃棄物処理法施行令第4条に掲げる基準について, 「経済性の確保等の要請ではなく, 業務の確実な履行を求める基準である」等としている。

るに、確かに平成26年1月28日最高裁判決及び平成26年10月8日付け環境省からの通知は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」とした上で、一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、「当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである」として、一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分の取消訴訟において既存許可業者に原告適格（行政事件訴訟法第9条第1項参照）を認めている。

しかし、上記最高裁判決は、実質的な競争性の確保を不要としたり、これが違法又は不相当である旨判示したものではない。むしろ、上記最高裁判決より後に言い渡された福岡高裁令和4年4月22日判決は、自治法上、一般競争入札によることが原則であるとした上で、「平成26年最高裁判決は既存業者への一定の配慮を求めるものであると解されるものの、同業他社との競争を否定し、一社独占とすることを求めるものとは到底いえない。」、「平成26年最高裁判決から導かれる廃掃法施行令4条5号の趣旨は、適正な受注者による適正な事業遂行の担保にあるところ、この要請は、競争的随意契約又は制限付一般競争入札の方法によっても実現することが可能である」と判示して、競争的随意契約や制限付き一般競争入札の手法により契約相手方を選定することを否定していない。他の自治体の契約状況を見ても、たとえば名古屋市、京都市及び広島市等の一部の区域において一般廃棄物（可燃ごみを含む。）の収集運搬業に係る競争入札が実施されていることが確認できる。

以上の検討を前提とすると、確かに一般廃棄物の収集運搬業は、市民生活に与える影響が大きく、業務の確実な履行を実現すべき要請が高い事業であるとはいえるものの、委託契約に当たっては原則として競争入札を実施すべきであるという建前には変わりはなく、指名競争入札においても、実質的な競争性の確保を可能な範囲で図る必要があることは否定されないというべきである<sup>73</sup>。

---

<sup>73</sup> 自治体契約研究会編著「詳解地方公共団体の契約（改訂版）」によれば、一般競争入札の場合にお

堺市一般廃棄物処理基本計画（2021年3月）においても、「収集運搬の課題」として、ごみ処理事業経費に占める収集運搬の割合が高い状況となっていること、収集・運搬の委託費をみると資源の分別収集に多額のコスト（収集運搬経費の約35%）を要している状況となっていることが挙げられていることからしても、堺市は、一般廃棄物の収集運搬業務の公共性に鑑みて引き続き業務の適正な運営を継続的かつ安定的に確保しながらも、可能な範囲で指名競争入札参加者資格者名簿の登録者数を増やすなどして、競争性、公平性、透明性を高めた指名競争入札手続を行うべきである。

#### イ[意見 23]業務履行状況に対する満足度（評価）が把握されていないことについて

意見は、意見18と同一である。

---

いては1人だけの入札も有効と解されるが、指名競争入札のように、入札者の顔ぶれが限定されているような場合は、一人だけの入札は妥当ではなく、別に適当な競争者を指名するか、適当な者がいないときは、その指名競争入札を執行すべきではないとするのが通説のようであるとしている（同書182ページ）。もとより、本件の入札手続の場合、参加者は15名であるから、1人だけが参加した指名競争入札の場合とは全く状況が異なるといえる。しかしその根底にある考え方として、指名競争入札における実質的な競争性の確保の必要性は、このような考え方からもうかがわれるところである。

## 9 新型コロナウイルスワクチン集団接種運営等業務〔健康福祉局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	新型コロナウイルスワクチン集団接種運営等業務
所 管 部 局	健康福祉局保健所感染症対策課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社南海国際旅行(大阪市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	市が設置する新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の運営等
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	新型コロナウイルスワクチン接種の実施
契 約 期 間	令和3年3月25日から令和6年1月31日まで (複数年契約3年)
契 約 金 額 (税込・円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期間(3年間)の契約金額総額 (総価契約+単価契約×予定数量+実費相当額の予定金額) 2,296,069,179円</li> <li>・ 令和4年度の業務にかかる契約金額 (総価契約+単価契約×予定数量+実費相当額の予定金額) 895,447,720円</li> <li>(1)総価契約(内訳は下記)の部分 6,674,800円</li> <li>(2)単価契約(内訳は下記)の部分 801,826,368円</li> <li>(3)実費相当額(内訳は下記)による部分 86,946,552円</li> </ul> <p>総価契約(令和4年度分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①温度監視システム導入及び運用にかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年4月～同年6月 970,200円</li> <li>・ 令和4年7月～同年9月 970,200円</li> <li>・ 令和4年10月～同年12月 1,247,400円</li> <li>・ 令和5年1月～同年3月 462,000円</li> </ul> </li> <li>②低温冷凍庫専用電源回路の敷設にかかる費用 330,000円</li> <li>③低温冷凍庫専用電源回路の撤去にかかる費用 165,000円</li> <li>④会場撤収時における原状回復にかかる費用 2,530,000円</li> </ul> <p>単価契約(令和4年度分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①会場運営費 400,400円/1会場1日</li> <li>②医師確保にかかる費用 35,700円/1ポスト・1日当たり</li> <li>③看護師配置にかかる費用 37,800円/1ポスト・1日当たり</li> </ul> <p>※ なお、①～③は、令和4年4月1日時点での高島屋堺店を会場とする場合のものを表示。同日時点の運営会場数は9か所であり、それぞれについて別途単価が設定されている。また、上記①～③の運営会場及び会場ごとの単価は、令和4年5月9日、同年6月20日、</p>

	同年9月5日, 同年9月23日, 同年11月14日, 令和5年1月1日に, 一部が変更されている。 実費相当額(令和4年度分) 会場使用料等, 駐車場無料措置に係る費用
総価契約/単価契約	単価契約と総価契約の併用
決 算 額 ( 税 込 ・ 円 )	・ 令和4年度 828,820,402円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和3年3月を契約の始期として複数年契約で契約相手方を選定しており, 令和5年3月31日時点で通算2年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払(年12回)
令和5年度の状況	令和5年度も引き続き, 同じ契約が継続している。令和6年1月31日限り事業終了の予定
契約保証金の取扱い	契約保証金あり
(免除の場合の根拠)	—
再 委 託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	あり。ただし, 後記(5)参照。

## (2) 過去5年間(平成30年度から令和4年度まで)の契約の推移

(税込・円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額※	—	—	0	1,339,720,202	895,447,720
決 算 額	—	—	0	1,129,861,494	828,820,402
相 手 方	—	—	(株)南海国際旅行	(株)南海国際旅行	(株)南海国際旅行
再 委 託	—	—	再委託は市の許可が必要だが, 再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要で, 市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で, 市は再委託を許可した
変更契約	—	—	なし	あり	あり

※ 上記「契約金額」は, 総価契約部分, 単価契約部分(各単価×予定数量等)及び実費相当額による部分の予定金額の総合計をいう。

※ 「契約金額」は複数回の変更契約がなされたものを反映した結果である。

### (3) 契約締結方法（随意契約）

<p>地方自治法施行令の 適用条文</p>	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急随契）</p>
<p>随意契約理由</p>	<p>本業務は、予防接種法に基づき実施する新型コロナウイルスワクチン接種事業において、堺市が設置する各区 1 か所以上の地域会場での集団接種について、会場の確保調整、医療従事者の確保や出務日程の調整、会場設営・撤去、当日の運営等を行う業務である。</p> <p>令和 2 年 12 月 18 日厚生労働省主催の「第 1 回 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」において、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保に向け準備が必要な事項が示された。その後国による方針が二転三転するなか、堺市においても新型コロナウイルスワクチン接種対象の構築について検討や調整を進めてきたところである。</p> <p>特に、住民への接種体制の確保については、令和 3 年 1 月 25 日開催の第 2 回説明会において、整備の目標とする接種体制の規模や、市町村が特設会場を設けた場合における具体的な事項が示されたところである。</p> <p>堺市においても、地域会場での集団接種について検討を進めたが、接種会場の箇所数や場所、実施頻度などの検討・調整や、医療従事者等の出務に関する検討・調整など、集団接種の運営に関して検討や調整を必要とする事項が多岐にわたり、時間を要したことから、本業務の仕様の決定が当該時期になった。</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に関しては、令和 2 年 12 月 18 日付けの厚生労働省の通知により、必要な契約は緊急の必要により競争入札に付することができない時に該当するものとして随意契約を締結することができるものと示されている。本業務においても、会場の確保、接種等を行う医療従事者の確保や出務日程の調整、運営に関するマニュアル作成やスタッフへの教育、事前のシミュレーション等の準備期間を踏まえると、令和 3 年 4 月以降に始まる住民向け接種のためには、遅くとも 3 月中旬には契約締結を行う必要があるため、入札に付する時間的余裕がない。</p> <p>また、本業務の開始が遅れると、ワクチンの本格供給から 6 か月以内に接種完了をめざすこととしているワクチン接種が遅れるため、市民の生命及び健康に著しく影響を与えることになる。</p> <p>以上のことから、早急に相手方を決定する必要があり、公募型見積合せを実施するものである。</p>
<p>堺市調達契約事務審査 委員会の審査状況</p>	<p>審査省略（緊急のため。事後的に報告）</p>
<p>見積書入手数</p>	<p>2 者</p>

積 算 方 法	公募型見積合わせ
---------	----------

#### (4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効 果 の 測 定 方 法	—	—	接種者数	接種者数	接種者数
内 容 (結果)	—	—	0 人	延べ 425,303 人	延べ 157,352 人

#### (5) 指摘事項等

##### [意見 24]再委託に関する適正な事務処理の徹底について

##### 【事実関係】

本業務委託契約にかかる契約書においては、再委託に関し、次のような定めがある。

##### (再委託の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。

##### (再委託の届出等)

第6条 前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならない。ただし、別記「個人情報取扱特記事項」第7の第2項の規定に基づき再委託の申請及び承諾が行われた場合において発注者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

##### 2 (省略)

3 受注者は、第1項の規定により業務の一部を再委託したとき並びに受注者及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方（以下「再委託先等」という。）が、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

##### 4 (省略)

本契約の実施に当たっては、ワクチン接種会場における①必要備品の調達、設営

及び撤去、②医療廃棄物処理及び③冷蔵庫温度管理システムの設置並びに④ワクチン接種バスの運営に関して、受注者が再委託を行っている。いずれの再委託についても、受注者から再委託したい旨の申出があり、担当課の職員は、口頭でこれを承諾するとともに本契約書第6条第1項の書面による届出を求め、その後も複数回にわたり届出書の提出を促したものの、コロナ禍下の業務繁忙のため、その指導を徹底できず、届出書の提出を受けないままであった。また、再委託について堺市が同項の同意をした旨の当時の記録も残されていなかった。また、令和4年9月30日までは、契約金額（税込）500万円以上の契約について同条第3項の暴力団員等でないことを表明した誓約書の提出が必要とされていたところ（同年10月1日以後は、契約金額を問わず必要となった。）、上記①及び④については、契約金額が500万円を超えていたにもかかわらず、暴力団員等でないことを表明した誓約書の提出もないまま、再委託が開始された。

その後、他の地方公共団体における市民の個人情報取扱いの過誤に関して、無断で再委託等が行われていた旨の報道があったことを受けて、堺市は、令和4年6月30日に業務委託契約の再委託に係る内部調査を行った。この調査によって、本業務委託契約に関し、再委託に係る上記各書面が提出されていないままであったことが判明した。このため、担当課は、同年7月24日、受注者から上記①ないし④の再委託に係る「一部委託届出書」の提出を受け、また上記①及び④の再委託に係る「誓約書」の提出を受けた。なお、受注者が提出した当該文書の日付は事業開始時に遡った日付となっていたが、担当課は、当該文書に受理日（令和4年7月24日）を押印し、事後に提出を受けたことを明確にしていた。その後、堺市契約関係暴力団排除措置要綱の改正により、契約金額を問わず、受注者等から暴力団員等でないことを表明した誓約書を提出させる必要が生じたことから、同年11月11日、上記②及び③の再委託についても「誓約書」の提出を受けた。

## 【意見】

受注者は、この契約の実施に当たって、上記のとおり再委託を行っている。

上記の再委託業務は、いずれも個人情報の取り扱いを含まない業務であるところ、



契約書上、再委託については、堺市との間で、あらかじめ協議し、堺市の同意を得た上で、書面で届け出るべきこと、原則として、再委託先等が暴力団員等でないことを誓約する誓約書の提出をすることが定められている。したがって、上記再委託についても、受注者から、上記書面による届出を提出させ、再委託について堺市が同意する旨の意思決定に関する記録を作成・保存し、再委託先等が暴力団員等でないことを表明した誓約書を徴求して提出させるべきであったにもかかわらず、業務開始後1年以上を経過した後の内部調査の時点まで、これら各書面の提出や、所管課における再委託に同意する旨の意思決定に関する記録の作成・保存等が行われなかった。これは、契約書上求められている事務処理を誤ったものと評価するほかない。

この事務処理誤りは、新型コロナウイルスワクチン接種の開始及び実施に当たって、担当者ないし所管課に、平時をはるかに超える量の業務が発生したことによるものとも思われる。とはいえ、例えば、厚生労働省健康局長が、令和3年1月7日付け各都道府県知事・保健所設置市市長等宛て「新型コロナウイルスワクチン接種に向けた庁内体制の拡充について（依頼）」において、「ワクチンが承認された場合に速やかに接種可能な体制を整理するため、各自治体の予防接種部局には当面の間、平時をはるかに超える量の業務が発生することが見込まれ」ることを指摘していることから分かるように、膨大な量の業務が発生することはあらかじめ予想されていた。同通知は、「過去に予防接種行政の経験を有する者や、調達事務や広報業務の経験を持つ者などを中心に全庁的な執行体制を確保するとともに、他部局の職員に併任発令をかけるなどして、当面の間、準備を遅滞なく進めるのに必要な数の職員を予防接種部局に配置すること」などといった「全庁的な準備態勢を取っていただく（中略）よう改めてお願いします。」としており、現に、所管課の新型コロナウイルスワクチン担当職員数（分室職員数<sup>74</sup>）は、令和2年12月1日の12人から令和3年7月1日に3倍増員の38人となるまで、随時増員を繰り返して、準備態勢が整備されていた。

これらのことも踏まえれば、上記事務処理誤りの原因の1つが、新型コロナウイ

---

<sup>74</sup> これとは別に、集団接種会場にも多数の再任用職員等が配置され、随時増員されていた。

ルスワクチン接種の開始及び実施に当たって、担当者ないし所管課に、平時をはるかに超える量の業務が発生したことによるものであったことがうかがわれ、やむを得ない面もあるといえる。しかしながら、コロナ禍下という緊急事態の下においても、事務処理誤りの発生を予防できる体制を整備した上で、契約書上の事務の適切な処理が行われるべきことが求められていたともいうべきである。

災害が激甚化している昨今の状況を踏まえると、平時をはるかに超える事務処理の必要が生じるなどの緊急事態が発生すること自体は、今後も想定しておく必要があるといえるから、そのような事態に対応する必要が生じた場合でも事務処理誤りの発生を予防するための検証作業は必要であるといえる。

市は、当該業務誤りについてどのようにすれば適切な事務処理を行うことができたのかについての振り返りを行い、今後の同様の事態に備えるべきである。

## 10 国民健康保険等統合コールセンター業務〔健康福祉局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	国民健康保険等統合コールセンター業務
所 管 部 局	健康福祉局長寿社会部国民健康保険課・医療年金課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	りらいあコミュニケーションズ株式会社(東京都渋谷区)
会 計 区 分	国民健康保険事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計
業 務 概 要	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納者への架電による納付案内等 国民健康保険制度に関する受電対応等
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	民間ノウハウを活用した納付案内等の実施による滞納の未然防止及び保険料徴収率の向上等 民間ノウハウを活用した受電対応等による市民サービスの向上等
契 約 期 間	令和2年11月1日から令和5年10月31日まで (複数年契約3年)
契 約 金 額 (税込・円)	・契約期間(3年)の総額 434,611,320円 ・令和4年度 145,422,090円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税込・円)	・令和4年度 145,422,090円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成29年から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算約6年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払(年4回)
令和5年度の状況	令和5年度も引き続き、同じ契約が継続している。令和5年10月31日限り契約終了。同年11月1日以降開始の契約については、一般競争入札で実施。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額 (H29. 11-R2. 10)	89, 779, 644	90, 610, 938	55, 442, 414	-	-
契約金額 (R2. 11-R5. 10)	-	-	55, 939, 290	144, 014, 200	145, 422, 090
決算額 (H29. 11-R2. 10)	89, 779, 644	90, 610, 938	55, 442, 414	-	-
決算額 (R2. 11-R5. 10)	-	-	55, 939, 290	144, 014, 200	145, 422, 090
相手方	りらいあコミュニケーションズ(株)		りらいあコミュニケーションズ(株)		
再委託	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	なし	あり	なし	なし	なし

※ 契約金額及び決算額を2段で標記しているのは、上段が令和2年10月31日までの旧契約であり、下段が令和2年11月1日からの監査対象となった契約である。

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質随契）	
プロポーザルの参加者	2 者	
公募スケジュール	公募開始	令和 2 年 7 月 6 日
	参加申込期限	令和 2 年 7 月 20 日
	質問受付期限	令和 2 年 7 月 20 日
	企画提案書提出期限	令和 2 年 8 月 7 日
	面接	令和 2 年 8 月 19 日
	決定	令和 2 年 9 月 4 日
	契約	令和 2 年 10 月 27 日

#### (4) 効果指標

(旧契約)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
効果の測定方法	①架電による納付約束世帯の入金額 ②着信世帯のうち納付約束世帯率 ③喪失勧奨による調定減額 ④随時催告による入金額 ⑤財産調査件数及びコールセンターによる処理割合	①架電による納付約束世帯の入金額 ②着信世帯のうち納付約束世帯率 ③喪失勧奨による調定減額 ④随時催告による入金額 ⑤財産調査件数及びコールセンターによる処理割合	①架電による納付約束世帯の入金額 ②着信世帯のうち納付約束世帯率 ③喪失勧奨による調定減額 ④随時催告による入金額 ⑤財産調査件数及びコールセンターによる処理割合
内容(結果)	①93,033,568 円 ②59.42% ③43,856,004 円 ④28,652,371 円 ⑤29,366 件(50.41%)	①117,241,886 円 ②57.01% ③57,485,375 円 ④31,462,144 円 ⑤31,258 件(50.96%)	①40,469,137 円 ②61.44% ③44,270,253 円 ④19,258,499 円 ⑤22,351 件(71.80%)

(新契約)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	①架電による納付約束世帯の入金額 ②着信世帯のうち納付約束世帯率 ③喪失勧奨による調定減額 ④随時催告による入金額 ⑤財産調査件数及びコールセンターによる処理割合	①架電による納付約束世帯の入金額 ②着信世帯のうち納付約束世帯率 ③喪失勧奨による調定減額 ④随時催告による入金額 ⑤財産調査件数及びコールセンターによる処理割合	①架電による納付約束世帯の入金額 ②着信世帯のうち納付約束世帯率 ③喪失勧奨による調定減額 ④随時催告による入金額 ⑤財産調査件数及びコールセンターによる処理割合
内容(結果)	①51,289,440 円 ②71.40% ③19,149,860 円 ④5,899,386 円 ⑤18,578 件(66.12%)	①116,650,489 円 ②62.73% ③60,350,109 円 ④24,762,709 円 ⑤30,656 件(56.09%)	①131,065,135 円 ②56.49% ③65,214,314 円 ④24,257,509 円 ⑤32,152 件(58.48%)

#### (5) 指摘事項等

[意見 25] 委託業務成績表における評定者について

【事実関係】

委託業務成績表では、「履行状況」の考査項目について、①「各履行場所での受電について、適切な対応を行った。」、②「仕様書上に定める人員配置を確実に行

った。」，③「帳票の再発行や発送準備事務を的確に行った。」，④「納付案内対象者・制度案内対象者に対し，適切な案内業務を行う，もしくは，案内文書の送付を行った。」，⑤「業務内容についての報告・引き継ぎを適宜行い，円滑な事業運営ができるように務めた。」及び⑥「契約に関する資料，成果品及び業務上作成した記録の秘密保持及び保護体制を厳重に行った。」の各内容が記載されている。

上記①から⑥までのいずれの考査項目についても，「評定」欄の「監督員」欄に斜線が引かれており，「検査員」欄に「A」の評定結果が記載されている。担当課によると，（日々の業務に係る）履行中の確認・監督項目である「履行体制・受注者の勤務態度」は監督員が確認・評定を行っており，「履行状況」（成果物の日報・月報の提出状況やその内容確認により業務実施結果の適正確認等，履行完了の確認や履行に伴う成果物の検査を行う）は検査員が評定を行っているとの考え方にに基づき，監督員は，上記各「履行状況」の考査項目について，評定を行っていないとのことである。

## 【意見】

（第5の3[意見4]の記載参照）

本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の考査項目のうち，①「各履行場所での受電について，適切な対応を行った。」，③「帳票の再発行や発送準備事務を的確に行った。」，④「納付案内対象者・制度案内対象者に対し，適切な案内業務を行う，もしくは，案内文書の送付を行った。」，⑤「業務内容についての報告・引き継ぎを適宜行い，円滑な事業運営ができるように務めた。」及び⑥「契約に関する資料，成果品及び業務上作成した記録の秘密保持及び保護体制を厳重に行った。」の各考査項目については，「適正に履行が完了しているかどうかを，契約書類に基づいて的確に検査」できる考査項目とはいえず，契約の履行途中において，その適正な履行を確保する趣旨の考査項目と見るのが妥当で，遅くとも検査員

が検査を実施する前には評定を行って、その結果を成績表に記載する必要がある<sup>75</sup>。

---

<sup>75</sup> 以上に対し、所管課は、①履行完了の確認等の検査に係る考査項目について監督員は評定を行う必要がないことを前提に、②成果物の日報、月報の提出状況やその内容確認等により業務実施結果の適正確認等、履行完了の確認や履行に伴う成果物の検査を行うものについては検査員が評定を行い、監督員の評定は不要と整理している旨説明する。いずれも上記の限度では正当な説明である。しかしながら、上記のとおり、本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の考査項目のうち、上記①及び③から⑥までの各考査項目については、「成果物の日報、月報の提出状況やその内容確認等により業務実施結果の適正確認等、履行完了の確認や履行に伴う成果物の検査を行う」ことで確認することはできず、契約の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の考査項目と見るのが妥当である。したがって、上記所管課の説明は、これら各項目について監督員の監督が不要とされる理由とはなっていない。

## 11 堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営業務〔健康福祉局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営業務
所 管 部 局	健康福祉局生活福祉部地域共生推進課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社パソナ (東京都港区)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る事務処理センターの開設及び運営等
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	国が創設した新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給のために必要な事務処理を行うセンターの運営
契 約 期 間	令和3年6月17日から令和5年2月28日まで (複数年契約2年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	・ 契約期間 (2年) の総額 246,109,750 円 ・ 令和4年度 82,083,216 円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	・ 令和4年度 82,083,216 円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和3年6月を契約の始期として複数年契約で契約相手方を選定しており、令和5年3月31日時点で通算2年弱同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払 (年11回 (令和4年度))
令和5年度の状況	事業終了
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	あり



## (2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	-	-	-	164,026,534	82,083,216
決算額	-	-	-	164,026,534	82,083,216
相手方	-	-	-	(株)パソナ	(株)パソナ
再委託	-	-	-	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した
変更契約	-	-	-	あり	あり

※ 「契約金額」は複数回の変更契約がなされたものを反映した結果である。

## (3) 契約締結方法（随意契約）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急随契）
随意契約理由	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、社会福祉協議会が実施している緊急小口資金等の特例貸付の貸付限度額に達している、また再貸付が不承認となり、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在している。このような状況に鑑み、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を創設することが、令和 3 年 5 月 28 日に国から報道提供がなされた。当該自立支援金は、7 月 1 日から申請受付を開始するとされており、生活困窮世帯に対して、迅速な支給が必要であることから、体制確保を含めた緊急的な対応が必要であり、競争入札に付す時間がないため、随意契約を行うものである。</p> <p>本業務は、7 月 1 日から申請受付を開始するためにも、受付開始日より前に市民からの問い合わせ等に対応しなければならず、6 月 28 日には相談ダイヤルを開設しなければならない。それまでに計 45 名程度の人員体制の確保に加えて、履行場所や什器等を確保する必要があるが、それだけの規模となると、人員等の確保及びその後のオペレーションの事前講習や申請書類等の封入作業に最低でも 2 週間は要するため、遅くとも 6 月 17 日には受託業者を決定することが必要である。しかしながら、国からの自立支援金に関する詳細な通知が発出されたのが 6 月 11 日の夕方であり、本業務の履行に際して公募等を行うことは不可能な状況である。</p> <p>加えて、本業務は、厳格な審査による支援金の支給にとどまらず、就労による経済的自立や、就労が困難な世帯を生活保護に案内することで生活基盤を回復させることも目的としていることから、支給対象世帯への相談支援を合わせ</p>

	<p>て実施するよう制度設計がなされている。また、支給対象にならない市民についても、自立支援金以外の方法で生活再建ができるよう専門的な相談支援を実施する必要がある。そのため、受託業者には、専門的な相談支援を実施することができる人材の確保も必要であり、生活困窮者自立相談支援事業の実績を有していることが求められる。</p> <p>これらのことから、指名型見積合わせによる契約を念頭に置き、専門性を有し、本市における類似業務の受注実績がある3団体に聞き取り調査を実施した。しかしながら、すでに業務がひっ迫していることに加え、全国社会福祉協議会から厚生労働大臣あてに、社会福祉協議会に本業務を委託しないよう求める要望書が発出されていることもあり、3団体からは受託することが困難との回答があった。</p> <p>次に、本市に登録があり、十分な人材等を有している大企業のうち、過去3年間における本市の事務処理センター運営業務等の受託実績、あるいは過去に類似・同規模の事業の受託実績がある4業者に聞き取り調査を実施した。</p> <p>その結果、株式会社パソナ以外に期限内に履行可能な業者が確認できず、業務履行期日が迫っていることから早急に相手方を決定する必要があるため、上記業者と随意契約を締結する。</p>
堺市調達契約事務審査委員会の審査状況	審査省略（緊急のため。事後的に報告）
見積書入手数	1者
積算方法	1者随契

#### (4) 効果指標等

特になし

#### (5) 指摘事項等

##### ア[意見 26]契約保証金の免除について

##### 【事実関係】

堺市は、株式会社パソナとの間で本委託契約を締結するに当たって、堺市契約規則第30条の2第2号に基づいて契約保証金を免除した。

本委託契約に係る委託業務は、主に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する上での申請書類の受付及び補正等並びに受給開始後の求職活動要件確認のための所定の書面の提出確認に係る事務並びにこれに関するシステムの開発及び運用等である。そして、同支援金の支給要件としては、都道府県社会福祉協

議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた者であって、自立支援金の申請をした日の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来している等の再貸付終了等要件、世帯の生計を主として維持している者であるという生計維持要件、世帯に属する者の収入の額を合算した額が、所定の基準額以下であるという収入要件や、世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が所定の額以下であるという資産要件、更には求職活動等要件といった複数の要件をいずれも充足することが要求されており（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務マニュアル3項）、そのような要件の充足を確認するために、支給申請者は、申請書に、所定の添付書類を複数添付することが求められているのであって（同マニュアル5項）、委託業務の主な内容としては、このような添付書類が提出されていることを確認し、提出されていない場合には補正の連絡を行う等して、必要な添付書類を提出させた上で、これを担当課に提出するというものであった。このような新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、令和3年度に初めて制度化された支援金であったから、株式会社パソナは、本支援金に係る事務自体の委託を受けたことはなかった。

## 【意見】

自治法施行令第167条の16は、普通地方公共団体は、契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない旨を規定しており、堺市契約規則第30条第1項は、原則として、契約の相手方に納付させる契約保証金の額等を規定している。契約保証金を納付させる目的は、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、損害賠償を容易にするとともに、契約上の義務不履行による損害の代償として当該補償金を当該地方公共団体の所有とすることをあらかじめ約束することによって、契約の相手方の義務の履行を促進することにある。

同規則第30条の2は、同条第1号から第9号までに掲げる場合に該当するときは、市長は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる旨を規定する。そして、同条第2号は、この契約保証金を免除することができる場合の1つとして、

「相手方が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき」を掲げる。堺市は、この2号該当性判断に際しての注意事項として、「業務内容（同種かどうか）、契約金額（同等規模以上かどうか）等から厳格に判断すること」、「契約締結日を起点日として2年以内に原則として契約の始期及び終期が含まれていること」を確認すべき旨を説明している。このような2号該当性を厳格に判断すべき旨の堺市の取扱いは、自治省行政局長が、平成12年4月18日付各都道府県知事宛「入札保証金及び契約保証金について（通知）」において、地方公共団体が規則で定めることによって契約保証金を免除することができると考えられる場合として、「その者が過去2年間の間に国（中略）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（注：下線部は引用者）。」と厳格な例を掲げていることとも整合しているといえる。

本件では、堺市は、株式会社パソナとの間で本委託契約を締結するに当たって、堺市契約規則第30条の2第2号に基づいて契約保証金を免除したが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、令和3年度に初めて制度化された支援金であったから、株式会社パソナは、本支援金に係る事務の委託を受けたことはなかった。

所管課は、株式会社パソナが、堺市から新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として行われた特別定額給付金の支給に関する事務（堺市特別定額給付金事業事務処理センター運營業務。契約金額375,949,686円）を、令和2年5月1日から同年10月31日まで受注していたことを理由として、当該事務が本契約と「種類及び規模をほぼ同じくする契約」に該当することを理由に同号を適用している。しかしながら、株式会社パソナが受注していた特別定額給付金の給付対象者は「基準日（令和2年4月27日）時点で、住民基本台帳に記録されている者」、受給権者は「給付対象者の属する世帯の世帯主」と形式的かつ明確であり、申請書に添付を求められている書

類も振込口座確認書類及び本人確認書類だけであった<sup>76</sup>。これとは異なり、本業務は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給業務に係る事務を一部委託するものであるところ、同支援金の支給要件としては、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた者であって、自立支援金の申請をした日の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来している等の再貸付終了等要件、世帯の生計を主として維持している者であるという生計維持要件、世帯に属する者の収入の額を合算した額が、所定の基準額以下であるという収入要件や、世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が所定の額以下であるという資産要件、更には求職活動等要件といった複数の要件をいずれも充足することが要求されており、そのような要件の充足を確認するために、支給申請者は、申請書に、所定の添付書類を複数添付することが求められており、委託業務の主な内容としては、このような添付書類が提出されていることを確認し、提出されていない場合には補正の連絡を行う等して、必要な添付書類を提出させた上で、これを担当課に提出するというものであったのであり、特別定額給付金に係る事務よりも、相当に複雑かつ困難な業務を行うものであった。したがって、上記のとおり、2号該当性判断に際しては、契約内容の確実な履行が確保されているかという視点から、「業務内容（同種かどうか）、契約金額（同等規模以上かどうか）等から厳格に判断すること」を前提にみたときに、両者は、直ちに「種類（中略）をほぼ同じくする」と評価できるものではなかったと考えられる。

そうすると、上記のとおり、「相手方が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき」の2号該当性判断に際して、「業務内容（同種かどうか）、契約金額（同等規模以上かどうか）等から厳格に判断すること」からすると、本委託契約と特別定額給付金に係る業務内容を厳格に見ると、これらが「同種」であるとは認められるかどうかについて、疑義がある。

---

<sup>76</sup>（総務省 HP）<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11560307/kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/apply/>

したがって、本業務が、コロナ禍下において、急遽、国において実施が決定されたものであって、受注者の確保に困難が予想されたことを踏まえても、株式会社パソナとの間で本委託契約を締結するに当たって、堺市契約規則第30条の2第2号に基づいて契約保証金を免除することなく、原則どおりに、契約保証金を納付させることが望ましかったと思われる。

## イ[意見 27]委託業務成績表における評定者について

### 【事実関係】

委託業務成績表では、「履行状況」の考査項目について、①「自立支援金申請支援業務において、支給が速やかに行われるよう、業務が正確に行われていた。」，②「実績報告について、日報及び月報を期限までに提出し、報告に滞りがなかった。」，③「本市からの改善要望について速やかに対応していた。」，④「不明な点は担当者に質問し調整するなど確認し業務が正確であった。」の各内容が記載されている。

上記①から④までのいずれの考査項目についても、「評定」欄の「監督員」欄に斜線が引かれており、「検査員」欄に「A」の評定結果が記載されている。堺市によると、（日々の業務に係る）履行中の確認・監督項目である「履行体制・受注者の勤務態度」は監督員が確認・評定を行っており、「履行状況」（成果物の日報・月報の提出状況やその内容確認により業務実施結果の適正確認等，履行完了の確認や履行に伴う成果物の検査を行う）は検査員が評定を行っているとの考えに基づき、監督員は、上記各「履行状況」の考査項目について、評定を行っていないとのことである。

### 【意見】

（第5の3[意見4]の記載参照）

委託業務成績表における「履行状況」の考査項目のうち①「自立支援金申請支援業務において、支給が速やかに行われるよう、業務が正確に行われていた。」，③「本市からの改善要望について速やかに対応していた。」及び④「不明な点は担当

者に質問し調整するなど確認し業務が正確であった。」の各考査項目については、契約の相手方の契約の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の考査項目と見るのが妥当であるから、検査員の検査ではなく、監督員が監督を行い、その評定を行うべきと考える<sup>77</sup>。

---

<sup>77</sup> 所管課の説明及びこれに対する意見は、意見 25 の脚注に同じ。

## 12 斎場火葬運営業務〔健康福祉局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	斎場火葬運営業務
所 管 部 局	健康福祉局健康部斎場
契 約 相 手 方 (本店所在地)	太陽築炉工業株式会社(福岡県福岡市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	火葬, 案内, 収骨, 点検整備の各業務の総括実施
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 目 的	斎場における火葬運営
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (単年度契約)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	97,990,200 円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	97,990,200 円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成11年度から同一相手方を契約相手方として選定しており, 令和5年3月31日時点で通算約14年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払(年12回)
令和5年度の状況	令和5年度も引き続き, 同じ契約が継続している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—



## (2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	98,172,000	97,099,380	97,990,200	97,990,200 + 単価契約額 <sup>78</sup>	97,990,200
決算額	98,172,000	97,099,380	97,990,200	98,040,160	97,990,200
相手方	太陽築炉工業 株	太陽築炉工業 株	太陽築炉工業 株	太陽築炉工業 株	太陽築炉工業 株
再委託	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	なし	なし	なし	あり	なし

## (3) 契約締結方法（随意契約）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質随契）
随意契約理由	<p>本業務に必要な知識等を有する者が 1 者しかいないため、本業務は、競争入札に適さず、随意契約を行うものである。火葬炉設備等は設計製作設置業者である太陽築炉工業株式会社のソフトウェアによるコンピュータ制御によって運転しており、特に、自動燃焼制御システム、炉圧制御システムは特許を取得しているなど、本業務における火葬炉の適正運転、運転操作、各種設備の日常点検・整備、応急修理、部品交換、コンピュータの調整及び点検にあたっては、火葬炉その他の設備、火葬炉運転制御コンピュータに係る既設火葬炉設備等の製作者独自の特許技術が必要である。</p> <p>仮に、火葬炉制御プログラムの製作者以外の者が本業務を履行した場合には、火葬炉の適正な運転整備等がなされないことで、制御プログラムの誤作動により、設備の故障、動作不良を起し、葬送という人々にとって重要な場面において提供するサービスに重大な瑕疵を発生させるおそれがあることから、詳細な知識等を有しない者に本業務を履行させることはできない。</p> <p>また、火葬業務については限られた時間の中で、告別・火葬・収骨という一連の流れとして行われるため、コンピュータ制御を用いた一体的指揮命令システムが必要であり、かつ火葬炉の運転に伴う環境対策を含めた全体的な業務責任を</p>

<sup>78</sup> この年度は、97,990,200 円の総価契約に加えて、コロナ火葬にかかる時間外延長の単価契約（単価 49,960 円×予定数量 20 回）を追加している。

	明確にする必要があるため、各業務を一括して発注する必要がある。 以上のことより、既設火葬炉設備等の製作者独自の特許技術を有する当該設備・機器の製造・設置を行った太陽築炉工業株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。
堺市調達契約事務審査委員会の審査状況	平成 29 年 2 月に審査がなされている。
見積書入手数	1 者
積算方法	1 者見積り

#### (4) 効果指標等

特になし

#### (5) 指摘事項等

##### ア[意見 28] 2号随契の理由の相当性について

##### 【事実関係】

堺市は、平成11年度に、現在の火葬場の火葬炉を設置して以降、本火葬運營業務を同じ太陽築炉工業株式会社に委託している。これは、自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質随契）に基づく随意契約であり、このように随意契約を行う理由としては、「本業務に必要な知識等を有する者が1者しかいないため、本業務は、競争入札に適さず、随意契約を行うもの」、「火葬炉設備等は設計製作設置業者である太陽築炉工業株式会社のソフトウェアによるコンピュータ制御によって運転しており、特に、自動燃焼制御システム、炉圧制御システムは特許を取得しているなど、本業務における火葬炉の適正運転、運転操作、各種設備の日常点検・整備、応急修理、部品交換、コンピュータの調整及び点検に当たっては、火葬炉その他の設備、火葬炉運転制御コンピュータに係る既設火葬炉設備等の製作者独自の特許技術が必要である。仮に、火葬炉制御プログラムの製作者以外の者が本業務を履行した場合には、火葬炉の適正な運転整備等がなされないことで、制御プログラムの誤作動により、設備の故障、動作不良を起し、葬送という人々にとって重要な場面において提供するサービスに重大な瑕疵を発生させるおそれがあることから、詳細な知識等を有

しない者に本業務を履行させることはできない」，「火葬業務については限られた時間の中で，告別・火葬・収骨という一連の流れとして行われるため，コンピュータ制御を用いた一体的指揮命令系統が必要であり，かつ火葬炉の運転に伴う環境対策を含めた全体的な業務責任を明確にする必要があるため，各業務を一括して発注する必要がある。以上のことより，既設火葬炉設備等の製作者独自の特許技術を有する当該設備・機器の製造・設置を行った太陽築炉工業株式会社以外にないため，当該業者への随意契約を行うもの」旨説明されている。

### 【意見】

- ① 斎場の運転や設備の故障対応等について，火葬炉メーカーが有する特許権や特許に関わる技術がなければ対応が困難であるという事象は，具体的には想定し難い。所管課の説明でも，運転自体はマニュアルに基づいて実施可能であるし，特許技術ないし特許権の侵害なしに対応困難な故障が突発的に発生した事例はない。
- ② 所管課は，「他社に本業務を委託した場合，故障発生から修理完了までに日数を要し，火葬炉の停止時間が長時間に及ぶことにな」る結果，「日々の火葬件数を執行することができなくなるリスクが高くな」ることを懸念している。しかし，所管課の説明によっても，現在の本業務の受注者である火葬炉メーカーが，そのような説明をしたということではないし，故障発生から修理完了までに日数を要するという懸念に具体的な根拠があるわけではなく，抽象的な可能性の説明にとどまる<sup>79</sup>。

所管課は，「火葬炉メーカー以外が業務を請け負っている他市斎場で，故障部品の手配ができずに修理に日数を要した事例がある」と説明する。しかし，そのような事例についての具体的な資料は存在しないため，どのような事象であるか不明であるし，そもそも「故障部品の手配ができ」なかったというのであれば，上記のとおり，火葬炉メーカーが業務を請け負っていても，修理に日数を要する

---

<sup>79</sup> 修理に2，3日を要するような故障の実例があるわけでもない。なお，実際に部品の在庫がない場合は，火葬炉メーカーに運営を委託していても即日の対応は不可能であるし，仮に部品の在庫があるのにないと説明して修理に余分な時間を要した結果，堺市に損害が発生したという場合を想定しても，そのような場合には損害賠償請求等の法的な対応を検討すべきであって，そのような対応を行う事業者の本業務を引き続き委託するという考え方を採るのは問題である。

はずであるから、火葬炉メーカーに火葬場運営を委託しないことによる弊害の説明として合理的であるとは思われない。

- ③ 火葬運営業務のうち、故障対応等の一部のみを切り出して、火葬炉メーカーに委ね、残りの部分の委託について、より競争原理の働く委託方法を検討することもあり得るのではないか。斎場の運営に関しては、本業務のほか、清掃、除草、害虫駆除、設備外遠隔監視、自家発電機保守点検、防災設備保守点検、空調設備保守点検、エレベータ等保守点検、自動扉保守点検、中央監視盤等保守点検、火葬炉等保守点検、残骨灰等処理、ガス検知警報装置点検、受付案内等多数の委託業務を組み合わせて行われている。そうである以上、例えば、現在、本件火葬炉について太陽築炉工業株式会社に委託して実施している「斎場火葬炉等保守点検業務」を利用して、又は、この委託事業等他の斎場に関わる委託業務を再編成等して、設備の故障等対応部分を同業務又は他の委託業務の守備範囲とすることもその具体的方策として考えられる。

他の地方公共団体においても、火葬炉メーカー以外に火葬場の運営を委託（又は指定管理者として指定）している事例は複数存在する。堺市は、「火葬炉メーカー以外が業務を請け負っている他市斎場で、故障部品の手配ができずに修理に日数を要した事例がある」旨説明するが、上記②のとおり、具体的な資料は存在せず、どのような事象であるか不明であって、抽象的な懸念にとどまるというほかない。

- ④ 以上を踏まえると、本件業務について、自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質随契）に基づく随意契約として引き続き行うことが違法とはいえないとしても、妥当性については疑問がある。

例えば、故障対応等の一部のみを切り出して、火葬炉メーカーに委ねた上で、残りの事業については、総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザルで受注者を選定するとか、指定管理者制度の導入等を検討し、その選定基準において、火葬炉の修理について速やかに対応できる体制が確保できることや委託料の多寡等も評価することとすることで、所管課の遅滞なく火葬を執り行うという火葬場の

責務を果たすことができなくなることが「万が一にもあってはならない」という抽象的な懸念についても対応をしつつ、後記イのとおり、委託料が固定化している現状を改善することもできるように思われる。

## イ[意見 29]委託料の合理化・効率化に向けた動機付けについて

### 【事実関係】

直営で火葬場を運営していたと思われる平成11年度以前と、火葬場の運営を委託することになった同年度以降を比較して、具体的にどの程度火葬場運営にかかる経費を抑制することができているかについて、具体的な資料等は存在しない。所管課の説明によると、火葬場の運営を直営で行っていた頃の火葬場の規模や、火葬場の運営に従事していた市職員の人数は不明であるから、人件費単価×従業員総数で算定する現在の人件費総額が、上記直営の際と比較して、抑制されているかどうかは数字の上では不明である。

現在、毎年度の委託料決定に至るスケジュールは、おおむね次のとおりである。

- ① 毎年度秋頃、現在の受注者から次年度の参考見積書を徴取し、これに基づいて、市内部で（財政課宛て）予算事項要求を行う。
- ② 翌年3月下旬頃、予算の議決後に予定価格を決定する。
- ③ 受注者1者から見積書を徴取し、この見積書の金額が予定価格の範囲内であれば、見積書と同額で、現在の受注者との間で翌期の委託契約を締結する。

### 【意見】

本事業については、現状の受注者1者だけから見積りを取っており、見積書記載の従業員の人件費単価が市職員の人件費単価を上回るようなことがない限り、減額交渉を行うことなく、その見積書で提示された金額どおりに委託額を決定している。このため、平成30年度以降、委託料はほぼ固定化されている。

このような仕組みでは、委託料を合理化、効率化する動機付けが働いていないといえる。したがって、例えば、委託料の多寡も評価要素とする総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザルで受注者を選定するとか、仮に随意契約（1者随契）であ

ったとしても、その見積額の妥当性を吟味するために参考見積りを取る等の対応を検討すべきである。

## ウ[意見 30]見積書の記載の精度について

### 【事実関係】

前記イのとおり、本事業の委託金額は、受注者1者から徴した見積書の額によって定まっている。この見積書の令和4年度の記載は、おおむね次のとおりである。

内容	数量	単価	金額
1. 主任管理者	1人	6,500,000	6,500,000
2. 受入・収骨・火葬炉運転業務	10人	6,290,000	62,900,000
3. 収骨等案内業務	4人	2,711,000	10,844,000
4. 1月2日出勤分	一式		544,121
人件費 合計			(80,788,121)
4. 諸経費	一式		8,293,879
合計			89,082,000
消費税			8,908,200
総計			97,990,200

(出典：受注者作成の令和4年度見積書より監査人抜粋)

### 【意見】

予定価格ないし委託料の額を積算するための見積書は、適正額で発注する際の基礎的な資料であるから、確定した仕様書に基づき、客観的かつ検証可能な積算基準を参考として積算する必要がある。積算基準がないもの場合は、当該業務の具体的な作業工数（作業に要する時間、日数及び人数）にその単価を乗算したような見積書の作成を求める必要があるし、作業工数に分けて積算できないものについては、当該業務に物件費は必要となるか、単純な労務賃が必要となるか、技術者の人件費を要するか、設備、機械や薬品の費用が必要となるか等を検討・分類し、細分化した内訳書を見積書として提出してもらう等の工夫が重要となる。

これに対し、本業務に関して、受注者から提出された見積書は、上記のようなものであって、客観的かつ検証可能な積算基準を参考として積算されたかどうか不明であるし、作業工数に分けて積算されているわけではない。例えば、上記のうち受入・収骨・火葬炉運転業務に人件費単価6,290,000円の従業員10人を要する積算となっているが、正社員であるのか否か、パート労働者の場合の勤務時間として何時間を想定しているのかなど、人件費単価6,290,000円が妥当であるか否かを判断する要素の記載がない。また「諸経費一式」の内訳等は明らかとなっていない。

受注者から予定価格及び翌期の契約額決定のための資料として提出される見積書の記載が客観的かつ検証可能な程度の精度に至らないというべきである。

## エ[意見 31]委託業務成績表における評定者について

### 【事実関係】

委託業務成績表では、「履行状況」の考査項目の一部（①「業務実施計画書記載のとおり業務を履行できていた」及び②「業務履行にあたり適切に報告等を行うことができていた」項目）について、「評定」欄の「監督員」欄に斜線が引かれており、「検査員」欄に「A」の評定結果が記載されている。所管課によると、（日々の業務に係る）履行中の確認・監督項目である「履行体制・受注者の勤務態度」は監督員が確認・評定を行っており、「履行状況」（成果物の日報・月報の提出状況やその内容確認により業務実施結果の適正確認等、履行完了の確認や履行に伴う成果物の検査を行う）は検査員が評定を行っているとの考え方にに基づき、監督員は、「履行状況」の考査項目のうち上記①②について、評定を行っていないとのことである。

### 【意見】

（第5の3[意見4]の記載参照）

本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の考査項目のうち、①「業務実施計画書記載のとおり業務を履行できていた。」については、業務実施計画書が担当者の氏名、業務の概要、現場組織票、緊急時体制といった体制の整備状況等に

ついて記載するものであることも踏まえると、必ずしも、契約の履行途中においてその適正な履行を確保する趣旨の考査項目とはいえ、検査員の検査として行うことが妥当でないとはいえない。他方で、②「業務履行にあたり適切に報告等を行うことができていた。」については、適切であるかどうかは、当該報告等の内容を現に確認しなければ明らかにならないことに加え、適切に報告等を行うことができていなければ当該業務の円滑な実施を期待することができないことからすれば、契約の履行途中においてその適正な履行を確保する趣旨の考査項目というべきであるから、検査員の検査ではなく、監督員が監督を行い、その評定を行うべきと考える<sup>80</sup>。

## オ[意見 32]モニタリングのための客観的指標について

### 【事実関係】

本件委託契約を含む「斎場管理運營業務」については、「年間火葬件数」「斎場施設稼働日数」といった成果指標や活動指標が設定されているが、本件委託契約のモニタリングのための客観的な指標は定められていない。

### 【意見】

事務事業の委託には、それぞれの必要性と目的があるのであるから、それに沿ってその結果が検証されなければならない、モニタリングのための客観的な指標の設定と、効果検証、さらにはこれを踏まえた改善等が求められる。

この点、所管課の説明をも踏まえると、本件委託契約にかかるモニタリングのための客観的指標を定めない趣旨は、①市内の葬儀を希望する者に利用してもらう仕組みであり、対象となり得る者全員を把握して利用してもらうべきものではなく、②他方で、人の死に伴って葬儀は不可避免的に発生するものであり、堺市のみが実施しないという選択肢もないし、③本業務の目的は、葬送を事故なく円滑に実施することに尽きるのであって、④堺市職員の人件費単価を考慮すれば、委託を行うことで、従業員1人当たりの人件費単価を抑制することができ、さらなる業務の効率化を図る必要はないことから、利用者数、人口に占める利用者割合、委託の当否のい

---

<sup>80</sup> 所管課の説明及びこれに対する意見は、意見 25 の脚注に同じ。



れも効果指標となり得ないという点にあるようである。

しかしながら、本業務の実施の有無や委託の当否を検討する必要がなく、本業務の目的自体が葬送を事故なく円滑に実施することにあるとしても、業務実施の効率化を図る必要がないということにはならず、客観的な指標を定めないでよいともいえない。この点、人の葬送という場面において安易にアンケートなどの手法をとることはできないが、例えば、事故件数等の事故なく葬送を実施できたかどうかについての指標を用いて測定したり、受注者から、葬送を円滑に実施するための改善提案を毎月提出してもらい、その実現状況を評価・分析することで、本業務の目的達成に向けた改善の状況を確認したり、想定される仕事量に対する実際の仕事量割合や、当該業務の具体的な作業工数（作業に要する時間、日数及び人数）を分析・検討した上で、これと実際の作業実績を比較するような指標を定め、分析することで、より効率的かつ円滑な葬送の実施を実現できているかを測定することが考えられる。

### 13,15,16 堺市子育て事務センター運營業務〔子ども青少年局〕

#### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺市子育て事務センター運營業務
所 管 部 局	子ども青少年局 ・子育て支援部幼保推進課 ・子ども青少年育成部子ども育成課 ・子ども青少年育成部子ども家庭課 (各課ごとに当該課が所管する業務について業務委託契約を締結している。)
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社パソナ (東京都港区)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	子ども青少年局及び区役所子育て支援課において発生する定型事務の処理
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	子ども青少年局及び区役所子育て支援課において発生する定型事務を集約して処理する「堺市子育て事務センター」の業務のうち、幼保推進課、子ども育成課及び子ども家庭課が所管する業務について、民間事業者の有する業務遂行に必要な専門性・ノウハウ・経験を活用した実施体制を整備し、市民等に対する正確・迅速・安定したサービスの提供を行う。
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで (複数年度契約)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	(幼保推進課) ・契約期間(5年)の総額 703,344,116円 ・令和4年度の契約金額 143,474,428円  (子ども育成課) ・契約期間(5年)の総額 46,762,228円 ・令和4年度の契約金額 9,517,540円  (子ども家庭課) ・契約期間(5年)の合計 467,639,597円 ・令和4年度の契約金額 116,551,136円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	(幼保推進課) ・令和4年度 143,474,428円  (子ども育成課)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度 9,517,540円</li> <li>(子ども家庭課)</li> <li>令和4年度 16,551,136円</li> </ul>
同一の相手先との契約状況	令和2年4月を契約の始期として複数年契約で契約相手方を選定しており、令和5年3月31日時点で通算2年同一相手方と契約を締結している。
支払方法	完了払(年12回)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再委託	なし
(再委託について)市の承諾の有無	—

## (2) 過去5年間(平成30年度から令和4年度まで)の契約の推移

(税込・円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	—	—	(幼保推進課) 145,497,514 (子ども育成課) 9,206,251 (子ども家庭課) 73,249,206	(幼保推進課) 143,665,855 (子ども育成課) 9,312,396 (子ども家庭課) 140,696,660	(幼保推進課) 143,474,428 (子ども育成課) 9,517,540 (子ども家庭課) 116,551,136
決算額	—	—	(幼保推進課) 145,497,514 (子ども育成課) 9,206,251 (子ども家庭課) 73,249,206	(幼保推進課) 143,665,855 (子ども育成課) 9,312,396 (子ども家庭課) 140,696,660	(幼保推進課) 143,474,428 (子ども育成課) 9,517,540 (子ども家庭課) 116,551,136
相手方	—	—	㈱パソナ	㈱パソナ	㈱パソナ
再委託	—	—	個人情報を扱う業務の再委託は禁止している。その他の業務については、市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	個人情報を扱う業務の再委託は禁止している。その他の業務については、市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	個人情報を扱う業務の再委託は禁止している。その他の業務については、市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している

変更契約	—	—	あり	あり	あり
------	---	---	----	----	----

### (3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条第 1 項 2 号（性質随契）				
プロポーザルの参加者	1 者				
募集期間	公募開始	平成 31 年 4 月 8 日			
	参加申込期限	平成 31 年 4 月 22 日			
	質問受付期限	平成 31 年 4 月 22 日			
	企画提案書提出期限	令和元年 5 月 10 日			
	面接	（実施せず）			
	決定	令和元年 5 月 20 日			
	契約締結	令和元年 7 月 25 日			

### (4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	—	—	業務実施数	業務実施数	業務実施数
内容（結果）	—	—	(幼保推進課) 24 (子ども家庭課) 7 (子ども育成課) 1	(幼保推進課) 25 (子ども家庭課) 9 (子ども育成課) 1	(幼保推進課) 27 (子ども家庭課) 10 (子ども育成課) 1

### (5) 指摘事項等

#### ア[意見 33]本件委託契約の効果の具体的かつ明確な評価の実施について

##### 【事実関係】

これまでは堺市職員にて直接対応していた児童手当の申請など子育てに関する定型的又は定量的な事務処理を集約・整理し、行政と民間の役割分担を明確にした上で、民間の力を活用することで、持続可能な安定した市民サービスの提供を行うため、子育て事務センターを設置し、当該業務の処理につき受注者に委託をしている。

当該委託を主たる内容とする「子育て事務センター事業」の指標として委託業務実施数が挙げられている。

##### 【意見】

本件委託契約は、それまで堺市職員にて直接行われていた業務のうち、比較的定型的又は定量的な事務処理を民間事業者に委託するいわばアウトソーシングの取組

であるということができる。したがって、本件契約によるアウトソーシングを行ったことについてその妥当性・合理性や目的達成度合い等について一定の検証がなされる必要がある。そのような検証に関し、客観的な効果指標は本件契約により生じる効果を「見える化」するために重要なものであると考える。

ところで、本件委託契約の効果指標として、委託実施業務数（本件委託契約を主な内容とする「子育て事務センター事業」の事務事業評価シートにおいては、成果指標としては実施業務数、活動指標としては月次会議の開催数）が挙げられている。委託業務実施数や月次会議の開催数は、それ自体客観的な数字ではあるとはいえ、本件契約による効果を直ちに看取することが容易であるとは言い難い。

この点について、子育て事務センターについては、事業化検討時の前提として、本事業は、限られた人員や組織体制の中で、年々増加する事務処理への安定した対応と多様化する施策ニーズや窓口対応の強化をいかに実現するかという観点から事業化を検討したものであるとの所管課からの説明があった。この説明を基とすると、子育て事務センター事業は、様々な観点からのその効果を想定した上で開始されたものであることがうかがえる。

これらの観点のほか、アウトソーシングによる費用対効果も含め、子育て事務センター事業の主たる内容となる本件委託契約の効果についてより具体的かつ明確な評価を実施できる方法について検討が行われるべきである。

## イ[意見 34]受注者が作成した業務マニュアルの著作権について

### 【事実関係】

受注者においては委託された業務の処理について堺市から提供を受けたマニュアルをその後の制度変更等に伴いその都度改訂し、堺市もこれを共有している。

ところで、本件契約に関する仕様書において、「業務の引継」として、「契約期間終了又は契約解除により、次期委託期間において他の事業者が受注者となった場合、業務に支障を来さないように、次期受注者への引継ぎを円滑に行うこと」などが規定されているが、マニュアルの取扱いについての具体的な定めはない。

## 【意見】

これらの業務マニュアルについては、既存の名称、ごく短い文章、表現形式に制約があつておよその他の表現形式が想定できない文章、平凡かつありふれた表現からなる文章が含まれていたり、図面や写真を活用することも常識的な限度にとどまっていたりする。しかしながら、これらの業務マニュアルは、いずれも文章、写真及び図を一体不可分のものとして、受注者が行うべき業務の内容及びその手順などについて、初めて当該業務に従事する受注者の従業員にも分かりやすく説明するものであり、「思想又は感情を創作的に表現したもの」として創作性が認められる可能性も十分にあるものといえるから（東京高判平成15年7月18日裁判所ウェブサイト掲載判例参照）、少なくともこれらの業務マニュアルが著作物でないことを当然の前提とすることはリスク管理の点からしても相当ではない。

また、堺市が作成したマニュアルであっても、受注者が、当該マニュアルの表現上の本質的な特徴の同一性を維持しながら、制度の改正などの新たな創作的表現を加えていることから、二次的著作物（著作権法第2条第1項第11号）として元の堺市作成に係るマニュアルとは別個に著作権法による保護の対象となり得る。

よって、業務マニュアルその他の受注者が業務を行う上で作成された書面に生じる著作権については堺市に帰属し、かつ受注者は著作者人格権を行使しないことを具体的に仕様書に規定するべきである。

## ウ[意見 35]受注者による疑義照会について

### 【事実関係】

受注者が事務を処理するに当たり、その判断について疑義が生じることがある。当該疑義については、受注者が堺市の所管課に対し照会を行い、回答を得て事務を進めている。この点について、本件契約による所管課においては、疑義照会の内容及びこれに対する回答について、書面により共有されているものもあれば、口頭での共有を行っているものもあった。

### 【意見】

所管課においては、多数の業務が受注者に委託されており、その内容が多岐にわ

たることも想定される。疑義照会を整理することによって、当該制度の意義の理解が深まるだけでなく、今後も生じるであろう同種の実務上の問題へ対応も的確に行うことが可能となり得るというメリットがある。そして、本件契約により委託されている業務は、当該行政手続の一部であり、最終的には堺市が処分庁として責任を持った判断をすることとなる。

以上の点からも、受注者からの疑義照会があった場合は、業務への負担も考慮の上、必要に応じて所管課内にて効率的に共有するための方法について検討することが望ましいと考える。

## エ[意見 36]受注者によるミス・ヒヤリハットについて

### 【事実関係】

受注者が事務を処理するに当たり、ミスをしたり、誤りとまではいえないとしてもいわゆるヒヤリハットが生じたりすることがあり得る（以下「ミス・ヒヤリハット」という。）。

本件業務において、受注者に生じたミス・ヒヤリハット及びこれに対する対応策については、仕様書において「受注者は業務上のトラブル及び事故等があった場合は、直ちに状況を発注者に報告するとともに、発注者の指示を受けなければならない」とする規定はあるが、ミス事例の共有やミスには至らないようなヒヤリハット事例についての具体的な共有方法を確認することができなかった。

### 【意見】

一般に、1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には事故寸前だった300件のヒヤリハットが隠れているといわれる（ハインリヒの法則）。そもそも、委託されている業務は、かつて堺市職員が自ら行っていた業務であること、本件契約により委託されている業務は、当該行政手続の一部であり、最終的には堺市が処分庁として判断をするものである。また、受注者内でのミス・ヒヤリハットの共有状況の改善は望ましいことである上、同様の事象が市内部でも起こり得る可能性も否定できない。

したがって、業務の負担が過度に増加しないことに配慮をしつつ、ミス・ヒヤリハットについて、事案の概要、事案発生の原因及び今後の再発防止策について、堺市と受注者との間で効率的な共有方法の検討がなされることが望ましいと考える。



## 14 さかっこひろば運営業務〔子ども青少年局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	さかっこひろば運営業務
所 管 部 局	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	公益財団法人大阪 YMCA (大阪市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	地域子育て支援拠点であるさかっこひろばの管理運営
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	子どもとその保護者の集い・憩い・交流の場を提供し、子育てに関する情報提供を行う。
契 約 期 間	令和3年2月1日から令和8年3月31日まで (複数年契約)
契 約 金 額 (税込・円)	・契約期間(5年)の総額 103,408,000円 ・令和4年度の契約金額 20,274,000円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税込・円)	・令和4年度 20,274,000円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和3年2月を契約の始期として複数年契約で契約相手方を選定しており、令和5年3月31日時点で通算2年強同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払(年4回)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	—	—	—	20,274,000	20,274,000
決算額	—	—	—	20,274,000	20,274,000
相手方	—	—	公益財団法人 大阪 YMCA	公益財団法人 大阪 YMCA	公益財団法人 大阪 YMCA
再委託	—	—	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	—	—	なし	なし	なし

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号（性質随契）														
プロポーザルの参加者	2 者														
募集期間	<table border="0"> <tr> <td>公募開始</td> <td>令和 2 年 10 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>参加申込期限</td> <td>令和 2 年 11 月 2 日</td> </tr> <tr> <td>質問受付期限</td> <td>令和 2 年 11 月 2 日</td> </tr> <tr> <td>企画提案書提出期限</td> <td>令和 2 年 11 月 25 日</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>令和 2 年 12 月 17 日</td> </tr> <tr> <td>決定</td> <td>令和 2 年 12 月 25 日</td> </tr> <tr> <td>契約締結</td> <td>令和 3 年 1 月 29 日</td> </tr> </table>	公募開始	令和 2 年 10 月 1 日	参加申込期限	令和 2 年 11 月 2 日	質問受付期限	令和 2 年 11 月 2 日	企画提案書提出期限	令和 2 年 11 月 25 日	面接	令和 2 年 12 月 17 日	決定	令和 2 年 12 月 25 日	契約締結	令和 3 年 1 月 29 日
公募開始	令和 2 年 10 月 1 日														
参加申込期限	令和 2 年 11 月 2 日														
質問受付期限	令和 2 年 11 月 2 日														
企画提案書提出期限	令和 2 年 11 月 25 日														
面接	令和 2 年 12 月 17 日														
決定	令和 2 年 12 月 25 日														
契約締結	令和 3 年 1 月 29 日														

(4) 効果指標等

特になし

(5) 指摘事項等

ア[意見 37]業務の履行状況の確認について

【事実関係】

所管課から提出された委託業務成績表の全てに、何らかの項目について市の指導を経て履行が確保されたことを意味するB評価がなされている（例えば令和4年7月12日付けのものにおいては「業務実施計画書ほか業務に必要な関係書類を提出した」、  
「業務責任者の対応（打合せの時間、内容等）が適切であった」など複数の項目に

ついてB評価がなされている。なお、所管課によれば委託事業者から提出された文書に誤字脱字が複数回あったため、これを指導したとのことであったが、委託業務成績表からすれば文書の記載内容以外にも多岐にわたる事項につきB評価がついている。)

他方で、当該委託業務成績表においては、具体的にいかなる点に問題があったのか、堺市によるいかなる指導がなされ、どのような改善に至ったのかといったことについては具体的な記載は一切ない。なお、委託業務成績表の様式においては、監督員及び検査員による意見を記載することができる「特記事項」という欄があるが所管課から提出された委託業務成績表においては全て空欄となっていた。

#### **【意見】**

委託業務の履行状況に問題があるのであれば、発注者である堺市が指導をするのは当然であるが、少なくとも具体的にどのような点に対する指導がなされたのか、それによりどのような改善がなされたのかについては、当該評価の合理性の確保のみならず、委託業務の今後の改善の観点からも文書に記載されるべきである。

### **イ[意見 38]さかっこひろば内の情報提供の方法について**

#### **【事実関係】**

さかっこひろばにおいて、子育てに関するチラシが置かれている。

#### **【意見】**

さかっこひろばは、地域子育て支援事業として行われているものである。地域子育て支援拠点事業とは、地域にある身近な場所において子育て中の親子が気軽に集い、相互交流、育児相談及び子育て関連情報の提供を行うことを企図した事業である。このうち、子育て関連情報の提供について、さかっこひろばにおいては、チラシが置かれているが、当該チラシにいかなる情報が掲載されているのかは実際にチラシを手にとってみないと分からないような状態で置かれている。

提供する情報を分類し、当該チラシがどのような情報提供するかを一見して分かるようにするなど、より分かりやすい情報提供を心がけるべきである。

## 17 さかい JOB ステーション運営業務〔産業振興局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	さかい JOB ステーション運営業務
所 管 部 局	産業振興局産業戦略部雇用推進課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	一般財団法人大阪労働協会 (大阪市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	さかい JOB ステーション事業委託料 ・キャリアアドバイザーによる個別相談 ・就職活動のステップに合わせたセミナーの開催 ・求職者と企業との交流会の開催等
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	・ 若年者や出産・育児等で離職した女性を対象に総合的な就職支援と就職後の定着支援を行うことを目的とし、若年者、女性の就業と地域経済の活性化を図る。 ・ 市内企業の人材育成支援、定着支援を行うことを目的とし、「人が育つ」、「人が辞めない」、「人が集まる」企業への発展を図る。
契 約 期 間	令和3年3月25日から令和5年3月31日まで (複数年契約2年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	・ 契約期間(2年)の総額 193,962,960円 ・ 令和4年度の契約金額 96,981,480円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	・ 令和4年度 96,981,480円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成17年から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算約18年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払(年4回)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。ただし、令和5年度からは、総合評価一般競争入札で受注者を選定した。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 29 年度 ～平成 30 年度	令和元年度 ～令和 2 年度	令和 3 年度 ～令和 4 年度
契約金額	184,899,370	189,852,464	193,962,960
決算額	184,899,370	189,852,464	193,962,960
相手方	(一財)大阪労働協会	(一財)大阪労働協会	(一財)大阪労働協会
再委託	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	あり	あり	なし

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質随契）														
プロポーザルの参加者	1 者														
公募スケジュール	<table border="0"> <tr> <td>公募開始</td> <td>令和 2 年 12 月 23 日</td> </tr> <tr> <td>参加申込期限</td> <td>令和 3 年 1 月 22 日</td> </tr> <tr> <td>質問申込期限</td> <td>令和 3 年 1 月 22 日</td> </tr> <tr> <td>企画提案書提出期限</td> <td>令和 3 年 2 月 5 日</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>令和 3 年 2 月 16 日</td> </tr> <tr> <td>決定</td> <td>令和 3 年 2 月 19 日</td> </tr> <tr> <td>契約締結</td> <td>令和 3 年 3 月 25 日</td> </tr> </table>	公募開始	令和 2 年 12 月 23 日	参加申込期限	令和 3 年 1 月 22 日	質問申込期限	令和 3 年 1 月 22 日	企画提案書提出期限	令和 3 年 2 月 5 日	面接	令和 3 年 2 月 16 日	決定	令和 3 年 2 月 19 日	契約締結	令和 3 年 3 月 25 日
公募開始	令和 2 年 12 月 23 日														
参加申込期限	令和 3 年 1 月 22 日														
質問申込期限	令和 3 年 1 月 22 日														
企画提案書提出期限	令和 3 年 2 月 5 日														
面接	令和 3 年 2 月 16 日														
決定	令和 3 年 2 月 19 日														
契約締結	令和 3 年 3 月 25 日														

(4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	①就職決定者数 ②利用者数 ③さかいサポーター企業（さかい JOB ステーション会員企業）数	①就職決定者数 ②利用者数 ③さかいサポーター企業（さかい JOB ステーション会員企業）数	①就職決定者数 ②利用者数 ③さかいサポーター企業（さかい JOB ステーション会員企業）数	①就職決定者数 ②利用者数 ③さかいサポーター企業（さかい JOB ステーション会員企業）数	①就職決定者数 ②利用者数 ③さかいサポーター企業（さかい JOB ステーション会員企業）数
内容（結果）	①1,770 人 ②11,416 人 ③1,442 社	①1,632 人 ②10,909 人 ③1,515 社	①1,550 人 ②6,847 人 ③1,554 社	①935 人 ②7,356 人 ③1,610 社	①1,444 人 ②8,286 人 ③1,687 社

## (5) 指摘事項等

ア[意見 39]受注者の募集に対する応募が1者にとどまる状況への対応策について

### 【事実関係】

平成29年度，令和元年度，令和3年度と，随意契約（公募型プロポーザル）によって契約が締結されているが（令和5年度は，総合評価一般競争入札で契約締結），令和元年度以降は，受注者の募集に対する応募が1者にとどまっており，平成17年度より同一相手方との契約が締結されている。

1者応募が続いている点について所管課に確認を行ったところ，委託業務で高度なことを求めている点が原因と考えていること，求職者支援や企業支援が業務に含まれるため，継続性がある点で良い面もあるとのことであった。また，複数の応募があるようにするための検討としては，仕様書の中身を分かりやすくするなどの対応を考えているとのことであった。ただし，原因を探るための聞き取りなどは行われていないとのことであった。

### 【意見】

業務委託契約に対する応募が1者にとどまる場合，落札額についても，事業内容についても，競争の契機が働きにくくなってしまふ弊害が考えられる。

本委託事業の業務内容については，民間に類似のサービスを提供している事業者が存在していないとはいえ，応募が1者である状態が継続していることは，何らかの問題を抱えている可能性がある。入札参加した業者，入札参加資格がありながら参加しなかった業者へのヒアリングを行い，入札参加資格，設計価格，発注単位などの参考とし，応募者数を増加させる方策について検討されたい。

イ[意見 40]本件委託契約の効果を高めるための客観的指標の追加について

### 【事実関係】

本委託事業の効果指標は，①就職決定者数，②利用者数，③さかいサポーター企業数である。①就職決定者数については，報告があった人数であり，全ての就職者を把握できているわけではない。また，就職決定者数は，登録や利用開始の年度に

かかわらず、就職決定が確認された年度で計上される。②利用者数は、会員になり、事業を利用した延べ人数である。③さかいサポーター企業は、堺市内に事業所や本店がある企業が登録することにより、さかいJOBステーションで企業紹介動画などの作成や、求職者とのマッチングイベントなどに参加できるようになる仕組みである。

## 【意見】

効果指標のうち、就職決定者数については、就職決定が確認できた年度で計上され、登録の年度や実際に就職が決まった年度と関係しない点や、全ての就職決定者を把握できていないという問題点がある。ただし、他に効果指標が設けられており、就職決定者数のみを効果指標としてしまうと、支援が必要な利用者よりも、就職が決定しやすい利用者に優先して支援を行うインセンティブが生まれてしまうため、この点については適切であると考えられる。

もっとも、所管課によれば、利用者数が伸び悩んでいる点が課題であると考えているとのことであり、そうであれば、広報など利用者数を増やすための方策についても効果指標を設定し、利用者数増加に向けた事業者の動機付けを検討されたい。

## ウ[意見 41]南サテライトの活用について

### 【事実関係】

さかいJOBステーションには、南サテライトが存在している。さかいJOBステーション（以下「本部」ともいう。）は、当初は南海電鉄高野線堺東駅前の民間ビルにあり、平成29年にJR阪和線堺市駅前の堺市立勤労者総合福祉センター（サンスクエア堺）に移転、その後、令和5年5月、産業振興センター（堺市北区長曾根町。最寄り駅は、南海電鉄高野線中百舌鳥駅）に移転した。本部の産業振興センターへの移転後も、南サテライトは、引き続き、堺市南区役所内（最寄り駅は、泉北高速鉄道榎・美木多駅）に置かれている。南サテライトの最寄り駅の榎・美木多駅と、本部の最寄り駅の中百舌鳥駅は、電車で約10分、片道280円の距離にある。

南サテライトの人員配置は、受付担当1名、カウンセラー（常勤及び非常勤）計2名であり、カウンセラーは、JOBステーション所属の者がシフト制で交代勤務してい

る。南サテライトの必要経費のほとんどは、上記カウンセラー及び受付担当の人件費であり、令和3年度及び令和4年度は、見積書ベースで各年855万754円、堺市の予算積算ベースで約1000万円であった。

南サテライトにおいては、さかいJOBステーションの全てのサービスを受けられるというわけではなく、基本的には個別相談の提供となる。セミナーなども開催されているが、多くのセミナーや企業交流会は本部で行われ、多くの利用者は本部も利用している。

令和4年度のJOBステーション全体の新規会員は3,179名であり、このうち堺市南区在住者は169人（うちJOBカフェSAKAI：75名、女性しごとプラザ：53名、SAKAI JOB CLUB：41人）であった。これに対し、南サテライトの新規会員は87名である。受注者が作成した業務完了報告書に記載されている内訳等は以下の表のとおりである。

<南サテライトのサービス利用状況>

	新規 (※1)	うち新規 (※2)	WEB登録	決定数	来場者／日
JOBカフェSAKAI	19	9	0	15	1.3
女性しごとプラザ	32	21	0	6	1.0
SAKAI JOB CLUB	36	4	0	11	0.8

(※1) (※2)に再新規（就職等に伴い退会等された者であって、その後退職するなどし、再度登録されたもの）を加えた数

(※2) 初めて登録された者

(出典：受注者作成の令和4年度業務完了報告書)



<南サテライトの新規会員（87名）の属性-①男女別会員数>

	JOB カフェ SAKAI	女性しごとプラザ	SAKAI JOB CLUB	合計
男性	12	0	12	24
女性	7	32	24	63
合計	19	32	36	87

（出典：受注者作成の令和4年度業務完了報告書）

<新規会員（87名）の属性-②年齢別会員数>

	JOB カフェ SAKAI	女性しごとプラザ	SAKAI JOB CLUB	合計
20 未満	0	0	0	0
21-39	19	5	20	44
40-59	0	18	15	33
60-	0	9	1	10
合計	19	32	36	87

（出典：受注者作成の令和4年度業務完了報告書）

<新規会員（87名）の属性-③居住地別会員数>

	JOB カフェ SAKAI	女性しごとプラザ	SAKAI JOB CLUB	合計
堺区	0	0	0	0
西区	0	2	1	3
中区	1	1	4	6
東区	0	0	0	0
南区	16	29	28	73
美原区	0	0	0	0
北区	0	0	1	1
その他 大阪府	2	0	2	4
合計	19	32	36	87

（出典：受注者作成の令和4年度業務完了報告書）

## 【意見】

### 1 南サテライトにおいて検討すべき点

上記のような業務完了報告書の記載からすると、南サテライトには、現時点で以下のような検討すべき点があるとも考えられる。

- ① JOBステーション全体でも、JOBカフェ、女性しごとプラザそれぞれについても、全体に占める南サテライトの登録者の割合が極めて小さい。
- ② 新規登録者のうち堺市南区在住者のみに限定してみても、南サテライトの登録者数は少ない。
- ③ JOBステーション全体での令和4年度の就業決定者数1,444人に対し、南サテライトでの就業決定者数は合計28人と2%に満たず、南サテライトから就職決定者があまり出ていないように見える。
- ④ 南サテライトを設置するために、カウンセラー等の人件費およそ1,000万円を要しており、これは、JOBステーション全体の事業費（各年分約9,690万円）のおよそ1割に上る。上記のような数値記載からは、南サテライトが、JOBステーション全体の効用の1割を占めているとはいえない。
- ⑤ さかいJOBステーションで利用できるサービスについて、原則全てオンライン上で利用できる「さかいJOBステーションon-line（オンライン）」をより活用し、南区民だけでなく、堺市民全てが、より簡単かつ円滑に、JOBステーションのサービスを利用できる体制を構築できるのではないか。これによって、女性に対しての就労支援サービスの拡充を求める市民等の声に対応することもできるのではないか。また、JOBステーションについての情報提供は、南区役所を含めた各区役所に、従前に引き続き、各種情報提供業務（求人情報誌の閲覧コーナーの設置、本部で実施されるセミナーやイベントの情報提供）を無人で行うことで対応できないか。
- ⑥ 所管課は、南サテライトを南区役所内に置くことの利点として、福祉施策等を利用された者等他部局からの紹介が可能である旨を説明する。しかし、業務完了報告書の記載からは、このような事実の確認ができない。

## 2 南サテライトに関する資料及び所管課の説明について

もともと、資料及び所管課の説明から、次のことが分かる。

- ① 南サテライトは、相談対応業務を主たる業務としており、企業交流会等多くのサービスは本部で参加する必要がある。このため、所管課としては、南サテライトを含めたJOBステーション全体での実績が重要であると考えており、南サテライトに関しては、相談件数等の利用実績を重視している。
- ② 南サテライトでは、50分の個別相談を年間574件行っており、JOBステーション全体の相談件数2,525件の23%を占めている。50分の相談に至らない20分のワンポイント相談は、令和4年度で132件行っている。これは、JOBステーション全体の相談件数の2割以上に当たる数値であり、所管課としては、高い費用対効果を上げていると考えている。
- ③ 堺市南区の完全失業率は他区よりも高い上、南サテライト利用者には就職に際して困難を抱えている方も多く、支援の必要性が高い反面、自宅にWifi環境を用意してWEB相談を行う経済的負担をすることが困難な方が多い。南区在住者が最寄りの鉄道の駅である梅・美木多駅等までバス等の公共交通機関を用い、さらに鉄道で本部の最寄り駅である中百舌鳥駅まで移動することは、経済的負担が大きく、本部のみでは相談自体ができなくなる方がいる。

南サテライトの登録者は、本部登録者と比べて、個別相談の対応期間が長くなる傾向にあり、回数を重ねることで、更に経済的負担が大きくなる。
- ④ 就職決定者については、決定した年度で、就職を確認したのが本部であれば本部に、南サテライトであれば南サテライトに計上している。また、JOBステーションでは、就業決定の状況確認調査を行っており、この調査によって就業の確認ができた人数は、主に南サテライトの相談等を利用していた者であっても、本部に計上する。このため、例外的に南サテライトに直接就職決定の報告が行われた者以外は、本部に計上される仕組みになっている。
- ⑤ 業務完了報告書には記載されていないものの、実際には、区役所の生活援護課、子育て支援課等の部署に相談に訪れた区民が、これら部署から案内をされ

て南サテライトに来所して、相談に至ることは多い。大阪市には類似施設が4か所存在し、堺市の面積を考慮すると、本部及びサテライト各1か所の設置ではむしろ少ない。なお、南サテライトは相談対応業務を主たる業務としており、各種情報提供業務を無人で行うことで同サテライトに代えることはできない。

### 3 検討

前記2のとおり、南サテライトは、主に南区民の求職支援においてその役割を果たしているように思われるものの、前記1のとおり、受注者作成の業務完了報告書の記載からは、その必要性ないし重要性を認識することが難しい。また、南サテライトの存在自体が市民等に十分に知られていない等の問題点がある。

このため、前記1の各検討すべき事項等を踏まえ、南サテライトの必要性の有無ないし重要性の程度についてその業務実績を示す数値等から明らかになるよう、受注者が作成する業務完了報告書の記載事項の改善について受注者と協議すること、南サテライトの広報を積極的に行うほか、仕様書や効果指標にも南サテライトの広報に関する項目を設けること等を検討されたい。

## 18 堺市伝統産業ブランド創出促進業務〔産業振興局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺市伝統産業ブランド創出促進業務
所 管 部 局	産業振興局産業戦略部地域産業課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社リアルジャパンプロジェクト(東京都渋谷区)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺キッチンセレクションの運営(説明会の実施や認定商品の選定等)</li> <li>・公式ホームページの改修やターゲット層への情報発信</li> <li>・首都圏の小売店舗等及びオンラインでの販売機会の提供等</li> </ul>
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	伝統産業の振興
契 約 期 間	令和4年6月2日から令和5年3月31日まで (単年度契約)
契 約 金 額 (税込・円)	7,953,000円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税込・円)	7,953,000円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和4年6月を契約の始期として単年度契約で契約相手方を選定しており、令和5年3月31日時点で通算1年弱同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払(年1回)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。ただし、令和5年度は、総合評価一般競争入札で受注者を選定した。
契約保証金の取扱い	契約保証金あり
(免除の場合の根拠)	—
再 委 託	なしとして取扱っている。ただし、後記(5)参照
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

(税込・円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	—	—	—	7,986,000	7,953,000
決算額	—	—	—	7,986,000	7,953,000
相手方	—	—	—	(株)ジェイアール東日本企画	(株)リアルジャパンプロジェクト
再委託	—	—	—	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	—	—	—	なし	なし

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質随契）
プロポーザルの参加者	2 者
公募スケジュール	公募開始 令和 4 年 3 月 1 日 参加申込期限 令和 4 年 3 月 18 日 質問受付期限 令和 4 年 3 月 18 日 企画提案書提出期限 令和 4 年 4 月 6 日 面接 (実施せず) 決定 令和 4 年 4 月 15 日 契約締結 令和 4 年 6 月 2 日

(4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	—	—	—	①商品改良, 情報発信等の支援をした企業の数 ②「Premium Japan」での情報発信記事閲覧数	①提供した販売機会における認定商品販売額 ②公式ホームページ閲覧数
内容(結果)	—	—	—	①7 社 ②46,350 件	①720,434 円 ②14,032 件

## (5) 指摘事項等

### [指摘3]再委託についての適正な手続の徹底について

#### 【事実関係】

本委託事業に係る契約書においては、「受託者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。」（第5条）、「前条（引用者注：第5条）ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならない。ただし、別記「個人情報取扱特記事項」第7の第2項の規定に基づき再委託の申請及び承諾が行われた場合において発注者が必要でない判断した場合は、この限りでない。」と定めている。そして、再委託先が入札参加停止を受けた者や、暴力団排除措置として入札参加除外を受けた者でないことを確認するため、契約書第6条第2項、第3項において以下のとおり定めている。

#### 第6条（略）

2 受注者が前項の規定により業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、堺市入札参加有資格者の入札参加資格停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の規定による入札参加停止を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第19条第10号に該当する者を再委託先としてはならない。

(2) 受注者は、再委託先の行為の全てについて責任を負うものとする。

3 受注者は、第1項の規定により業務の一部を再委託したとき並びに受注者及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方（以下「再委託先等」という。）が、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合は、この限りでない。

受注者は、堺市との間で、事前に協議し、いわゆるステルスマーケティングに当たらないよう実施方法についても調整の上で、本委託事業の実施に当たって、取引

のあるインフルエンサー5名に商品のプロモーションに係る投稿を依頼した。所管課は、インフルエンサーに投稿を行わせることが契約書第6条の再委託等に該当しないと解して、これを再委託とは取り扱わず、したがって、上記再委託に関する書面による届出も行われなかった。

### 【指摘】

本委託事業に係る契約書第5条及び第6条は、「受託者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（中略）をしてはならない。」と定めているから、（文言上は再委託が委託業務の主たる部分であるか軽微な部分にとどまるかを問わず、）「契約の履行について」行われる場合には、一律原則的に禁止しているといえる。その上で、例外的に「相当の理由があるとき」は、「この契約の履行について」行われる再委託であっても認めつつ、その場合、「受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方（中略）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならない。」と定めている。

委託者は、当該受注者の技術力、品質、納期、信用等を信頼して、数ある企業の中から当該受注者を選定し、契約の履行を依頼し、業務を委託するのであり、再委託先を信頼して依頼するのではない。再委託については、様々な取扱いがあり得る中で、本件契約書が、委託業務に係る「契約の履行について」第三者に再委託することを原則として禁止しているのは、このような考え方にに基づき、再委託を制限する趣旨に基づくものであると解される。また、このような再委託を制限する仕組みを通じ、再委託先が入札参加資格停止等を受けた者であることや、暴力団員、暴力団密接関係者ではないことをも審査し、これらの者を確実に排除しようとしている。

このような契約書の定めを前提とする限り、郵便や消耗品購入等、自ら用いる役務の提供等に該当する場合はともかく、「契約の履行について」再委託を行わせる場合、その部分及び理由について書面による届出が必要となるはずである。

そして、本委託契約書の仕様書では、受注者の「業務内容」として、「『堺キッ



チン』ブランドの魅力や堺の伝統産業の魅力について効果的に情報発信を行うこと」  
「情報発信にあたってはメディア関係者・流通関係者・暮らしの質への意識が高い人から十分な関心が得られるよう工夫すること」が定められている（仕様書5の(1)の③）。受注者は、「取引のあるインフルエンサー」に対し、このような仕様書で定められた業務内容の一部を実施させているのであるから、これは、本契約書上原則として禁止された「契約の履行について」の第三者に対する再委託と見るのが自然である。再委託に該当するとしても、堺市と受注者の間では、インフルエンサーに投稿をさせること等について、実質的に事前協議及び調整が行われているのではあるが、上記のとおり書面による届出は行われていない。

本委託契約に係る契約書の定めは、「軽微な部分」については書面による届出なく自由に再委託を行うことができる旨の条項を置いていない<sup>81</sup>、その他契約書の文言上、受注者が、再委託先に対し、上記のような「契約の履行について」インフルエンサーのような第三者に対する再委託のうち一定のものについて、書面による届出が必要ない旨の定めも置かれていない。上記で述べた本委託契約書6条2項及び3項の趣旨に照らしても、少なくとも、本件のインフルエンサーへの投稿依頼について、受注者から投稿の依頼を受けたインフルエンサーが入札参加資格停止等を受けた者であることや、暴力団員等ではないことを審査し、確保する必要がないと考えることが直ちに明確であるとはいえない。

そうである以上、取引先のインフルエンサーに情報発信業務を行わせる部分について、書面による届出を提出させるか、あるいは、インフルエンサーに当該業務を行わせることについて上記再委託原則禁止条項の趣旨に照らしても審査・確認の必要がないというのであれば、そう考える趣旨を明確化した上で、「契約の履行について」の再委託であっても審査・確認の必要がない場合につき、書面による届出が必要ないことが明確になるような契約書の条項を追記する等を検討すべきである。

---

<sup>81</sup> なお、例えば、国土交通省の公共土木設計業務等標準委託契約約款では、主たる部分を除く業務の一部を再委託する場合には、事前に発注者の承諾が必要としつつ、一定の「軽微な部分」を再委託する場合には、同規定を適用しないと規定している（第7条第3項）。

## 19 堺旧港親水護岸利活用検討支援業務〔建築都市局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺旧港親水護岸利活用検討支援業務
所 管 部 局	建築都市局都心未来創造部ベイエリア推進担当
契 約 相 手 方 (本店所在地)	日本工営都市空間株式会社(千代田区)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	堺旧港護岸後背地の活用に向けた事業検討・資料作成, 護岸利活用及びエリアマネジメント構築に向けた社会実験実施, 堺旧港周辺のウォークアブルな空間形成検討支援
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	ベイエリアの活性化に向け, 堺旧港のポテンシャル, 海辺の魅力を活かした居心地の良い交流空間を形成し, 多くの方が訪れる魅力あるエリアにすることをめざす。
契 約 期 間	令和4年6月27日から令和5年3月31日まで (単年度契約)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	16,940,000 円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	16,940,000 円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和3年度に堺旧港周辺等活性化検討支援業務という業務が存在し, 同一の相手方と契約している。 注: 堺旧港周辺等活性化検討支援業務の結果を踏まえて, 本年度の旧港親水護岸利活用検討支援業務を行う関係にある。
支 払 方 法	完了払(一括)
令和5年度の状況	(なし)
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	書面により, 承諾が与えられていた。

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	—	—	—	15,290,000	16,940,000
決算額	—	—	—	15,290,000	16,940,000
相手方	—	—	—	日本工営(株)	日本工営都市空間(株)
再委託	—	—	—	再委託は市の許可が必要であり、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要であり、市は再委託を許可した
変更契約	—	—	—	なし	なし

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質随契）	
プロポーザルの参加者	2 者	
公募スケジュール	公募開始	令和 4 年 5 月 9 日
	参加申込期限	令和 4 年 5 月 23 日
	質問受付期限	令和 4 年 5 月 23 日
	企画提案書提出期限	令和 4 年 6 月 6 日
	面接	令和 4 年 6 月 13 日
	決定	令和 4 年 6 月 15 日
	契約締結	令和 4 年 6 月 27 日

(4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	—	—	—	社会実験 来場者数	社会実験 来場者数
内容 (結果)	—	—	—	2874 人	2184 人

(5) 指摘事項等

ア[意見 42]「環境整備費」など委託料以外の費用の徴収について

【事実関係】

本業務委託契約のうち、「護岸利活用及びエリアマネジメント構築に向けた社会実験実施」において、受注者はエリアマネジメント活動の試行として、社会実験の

出店者から売上の15%を「環境整備費」として徴収し、音楽演奏等の費用とした。

本業務仕様書には、業務委託料以外の費用を受注者が徴収してもよい旨の記載はなかったが、業務委託契約書には、「…エリアマネジメント活動の試行として、出店者からの環境整備費（売上の一部より徴収）による環境整備（音楽演奏等）を行うほか…」との記載がある受注者の企画提案書が綴じこまれ、業務委託契約書と一体となっている。

売上の15%という「環境整備費」の割合について、所管課は、受注者から実施計画書の提出時にこのような場合の費用徴収の一般的な比率が10～15%であると説明を受けたのみであり、費用についての検討を行っていなかった。

### 【意見】

上記の「環境整備費」の徴収は、護岸利活用及びエリアマネジメント構築に向けた社会実験の取組として、受注者の企画提案によるものではあるが、徴収された「環境整備費」は社会実験における音楽演奏等の費用として支出されている。このような費用の徴収は、金額によっては実質的に出店することへの対価を徴収していることとなる可能性がある。また、「環境整備費」の徴収は、受注者に対して価格点に反映されない収入の収受を許すものである<sup>82</sup>。本業務仕様書に別途の費用の徴収が可能であることが記載されていれば、プロポーザルの参加者が、異なる価格を提案することができた可能性があり、結論に影響を与える可能性がある。

よって、業務委託料以外に費用の徴収を許容する場合、企画提案の趣旨を損なわない範囲で、仕様書にその旨が分かるように記載するなど留意されたい。

## イ[意見 43]「環境整備費」の収支報告について

### 【事実関係】

上記「環境整備費」について、委託業務終了までに受注者から所管課に収支の報告はされず、本監査のヒアリングの際に収支報告がなされた。

---

<sup>82</sup> 少なくともプロポーザル審査の時点において、価格審査に反映されない候補者の収入についてその額が把握されていた形跡はない。

また、社会実験においては、来場者アンケート回答者に「50円クーポン」が配布されており、出店店舗で来場者がクーポンを利用した場合には、「環境整備費」の徴収の際にクーポン利用枚数分の相当額を控除する取扱がされていたが、上記の収支報告には、クーポン利用金額の記載はなかった。

### 【意見】

所管課が受注者に対し「環境整備費」などの業務委託料以外の費用の徴収を許容するとしても、徴収された費用が適切に使用されているのか、実質的に出店に対する対価を徴収し、収益を上げる結果となっていないかの確認は必要である。さらに、仮に収益が上がっていた場合の収益の帰属も問題となる。また、本監査におけるヒアリングに際して提出された収支報告では、出店者に対してクーポンの利用による控除があったのかどうかも不明確であり、適切に収支報告がなされたとは言い難い。

このような業務委託料以外の費用徴収を認めるのであれば、所管課は受注者に対し、委託業務が完了するまでの間に適切な収支報告を求めるべきである。

## ウ[意見 44]成績表の記載の充実化について

### 【事実関係】

委託業務の成績表は、評定成績として、A（仕様書どおりの履行が確保された）、B（市の指導を経て履行が確保された）、C（改善指示書の作成を要する不適切な履行があった）の3つが規定され、評定成績ごとに点数が定められ、総合評定点が算出される。成績表には備考欄が設けられており、評定成績がCの場合は理由を記入することとされている。

本委託業務の成績は、10項目のうち、Aの項目が8つ、Bの項目が2つあった。Bの項目の理由については成績表に記載がされていなかった。

### 【意見】

所管課からは、Bの評定になった理由としては、社会実験まで時間的余裕がなく急ぎで協議を行わざるを得なかった点や、活用実施方針や募集要項が期限間近まで整理できなかった点が挙げられた。所管課によれば、これらの評定の理由は、所管課での決裁の際に報告をされているとのことであったが、成績表に記載がないため、

後に成績表を確認しても、どのような理由で当該評定となったのか、確認をすることができない。

成績表の記載は、今後同様の委託業務の監督を行う際の注意点や、委託業務の問題を明らかにする場合の参考にもなるため、Bの評定の場合にも、できるだけ理由を記載し、後から確認ができるようにするよう検討されたい。

## エ[指摘4]再委託金額の記載について

### 【事実関係】

本委託業務のうち「護岸利活用及びエリアマネジメント構築に向けた社会実験実施」については、受注者による企画提案書及び業務計画書を踏まえ、再委託がされている。本委託契約においては、再委託に当たり、市で共通利用している再委託時に必要な提出書類の参考書式を活用したとのことであり、受注者から提出された再委託申請書に①再委託業務の内容の記載はあるが、②金額について記載がなく、口頭で報告を受けるにとどまっている。

業務委託契約書第5条では、再委託は原則として禁止をされ、業務の一部について相当の理由がある場合はこの限りではないと規定されている。同第6条第1項には、再委託について以下のとおり、別記「個人情報取扱特記事項」第7の第2項の規定に基づき再委託の申請及び承諾が行われた場合において発注者が必要でないと判断した場合以外は、書面による届出が必要とされている。

#### 第5条

受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りではない。

#### 第6条第1項

前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「市委託先」という。）の商号又は名称ならびに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならない。ただし、別記「個人情報取扱特記事項」第7の第2項の規定に基づき再委託の申請及び承諾が行われた場合において発注者が必要でないと判断した場合は、この限りではない。

## 【指摘】

堺市における再委託の取扱いは、前記第2の4(2)キ(ア)(再委託の禁止)のとおりであり、契約所管課は、再委託の許否の判断に当たっては、少なくとも業務の大部分又は全部若しくは主要な部分を再委託していないか確認する必要がある。

また、堺市では、再委託を許容する手続が、再委託内容に個人情報の取扱いを含まない場合と含む場合とで異なる。①個人情報の取扱いを含まない場合は、事前の堺市との協議を経た上で、一部再委託届出書<sup>83</sup>の提出等を受ける必要があり、②他方で、再委託内容に個人情報の取扱いを含む場合も、事前の堺市との協議を経た上で、「一部再委託届出書」及び「再委託申請書」<sup>84</sup>の両方を受理し、これを受けて堺市において再委託に同意することができるかどうかの審査をして許否の判断をし、再委託を許容する旨の判断がされたときは、「再委託承諾書」を受注者に発出し、その後再委託報告書（受注者が堺市に対し再委託先との契約内容を書面で報告するもの）を受理する必要がある。

本件についてこれを見ると、所管課は企画提案書及び業務計画書において再委託する業務内容は把握していたものの、再委託金額の記載は、業務の大部分又は全部を再委託していないか確認する必要性の観点から、再委託の申請書又は届出書において記載されなければならない事項であるといえる。

この点、所管課によれば、本委託契約においては、再委託に当たり、市で共通利用している再委託時に必要な提出書類の参考様式を活用したもので、もともとひな型自体に再委託金額の記載がなかったとのことである。しかしながら、再委託業務に個人情報の取扱いがある場合においても、本来は、一部再委託届出書と再委託申請書の双方を取得しなければならないとするのが堺市の手続であり、ただ「一部再

---

<sup>83</sup> 一部再委託届出書には、再委託先の商号又は名称、業務のうち再委託する部分、再委託理由、その他発注者が必要とする事項が記載される旨、契約書第6条第1項に定めがあるが、調達課の示しているひな型には再委託金額欄もある。

<sup>84</sup> ただし「一部再委託届出書」は、「再委託申請書」に必要事項が記載されている場合には省略できるとされている。「再委託申請書」には、再委託先の商号又は名称、再委託業務の内容、再委託理由、その他発注者が必要とする事項を記載している旨、契約書別記として個人情報取扱特記事項をつづる必要がある場合には、その第7条第2項に定めがあるが、こちらの書式ひな型には再委託金額欄はないとのことである。

委託届出書」は、「再委託申請書」に必要事項が記載されている場合には省略できるとされているだけのことである。「再委託申請書」に再委託金額がない以上は、必要事項が記載されているとはいえない。

したがって、再委託の許可を検討するに当たっては、再委託申請書に再委託金額も記載するか、一部再委託届出書の取得を省略しないで再委託申請書と一部再委託届出書の双方を取得することにより再委託金額の記載のある書類を取得するべきである。

この点、堺市の所定の再委託手続きがいささか分かりにくい面があると思われるが、研修資料や契約書の記載等に照らすと、受注者から提出された再委託申請書に再委託業務の内容の記載はあるが、再委託金額について記載がなく、口頭で報告を受けるにとどまっている状況は、再委託手続きにおいて不備があったといわざるを得ない。

## オ[意見 45] 予定価格設計時に入手した参考見積書について

### 【事実関係】

本委託業務の予定価格を設計するに当たり、所管課は、2者から参考見積書を入手している。所管課によると、堺市登録業者（業務委託・役務の提供）において、「その他計画策定等」及び「イベント企画・運営」を登録種目としている業者は83者ある中で、今回、見積書の依頼先として、1者は、前年度の受注者である事業者、もう1者は、他課の公募参加情報から、官民連携のまちづくりの検討のほか、社会実験などイベント実施もできる事業者を選定している。

後者の事業者の見積書の積算は、直接人件費・直接経費・その他原価・一般管理費等から構成されるが、見積合計金額の約30%を占める直接経費のうち、主要部分の社会実験の費用については、5百万円の金額で一式表示されており、内訳が明らかでない。所管課は、予定価格の設計に当たり、社会実験の費用内訳を市独自に積算することは困難であるとして、徴取した2者の参考見積の内、総額が安かった前年度の受注者である前者の事業者から入手した見積書の社会実験費用の内訳に基づき、予定価格を設計している。



## 【意見】

社会実験の費用については、市独自の積算が困難であるため、民間事業者の見積書を参考に予定価格を設計するという趣旨からすると、本来、2つの業者に依頼して見積書を取得するのであれば、その両者から内訳明細を示した見積書を提出してもらう必要がある。そうして初めて、明細の示された前年度の受注者の積算の妥当性を検証することもできるし、その作業を経て、所管課としての本件業務の予定価格を積算することができる。市は、特に本件業務のような委託費用の予定価格の積算に困難を来しやすい業務については、単純に見積金額の総額が低い方を採用するのではなく、見積書の依頼先である両者から、明細の記載のある見積書を取得して積算内容の比較などをした上で、自ら適切な予定価格を積算すべきである。

また、本委託契約の受注者の選定方式は、プロポーザル方式であり、評価基準として価格点が含まれている。市の予定価格の設計に、自社の見積りが採用されている応募者と他の応募者との間で不公平とならないよう、今後、予定価格の設計のため参考見積書を入手するに当たっては、公平で透明性が確保できるように検討されたい。

## 20 令和4年度 堺市立地適正化計画策定にかかる検討支援業務 [建築都市局]

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	令和4年度 堺市立地適正化計画策定にかかる検討支援業務
所 管 部 局	建築都市局都市計画部都市計画課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社地域計画建築研究所 (京都市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	令和4年度堺市立地適正化計画策定にかかる検討支援業務 (令和3年度に作成した堺市立地適正化計画原案を基に、 都市計画審議会等の意見を受けて案の更新・修正、説明 会資料案の作成などを行う業務)
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え て、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ の形成、持続可能な都市の形成を推進することを目的と する。
契 約 期 間	令和4年6月8日から令和5年3月31日まで
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	4,449,500 円
総 価 契 約 / 単 価 契 約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	4,449,500 円
同 一 の 相 手 先 と の 契 約 状 況	令和2年から同一相手方を契約相手方として選定してお り、令和5年3月31日時点で通算3年同一相手方と契約 を締結している。
支 払 方 法	完了払 (一括)
令 和 5 年 度 の 状 況	令和5年度堺市立地適正化計画策定にかかる公表資料作成 等支援業務として、令和4年度に作成した案を基に、都市 計画審議会等の意見を受けて案の更新・修正の上、堺市 立地適正化計画の公表に向けた資料等の作成を行う業務 を実施。※一般競争入札により契約。令和4年度の契約と 同一相手方ではない。
契 約 保 証 金 の 取 扱 い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	なし
(再委託について) 市 の 承 諾 の 有 無	—

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	—	—	7,920,000	7,150,000	4,449,500
決算額	—	—	7,920,000	7,150,000	4,449,500
相手方	—	—	(株)地域計画建築研究所	(株)地域計画建築研究所	(株)地域計画建築研究所
再委託	—	—	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	—	—	なし	なし	なし

※ 令和2年度・令和3年度の業務名は特に年度の記載のない「堺市立地適正化計画策定等にかかる検討支援業務」である。令和4年度の業務名は「令和4年度堺市立地適正化計画策定にかかる検討支援業務」である。

(3) 契約締結方法（一般競争入札）

入札公告日	令和 4 年 4 月 15 日
入札日	令和 4 年 5 月 25 日
入札参加者数	5 者

(4) 効果指標等

なし

(5) 指摘事項等

ア[意見 46]入札募集時の説明について

【事実関係】

本委託業務は、令和3年度に作成をした堺市立地適正化計画原案を基にして、庁内委員会及び都市計画審議会等の意見を受け、堺市立地適正化計画案として取りまとめるとともに、説明会資料案の作成を行う業務である。本契約入札募集時には、所管課より、令和3年度に作成された堺市立地適正化計画原案について閲覧可能であるとの説明はされていなかった。

## 【意見】

本委託業務は令和3年度作成の原案に基づく業務である。そのため、入札者が入札額を決定するに当たっては、原案を閲覧した上で本契約業務を履行するに当たり必要となる各人員の要する日数などを算出できる必要がある。

堺市からは、令和3年度作成の原案については、入札参加者から質問があれば開示を行っていたとの説明があったが、閲覧可能である旨を注記することにより、入札参加者がより適切に入札額を算出することができれば、より適切な価格での契約が可能になる。

そのため、過年度の成果物について閲覧可能であり、閲覧することでより適切な価格算出に資するものであれば、閲覧可能である旨注記をされたい。

## イ[意見 47]成績表の記載の充実化について

### 【事実関係】

委託業務の成績表は、評定成績として、A（仕様書どおりの履行が確保された）、B（市の指導を経て履行が確保された）、C（改善指示書の作成を要する不適切な履行があった）の3つが規定され、評定成績ごとに点数が定められ、総合評定点が算出される。成績表には備考欄が設けられており、評定成績がCの場合は理由を記入することとされている。

本委託業務の成績は、10項目のうち、Aの項目が7つ、Bの項目が3つあった。Bの項目の理由については成績表に記載がされていなかった。

### 【意見】

所管課からは、Bの評定になった理由としては、①受注者作成資料について、業務責任者の確認のないまま資料の送付が行われたものがあつた、②委託業務の後半に、一部業務において期限までに所管課から受注者に対して案の提出を求めていたが、期限を経過して所管課から提出を求めるまで報告がなかつた、③最終的には予定どおりに業務が終了をしたものの、会議資料作成に時間を要したものがあつた、との説明があつた。

所管課によれば、これらの評定の理由は、所管課での決裁の際に報告をされてい

るとのことであったが、成績表に記載がないため、後に成績表を確認しても、どのような理由で当該評定となったのか、確認をすることができない。

成績表の記載は、今後同様の委託業務の監督を行う際の注意点や、委託業務の問題を明らかにする場合の参考にもなるため、Bの評定の場合にも、できるだけ理由を記載し、後から確認ができるようにするよう検討されたい。

## ウ[意見 48] 予定価格設計時に入手する参考見積書の利用方法について

### 【事実関係】

本委託業務の予定価格は、積算基準書（「設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料）」（監修：国土交通省大臣官房技術調査課，発行：一般財団法人 経済調査会），設計業務委託等技術者単価（堺市））及び入手した3者の参考見積書の考え方に基づき、設計されている。

仕様書記載の5つの業務（1. 準備打合せ，2. 堺市立地適正化計画の取りまとめ，3. 説明会資料案作成支援，4. 各種会議運営支援，5. 報告書の作成）に関する直接人件費を積算するに当たり、具体的な職種別の工数を見積もる必要があるが、その際、入手した3者の見積書を参考に、所管課として、一定の仮定の下で妥当と考える職種別技術者の工数を算定している。また、直接経費の会議資料や報告書等の単価についても、3者の見積書を参考に妥当と考える単価を設定している。

③ 主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
④ 技師 (A)	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
⑤ 技師 (B)	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
⑥ 技師 (C)	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。

⑦ 技 術 員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。
---------	--

(出典：「設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書(参考資料)」(監修：国土交通省大臣官房技術調査課，発行：一般財団法人 経済調査会)から土木設計業務等に係る技術者 職種区分定義の一部を抜粋)

このように、予定価格の積算に当たっては、積算基準書をベースにしながらも、参考見積書から具体的な工数を設計担当者が妥当と考えた一定の仮定の下で算出した見積り要素が含まれている。しかしながら、起案に添付されている予定価格の設計書は、見積判断の過程が記載されておらず、なぜ、その工数を採用したのかかが明らかでない。

### 【意見】

予定価格の設計書は、見積りの過程が明らかとなるように作成し、上長の決裁を入手する必要がある。また、次期以降も関連する委託業務の仕様書の作成や、予定価格を設計するに当たっても活用できるように検討されたい。

## 21 放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務〔建設局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務
所 管 部 局	建設局サイクルシティ推進部自転車対策事務所
契 約 相 手 方 (本店所在地)	ミディ総合管理株式会社(大阪市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	堺市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、放置禁止区域内における自転車等利用者に対する啓発や自転車等駐車場への誘導を行うとともに放置された自転車等の撤去・運搬、保管・返還業務を行うものである。 仕様書では、①放置自転車等対策業務、②放置自転車等撤去業務、③放置自転車等保管返還業務に分類されている。
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	駅周辺の道路その他公共の場所における自転車等の駐車秩序を確立し、良好な都市環境の確保と交通の円滑化を図る。
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (単年度契約)
契 約 金 額 (税込・円)	・ 契約金額(総価契約+単価契約×予定数量) 95,366,700円 (1)総価契約の部分 55,519,200円 (2)単価契約(内訳は下記)の部分 39,847,500円 (撤去運搬業務 53,130円/台×750台)
総価契約/単価契約	総価契約(撤去運搬業務以外) 単価契約(撤去運搬業務)
決 算 額 (税込・円)	95,047,920円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成28年から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算7年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払い(部分払い)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	書面により、承諾が与えられていた。

## (2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	123,302,520	126,174,240	131,934,000	107,743,680	95,366,700
決算額	123,302,520	127,208,760	129,223,600	98,963,040	95,047,920
相手方	ミディ総合管理(株)	ミディ総合管理(株)	ミディ総合管理(株)	ミディ総合管理(株)	ミディ総合管理(株)
再委託	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した
変更契約	なし	あり	なし	あり	なし

※ 上記では、総価契約部分（通常業務単価）＋単価契約部分（単価×予定数量）を合計した額を記載している。

## (3) 契約締結方法（随意契約）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号
随意契約理由	本業務は、「公共の場所における自転車等の駐車秩序」を確保する上で、自転車等駐車場の設置目的と、密接な関連を有する業務であり、放置自転車の減少は、自転車等駐車場利用者の増加につながるため、指定管理者が一体管理を行うことで効率的・効果的な放置自転車対策を行うことができるため。
堺市調達契約事務審査委員会の審査状況	適用除外となっている。（先に実施した「堺市立自転車等駐車場指定管理者」の選定において、当該委託業務を指定管理者に委託することを条件として公募されたため）
見積書入手数	1 者
積算方法	最低賃金や公共工事設計労務単価表、建設物価、建設工事積算基準などを基に算出

## (4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	①放置自転車等台数 ②放置自転車等撤去台数	①放置自転車等台数 ②放置自転車等撤去台数	①放置自転車等台数 ②放置自転車等撤去台数	①放置自転車等台数 ②放置自転車等撤去台数	①放置自転車等台数 ②放置自転車等撤去台数
内容（結果）	①490 台 （1 日当たり） ②17,571 台 （年間）	①481 台 （1 日当たり） ②13,747 台 （年間）	①424 台 （1 日当たり） ②7,129 台 （年間）	①368 台 （1 日当たり） ②5,671 台 （年間）	①226 台 （1 日当たり） ②7,881 台 （年間）



## (5) 指摘事項等

### ア[意見 49]契約相手方選定方法（6号随契）の妥当性について

#### 【事実関係】

##### 1 本件業務委託契約の概要

本件業務委託契約（放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務委託契約）の概要は、次のとおりである（仕様書）。

- ・業務名，履行期間，契約相手方：上記のとおり
- ・業務内容：堺市自転車等の放置防止に関する条例に基づき，①放置禁止区域内における自転車等利用者に対する啓発や自転車等駐車場への誘導，放置自転車等の整理整頓（以下「放置自転車等対策業務」という。），②放置自転車等の撤去と保管場所等への搬送等（以下「撤去運搬業務」という。），③保管・返還業務（以下「保管返還業務」という。）を行うものである。
- ・履行場所：①放置自転車等対策業務の履行場所は，堺東駅前西側，堺駅前，中百舌鳥駅前，北野田駅前の各自転車等放置禁止区域内である。また，②撤去運搬業務の履行場所は，①の撤去場所から撤去した自転車を，堺市指定の三国ヶ丘，湊，深井及び梅の各自転車保管返還所（4か所）に運搬するまでの区間と，運搬先の各保管場所である<sup>85</sup>。さらに，③保管返還業務は，上記の4か所の自転車保管返還所が履行場所となる。

なお，本件業務委託契約は，平成22年度まで，以下の4つの業務に細分化され，それぞれ別の事業者と契約されていたが，これらを集約し，次に詳述する平成23年度の「堺市立自転車等駐車場指定管理者（指定期間5年間）」の選定以後は，集約した業務を指定管理者に一括委託することを条件として公募することとした。その結果，これ以後は，本件業務委託契約（単年度契約）は，随意契約（自治法施行令第167条の2第1項第6号）により，各指定管理期間中は，指定管理者が契約相手方として固定されることとなった。

---

<sup>85</sup> 具体的には市の指示書により履行場所が指示されるが，本文ではその要旨を記載している。

【平成22年度までの委託業務契約】

- 堺東駅前外放置自転車対策業務契約
- 放置自転車等対策業務契約
- 放置自転車等撤去業務契約
- 撤去自転車保管返還業務契約

## 2 堺市立自転車等駐車場の指定管理業務委託契約の概要

他方で、堺市立自転車等駐車場の指定管理業務の概要は、次のとおりである（募集要項）。

- ・施設の名称：堺市立自転車等駐車場
- ・施設の場所：北区常磐町1丁ほか80か所の堺市立自転車等駐車場
- ・指定管理者が行う業務の概要：
  - a 施設の管理に関する業務
  - b 施設等の維持管理に関する業務
  - c その他
- ・指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）
- ・自主事業：自動販売機の設置等
- ・指定管理者に別途委託する業務：
  - a 放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務
  - b 堺東駅前ほかコミュニティサイクルポート管理運営ほか業務<sup>86</sup><sup>87</sup>
- ・管理経費等：管理運営業務に必要な一切の経費は利用料金により賄う
- ・業務の第三者への委託：原則禁止。ただし、予め市から承認を得た場合は可
- ・選定審査方法：「事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること」，「事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経済的基礎その他

<sup>86</sup> さかいコミュニティサイクル事業は、『クールシティ・堺』の実現に向け、過度の自動車利用からの転換をめざす『モビリティ・イノベーション』を担う事業として導入し、その事業内容は複数のサイクルポート間で共用自転車の貸出返却を可能とするものである（堺市提供資料）。

<sup>87</sup> 堺東駅前ほかコミュニティサイクルポート管理運営ほか業務は令和3年度をもって終了している。

の経営に関する能力を有すること」、「利用者の意思及び人権を尊重し常にその立場に立ったサービスが提供できること」、「効果的かつ効率的な管理を実施できること」、「施設の効用を最大限発揮させることができること」、「管理経費の縮減が図られること」など所定の審査項目に基づき指定管理者候補者選定委員会において、書類及び面接により審査を行う。

### 3 本件業務委託契約につき随意契約により相手方を選定した根拠と随意契約理由

本件業務委託契約につき随意契約により相手方を選定した根拠は、自治法施行令第167条の2第1項第6号であり、具体的な随意契約理由は、「公共の場所における自転車等の駐車秩序」を確保する上で、自転車等駐車場の設置目的と密接な関連を有する業務であり、放置自転車の減少は、自転車等駐車場利用者の増加につながるため、指定管理者が一体管理を行うことで効率的・効果的な放置自転車対策を行うことができるためであるとされている。

### 4 指定管理者の指定管理料等の推移

平成23年度以降の指定管理者と指定管理料、市への納付金、委託料の推移は次のとおりである。

年度	指定管理者名	指定管理業務の内容	指定管理料 (円)	市への納付金 (円)	委託料 (円)
H23	センター パーキング 堺	① 駐輪場の管理に関する業務 駐輪場の使用許可，利用料金の収受，駐輪場の運営維持，苦情対応など	0	118,170,668	129,041,220
H24			0	131,666,317	108,402,417
H25			0	117,454,392	110,633,131
H26			0	87,312,782	116,206,161
H27			0	85,899,929	119,219,884
H28	ミディ 総合管理 株式会社	② 駐輪場等の維持管理に関する業務 備品等の貸与及び購入，駐輪場設備等の保守点検業務など	0	34,400,000	117,713,520
H29			0	33,752,658	120,952,980
H30			0	29,876,102	123,302,520
R01			0	26,167,274	127,208,760
R02	ミディ	③ その他の業務 市の主催事業，広報業務への協力，規則，マニユ	0	0	129,223,600
R03			0	0	98,963,040

R04	総合管理 株式会社	アル等の作成，保険加入 など	0	0	95,047,920
R05			未定	未定	未定
R06			未定	未定	未定
R07			未定	未定	未定

(出典：堺市提供資料)

指定管理料がいずれも0円となっているのは、自転車等駐車場では利用料金制度を導入しており、指定管理者の公募の際にも「管理運営経費が、本市に提示した管理運営経費を超えた場合は、その差額は指定管理者の負担となり、」と明記していることから赤字であっても指定管理料を支払うことはないことになっている。また指定管理者には、キャッシュレス決済の導入など利用者サービスの向上を求めていることや、人件費等の運営コストの高騰があることから、今回の募集時から市への固定の納付金は求めている。

## 【意見】

### 1 平成23年度以降に用いられている方式

上記のとおり、平成23年度に、これまで4つに分けていた業務を集約し、指定管理者に一括して委託するという、2つの大きな変更がなされている。

まず、業務を集約したことについて、「指定管理者に撤去保管業務等も委ねることについて」において、「一体管理を行うことで、効率的・効果的な放置自転車対策を実施することができる」ことや、「指揮系統を一本化することで、市としても、職員の業務の負担軽減が図られる」ことが期待されていたが、現在の指定管理者であるミディ総合管理株式会社が一体的に管理を行っており、集約の一定の成果はあったものと評価できる。しかしながら、以下のとおり、本件委託契約につき、自治法施行令第167条の2第1項6号に該当することを根拠として随意契約により契約相手方を選定したことは法規性の観点から疑義があり、また、指定管理者業務に本件委託契約を行うことを必須の業務として含めたことは、競争性や透明性の確保、有効性や経済性の観点から相当とはいえない。

2 本件委託契約につき、自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当することを根拠として随意契約により契約相手方を選定したことについて

ア 随意契約により契約相手方を選定することができるのは、自治法施行令第167条の2第1項各号（第1号から第9号まで）又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条のいずれかに該当する理由のあるときに限られる。

イ このうちの一つとして、自治法施行令第167条の2第1項第6号は、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に随意契約によることができると定めており、その典型例として、①打ち切った工事の再起工のとき、②関連工事等を履行させるとき、③多量の物品を購入するとき、④契約時期を失するときに挙げられている<sup>88</sup>。また、堺市随意契約ガイドライン（業務委託関係・令和3年10月改訂版）においても、次のとおり、おおむねこれらと同様の場合が自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するとされている。

- |  |
|--|
| <p>① 現在、履行（継続）中である契約と密接な関連性を有する内容の業務で、当該業務の受託者等に履行させる方がより効果的で、経費面においても有利なものであるとき。</p> <p>② 早急に契約しなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなると認められるとき。</p> <p>※この場合においても、1者（特命）随契でなく、複数者による見積合わせを実施すること。</p> <p>③ 業務の性格上、契約目的達成のために継続性が必要であるとき</p> <p>ア 打ち切った委託業務を再度委託するとき</p> <p>イ 既契約に付帯させるべき業務（短期での時点修正）等を履行させるときで、業務の性格上継続性がなければ契約目的が達成できないもの</p> |
|--|

（出典：堺市随意契約ガイドライン）

ただし、「不利と認め」る場合の事由の認定は、ややもすればその認定が恣意的となるおそれがあり<sup>89</sup>、留意が必要である。

ウ 本件業務委託契約の第6号該当性

本件業務委託契約は、上記堺市随意契約ガイドラインの②や③に該当するは

<sup>88</sup> 『詳解地方公共団体の契約 改訂版』（218及び219ページ）が、この4つの例を上げる。

<sup>89</sup> 『詳解地方公共団体の契約 改訂版』（218ページ）

ずはないから、ここでは、①に該当するか否かを検討する。

現在履行（継続）中の業務としては、令和3年4月1日から5年間で指定管理期間となる堺市立自転車等駐車場指定管理業務委託契約がある。この点、同じく指定管理者に別途委託する業務とされた堺東駅前ほかコミュニティサイクルポート管理運営ほか業務<sup>90</sup>は、複数のサイクルポート間で共用自転車の貸出返却を可能とするものであるところ、利用者の利便性確保の観点から、駅直近にサイクルポートを設置する必要があるが、主要駅の直近にはサイクルポートとして利用できる土地も少なく、また駅直近の土地使用については高額な土地使用料の負担が見込まれる状況であった。そのため、利用者の利便性を確保しながら経費負担を軽減するために、駅直近にある堺市の自転車等駐輪場内にサイクルポートを設置したものであり、履行場所が指定管理者業務と同じであって、従業員の兼務も可能であるから、指定管理者を他の事業者と競争させて別の事業者に行わせるとかえって割高になると判断することに一定の合理性が認められる（指定管理対象施設の中にサイクルポートがある）。

しかし、本件業務委託契約については、いずれも公の施設である堺市立自転車等駐車場の外（別の場所）である。従業員の兼務も行うことができない。また、業務内容についてみても、指定管理業務（施設の管理、維持修繕等を中心とする業務）と、放置自転車等対策、撤去運搬、保管返還業務とは、質の異なる業務であり、指定管理業務を行うことについてノウハウと実績を有する者が放置自転車等対策、撤去運搬、保管返還業務をより安く適切に行うことができるとまではいえない（実際、本件業務委託契約の受注者は、放置自転車の撤去運搬業務を再委託している）。

市は、随意契約により相手方を選定した理由として、当該委託業務は、「公共の場所における自転車等の駐車秩序」を確保する上で、自転車等駐車場の設置目的と密接な関連を有する業務であり、放置自転車の減少は、自転車等駐車

---

<sup>90</sup> 同じく地方自治施行令第167条の2第1項第6号を根拠に随意契約により契約相手方を指定管理者としている。

場利用者の増加につながるため、指定管理者が一体管理を行うことで効率的・効果的な放置自転車対策を行うことができると判断したと述べる。しかし、自治法施行令第167条の2第1項第6号該当性は、抽象的な目的が同一であることのみではなく、具体的に当該業務を随意契約により委託しなければ堺市にとって「不利となる」と認められる事情が存在する必要がある。放置自転車の減少が自転車等駐車場利用者の増加につながるという根拠は、競争性を排除しても得ようとする利益としては十分なものとはいえない。

さらに、当該業務は自転車等駐車場業務とは全く別の業務であることから、指定管理者が実施する方が効果的ともいえない。現に、契約書第3条に規定する業務実施計画書の提示を求めたところ、「当該委託業務における作業・事務は仕様書に基づいて行うほか、啓発員や撤去作業員の配置についても市の指示に基づいて実施することになっているため、受注者自らが業務実施計画を作成する必要がないものと判断しておりますので、受注者に業務実施計画書の提出を求めている」とのことであった。当該業務は業務実施計画を作成する必要がないほど定型的な業務で、委託事業者が創意工夫をこらし業務を行う余地が残されていないということであり、自転車等駐車場業務と相乗効果が期待できるとは言い難い。

このほか本件業務委託契約を「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当する理由は見いだせない。

エ 以上のとおり、本件委託契約につき、自治法施行令第167条第1項第6号に該当することを根拠として随意契約により契約相手方を選定したことについては合規性の観点から疑義がある。

オ なお、指定管理者に本件業務委託契約にかかる業務を委ねることについて、所管課からは「指定管理者選定の際、指定管理者公募時に審査項目・配点も含め、選定委員会で審査の上、指定管理者を決定するため、公平性と透明性、競争性は確保される」とするが、実際には本件委託業務は指定管理業務以外の業務であることから審査対象とはされておらず（審査項目は全て指定管理業務に

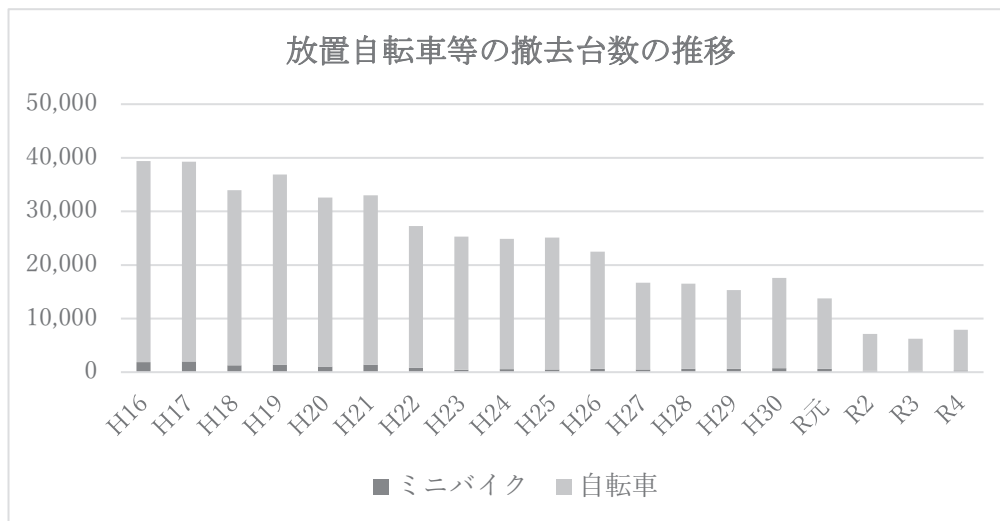
関するものである)、あくまで指定管理業務を行うことを念頭においた審査を経て事業者が選定されている。そのため、当該選定手続において、本件業務委託についてプロポーザルを実施して2号随契により相手方を選定したのと実質的に同様の選定過程を経ているともいえない。

### 3 指定管理者業務に本件委託契約を行うことを必須の業務として含めたことの問題点

加えて、指定管理者業務に本件委託契約を行うことを必須の業務として含めたことは、公の施設の管理業務とは質の異なる、放置自転車等対策、撤去運搬、保管返還業務についてもノウハウを有するか、少なくとも第三者委託をすることのできる見込みがある業者しか指定管理業務への応募ができないという点で、競争性を低下させる要因となり、有効性や経済性の観点からも問題があるといえる。

### 4 効果検証

次のグラフに示すように、平成23年度より指定管理者が当該業務を受注する前後の自転車等撤去台数は、平成23年度以前より減少傾向にあり、指定管理者に委託したから効果が出たとは言い難い。



(出典：堺市提供資料より、監査人がグラフ化)

また、指定管理者への委託前の平成22年度も含む委託料の総額と、対策業務を除いた撤去自転車等1台当たりのコストの推移であるが、平成22年度と平成23年度を比較すると、委託料金額はむしろ上がっている。また、撤去自転車等1台当たりのコス



トで見ると、撤去台数が少なくなり、規模のメリットが働いていないことも1つの理由ではあるものの、1台当たりでは大きく金額が上がっている状況であり、経費面においても有利なものであるとは言い難い。

	委託料 (円)	うち概算撤去保管業務委託料 (円)	撤去台数 (台)	撤去1台当たりコスト (円)
平成22年度	118,235,926	79,348,714	27,287	2,908
平成23年度	129,041,220	103,552,020	25,273	4,097
平成24年度	108,402,417	82,913,217	24,878	3,333
平成25年度	110,633,131	85,143,931	25,100	3,392
平成26年度	116,206,161	90,716,961	22,470	4,037
平成27年度	119,219,884	93,730,684	16,708	5,610
平成28年度	117,713,520	92,224,320	16,525	5,581
平成29年度	120,952,980	95,463,780	15,339	6,224
平成30年度	123,302,520	97,813,320	17,571	5,567
令和元年度	127,208,760	101,719,560	13,747	7,399
令和2年度	129,223,600	103,734,400	7,129	14,551
令和3年度	98,963,040	73,473,840	6,243	11,769
令和4年度	95,047,920	69,558,720	7,881	8,826

(注) 平成22年度は実績、平成23年度から令和4年度は委託料に含まれる撤去保管業務委託料の内訳が不明であったことから、いずれの年度においても、令和4年度における対策業務の見積書金額を控除した金額を概算撤去保管業務委託料とした。

(出典：堺市提供資料より監査人が試算)

## 5 今後について

以上のとおり、指定管理者に当該業務を随意契約で行う根拠は自治法施行令167条の2第1項第6号該当性を基礎づけるに不十分であり、競争性の確保（公平性にもつながる）、有効性、経済性の観点からも合理性に乏しい。したがって、当該業務は指定管理業務とは切り離して事業者を選定すべきである。

この場合、入札によることも考えられるが<sup>91</sup>、放置自転車を無くすという目標に対し効果的な施策を民間事業者に提案させる形のプロポーザル方式により選定することも一案である。プロポーザル方式とすることにより、現在の枠組みを超えた民間事業者のノウハウや創意工夫ある提案が期待されるためである<sup>92</sup>。そのためには、現在の指定管理の期間が終了し、新たな期間が始まる令和8年度をめどに、平成23年度からの委託方法の変更の検証を行い、新たな委託の枠組みを検討されたい。

## イ[指摘5]再委託申請書の適正化について

### 【事実関係】

この契約では、放置自転車撤去運搬業務のうちの一部を粉浜運輸株式会社に再委託している。再委託予定金額は、再委託申請書上、令和4年度でトラック1台当たり単価53,130円に年間750台を乗じた金額の39,847,500円と記載されている。一方、委託事業者が提出した見積書の放置自転車撤去運搬業務の合計額は申請書と同様39,847,500円であるが、内訳に、監督指導員（巡回指導）600,000円（税抜）と事務費3,214,000円（税抜）が含まれている。監督指導員は委託事業者であるミディ総合管理株式会社の職員が務めているため、この金額は再委託されていない。事務費についても、ミディ総合管理株式会社が再委託先である粉浜運輸株式会社に指示、監督を行い、堺市への報告も行っていることからすると、事務費の全額を粉浜運輸株式会社に支払っているとは考えにくく、ミディ総合管理株式会社のものが含まれていると考えられる。

### 【指摘】

再委託申請書の再委託予定金額は実際に再委託先に支払う予定の金額を記載するよう、委託事業者と協議されたい。

---

<sup>91</sup> 仕様を固定化して入札を行う場合、金額は低減できたとしても、その時々々の環境変化に対し柔軟に対応できなければ、放置自転車を無くすという目標が効果的に達成できないおそれがある。

<sup>92</sup> 他方で、当該記載は、総合評価一般競争入札の方式等を採用することを排除するものではない。効果的な政策の提案を重視するのか、手続の簡易さや経済性を重視するのかなどにより、判断が分かれるところであると思料する。

## ウ[意見 50]啓発誘導員の柔軟な配置について

### 【事実関係】

この契約における3つの業務のうちの1つである放置自転車等対策業務は、堺東駅前、堺駅前、中百舌鳥駅前、北野田駅前の放置禁止区域内で啓発誘導員を配置し、放置自転車に対する啓発等活動を行うものである。この業務は原則として、放置自転車等の多い区域において、基本的には自転車等撤去により放置自転車を抑制するが、恒常的に放置自転車の多い区域や撤去を行わない土日を補完するものとして実施されている。

次の表は、過去10年間の駅ごとの放置自転車の撤去台数が多いものから順に並べたものであるが、啓発誘導員の配置が、撤去台数に必ずしも比例的でない状況が見られた。

駅名	撤去台数（台）		啓発誘導員の配置状況	
	令和4年度	過去10年間平均	曜日	配置時間
中百舌鳥駅	1,142	2,702	土日	10時～16時
深井駅	801	1,358	—	—
堺東駅	939	1,334	毎日	8時～18時
堺駅	909	1,227	土日	8時～18時
光明池駅	758	1,184	—	—
鳳駅	817	970	—	—
北花田駅	385	795	—	—
堺市駅	145	727	—	—
新金岡駅	153	636	—	—
北野田駅	279	596	土日	8時～18時
石津川駅	261	532	—	—
三国ヶ丘駅	348	530	—	—
初芝駅	49	365	—	—
七道駅	92	293	—	—
上野芝駅	129	268	—	—

泉ヶ丘駅	132	267	—	—
湊 駅	139	259	—	—
白鷺駅	126	201	—	—
諏訪ノ森駅	115	180	—	—
津久野駅	51	136	—	—
梅美木多駅	11	110	—	—
萩原天神駅	35	68	—	—
浅香山駅	22	40	—	—
百舌鳥駅	21	37	—	—
浅香駅	12	28	—	—
浜寺公園駅	3	20	—	—
百舌鳥八幡駅	7	10	—	—

(出典：堺市提供資料に基づき監査人が作成)

## 【意見】

撤去は基本的に平日に行われており、平日と土日では自転車放置理由の属性が異なる（通勤、通学、買い物等）ため、平日と土日では放置自転車の数も変わり、啓発誘導員を必ずしも撤去自転車数の多い駅に配置する必要性は乏しいのかもしれないが、啓発誘導員を置いていない深井駅の撤去自転車数が令和4年度で801台、光明池駅で758台、鳳駅で817台であるのに対し、279台の北野田駅で土日の啓発誘導員を置いているのは違和感がある。また、自転車の撤去は27駅で実施しているのに対し、啓発誘導員を置いている駅が4駅しかない。堺東駅では毎日配置されている上、配置人数も平日は4名、土日祝日は3名と多くなっている。啓発誘導員を置いていないところで、配置の必要性が全くないとは言い切れず、配置のバランスを欠くようにも思われる。

とは言え、予算の制約もあることから、駅や人数、時間を固定化するのではなく、同じ人員体制で、曜日や時間ごとに駅を循環するといったことが考えられる。なお、

特に堺東駅では、通勤時や夜間における商店街の放置自転車が多くのことであったが、メリハリをつけ、終日啓発誘導員を配置するのではなく一番放置の多い時間帯にだけ置くことも考えられる。

各駅前の商業施設の業種や地域の特性を踏まえつつ、啓発誘導員の配置の効果を検証し、限られた予算の中で最も成果が上がる方法となるよう検討されたい。

## エ[指摘6]放置自転車撤去運搬業務の作業報告書（日報）の様式の見直しについて

### 【事実関係】

この契約における3つの業務のうち、放置自転車等撤去運搬業務はトラック1台当たりの単価契約となっており、トラックごとに作業報告書（日報）を作成し提出することとなっている。

当該業務では、放置自転車等撤去運搬のほか、街頭啓発活動なども実施されている。しかし、作業報告書（日報）の様式は、撤去駅、警告書添付台数、撤去台数、搬入先、特記事項の記載欄しかなく、保管場所間の移動や街頭啓発活動など、撤去運搬以外の業務を記載する箇所がない。そのため、仕様書が要求する撤去運搬以外の業務が実施されたことが、作業報告書（日報）で確認できない。

実際、提出された作業報告書（日報）を閲覧したところ、撤去駅数が1日1か所というケース、最終の撤去時間が14時ごろというケース（定時は原則として17時）も見られ、一見、業務が十分実施されていないように見える。

### 【指摘】

作業報告書（日報）は仕様書に基づいて業務が実施されたことを確認するための重要な資料であり、これに基づき支払が行われる重要な証拠書類である。また、今後の巡回ルートのため重要な資料ともなる。1日の作業状況が明らかとなるよう作業報告書（日報）の様式を見直されたい。

## 22 土木施設緊急対応業務（単価契約）〔建設局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	土木施設緊急対応業務（単価契約）
所 管 部 局	建設局土木部西部地域整備事務所
契 約 相 手 方 （本店所在地）	大阪環境整備協同組合（堺市）
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	主として休日や夜間等，本市職員の勤務時間内外において，道路，道路付属物，道路排水管等の土木施設に異常が生じた場合の二次的事故を未然に防止するための緊急措置を行うものである。
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	道路法第 42 条に基づき，道路を常時良好な状態に保ち，一般交通に支障を及ぼさないように努める。
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで （単年度契約）
契 約 金 額 （税 込 ・ 円）	・ 契約金額（単価契約×予定数量） 34,100,000 円 緊急排水施設清掃工（昼間）268,058 円／回 ほか 48 工種
総価契約/単価契約	単価契約
決 算 額 （税 込 ・ 円）	25,256,439 円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成 22 年度から同一相手方を契約相手方として選定しており，令和 5 年 3 月 31 日時点で通算 13 年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払い（分割払い）
令和 5 年度の状況	令和 5 年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
（免除の場合の根拠）	堺市契約規則第 30 条の 2 第 2 号
再 委 託	なし
（再委託について） 市の承諾の有無	—

(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	20,812,680	33,522,120	33,962,500	34,515,800	34,796,300
決算額	21,930,589	22,328,777	17,043,129	28,210,752	25,256,439
相手方	大阪環境整備協同組合	大阪環境整備協同組合	大阪環境整備協同組合	大阪環境整備協同組合	大阪環境整備協同組合
再委託	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	あり	あり	あり	あり	あり

(3) 契約締結方法（一般競争入札）

入札公告日	令和4年2月14日
入札日	令和4年3月16日
入札参加者数	1者

(4) 効果指標等

特になし

(5) 指摘事項等

ア[要望1]入札における競争性確保について

【事実関係】

この契約は、一般競争入札により契約相手方を選定しているものの、入札参加者は長年1者のみとなっている。競争性が働かないことから、同じ事業者との契約が13年継続し、予定価格と落札価格が近似して金額が高止まりした状況が続いている。

【意見】

入札への参加が長年1者しかない理由について所管課に確認したところ、「当該業務の特殊性から市が求める業務遂行能力を満足する企業や団体が少ないことが原因」と考えているとのことであった。確かに、公共的な道路の緊急措置を行うという業

務の性質上、特殊性が認められ、市内で対応できる事業者が多く存在する状況ではないことは理解できる。

その他、入札参加の障壁となる事項がないかを確認したところ、入札執行依頼書において以下の参加資格要件が設けられている状況であった。

競争入札参加資格要件(実績、資格等)

○平成28年4月1日以降に地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する政令指定都市または同法第252条の22第1項に規定する中核市(中核市以上の人口規模の市を含む。)において、土木施設緊急対応業務(前記記載の業務概要に関する事項)にかかる契約を元請けとして履行した実績を有し、かつ、当該実績を証明できる書類を提出することができる者。

○下記の機材をすべて保有している者。また機材が使用車種規制(N0x・PM)適合であること。

- 1) 高圧洗浄車
- 2) 揚泥車(側溝清掃車)
- 3) 散水車(タンク容量 1,800L～10,000L)
- 4) ダンプトラック(2t)
- 5) 車両搭載型クレーン(クレーン機能付きトラック)吊り上げ荷重2.5t吊り以上
- 6) 路面清掃車 大型(車両総重量13t級又は三輪)
- 7) 凍結防止剤散車(乾燥剤積載量4t級)
- 8) 工事規制(標識)車(2t)
- 9) 雪寒対策温度計

2つ目の条件において、使用車種規制(N0x・PM)に適合した9つの機材の保有を求めている。これらの機材には特殊車両が含まれ、保有するには高額となることが予想される。契約金額は年間3千万円程度である。これらの機材を全てそろえると、3千万円を超えることも想定され、いったん受注できたとしても、契約は単年度であることから、次年度必ず受注できるとは限らず、機材を保有することで大きな損失が生じるおそれがあることから、受注を躊躇する事業者が多いのは当然と言える。使用車種規制(N0x・PM)に適合した9つの機材を保有していることという条件は、大きな参入障壁となっていることが推測される。

同様の業務は、近隣市でも実施されていることが想定されるため、所管課に近隣市の状況を確認してもらったところ、同様の業務がいずれでも発生しており、近隣の政令市は同業務を委託しているとのことであった。また、中核市は、直営対応(職員による現地確認及び必要に応じて単価契約工事で修繕)しているとのことで



あった。同様の業務の委託を行っている政令市の発注状況，機材等の条件は次のとおりである。いずれの政令市も，特定の機材保有について縛りを設けていない。またいずれも地区を分けて発注していることが分かる。

団体名	発注状況	機材等の条件
A 市	東西南北の各方面で 7～8 者の入札参加あり	資機材保有の定めはないが「必要な機材を整備しておかなければならない」としている。
B 市	2 地区で各 2 者の入札参加あり	資機材の縛りなし
C 市	複数社で見積合わせ 2 地区で各 7～9 者	資機材の縛りなし

次に，堺市が発注する委託業務で，堺市が要求する機材を年間どの程度使用しているかについて，令和4年度の堺市における設計回数，委託事業者での使用実績回数をまとめたのが次の表である。

機材の種類	設計 (回)	実績 (回)
1) 高压洗浄車	3	1
2) 揚泥車(側溝清掃車)	3	1
3) 散水車 (タンク容量 1,800L～10,000L)	3	2
4) ダンプトラック (2t)	256	23
5) 車両搭載型クレーン(クレーン機能付きトラック) 吊り上げ荷重 2.5t 吊り以上	90	107
6) 路面清掃車 大型 (車両総重量 13t 級又は三輪)	3	1
7) 凍結防止剤散布車(乾燥剤積載量 4t 級)	60	15
8) 工事規制(標識)車 (2t)	5	0
9) 雪寒対策温度計	-	-

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

上記のとおり，設計上でも年間3回程度と使用回数が低い機材がある。1年間で数回しか使用しない機材の保有を入札の参加条件とするのは，入札参加者への負荷が大きすぎると考えられる。重要なことは，機材を保有していることではなく委託業務が確実に遂行されることであり，機材をレンタルしたり，堺市が想定する以外の

機材を使用して業務を遂行できる場合もあると考えられる。実際、下記（[指摘7]）においても述べるが、堺市の委託業務において使用されている機材が、堺市が指定し業務実施計画書に掲載されたものと異なる車両であるケースも見られる。業務の遂行可能性は、過去の同様の業務の実績により担保しているのであるから、他の政令市と同様、機材の縛りを無くすことも検討すべきである。

また、競争性を高めるためどのような施策が有効かは、事業者にヒアリングを行い、実態を踏まえた上で検討すべきである。所管課によると、「過去、複数の業者に応札の検討を打診したが、業務の性質上受注は不可との回答を受けた」とのことであったが、その証跡が残されていないため、いつ、誰が、誰に対してヒアリングを行ったか、どのような条件であれば応札が可能かといったことまでヒアリングがなされたか、それに対する対応可能性について十分な検討がなされたかが不明である。検討の十分性を後日検証可能とするためにも、ヒアリングの実施や検討した内容について、文書で残しておく必要がある。

## イ[指摘7]使用機材と再委託の確認について

### 【事実関係】

上記のとおり、この契約では9つの機材の保有を求めている。契約書第3条に基づき提出させる業務実施計画書には、機材の写真と、機材が車両であるものについては車検証が掲載されている。

所管課では、事業者自身が当該業務を行い、再委託が実施されていないことを確認するため、届け出された機材を用いて業務を履行していることを確認しているとのことであった。そこで、業務実施後に事業者が作成する報告書に掲載された機材と現場状況の写真を閲覧したところ、業務実施計画書に掲載のないナンバーの車両の写真が見受けられた。また、届け出された機材を用いて業務履行していることを確認しているのであれば、車両の買替え等が発生した場合には、新たな車両の届出がされなければその確認はできないものと思われるが、業務実施計画書の変更や届出は求めているとのことであった。

## 【指摘】

業務実施計画書に掲載のないナンバーの車両の写真が報告書に掲載されているにもかかわらず、何ら措置を行っていない事例があるということは、再委託の可能性が否定できないということであり、所管課がその確認を行っていないということとなる。今回の監査を受け確認したところ、写真に写りこんだ車両は、現場責任者が指示・監督するために使用している移動車であるとのことであった。また、実際に作業を行ったのは写真に写った車両の前方に置かれた車両とのことであるが、その車両も事前に届出があったものでなく、組合員がリースしたもののことであった。

事業者が作成する報告書には、業務実施計画書に掲載している車両を写すよう指導するとともに、車両の買替え等が発生した場合には、業務実施計画書の変更や届出を求めるべきである。

## 23 消防行政統合システム保守管理業務〔消防局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	消防行政統合システム保守管理業務
所 管 部 局	消防局警防部通信指令課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社日立製作所 (東京都)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	消防行政統合システムの機能を維持するための保守管理業務
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	システム保守
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (単年度契約)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	75,151,984 円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	75,151,984 円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和元年度から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算4年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	確定払 (年1回)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	書面により、承諾が与えられていた。

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	—	4,950,000	25,880,800	70,950,000	75,151,984
決算額	—	4,950,000	25,880,800	70,950,000	75,151,984
相手方	—	(株)日立製作所	(株)日立製作所	(株)日立製作所	(株)日立製作所
再委託	—	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した
変更契約	—	なし	なし	なし	なし

(3) 契約締結方法（随意契約）

地方自治法施行令の適用条文	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質随契）
随意契約理由	本業務は消防行政統合システムを安定稼働させることを目的とする保守管理業務であり、当該目的を達成するためには、システムの障害監視や指令管制に必要なデータの更新、システムの詳細な設定や構成等、本システムに関する詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠である。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、設定漏れや誤処理により重大なシステム障害を発生させ、また、障害発生時には迅速な対応ができず、復旧に時間を要すると、119 番通報を受付し消防隊や救急隊を選定して各隊あてに出動指令をかけることが困難となり、指令の遅れにより市民の安全にも重大な影響を及ぼすことになる。 以上により、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する当該システムを構築した当該業者以外にないため、随意契約を行うものである。
堺市調達契約事務審査委員会の審査状況	適用除外となっている。
見積書入手数	1 者
積算方法	入札時の運用保守費用を基に積算している。

#### (4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	なし	システムの安定稼働達成日数	システムの安定稼働達成日数	システムの安定稼働達成日数	システムの安定稼働達成日数
内容(結果)	なし	365 日	365 日	365 日	365 日

#### (5) 指摘事項等

##### [意見 51] システム障害一覧案件への対応管理について

##### 【事実関係】

仕様書上、受注者は、消防行政統合システムに係る機器及びシステム障害等の履歴・連番管理を行い、保守作業の対応状況について年4回定例会を開き堺市に報告することになっている。システム障害等の履歴一覧及び定例会議事録を確認したところ、以下の障害案件が発生していた。

発生日	障害内容	対応詳細・原因調査・処置等
2022/8/7	大型画面にて車両一覧が更新されていない	障害発生後、運用に支障があるため、暫定対策として週に1度再起動を実施し、障害を未然に防ぐ措置を実施。2023年3月27日に対策版をリリースし、その後監視を行い、不具合がなかったことから、2023年5月24日に処置完了。
2022/8/11	バックアップに失敗した事により警告のメッセージが大量に表示された。	障害発生後、指令管制系システムの一部ではないため、指令業務に支障はないことを確認。予算申請等もあり、スケジュール変更を選択するまでに時間を要したが、2023年6月8日に対策版のリリースを行った。なお、バックアップは別の手法でも取得しているため、データ復旧には問題はない構成。
2022/11/9	動態表示が異なっていた件 具体的には、車両は実際帰署状態で大型表示盤にも帰署表示。指令時「引可」になっていた。	障害発生後、ログ強化を実施。万が一、障害が再発した場合、マニュアルで動態管理する方針とした。2023年3月27日に対策版をリリースし、その後監視を行い、不具合がなかったことから、2023年5月24日に処置完了。

## 【意見】

ベンダーは、上記障害発生後、障害の一時切り分けを行い、通信指令課と暫定対策は行っていた。しかしながら、処置完了までの詳細な対応状況を、障害管理一覧に記載できていなかった。

「消防」という業務は、緊急性、確実性を伴う業務であり、消防業務を行う上で必要不可欠なシステムである「消防行政統合システム」には、高い信頼性が求められる。対策版リリースまでの期間が数か月になるのであれば、処置漏れがないよう、障害管理一覧に、暫定対策の進捗状況を詳細に記載管理すべきである。

## 24 消防救急無線保守管理業務〔消防局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	消防救急無線保守管理業務
所 管 部 局	消防局警防部通信指令課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	富士通 Japan 株式会社 (東京都)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	消防救急デジタル無線機器の年間保守業務
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	消防救急無線の維持管理
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (単年度契約)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	59,107,928 円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	59,107,928 円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和2年度から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算3年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	確定払 (年1回)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則30条の2第2号
再 委 託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	書面により、承諾が与えられていた。



(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	—	—	53,136,600	52,916,600	59,107,928
決算額	—	—	53,136,600	52,916,600	59,107,928
相手方	—	—	富士通 Japan (株)	富士通 Japan (株)	富士通 Japan (株)
再委託	—	—	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した
変更契約	—	—	なし	なし	なし

(3) 契約締結方法（随意契約）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質随契）
随意契約理由	<p>本業務は消防救急無線（以下「無線」という。）を安定稼働させることを目的とする保守管理業務であり、当該目的を達成するためには、定期点検の実施や障害発生時の即時対応など、本無線の詳細な設定内容（各無線機のコード管理）や構成（機器の管理や接続）等、本無線に関する詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠である。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、誤操作や誤処理により重大な障害を発生させ、障害発生時には迅速な対応ができず、復旧に時間を要すると、各隊あての出動指令が届かなくなることや本部や災害現場で活動している隊との円滑な情報の送受信ができなくなるなど、本市の消防行政に多大な影響を及ぼす恐れがあり、活動の遅れにより市民の安全にも重大な影響を及ぼすこととなる。</p> <p>以上により、本業務を適正に履行できる者は、本無線を構築した業者であり、当該業者に係る知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通 Japan(株)以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p>
堺市調達契約事務審査委員会の審査状況	適用除外となっている。
見積書入手数	1 者
積算方法	前年度見積書、予算要求時の参考見積書を基に予定価格を積算

#### (4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	—	—	システムの安定稼働達成日数	システムの安定稼働達成日数	システムの安定稼働達成日数
内容(結果)	—	—	365 日	365 日	365 日

#### (5) 指摘事項等

##### 【意見 52】 予定価格の積算について

##### 【事実関係】

この契約は、富士通Japan株式会社1者から参考見積書を徴取し、予定価格を設定している。また、予定価格は参考見積書価格から減額となっているが、減額理由や見積単価の妥当性につき検証した証跡がない。

##### 【意見】

1者（特命）随意契約のため、受注者からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。積算内訳について、見積額の妥当性を判断した根拠、例えば、昨年度の金額からの変更理由の合理性、契約時の想定数量と実績数量の再分析等を文書に記録することが望ましい。

<堺市随意契約ガイドライン（業務委託関係）>

##### 2 随意契約における価格の妥当性等の検討について

随意契約においては、競争入札のような価格の競争性が働きにくいため、積算に当たっては、次の点に留意し、価格の妥当性・合理性について十分に検討のうえ、価格交渉を行う等により、適正かつ妥当な金額での契約を行うこと。

- ① 公表されている積算基準等適正な根拠に基づいて積算すること
- ② 参考見積りを徴取するに当たっては、複数業者から徴取すること
- ③ 国や他の地方公共団体の事例等を参考とすること
- ④ 情報システム関係業務については、「IT調達ガイドライン」等に基づき、適切な仕様要件、価格の妥当性・合理性について確認すること

<堺市契約規則第19条>

(予定価格の決定)

第19条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

## 25 堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（西区）〔教育委員会事務局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（西区）
所 管 部 局	教育委員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課
契 約 相 手 方 （本店所在地）	株式会社 CLC（堺市）
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	放課後児童対策事業として、小学校の余裕教室等において小学生を対象に様々な活動を行い、その自主性等を養う（実施校 11 校）。
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	放課後等における児童（小学生）の健全育成と子育て支援を図る。
契 約 期 間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで （複数年契約 3 年）
契 約 金 額 （ 税 込 ・ 円 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期間（3 年間）の総額 792,801,000 円</li> <li>・ 令和 4 年度の契約金額 264,877,000 円</li> <li>(1)総価契約 191,266,000 円</li> <li>(2)単価契約（単価 2,737,500 円 予定数量 26 人） 71,175,000 円</li> <li>(3)単価契約（単価 348,000 円 予定数量 7 校） 2,436,000 円</li> </ul>
総価契約/単価契約	総価契約と単価契約の併用
決 算 額 （ 税 込 ・ 円 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 4 年度 237,748,100 円</li> </ul>
同一の相手先との 契 約 状 況	令和 2 年 4 月を契約の始期として複数年契約で契約相手方を選定しており、令和 5 年 3 月 31 日時点で通算 3 年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払（分割払）
令和 5 年度の状況	令和 5 年度以降の契約は総合評価一般競争入札に変更し、西区 11 校のうち 6 校を同事業者、5 校を別の事業者が受注している。
契約保証金の取扱い	免除している。
（免除の場合の根拠）	堺市契約規則第 30 条の 2 第 2 号
再 委 託	なし
（再委託について） 市の承諾の有無	—

(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	205,802,200	216,477,000	262,287,000	265,637,000	264,877,000
決算額	197,413,447	195,622,785	258,572,300	224,750,500	237,748,100
相手方	公益財団法人 堺市教育スポーツ 振興事業団	公益財団法人 堺市教育スポーツ 振興事業団	(株)CLC	(株)CLC	(株)CLC
再委託	なし	なし	なし	なし	なし
変更契約	あり	あり	あり	あり	あり

※ 上記「契約金額」は、「総価契約の契約金額」と「単価契約の各単価×予定数量等」の総合計をいう。

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第167条第1項第2号（性質随契）														
プロポーザルの参加者	3者														
公募スケジュール	<table border="0"> <tr> <td>公募開始</td> <td>令和元年10月25日</td> </tr> <tr> <td>参加申込期限</td> <td>令和元年11月7日</td> </tr> <tr> <td>質問受付期限</td> <td>令和元年11月5日</td> </tr> <tr> <td>企画提案書提出期限</td> <td>令和元年11月21日</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>令和元年12月3日</td> </tr> <tr> <td>決定</td> <td>令和元年12月5日</td> </tr> <tr> <td>契約締結</td> <td>令和元年12月17日</td> </tr> </table>	公募開始	令和元年10月25日	参加申込期限	令和元年11月7日	質問受付期限	令和元年11月5日	企画提案書提出期限	令和元年11月21日	面接	令和元年12月3日	決定	令和元年12月5日	契約締結	令和元年12月17日
公募開始	令和元年10月25日														
参加申込期限	令和元年11月7日														
質問受付期限	令和元年11月5日														
企画提案書提出期限	令和元年11月21日														
面接	令和元年12月3日														
決定	令和元年12月5日														
契約締結	令和元年12月17日														

(4) 効果指標等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
効果の測定方法	①待機児童数 ②保護者アンケートの利用 評価における「満足」「おおむね満足」の割合	①待機児童数 ②保護者アンケートの利用 評価における「満足」「おおむね満足」の割合	①待機児童数 ②保護者アンケートの利用 評価における「満足」「おおむね満足」の割合	①待機児童数 ②保護者アンケートの利用 評価における「満足」「おおむね満足」の割合	①待機児童数 ②保護者アンケートの利用 評価における「満足」「おおむね満足」の割合
内容（結果）	①0人 ②89%	①0人 ②90%	①0人 ②92.1%	①0人 ②89.4%	①0人 ②85.6%

(5) 指摘事項等

意見は、契約26と同一である。

## 26 堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）管理運営業務〔教育委員会事務局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）管理運営業務
所 管 部 局	教育委員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課
契 約 相 手 方 （本店所在地）	株式会社トライグループ（大阪市）
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	放課後児童対策事業として、小学校の余裕教室等において小学生を対象に魅力ある体験プログラム等を行い、総合的な思考力等を養う（すくすく教室）。
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	児童（小学生）が豊かな放課後等を過ごせるようにすることを目的とする。
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで （複数年契約3年）
契 約 金 額 （税込・円）	・ 契約期間（3年間）の総額 836,842,270円 ・ 令和4年度の契約金額（総価契約＋単価契約×予定数量） 282,113,810円 （1）総価契約 190,778,610円 （2）総価契約（処遇改善事業） 5,596,800円 （3）単価契約 84,509,040円 （単価3,018,180円（税込）×予定数量28人） （4）単価契約 1,229,360円 （単価307,340円（税込）×予定数量4校）
総価契約/単価契約	総価契約と単価契約の併用
決 算 額 （税込・円）	（令和4年度） 239,879,090円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和4年4月を契約の始期として複数年契約で契約相手方を選定しており、令和5年3月31日時点で通算1年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払（分割払）
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
（免除の場合の根拠）	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	なし
（再委託について） 市の承諾の有無	—

(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	171,151,432	196,493,918	224,681,800	188,019,700	282,113,810
決算額	152,091,739	172,230,253	180,056,109	168,442,879	239,879,090
相手方	㈱セリオ	㈱セリオ	㈱セリオ	㈱セリオ	㈱トライグループ
再委託	なし	なし	なし	なし	なし
変更契約	あり	あり	あり	あり	あり

※ 上記「契約金額」は、「総価契約の契約金額」と「単価契約の各単価×予定数量等」の総合計をいう。

※ 監査対象である平成31年度から令和3年度までの契約名称は「堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）管理運営業務（平成31年度契約更新校※）」。平成28年度から平成30年度は「（平成28年度契約更新校）」、令和4年度から令和6年度までは「（令和4年度契約更新校）」である。

(3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第167条第1項第2号（性質随契）	
プロポーザルの参加者	5者	
公募スケジュール	公募開始	令和3年10月22日
	参加申込期限	令和3年11月5日
	質問受付期限	令和3年11月5日
	企画提案書提出期限	令和3年11月19日
	面接	令和3年11月29日
	決定	令和3年12月1日
	契約締結	令和3年12月20日

(4) 効果指標等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
効果の測定方法	①待機児童数 ②保護者アンケートの利用評価における「満足」「おおむね満足」の割合	①待機児童数 ②保護者アンケートの利用評価における「満足」「おおむね満足」の割合	①待機児童数 ②保護者アンケートの利用評価における「満足」「おおむね満足」の割合	①待機児童数 ②保護者アンケートの利用評価における「満足」「おおむね満足」の割合	①待機児童数 ②保護者アンケートの利用評価における「満足」「おおむね満足」の割合
内容（結果）	①0人 ②94%	①2人 ②93%	①2人 ②93.4%	①0人 ②90.1%	①0人 ②90.1%

## (5) 指摘事項等

### ア[意見 53]「事業の自己評価シート」の活用について

#### 【事実関係】

現在、各のびのびルームにおける事業の実施状況の報告書類として、発注者である市は、受注者から「事業の自己評価シート」の提出を受けている（仕様書（18(4)））。その目的は、業務従事者の間で課題及び改善点を共有し、次年度以降の運営に活かすための検査監督の資料として、提出を求めているということである。

その提出時期は、毎年度末の業務完了後に、業務完了届の提出と同時に設定されている。すなわち、年度末（3月）に、年1回のみ提出されることとなっている。また、その様式は、発注者が指定したものであり、ルーム名と記入者（指導員）の氏名の下に、各評価項目についての評価欄（はい・いいえ・どちらともいえない）と自由記載欄（工夫・改善している点）が設けられている（下記様式参照）。



<自己評価シート様式>

令和 年度 放課後児童対策事業(のびのびルーム) 自己評価				
( )小学校のびのびルーム 記入者( )				
評価項目	評価欄			自由記述欄 (工夫・改善している点)
	はい	どちらとも いえない	いいえ	
<b>基本方針及び事業計画について</b>				
(1)	指導員は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めている。			
(2)	放課後児童支援員は、補助員への指導及び助言を適切におこなっている。			
(3)	指導目標や事業計画を作成し、保護者の理解を得られるようにしている。			
(4)	児童の登所時には、児童が安心できるように迎え入れ、児童一人ひとりの心身の状態を把握するよう努めている。			
(5)	児童がルームでの過ごし方について理解し、主体的な遊びや生活ができるように支援している。			
(6)	児童一人ひとりのルームでの生活状況を把握しながら、児童の情緒や児童同士の関係にも配慮し、児童の意見を尊重している。			
(7)	児童が指導員に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築いている。			
(8)	日々の児童の状況や支援内容を記録し、指導員同士で情報を共有できている。			
(9)	家庭や児童の状況等により、個別の支援が必要な児童に対しては、指導員は、コーディネーター等と連携し、適切な支援につなげるよう努めている。			
(10)	要望や苦情については、その内容や対応について指導員の間で共有することにより、事業内容の向上に生かしている。			
(11)	会議や研修等の内容が指導員の間で共有され、育成支援の内容の充実・改善に活用されている。			
(12)	突発的事象等による実施時間の延長について、柔軟に実施している。			
(13)	学校が教育の場であることを十分考慮のうえ、児童、保護者、来校者、教職員に対して接遇等を含めて適切に対応している。			
(14)	市の施設等を利用(専用教室含む)する場合は、業務の履行のみの目的で使用し、当該施設等を適切に利用している。			
(15)	ごみの分別処理について、本市の取組を遵守し、学校における集積所や回収日等のルールに従い、適切に分別対応を行っている。			

市・学校関係機関や保護者との連携・対応について				
(16)	学校にルームの活動内容等を伝え、情報共有や情報交換などを行い、学校と連携を図っている。			
(17)	児童虐待が疑われる場合は、市(学校含む)などの関係機関と連携し適切な対応を図っている。			
(18)	運営事業者の指導目標や日常の諸手続き等について説明する場として、保護者説明会を開催している。			
(19)	出欠確認をはじめ、活動中の児童の安全確認、登所・帰宅時の安全管理を行い、日ごろから学校や保護者と確認等の連携を行っている。			
(20)	お迎え時や連絡帳などを活用し、ルームにおける児童の遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、児童の状況について保護者と情報を共有している。			
(21)	保護者の相談に対応するとともに、保護者のニーズを把握し、事業運営の参考としている。			
(22)	常に保護者と密な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めている。			
(23)	児童や保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意をもって対応している。			

利用児童への安全体制について				
(24)	児童の人権に十分配慮するとともに、児童一人ひとりの人格を尊重した活動を行っている。			
(25)	室内及び屋外の環境の安全性について日常的に点検している。			
(26)	事故やけがが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、児童の状況等について速やかに保護者に連絡し、運営事業者本部に報告を行っている。			
(27)	児童の救急救命時に関わる事案に備え、AEDの使用やエビエンの接種などの対応を取る準備ができています。			
(28)	学校給食が実施されない事業実施日には、児童持参の弁当を預かり食中毒等事故が発生しないような体制を整えている。			
(29)	堺市立学校園における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアルに基づき、手洗いや消毒など日々の衛生管理および感染症の拡大防止に努めている。			
(30)	間食については、栄養面や活力面から必要とされるものとし、補食としての観点から時間帯及び量について適切に提供している。			
(31)	間食の提供物に関しては、個別包装による傷みにくい乾燥菓子等とし食中毒に最大限配慮した内容となっている。			
(32)	食物アレルギーのある児童については、間食を提供する際に配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と連絡を取り合い、安全に配慮して対応している。			
(33)	自然災害や感染症、その他突発的な危険事象等に対応するため、危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制の確立を図り、年2回以上の避難及び消火に関する訓練を行っている。			
(34)	災害等が発生した際の緊急時の連絡体制を整備し、保護者や学校(こども館)と共有している。			
事務・経理の執行体制について				
(35)	業務中に知り得た情報についての守秘義務が果たされている。			
(36)	個人情報については、適切な取扱いをしている。			
(37)	間食代の管理及び執行が適切に行われ、定期的に保護者に対し収支に関する報告を行っている。			

そして、実際に提出された評価シートを見ると、自由記載欄に詳細な自己評価の

内容が書かれているものもあれば、一方では全ての項目が「はい」とされていて、自由記載欄にも何らの記載もなされていないものもあり、ルームごとに記載の充実度に差がある。そして、事業の自己評価シートについて市は、各ルーム・運営事業者が事業内容を振り返り、以降の改善に活かすものと考えているため、各事業者が集まる会議で自己評価の実施時期や様式について案内し、今後の運営に活かすよう指示しているものの、市において自己評価シートの内容から改善点を指摘する等は行っていないということである。

### 【意見】

「事業の自己評価シート」は、各のびのびルームにおける事業の実施状況についての現場のルームの認識や主観的評価を記載した貴重な資料である。そして、同シートは、業務従事者の中で課題及び改善点を共有し、次年度以降の運営に活かすための検査監督の資料とすることを目的としているというのであるから、市と事業者とで課題や改善点を共有する必要がある。また、その結果を事業者や指導員と共有し、次年度以降の改善に利用することも検討されたい。

現状、ルームごとに記載の充実度に差が見受けられるから、受注者ないし各ルームに対してその意義を説明し、積極的に活用し、自由記載欄も可能な限り具体的に記載するように指導されたい。また、自由記載欄の様式も改善の余地があると思われる。具体的には、現状では「工夫・改善している点」を記載するようになっており、評価項目についての肯定的な評価（「はい」）についての補足説明を記載するものとなっている。しかし、シートの目的である課題や改善点を洗い出すためには、否定的な評価（「いいえ・どちらともいえない」）についての細目も記載できるよう、例えば、「課題・改善すべき点」も記載するよう指示書きをし、記載欄自体を広くするなど、活用のための工夫を試みられたい。

さらに、現状では、年度末の業務完了後に、業務完了届の提出と同時に設定されており、年1回のみ提出するものとなっている。しかし、各ルームの主観的評価についてその点検・改善の機会が年度末の時期のみというのは、年度末に市・受注者双方に担当者の異動が想定されることや、特に自治体にとって年度末という時期は、

業務の振り返りや改善の時期としては適切とはいえないことから、十分な活用が困難となると思われる。

自己評価シートは、37項目もの評価項目があるなど評価項目の設定が非常に充実しており、本来は活用度の高いはずである。この自己評価シートを、これまでどおり業務完了届の提出とともに提出させることに加えて、年度の間中期にも提出を求めて、年度後半の業務改善に役立てるなど十分に活用することを検討されたい。

## イ[意見 54]保護者アンケートについて

### 【事実関係】

各ルームを利用する保護者からはアンケートを取っており、その内容については多岐にわたっている。例えば、個別の指導員についても評価を聴取している。また、結果を、所管課でも詳細に分析していることがうかがわれる。保護者アンケートの結果は事業者と共有されているということである（アンケート及び分析の抜粋については、次ページに掲出）。

### 【意見】

保護者アンケートには、各ルームや指導員についての固有の意見、すなわち、客観的評価が記載されているものであり、保護者からの客観的な評価と、意見53【事実関係】掲載の自己評価シートに記載された各ルーム・指導員の主観的な評価を対照し、評価・改善に活かす意義は大きいと思われる。仮に、自己評価シートが保護者アンケートと乖離しているとすれば、指導員が適切な自己評価を行うことができていないという可能性もあるから、その乖離を発見して改善すれば、各ルーム・指導員の質の向上を図ることができるものと思われる。アンケートは市において詳細に分析がなされているのだから、自己評価シートとアンケートをともに市において分析し、受注者や各ルームと共有し、改善すべきである。

なお、アンケート回収時期と、意見53【事実関係】掲載の自己評価シートの提出時期は同じ時期とするべきである。

<1：令和4年度保護者アンケート（抜粋）>

「のびのびルーム」の指導員について

問10 指導員の対応について、あてはまるものを1つ選択してください。

- ① 満足      ② おおむね満足      ③ やや不満      ④ 不満

問11 指導員の対応について、「良い」と思う点をすべて選択してください。

- ① 児童への対応（指導方法、声かけ、関わり方等）  
② 保護者への対応（接し方、連絡方法・体制等）  
③ ルームの環境整備（整理整頓、清掃等）  
④ 活動の内容（遊びや宿題の支援、イベント実施等）  
⑤ トラブル対応（対処方法、指導方法、保護者への連絡等）  
⑥ 特になし  
⑦ その他（自由記述）

問12 指導員の対応について、今後、期待する点をすべて選択してください。

- ① 現在の対応で満足している。  
② 児童への対応（指導方法、声かけ、関わり方等）  
③ 保護者への対応（接し方、連絡方法・体制等）  
④ ルームの環境整備（整理整頓、清掃等）  
⑤ 活動の内容（遊びや宿題の支援、イベント実施等）  
⑥ トラブル対応（対処方法、指導方法、保護者への連絡等）  
⑦ その他（自由記述）

<2：令和4年度保護者アンケートの分析（抜粋1）>

10 指導員の対応についてあてはまるもの	①満足	②おおむね満足	③やや不満	④不満	総計		
	951	1448	263	76	2738		
	34.7%	52.9%	9.6%	2.8%			
	前年度 ↑ 37.3%	↑ 53.0%	↓ 7.6%	↓ 2.2%			

◆87.6%の利用保護者から肯定的評価を受けている（ただし、前年度-2.7%）。  
 ◆③④の2項目の回答率が12.4%と、前年度比+2.6%になっており、また、質問項目8でも同様の傾向であったことから、利用保護者からの指導員に対する否定的な思いや要望があると考えられる。

11 指導員の対応について、「良い」と思う点をすべて	①児童への対応（指導方法、声かけ、関わり方等）	②保護者への対応（接し方、連絡方法・体制等）	③ルームの環境整備（整理整頓、清掃等）	④活動の内容（遊びや宿題の支援、イベント実施等）	⑤トラブル対応（対処方法、指導方法、保護者への連絡等）	⑥特になし	⑦その他（自由記述）	総計
	1718	1435	955	1181	663	356	47	6355
	27.0%	22.6%	15.0%	18.6%	10.4%	5.6%	0.7%	
	前年度 ↑ 27.5%	↓ 22.0%	↑ 15.1%	↓ 18.1%	↑ 11.4%	5.2%	0.7%	

◆①②の2項目の回答率が49.6%とおおよそ過半数を占めており、指導員の対応が、利用保護者から概ね肯定的に捉えられている。  
 ◆①⑤の2項目の回答率が前年度比-1.5%(2項目合計で)となっており、また、自由記述でも同様の意見が多くある。  
 ◆児童への対応に関しては、満足度が高い一方で、まだまだ改善の余地があると思われる。  
**★自由記述「指導員の対応」**  
 \* 指導員の先生方の愛情のある接し方に感謝。  
 \* 保護者の話もしっかり聞いてくれるのでありがたい。  
 \* ルールや規律をしっかり教えてくれている。 ※その他質問項目と異なるので略。

<3：令和4年度保護者アンケートの分析（抜粋2）>

12 指導員の対応について、今後、期待する点をすべて	①現在の対応で満足している。	②児童への対応（指導方法、声かけ、関わり方等）	③保護者への対応（接し方、連絡方法・体制等）	④ルームの環境整備（整理整頓、清掃等）	⑤活動の内容（遊びや宿題の支援、イベント実施等）	⑥トラブル対応（対処方法、指導方法、保護者への連絡等）	⑦その他（自由記述）	総計	
	1274	984	515	399	683	595	131		4581
	27.8%	21.5%	11.2%	8.7%	27.0%	13.0%	2.9%		
前年度	44.9%	13.9%	10.8%	5.3%	27.5%	10.5%	4.6%		

◆①の項目が27.8%と最も高い回答率を得ていることから、質問11と同様に、指導員の対応に関して、利用保護者から概ね肯定的に捉えられている。

◆②③④⑥の4項目も前年度に比べ、高い回答率になってることからも、質問項目11と同様のことが言える。

**★自由記述「指導員の対応」**

- \*職員間の報告、連絡、相談が徹底されていない。
- \*けがや体調不良、トラブル時の連絡がないときがある。
- \*トラブル時の対応。指導が不十分。
- \*出欠確認の連絡（出席予定なのに入室していないときなど）。
- \*連絡帳を見ていない。 \*指導員が子どもの名前を憶えていないのでは。
- \*指導員としてふさわしい言葉づかいや立ち振る舞いができていないのでは。

**★自由記述「指導員について」**

- \*指導員数の増加、労働環境・待遇の改善など。
- \*年配の方が多く、子ども目線で一緒に遊んでくれる、楽しんでくれる環境ができれば。

**★自由記述「児童対応」**

- \*児童への高圧的な言葉づかいや態度の改善。
- \*在籍児童の問題行動（暴言、暴力、トラブルなど）やその保護者への対応。
- \*かかわりが画一的、子どもが窮屈さを感じないような環境に。

ウ[意見 55]委託業務成績表について -1-

【事実関係】

発注者である市は、毎月の完了検査の際に、「委託業務成績表」を作成している。そこには、考査項目の内容と、それに対する監督員の評定に、配点に基づいた評定点が記載されている。

監督員は、評定を判断するに際しては、契約書、仕様書その他委託業務に関する書類（その他の書類としては業務日誌や、「事業実施報告書」などがある。）に基づき、(1)業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督に関すること。(2)契約の相手方又は契約の履行に係る業務責任者に対する指示、承諾及び協議に関すること、(3)

契約書類に基づき受注者が作成し、市へ提出した書類の受理又は承諾に関すること、  
(4) 契約書類の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答に関することな  
どの監督を実施し（堺市委託業務監督検査要綱第3条）、上記考査項目について評定  
を行うこととされている（同要綱第10条第3項）。

本件委託業務の成績表を令和4年度の年間を通じて確認すると「考査項目」の「履  
行体制」のうち「適切な業務実施体制（連絡体制等）をとった」の評定が年間を通  
してBとの評定が続いている。これは、仕様書に定める業務従事者の配置基準を満  
たすことができていない場合は評定をBとしているという説明であった。

具体的には、仕様書上、「業務時間における最初の30分については、配置基準の  
半数以上の配置」を許容し、また、「午後6時30分から午後7時までの間は、申込児  
童数による支援の単位数の配置とする」ことを許容していること、「主任指導員が  
不在時においては」准主任指導員が、「主任指導員及び准主任指導員が不在時に  
おいては」副主任指導員が、それぞれ「その職務を代行すること」を許容している  
こと等、国の補助金交付要綱で求められている基準に適合する限り、1日の最初から  
最後まで「支援の単位毎に業務従事者を2人以上配置する」等の人数や資格者に関  
する配置基準を充足することが厳密に要求されているわけではないこと（等）から  
すると、不完全履行とまで評価することはできないが、当日に急な欠勤（体調不良  
等のやむを得ない場合。特に、新型コロナウイルス感染症が流行しているときは、少  
しでも症状等があれば欠勤をするよう指導していた）により配置を満たすことが  
できない時間等が発生する場合があります、業務日誌に記載された勤務時間数を  
確認し、1時間でも有資格者や補助員が欠けたらBと評価しているということである。

考査項目「履行状況」については仕様書の業務内容に基づいて作成しているとい  
うことであり、仕様書上の人員体制が欠ける場合があったということである。

また、考査項目の追加を検討はしていないということである。

## 【意見】

現状、「考査項目」の「履行体制」のうち「適切な業務実施体制（連絡体制等）  
をとった」の評定が1年間通してBとなっているため、市の指導を経て改善されたと



ということになり、毎月指導しているが改善が見られないように読める。すなわち、  
 考查項目の評定の根拠や理由が不明であり、具体的な評定の内容が注記以外に分か  
 らない。そこで、Bという評定の具体的な理由を記載し、不備の内容が一見して明ら  
 かになるようにすべきである。

また、考查項目「履行状況」については仕様書の業務内容に基づいて作成してお  
 り、考查項目の具体化は検討していないということであるが、現在の考查項目の内  
 容（上記）は抽象的で、項目も各考查項目について2ないし4のみである。受注者の  
 業務実施状況をより適正に評価するためにも、より詳細で具体的な考查項目の追加  
 （場合によっては別紙を添付する）を検討すべきである。

## エ[指摘8]委託業務成績表について -2-

### 【事実関係】

本件業務委託契約にかかる令和4年度（監査対象年度）の成績表を見ると、毎月の  
 成績表の全てにおいて、検査員の検査がされておらず、該当欄に斜線が引かれてい  
 る（検査員は検査をしているものの記入が必要との認識がなかったとのことである  
 が、検査をしていないという意味となる）。

### 【指摘】

（第5の3[意見4]の記載参照）

毎月の検査（部分検査）ではあっても毎月の支出（部分払い）がなされることに  
 変わりはないのであるから、検査員は、検査完了後、検査が適切に行われたことを  
 確認できるよう成績表に評定した結果を記載し、担当課長に報告すべきである。

## 27 図書館資料整理業務〔教育委員会事務局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	図書館資料整理業務
所 管 部 局	教育委員会事務局中央図書館総務課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	ナカバヤシ株式会社(大阪市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	中央図書館における資料の受入登録業務、書庫管理、予約資料の処理等の図書館資料整理業務
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	図書、記録その他必要な資料を収集、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することをもって、市民の教育と文化の発展に寄与すること(図書館法第1条・第2条)。
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで (複数年契約3年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	・ 契約期間(3年)の総額 120,780,000円 ・ 令和4年度の契約金額 40,260,000円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	・ 令和4年度 40,260,000円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成30年度から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算5年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払(分割払)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	41,472,000	41,856,000	42,240,000	40,260,000	40,260,000
決算額	41,472,000	41,856,000	42,240,000	40,260,000	40,260,000
相手方	ナカバヤシ(株)	ナカバヤシ(株)	ナカバヤシ(株)	ナカバヤシ(株)	ナカバヤシ(株)
再委託	なし	なし	なし	なし	なし
変更契約	なし	あり	なし	なし	なし

(3) 契約締結方法（随意契約）

地方自治法施行令の適用条文	地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 8 号（不落随契）
随意契約理由	一般競争入札に付し、再度の入札に付したが、落札者がなかったため
堺市調達契約事務審査委員会の審査状況	適用除外となっている。
見積書入手数	1 者
積算方法	総価

(4) 効果指標等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
効果の測定方法	① 予約資料集架数 ② 資料発注数 ③ 資料受入数 ④ 協力貸出資料取扱数 ⑤ 正職員数 (※①から④は想定数量比)	① 予約資料集架数 ② 資料発注数 ③ 資料受入数 ④ 協力貸出資料取扱数 ⑤ 正職員数 (※①から④は想定数量比)	① 予約資料集架数 ② 資料発注数 ③ 資料受入数 ④ 協力貸出資料取扱数 ⑤ 正職員数 (※①から④は想定数量比)	① 予約資料集架数 ② 資料発注数 ③ 資料受入数 ④ 協力貸出資料取扱数 ⑤ 正職員数 (※①から④は想定数量比)	① 予約資料集架数 ② 資料発注数 ③ 資料受入数 ④ 協力貸出資料取扱数 ⑤ 正職員数 (※①から④は想定数量比)
内 容 (結果)	①94% ②81% ③77% ④77% ⑤63 人	①95% ②83% ③77% ④89% ⑤64 人	①142% ②67% ③71% ④84% ⑤64 人	①178% ②78% ③73% ④94% ⑤66 人	①184% ②70% ③70% ④94% ⑤66 人

## (5) 指摘事項等

### ア[意見 56]より効果的な効果指標の設定について

#### 【事実関係】

所管課によれば、現時点において効果指標としているものをあえて挙げるとすれば下記の指標と結果があるということである。

- ・ 1 予約資料集架数(想定数量比 (※仕様書参考資料に示した中央図書館年間業務量と実際の数値の比較数値) )  
(具体的内容) インターネットや他館から予約を受けて、集荷・配送準備等の処理を行った資料の数
- ・ 2 資料発注数 (想定数量比)  
(具体的内容) 図書館が購入候補とした資料について、システム上で発注の処理をし、発注データを作成した数
- ・ 3 資料受入数 (想定数量比)  
(具体的内容) 購入、寄贈などで新しく図書館に入った資料の受入処理を行った数
- ・ 4 協力貸出資料取扱数 (想定数量比)  
(具体的内容) 堺市内になく、府や他市からとりよせた資料又は他市へ貸し出す資料の準備をした数
- ・ 5 正職員数  
(具体的内容) 再任用、会計年度任用職員等を除いた正職員の数

また、以上の数値(想定数量)は、全て、別添の仕様書別紙(下記)に掲載した数値であるということである。すなわち、現年度の契約時の見積りの金額との比較になるということである。そして、2から4までの数値は、受注者側ではなく、市の方で数を決めているものであり、4は利用者からの依頼のあった数により決まるものだということである。

<仕様書・別紙1枚目>

(1)中央図書館年間業務量

令和元年度提示数量(開館日数285日、臨時休館を合わせると309日)

業務		処理内容	年間処理量(概数)※1	平均処理量※1	繁忙期	備考
運送	7-1(2)	連絡便送却	156,000冊	505冊/日	連休明けの翌日	
		連絡便到着	95,000冊	307冊/日		
予約	7-4(2)	資料書架回収	65,000冊	275冊/日	連休明け・蔵書点検明け	
協力貸出	7-4(6)	中央窓口借受	5,000冊	96冊/週		
		中央窓口貸出	5,000冊	96冊/週		
申込	7-6(2)	申込データ作成	55,000冊	1,058冊/週	1~5月	
	7-6(3)	(内 観覧券法分)	900冊	17冊/週	9~1月	
受入	7-6(4)	購入	55,000冊	1,058冊/週	7~8月、2~3月	
		(内 視聴覚資料)	500点			176タイトル、192点(令和元年度)
	7-8	(内 地域資料)	3,000冊	58冊/週		通常 閲覧用:2,500冊 保存用:500冊
	7-9	借償	600冊	12冊/週		
雑誌	7-7	受入	11,000冊	36冊/日		338タイトル、621誌(令和元年度)
	7-7(1)②ア	逐次刊行物受入処理 (全フィルムコート装着)	600冊			10タイトル(令和元年度)
	7-7(1)②エ	配架(中央図書館分)	1,300冊			76タイトル(令和元年度)
	7-7(1)③	資料データの修正	30冊			2タイトル(令和元年度)
	7-7(2)4	製本雑誌管理	300冊			
蔵書点検	7-12	休館期間	4日			
		開架エントリ	130,000冊			
		書庫エントリ	440,000冊			
書誌管理	7-10(2)	メンテナンス	15,000タイトル	49タイトル/日		
督促	7-5	要書出力(通常)	2,500枚	90枚/日	1月	
		要書出力(長期)	1,500枚	250枚/日	2月	

※1 令和元年度実績より算出。ただし、資料費の予算額の変更により増減する可能性あり。

(出典：契約書仕様書)

【意見】

本件委託契約にかかる客観的な効果指標としての数値は、主として委託に係る事務事業の目的を達成できているかという観点から設定され、評価されるべきものである。本件事務事業の目的は、「図書、記録その他必要な資料を収集、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することをもち、市民の教育と文化の発展に寄与すること（図書館法第1条・第2条）にあるとされる。本件業務はいわゆる「バックヤード業務」であるから、必要とされた資料を指示・依頼のとおり一般公衆の利用に供するという目的達成と関連性の高い効果指標を設定すべきであるという点を踏まえて、少なくとも、受注者の業務遂行能力・努力等によって評価に影響が現れる項目を効果指標として設定すべきである。

そうすると、本件業務の場合、上記の数値2から4までは、受注者側ではなく、市の方で数を決めているものであり、また、数値4は利用者からの依頼のあった数により決まるものであって、受注者の業務遂行能力・努力いかんによって変わるもので

はない。したがって、受注者の本件業務の遂行状況を測る指標としては適切なものとはいえない。

例えば、受注者の実績（能力・努力等）をより適切に評価することのできる客観的な効果指標としては、①予約資料集架に要した期間（中央値）、②資料発注に要した期間（中央値）、③資料受入処理に要した期間（中央値）、④特定の期間における予約集荷資料の職員1人当たり平均処理件数、⑤特定の期間における受入資料の職員1人当たり平均処理件数等が考えられる。これらを効果指標として設定することの効果と、そのために要する事務的な負担等をも考慮して、受注者とも協議の上、モニタリングのための客観的指標としてより適切なものを設定することを検討されたい。

## イ[指摘9]委託業務成績表の記載者について

### 【事実関係】

発注者である市は、毎月の完了検査の際に、受注者から「委託業務成績表」の提出を受けている。そこには、考査項目の内容と、それに対する監督員の評定に、配点に基づいた評定点が記載されている。

令和5年1月分の成績表の記載について、成績表「別紙」部分についての評定は、成績表では「検査員」が行ったと記載されているが、実際には「監督員」が行ったものであると説明している。ただし、検査員も何もしていないわけではなく、基礎資料自体は検査員も確認しているとのことである。

### 【指摘】

（第5の3[意見4]の記載参照）

本件においては、検査員は、この検査を自ら行ったとはいえない（書類を確認するだけでなく、その内容を踏まえた評定を自ら行う必要がある、ときに監督員の評価と異なったとしても、自らの評定を記載する必要がある）。監督員の職務は、受注者に対して必要な指示をすることによって適正な履行を行わせることであるが、検査員の職責は、受注者が契約書類どおりに履行したかを確認することであるので、

その役割が異なるため同一人に行わせることはできない（堺市契約規則第38条の2、調達課令和4年11月「委託業務監督検査事務の手引き」・5ページ参照）。このことはチェック機能を働かせる（2名でチェックをする）という観点からも重要である。

また、堺市委託業務監督検査要綱第2条は、監督員及び検査員は、委託業務を担当する課の長が当該課に属する職員のうちから指定するとした上で、検査員については、係長相当職以上の者に限るとしたこと、すなわち、一定の経験を積んだ責任ある立場の者が行うこととされているものであり、その趣旨も十分に踏まえる必要がある。

部分検査ではあっても毎月の支出がなされることに変わりはないのであるから、検査員が自ら行うべきである。

## ウ[意見 57]自動貸出装置等の導入について

### 【事実関係】

本業務は、中央図書館における書架管理（市内配本連絡便処理）、書庫管理（書庫資料配架、書架整理等）、蔵書管理（所蔵変更処理、所蔵変更資料の整理）、予約管理（予約資料の集架・割当、予約棚管理、予約電話連絡等）、督促管理（はがき出力）、資料管理（購入資料管理、寄贈資料管理等）、書誌データ管理（書誌メンテナンス等）、利用者データ管理（利用者登録・修正・検収、地番変更への対応等）及び蔵書点検等といったいわゆるバックヤード業務を委託するものである。堺市においては、貸出及び返却等といったいわゆる窓口業務については、直営で行われている。

他方、大阪府内の各地方公共団体における図書館管理運営形態を見ると、直営のもの、貸出及び返却等のいわゆる窓口業務を委託するもの、堺市と同様にバックヤード業務を委託するもの、全館指定管理者制度を導入しているもの等、様々である。

### 【意見】

各地方公共団体それぞれにおいて、公立図書館の管理運営の経済性、効率性をも追及しつつ、国民の教育と文化の発展に寄与する（図書館法第1条）という図書館の

存在目的を実現するために、窓口業務及びバックヤード業務を含めた図書館の管理運営業務全体のうちどの部分を直営とし、委託するのかということが検討されている（例えば、窓口業務を効率化すれば、それによって生じた余剰の人員をバックヤード業務に振り分けることが検討できるし、逆もまた同様である。）。このことからすれば、本業務について検討する上でも、貸出、返却等といった窓口業務の状況にまで目を配る必要がある。

堺市の図書館の窓口業務に関しては、現在のところ、ICタグ、自動貸出装置、自動返却装置の導入はされておらず、業務の自動化は、大阪府内の他の地方公共団体と比較して進んでいるわけではない。しかし、ICタグを導入することで、蔵書点検作業の負担が軽くなるが見込まれるし、自動貸出装置や自動返却装置を導入することで、貸出・返却作業といった窓口業務の負担軽減、余剰人員のバックヤード業務への振り分けによるバックヤード業務の効率化が実現されるにとどまらず、図書館利用者の利便性の向上に資することも期待できる。

上記のような自動化には、全蔵書分のICタグの購入費用や貼付作業に要する時間・費用等の発生、自動貸出装置の導入に要する相応の費用の発生といったデメリットがあるものの、上記のような図書館業務全体から見た人件費の軽減可能性、図書館利用者の利便性の向上といった視点も含めて、早期の自動化を実現すべきかどうかについても積極的に検討されたい。



## 28 本庁舎等屋外警備業務〔総務局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	本庁舎等屋外警備業務
所 管 部 局	総務局行政部総務課，財政局財政部財産活用課，建築都市局都心未来創造部都心活性化担当
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社エー・エス・ジー (堺市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	常駐警備 (庁舎内及び一条通公用車立体駐車場の出入監視，市民交流広場における安全確保) 及び車両誘導
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	庁舎管理事務
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで (複数年契約3年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	・ 契約期間 (3年) の総額 230,412,600 円 ・ 令和4年度の契約金額 76,804,200 円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	(令和4年度) 76,804,200 円
同一の相手先との 契 約 状 況	令和4年4月を契約の始期として複数年契約で契約相手方を選定しており，令和5年3月31日時点で通算1年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払い (分割払い)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第21号
再 委 託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

(税込・円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	58,735,512	64,310,000	64,900,000	59,679,400	76,804,200
決算額	58,735,512	64,310,000	64,900,000	59,679,400	76,804,200
相手方	新日本機動警備(株)	新日本機動警備(株)	新日本機動警備(株)	新日本機動警備(株)	(株)エー・エス・ジー
再委託	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	あり	なし	なし	あり	なし

(3) 契約締結方法（一般競争入札）

入札公告日	令和 4 年 2 月 9 日
入札日	令和 4 年 3 月 8 日
入札参加者数	18 者

(4) 効果指標等

特になし

(5) 指摘事項等

ア[意見 58]打合せ簿の作成について

【事実関係】

業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。

【意見】

堺市「委託業務監督検査事務の手引」によると、「監督員は、業務履行に先立ち、業務責任者又は契約の相手方の代表者と業務内容について十分打合せをしておくこと」、「必要に応じて指示内容、打合せ内容を打合せ簿等の活用により記録しておくこと」が求められている。

「委託業務監督検査事務の手引」

(3) 受注者との打合せ

～略～

監督員は、業務履行に先立ち、業務責任者又は契約の相手方の代表者と業務内容について十分打合せをしておかなければならない。また、業務履行中も同様とし、必要に応じて、指示内容、打合せ内容を打合せ簿等の活用により記録しておくこと。

上記の趣旨は、契約の適正な履行確保のために最も重要であるのが監督・検査であること、契約の相手方を適正に選定したとしても、その履行が不完全であれば契約の目的を達成できないことから、自治法第234条の2第1項によって義務付けられた監督・検査をより実効的なものとするために、業務履行前、業務履行中のいずれの場面においても、十分打合せを行いその内容を必要に応じて「記録」することを求めているものと解される（堺市委託業務監督検査要綱第3条第2項においても、監督員が同条第1項の業務（契約の相手方又は契約の履行に係る業務責任者と協議をする業務等）を行うときには原則として書面によらなければならないとしている。）。

実際、打合せ簿や議事録が作成されていなければ、業務内容の十分な打合せが、実際に完全に実施されたか否かを検証することができないし、履行過程においても適切な指示等を行うことはできないと思料される。

特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。

なお、業務実施中において、そのような打合せや協議はなかったとのことであるが、業務実施中実施した場合は業務開始前と同様、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。

## イ[意見 59]事故・苦情対応簿の作成について

### 【事実関係】

令和4年度における当該業務の事故・苦情等とその対応状況は次のとおりである。

時期	項目	内容及び対応状況
5月	連絡体制	○業務責任者に至急の連絡が繋がらなかった。 ・事務員が伝言を失念していたもの。 ・緊急事案ではなかったが、連絡がつくよう体制の見直し

		を指導した。
7月	対応態度	○【市民の声】駐輪場警備員の対応が不親切との苦情。 ・直近の事案ではなく（該当事案がないとの回答）、事実確認ができなかった。 ○追加情報を待つこととした。
12月	対応態度	○【市民の声】駐車場警備員が常にしゃべっており、2人も必要なのかとの苦情。 ・観光バスや表敬訪問のための車両も駐車されるため、交代時などに申し送りや連携のための打合せを行っているもの。 ・誤解を与えないよう、手短かに申し送り等を行うなど工夫をするよう助言を行った。

（出典：堺市提供資料）

苦情が入るルートとしては、①電話、②メール、③市政への提案箱の3種類があるとのことであり、それに応じてメール等で記録が残っていたものを取りまとめたのが上記の表である。いずれも何らかの方法で対応がされていることは確認できたが、これらの記録について特に決まった様式はないとのことである。

## 【意見】

市民と直接対応するという業務の性質上、一定の苦情等が生じることが想定される。特に様式が決まっていないことにより、対応の記録が残されず、責任の所在が不明確となったり、対応が不十分なまま放置されるといったおそれがある。いつどのような事故や苦情が起こり、誰がどのように対処したかを記録した、事故・苦情対応簿を作成することが望まれる。

## ウ[意見 60]委託業務成績表の記載について

### 【事実関係】

本業務は、毎月月末に部分検査を実施し、委託業務成績表を作成している。

第3回目（令和4年6月）の委託業務成績表のうち、「受託者の勤務態度、業務責任者の対応（打合わせの時期、内容等）が適切であった。」の項目が、監督員においてBと評定されている。しかし、備考や特記事項の意見欄は空白で、どのような項目が不適切であったのかは不明である。また、Bの評定がされているということは、市

の指導を経て履行が確保されたことを監督員において確認しているはずであるが、  
いつ、どのように是正されたのかは不明である。

**【意見】**

「委託業務監督検査事務の手引」によると、評価がCの場合は備考欄に理由を記載することとされている。しかし、評価がBでCほどではないにしても、何らかの不備があったことを考慮し、Bとされたと考えられる。どのような不備があったか、また是正の状況について、備考欄もしくは意見欄に理由及び顛末を記載しておくことが望まれる。

## 29 本庁舎屋内警備業務〔総務局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	本庁舎屋内警備業務
所 管 部 局	総務局行政部総務課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	Nビルテック株式会社(堺市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	本庁舎内の警備業務
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	庁舎管理事務
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで (複数年契約3年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	・ 契約期間(3年)の総額 140,748,300円 ・ 令和4年度の契約金額 46,916,100円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	(令和4年度単年度) 46,916,100
同一の相手先との 契 約 状 況	令和4年4月を契約の始期として複数年契約で契約相手方を選定しており、令和5年3月31日時点で通算1年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払い(分割払い)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第1号
再 委 託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	37,004,040	43,600,000	44,000,000	41,478,180	46,916,100
決算額	37,004,040	43,600,000	44,000,000	41,478,180	46,916,100
相手方	大生警備(株)	(株)サン・レインボー	(株)サン・レインボー	(株)サン・レインボー	Nビルテック(有)
再委託	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	なし	なし	なし	あり	なし

(3) 契約締結方法（一般競争入札）

入札公告日	令和4年2月9日
入札日	令和4年3月8日
入札参加者数	19者

(4) 効果指標等

特になし

(5) 指摘事項等

ア[意見61]打合せ簿の作成について

【事実関係】

業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。

【意見】

堺市「委託業務監督検査事務の手引」によると、「監督員は、業務履行に先立ち、業務責任者又は契約の相手方の代表者と業務内容について十分打合せをしておくこと」、「必要に応じて指示内容、打合せ内容を打合せ簿等の活用により記録しておくこと」が求められている。

「委託業務監督検査事務の手引」

(3) 受注者との打合せ

～略～

監督員は、業務履行に先立ち、業務責任者又は契約の相手方の代表者と業務内容について十分打合せをしておかなければならない。また、業務履行中も同様とし、必要に応じて、指示内容、打合せ内容を打合せ簿等の活用により記録しておくこと。

上記の趣旨は、契約の適正な履行確保のために最も重要であるのが監督・検査であること、契約の相手方を適正に選定したとしても、その履行が不完全であれば契約の目的を達成できないことから、自治法第234条の2第1項によって義務付けられた監督・検査をより実効的なものとするために、業務履行前、業務履行中のいずれの場面においても、十分打合せを行いその内容を必要に応じて「記録」することを求めているものと解される（堺市委託業務監督検査要綱第3条第2項においても、監督員が同条第1項の業務（契約の相手方又は契約の履行に係る業務責任者と協議をする業務等）を行うときには原則として書面によらなければならないとしている。）。

実際、打合せ簿や議事録が作成されていなければ、業務内容の十分な打合せが、実際に完全に実施されたか否かを検証することができないし、履行過程においても適切な指示等を行うことはできないと思料される。

特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。なお、業務実施中において、そのような打合せや協議はなかったとのことであるが、業務実施中実施した場合は業務開始前と同様、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。

## イ[意見 62]事故・苦情対応簿の作成について

### 【事実関係】

令和4年度における当該業務の事故・苦情等とその対応状況は次のとおりである。

時期	項目	内容及び対応状況
9月	対応態度	○警備員の言葉遣いがきついの苦情。 ・対応中に泉州弁が出てしまい、相手方がきつく感じられたもの。 ・丁寧な対応を心がけるよう指導した。



10月	対応態度	○警備員の言葉遣いがきついとの苦情。 ・特に落ち度はなかったもの。 ・慎重かつ丁寧に対応するよう助言を行った。
10月	鍵の紛失	○出勤者へ執務室の鍵を渡した際、一緒に付いていた別の鍵が無くなっていることが判明。 ・退庁（鍵返却）時と同一人物で、返却した時は付いていたと主張。警備員室内をくまなく探すも発見できず。なお鍵が外れることは考えられにくい。 ・再発防止のため、鍵の貸出時及び返却時は、双方で鍵の確認をするよう指導した。
2月	対応態度	○警備員に付いて回られ不快だったとの苦情。 ・家族連れで展望ロビーに来られたので、案内をしたとのこと。 ・相手の求めや緊急対応以外で配置場所を離れることは業務不履行に当たる旨伝え、業務に専念するよう指導した。 ○侵入者警報が鳴っていても、現地確認をしていなかった。 ・該当箇所の機械警備解除を失念することが何度もあり、確認を怠っていたもの。 ・危機感を持ち適切に対応するよう指導した。
3月	その他	○警備員が喫煙所で喫煙しているとの苦情。 ・休憩時間に制服着用のまま喫煙所で喫煙していたもの。 ・休憩中との区別ができるよう、制服を脱ぐ、上着を羽織るなどの対策を講じるよう指導した。

(出典：堺市提供資料)

苦情が入るルートとしては、①電話、②メール、③市政への提案箱の3種類があるとのことであり、それに応じてメール等で記録が残っていたものを取りまとめたのが上記の表である。いずれも何らかの方法で対応がされていることは確認できたが、これらの記録について特に決まった様式はないとのことである。

## 【意見】

市民と直接対応するという業務の性質上、一定の苦情等が生じることが想定されるところ、記録する様式が決まっていないため、対応の記録が残されず、責任の所在が不明確となったり、対応が不十分なままとなるおそれがある。いつどのような事故や苦情が起こり、誰がどのように対処したかを記録した、事故・苦情対応簿を作成することが望まれる。

## ウ[意見 63]委託業務成績表の記載について

### 【事実関係】

本業務は、毎月月末に部分検査を実施し、委託業務成績表を作成している。

令和4年度における委託業務成績表において評価がA以外のものの状況は次のとおりである。

回	月	考査項目	内容	評価	
				監督員	検査員
6	9	受託者の勤務態度	日ごろから良識ある言葉遣いや態度であり、信頼を得ていた。	B	—
7	10	受託者の勤務態度	日ごろから良識ある言葉遣いや態度であり、信頼を得ていた。	B	—
7	10	履行状況	鍵授受簿を作成し、指定する場所に保管していた。	B	—
11	2	受託者の勤務態度	日ごろから良識ある言葉遣いや態度であり、信頼を得ていた。	B	—
11	2	履行状況	仕様書に基づき、施錠開錠（機械警備セット解除を含む）を行った。	B	B
11	2	履行状況	仕様書及び警備計画書どおりの警備体制、巡回等を行った（業務報告書で確認）。	—	B
12	3	受託者の勤務態度	指定場所以外のところで喫煙しなかった。	B	—

（出典：委託業務成績表（令和4年度））

上記のとおり、監督員もしくは検査員においてBと評価されている項目がある。しかし、備考や特記事項の意見欄は空白で、どのような項目が不適切であったのかは不明である。また、Bの評価がされているということは、市の指導を経て履行が確保されたことを監督員において確認しているはずであるが、いつ、どのように是正されたのかは不明である。

### 【意見】

「委託業務監督検査事務の手引」によると、評価がCの場合は備考欄に理由を記載することとされている。しかし、評価がBでCほどではないにしても、何らかの不備があったことを考慮し、Bとされたと考えられる。どのような不備があったか、また

是正の状況について、備考欄もしくは意見欄に理由及び顛末を記載しておくことが望まれる。

## エ[意見 64]積算内訳・見積書内訳の入手について

### 【事実関係】

本業務は、調達課が積算を行い、調達課の積算を参考に予定価格と最低制限価格を決定している。調達課では積算の詳細な内訳を把握しているが、内訳は所管課に連絡せず、結果の金額のみを知らせている。一方、所管課は、落札者より見積書の提出を受けているが、一括の金額の記載しかなく、各業務の単価や、一般管理費の考え方など、一切把握することができない。

### 【意見】

所管課が自ら積算を行うのであれば、委託業者からの見積書の内訳がなかったとしても、おおよその金額構成と金額の妥当性をつかむことが可能である。しかし当該業務では積算は調達課が行い、その内訳を入手していないことから、金額構成が分からず、所管課において、調達課及び見積書の金額の妥当性を検証することができない。業務の追加等があり、契約を変更する場合は、再度受注者より見積書を提出してもらっているとのことであるが、変更額の妥当性も検証することができない。

したがって、調達課からも受注者からも金額の内訳を入手し、所管課が主体性を持って金額の検証を行うことが望まれる。

### 30 本庁舎清掃業務〔総務局〕

#### (1) 委託業務の概要

業 務 名	本庁舎清掃業務
所 管 部 局	総務局行政部総務課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社大阪建物管理(堺市)
会 計 区 分	一般会計
業 務 概 要	本庁舎(本館・高層館・堺保健センター棟・立体駐車場棟)における床等の清掃作業
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	庁舎管理事務
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで (複数年契約3年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	・ 契約期間(3年)の総額 103,306,500円 ・ 令和4年度の契約金額 35,310,000円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	(令和4年度) 35,310,000円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成27年から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算8年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	完了払い(分割払い)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則30条の2第2号
再 委 託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	書面により、承諾が与えられていた。

(2) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
契約金額	31,968,000	32,264,000	32,560,000	32,686,500	35,310,000
決算額	31,968,000	32,264,000	32,560,000	32,686,500	35,310,000
相手方	(株)大阪建物管理	(株)大阪建物管理	(株)大阪建物管理	(株)大阪建物管理	(株)大阪建物管理
再委託	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した
変更契約	なし	あり	なし	あり	なし

(3) 契約締結方法（総合評価方式）

入札公告日	令和 2 年 12 月 28 日
入札日	令和 3 年 2 月 16 日
入札参加者数	3 者
総合評価における 価格点以外の評価分野	価格点 700 点／それ以外 300 点 (Ⅰ) 価格評価 (700 点) (Ⅱ) 技術的評価 (1) 研修体制 (10 点) (2) 履行体制 (40 点) (3) 賃金-労働条件 (10 点) (4) 品質保証への取組み (10 点) (5) 履行実績 (30 点) (Ⅲ) 公共性（施策）評価 (1) 就職困難者の雇用に関する取組み (60 点) (2) 障害者の雇用に関する取組み (60 点) (3) 男女共同参画への配慮 (40 点) (4) 環境問題への取組み (40 点)

(4) 効果指標等

特になし

## (5) 指摘事項等

### [意見 65] 打合せ簿の作成について

#### 【事実関係】

業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。

#### 【意見】

堺市「委託業務監督検査事務の手引」によると、「監督員は、業務履行に先立ち、業務責任者又は契約の相手方の代表者と業務内容について十分打合せをしておくこと」、「必要に応じて指示内容、打合せ内容を打合せ簿等の活用により記録しておくこと」が求められている。

「委託業務監督検査事務の手引」

(3) 受注者との打合せ

～略～

監督員は、業務履行に先立ち、業務責任者又は契約の相手方の代表者と業務内容について十分打合せをしておかなければならない。また、業務履行中も同様とし、必要に応じて、指示内容、打合せ内容を打合せ簿等の活用により記録しておくこと。

上記の趣旨は、契約の適正な履行確保のために最も重要であるのが監督・検査であること、契約の相手方を適正に選定したとしても、その履行が不完全であれば契約の目的を達成できないことから、自治法第234条の2第1項によって義務付けられた監督・検査をより実効的なものとするために、業務履行前、業務履行中のいずれの場面においても、十分打合せを行いその内容を必要に応じて「記録」することを求めているものと解される<sup>93</sup>。

実際、打合せ簿や議事録が作成されていなければ、業務内容の十分な打合せが、実際に完全に実施されたか否かを検証することができないし、履行過程においても適切な指示等を行うことはできないと思料される。特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。なお、業務実施中において、そのような打合せや協議

<sup>93</sup> 堺市委託業務監督検査要綱第3条第2項においても、監督員が同条第1項の業務（契約の相手方又は契約の履行に係る業務責任者と協議をする業務等）を行うときには原則として書面によらなければならないとしている。

はなかったとのことであるが、業務実施中実施した場合は業務開始前と同様、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。

### 31 泉北水再生センター施設維持管理業務〔上下水道局〕

#### (1) 委託業務の概要

業 務 名	泉北水再生センター施設維持管理業務
所 管 部 局	上下水道局下水道施設部三宝水再生センター
契 約 相 手 方 (本店所在地)	株式会社カンキョウ (大阪市)
会 計 区 分	下水道事業会計
業 務 概 要	<p>                     運転操作及び監視制御に関する業務                      保守点検に関する業務                      修繕に関する業務                      水質管理に関する業務                      エネルギー管理等に関する業務                      環境整備に関する業務                      物品等の調達・管理に関する業務                      その他施設見学者対応等に関する業務                      危機管理の対応                 </p>
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	包括的民間委託により民間ノウハウの活用による効果的・効率的な下水処理施設の運転・維持管理を行うことを目的とする。
契 約 期 間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日 (複数年契約 5 年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数年契約 (5 年) の契約金額 1,938,019,465 円</li> <li>・ 令和 4 年度 387,205,018 円</li> </ul>
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 4 年度 387,205,018 円</li> </ul>
同一の相手先との 契 約 状 況	平成 24 年から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和 5 年 3 月 31 日時点で通算 11 年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	<p>                     基本業務費 分割払 (年 12 回)                      修繕業務費 月次実績に応じて確定払 (最大年 12 回)                      保守点検等業務費 月次実績に応じて確定払 (最大年 12 回)                 </p>
令和 5 年度の状況	令和 5 年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市上下水道局契約規程第 3 条が準用する堺市契約規則第 30 条の 2 第 2 号
再 委 託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	口頭により、承諾が与えられていた。



(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	386,155,796	388,050,786	392,575,216	384,032,649	387,205,018
決算額	386,155,796	388,050,786	392,575,216	384,032,649	387,205,018
相手方	(株)カンキョウ	(株)カンキョウ	(株)カンキョウ	(株)カンキョウ	(株)カンキョウ
再委託	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した
変更契約	あり	あり	なし	なし	あり

(3) 契約締結方法（総合評価方式）

入札公告日	平成29年11月1日
入札日	平成30年1月22日
入札参加者数	1者
総合評価における 価格点以外の評価分野	価格点400点／技術点600点 (ア) 実施体制の提案 140点 (イ) 運転管理業務提案 80点 (ウ) 施設維持業務提案 100点 (エ) コスト削減提案 80点 (オ) 緊急時対応提案 120点 (カ) その他の提案 80点

(4) 効果指標等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
効果の測定方法	放流水質の業務評価	放流水質の業務評価	放流水質の業務評価	放流水質の業務評価	放流水質の業務評価
内容（結果）	基準を満たしている	基準を満たしている	基準を満たしている	基準を満たしている	基準を満たしている

※ 基準は、市が行う水質試験（月2回、年24回）の結果が、法定基準、契約基準（年間平均）を満たしているか否か

## (5) 指摘事項等

市では、単独公共下水道の処理施設として、三宝・泉北・石津の各処理区に3か所の水再生センターを所有している。水再生センターでは、施設維持管理、運転管理、機器のメンテナンス、水質管理、災害時対応、定期的清掃、市民対応などの業務を行っている。

三宝水再生センターは、平日昼間は市職員による直営管理、夜間・土日・休日は仕様発注による民間委託の方式を採用している。一方、泉北水再生センター及び石津水再生センターでは、民間のノウハウを活用し、関連する複数の業務をまとめて委託する「包括的民間委託」を導入しており、民間ノウハウの活用による効果的・効率的な事業の推進により、「利用者サービスの向上」「業務の効率化」「コスト縮減」等につなげることを目的としている。

我が国において、限られた人員及び予算の中で持続可能な下水道事業を運営していく必要性が高まる中、民間事業者の創意工夫を活かし、事業の効率化を進めるため、国も下水道処理場の維持管理業務への包括的民間委託の導入を積極的に推進している<sup>94</sup>。下水道処理場の包括的民間委託は、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の総意工夫を活かした効果的な維持管理を行うための委託方式であり、性能発注方式であること、複数年契約であることを基本的な要素とされている。性能発注方式とは、一定の性能（機能）の確保を施設管理の条件として課しつつ、運転方法等の詳細については民間事業者に任せるものである。

市は、水再生センターにおける水処理施設等の運転・維持管理業務全般に関して、「業務要求水準書」として、市が要求する最低限のサービス水準等を示している。

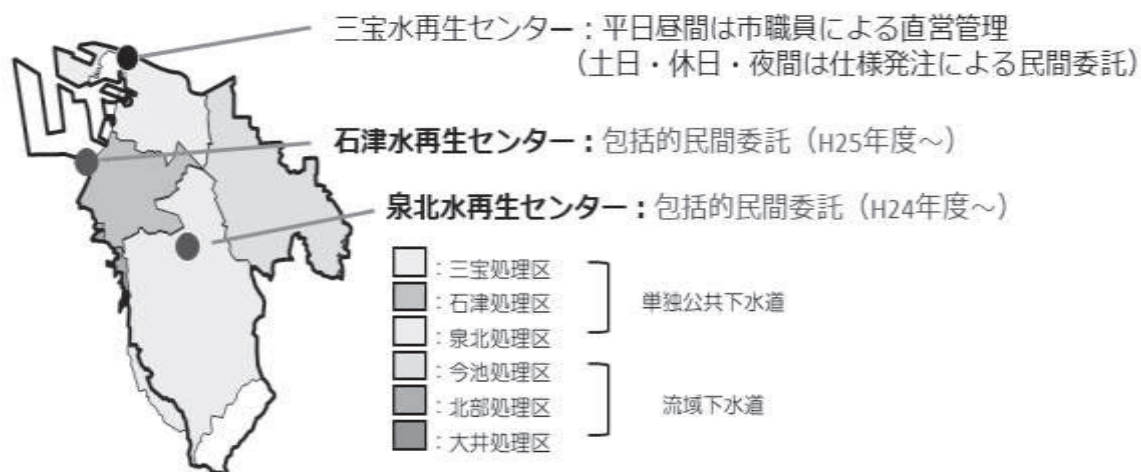
包括的民間委託の業務内容は、24時間365日施設の状態を監視し、異常時は臨機に対応を行う「運転操作・監視制御」、機器の点検やメンテナンス等を行う「保守点検」、異常発生時の機器修理を行う「修繕」、流入下水や放流水の水質指標の管理を行う「水質管理」、危機事象を想定した訓練と事象発生時には至急の対応を行う

---

<sup>94</sup> 「下水道処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」（平成16年3月、国都下管第10号、国土交通省都市・地域整備局 下水道部下水道企画課下水道管理 指導室長通知）

「危機管理対応」のほか、小学校見学対応やユーティリティ（薬品・灯油等）の調達及び周辺の美化活動がある。

### 水再生センター包括的民間委託の対象施設)



（出典：堺市上下水道局ウェブサイト）

## ア[意見 66]総合評価方式について

### 【事実関係】

市は、水再生センターの包括的民間委託の受注者選定方式として、総合評価一般競争入札を採用している。総合評価一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）は、自治法施行令第167条の10の2の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札である<sup>95</sup>。総合評価方式を採用している理由は、市民の財産と安全を守る重要なインフラ施設である下水処理場は、施設維持管理に特殊な技術力が求められることから民間事業者の技術力（技術提案）を高く評価できるようにするためである。

受注者選定方式は、各方式の特徴（費用重視、技術力重視）を踏まえ、技術者に求める技術力等に応じて、適切な方式を選定する必要がある。

<sup>95</sup> 堺市上下水道局下水道施設維持管理業務に係る総合評価一般競争入札の実施に関する要綱第2条

### 第3章 受託者選定方式

#### 3.1 受託者選定方式

##### 3.1.1 受託者選定方式の概要

受託者選定方式としては、地方自治法・地方自治法施行令等により一般競争入札、指名競争入札、総合評価方式、技術提案・交渉方式等の方式が規定されている。

受託者選定方式は、各方式の特徴（費用重視、技術力重視）を踏まえ、技術者に求める技術力等に応じて、適切な方式を選定する必要がある。

##### 【解説】

各受託者選定方式の特徴を以下に示す。

方式 特徴	一般競争入札	指名競争入札	総合評価方式 (一般・指名競争入札)	技術提案・交渉方式 (プロポーザル方式・随意契約)
費用重視	[費用重視の傾向を示す図表]			
技術力重視	[技術力重視の傾向を示す図表]			

図 3-1 受託者選定方式の特徴概要図

(出典：処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月 公益社団法人日本下水道協会)

上下水道局は「堺市上下水道局下水道施設維持管理業務に係る総合評価一般競争入札の実施に関する要綱」を制定し、以下のとおり、事務を行っている。

- ・落札者決定基準を定めて公告

価格及び価格以外の要素の評価を行うため公正かつ客観的な落札者決定基準をあらかじめ定めて公告する

- ・学識経験者(2人以上)への意見聴取

落札者決定基準を決定しようとするときには2人以上の学識経験者に意見を聴くほか、落札者を決定しようとするとき（改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合）にも学識経験者に意見を聴く

- ・選定委員会（庁内審査委員会）による審議及び審査

落札者決定基準を決定しようとするとき、落札者を決定しようとするときに審議及び審査を行う。下水道部下水道事業調整課参事を委員長，下水道事業調整課長を副委員長，ほか5名の委員により構成される。

市は、同要綱に従い、庁内審査委員会を合計4回開催し、落札者決定基準の審議及

び落札者の決定の審査及び審議をしている。庁内審査委員会では、技術評価点と価格評価点の配点割合や評価値の算出式については、前回の契約時と同様の算出式であり、指摘や修正意見等はなかったため、以下の算出方法に決定されたとのことであるが、具体的にどのような議論がなされたか明確でない。

<落札者決定基準>

予定価格の制限の範囲内で、総合評価点（技術評価点（600点満点）と価格評価点（400点満点）の合計）で最も高い者を落札者とする。

<それぞれの評価点の算定式>

- ・ 技術評価点 =  $600 \times (\text{当該技術評価点} / \text{最高技術評価点})$
- ・ 価格評価点 =  $400 \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})$

**【意見】**

包括的民間委託は、民間事業者の有する技術能力や創意工夫を積極的に活用し、効率的・効果的に管理運営をすることを目的とするものであり、受注者の選定の際には、委託料のみならず、民間事業者の有する技術能力も含め、総合的に評価できるような適切な方式を選定する必要がある。そのため、受注者の選定方式（一般競争入札、総合評価方式、プロポーザル方式等）の決定に当たっては、各方式の特徴と市の水再生センターの将来像を踏まえ、特性に応じた技術力等の要求水準に適合した方式を選定していく必要がある。また、総合評価方式を採用して実施するに当たっては、価格評価点と技術評価点の配点バランスや、技術評価点の下限値の必要性の有無等についても、庁内審査委員会でも十分に議論した上で決定する必要がある。そして、委員会での議論の過程については、学識経験者への意見聴取内容を含め、次回以降の選定基準を設計する際に検証し、参考となるように議事録にも明確に記録されたい。

**イ[意見 67]1 者入札が続く状況の改善策について**

**【事実関係】**

泉北水再生センター施設維持管理業務の委託契約は、令和4年度時点で、複数年度

契約の第3期目であるが、第1期(H24～H26)から1者応札が継続しており、同一受注者との契約年数が通算11年目となっている。石津水再生センター施設維持管理業務の委託契約についても令和4年度時点で、複数年度契約の第3期目であるが、第1期および第2期の応札者は2者、第3期は1者となっており、同一受注者との契約年数が通算10年目となっている。

所管課としては、新規入札参加を促進し、競争性を確保するために、包括的委託範囲を拡大すること及び委託期間の長期化に取り組む等を実施している。しかしながら、入札参加者が増加するには至っていない。

		泉北水再生センター	石津水再生センター
契約期間(年数)	第1期	H24～H26 (3年間)	H25～H26 (2年間)
	第2期	H27～H29 (3年間)	H27～H29 (3年間)
	第3期	H30～R4 (5年間)	H30～R4 (5年間)
入札参加者	第1期	1者	2者
	第2期	1者	2者
	第3期	1者	1者
業務範囲	第1期	運転管理	運転管理, 一部の修繕工事
	第2期	法定点検等, 一定額以下の修繕工事を追加	法定点検等, 一定額以下の修繕工事, 薬品類の調達管理を追加
	第3期	修繕工事費の増額, 薬品類の調達管理を追加	法定点検等の増額

(出典：所管課作成資料を基に監査人作成)

## 【意見】

包括的民間委託においては、特に第2期目以後の契約の受注者選定における応札者数の減少が課題となるところである。

本件においても長期にわたり入札参加者が1者という状況が継続するとともに、同一の相手方との長期契約となっているため、更なる入札参加者の増加に向けた対策をとる必要性が高い。当該契約は、複数年度にわたる契約であり、いったん受注者が選定されると複数年にわたり契約相手方が固定化される。入札参加者を増やし、

価格面での競争性を確保するとともに、技術面においても様々な民間事業者のノウハウを活用できるようにしていく必要がある。入札に参加しなかった事業者に対しては、聞き取り調査（アンケート調査）等を行うことも有益な手段になり得る。アンケートの結果を踏まえて、参入障壁となっている要因や業務内容に対する提案等の情報を収集し分析することによって、事業者の入札参加意欲を高め魅力ある業務設計や情報開示ができるよう取り組まれない。

例えば、令和2年6月処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（公益社団法人日本下水道協会）等においては、「民間事業者の入札参加を促し、競争性を確保するためにしている取組について、アンケートにより得られた回答（事業規模の拡大、施設情報や維持管理情報の積極的な開示、入札条件の変更等）を以下のとおり取りまとめているので、具体的なアンケート項目策定のための参考にされたい。

○事業規模の拡大	
項目	内容
業務範囲の拡大	修繕業務（修繕費の上限額引上げを含む）、活性炭交換・脱臭剤交換、臭気測定、一般廃棄物収集運搬業務、ユーティリティ調達、場内清掃、消防設備点検業務
対象施設の拡大	マンホールポンプ場、汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場、また、水処理施設と汚泥処理施設の一体発注、別々に契約していた2つの処理場を一体発注
事業範囲の拡大	水道事業や農業集落排水事業との一括契約
○入札条件の変更	
項目	内容
最低制限価格	最低制限価格の設定
入札参加者の構成	単体企業・複数企業（JV、SPC）かは不問、JV追加・容認、地元企業とのJVを組むことを参加要件に追加（※）、企業グループによる参加を容認
参加資格	業務実績の緩和（企業として業務経験があれば参加可能）、実績年数の緩和、JV構成員に求めていた受託実績を代表者のみに緩和、本店又は主たる営業所の所在地要件の緩和、配置技術者の経験年数の緩和
技術提案の評価	評価基準（価格の点数化、採点の配分割合）の設定・見直し

※WTO案件の場合は地域要件を設定できないことに注意が必要である。

○施設情報や維持管理情報の積極的な開示	
項目	内容
維持管理情報の開示	維持管理年報データ（過去5か年、日報、月報）、処理場流入量、沈砂・し渣の発生量・処理量、脱水汚泥の発生量・処理量、修繕履歴、故障報告一覧、ユーティリティ使用実績（電気使用量、施設燃料消費量）、ポンプ場各種データ
施設情報の開示	施設概要、設備一覧（機能、能力、設置年度）、施設フロー、施設図面、完成図書、施設機能確認報告書
開示方法	資料閲覧の許可、公告資料とともに配付、ホームページへの掲載、複写の許可、施設確認の許可、施設見学会

○その他	
項目	内容
対話・公表	競争性対話、市場調査（サウンディング）、業界紙への掲載、労務単価及び労務単価上昇率の公表、引継業務にかかる固定費の公表、契約書・仕様書に関する質問の回答の公表
受託者選定のスケジュール	公告期間の延長、引継期間の延長
契約内容	契約期間の延長、要求水準の見直し

（出典：上記「ガイドライン」）

## ウ[意見 68]委託業務成績表の記載の充実化について

### 【事実関係】

委託契約の履行完了の確認検査において、市は、委託業務成績表（以下「成績表」という。）を作成している<sup>96</sup>。

委託業務成績表は、標準様式があり、考査項目の具体的内容については、各業務の仕様書等に沿って記入し、内容ごとに評定成績をつける形式となっている。評定成績は、A（仕様書どおりの履行が確保された。）、B（市の指導を経て履行が確保された。）、C（改善指示書の作成を要する不適切な履行があった。）の3区分があり、評定成績がCの場合に理由の記入が必要となっている。

したがって、B評価の場合、標準様式上は理由のコメントの記載が求められていな

<sup>96</sup> 上下水道局の場合、「堺市上下水道局委託業務監督検査要綱」によることになるが、成績表に(1)履行体制に関すること、(2)受注者の勤務態度に関すること、(3)履行状況に関すること、(4)その他特に必要と認めることについて記載することが要請されるのは、上下水道局以外の場合と同様である。



いことから、所管課においても具体的な指導内容についての記載はなかった。B評価となった理由としては、例えば、以下のような場合等が含まれるとのことであった。

- ・提出書類等の修正が必要となったケース

業務日報や月間報告書等に記載する処理水量・電気使用量・水質結果等の数値誤り

- ・市による指導が発生したケース

機器の故障等が発生した際、速報として監督員に電話連絡していたものの、業務日報への記載を失念しており、監督員からの指摘を受けて資料を修正

### 【意見】

堺市上下水道局委託業務監督検査要綱第14条では、「担当課長は、監督及び検査の方法について標準化を図るため、関係各課から情報収集を行い、監督及び検査に関する知識の共有に努めなければならない。」とされている。したがって、成績表の評定根拠についても、具体的なコメントを付記し情報を共有することは、評価水準の客観性と公正性を確保し、検査方法の標準化を図るためにも有益である。また、業務履行中の課題を明確にすることで、次期以降の仕様書の業務設計の見直しや包括的民間委託のモニタリングの実効性を高めることに活用されたい。

## 32 石津水再生センター施設維持管理業務〔上下水道局〕

### (1) 委託業務の概要

業 務 名	石津水再生センター施設維持管理業務
所 管 部 局	上下水道局下水道施設部三宝水再生センター
契 約 相 手 方 (本店所在地)	東洋メンテナンス株式会社(東大阪市)
会 計 区 分	下水道事業会計
業 務 概 要	<p>                     運転操作及び監視制御に関する業務                      保守点検に関する業務                      修繕に関する業務                      水質管理に関する業務                      エネルギー管理等に関する業務                      環境整備に関する業務                      物品等の調達・管理に関する業務                      その他施設見学者対応等に関する業務                      危機管理の対応                 </p>
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	包括的民間委託により民間ノウハウの活用による効果的・効率的な下水処理施設の運転・維持管理を行うことを目的とする。
契 約 期 間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで (複数年契約5年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年契約(5年)の契約金額 1,601,688,829円</li> <li>・令和4年度 324,866,045円</li> </ul>
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税 込 ・ 円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度 324,866,045円</li> </ul>
同一の相手先との 契 約 状 況	平成25年から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算10年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	<p>                     基本業務費 分割払(年12回)                      修繕業務費 月次実績に応じて確定払(最大年12回)                      保守点検等業務費 月次実績に応じて確定払(最大年12回)                 </p>
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市上下水道局契約規程第3条が準用する堺市契約規則第30条の2第2号
再 委 託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	口頭により、承諾が与えられていた。

(2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移

（税込・円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	321,248,700	321,233,564	328,282,020	306,058,500	324,866,045
決算額	321,248,700	321,233,564	328,282,020	306,058,500	324,866,045
相手方	東洋メンテナンス㈱	東洋メンテナンス㈱	東洋メンテナンス㈱	東洋メンテナンス㈱	東洋メンテナンス㈱
再委託	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した。	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した。	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した。	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した。	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した。
変更契約	あり	あり	あり	あり	あり

(3) 契約締結方法（総合評価方式）

入札公告日	平成29年11月1日
入札日	平成30年1月22日
入札参加者数	1者
総合評価における 価格点以外の評価分野	価格点400点／技術点600点 (ア) 実施体制の提案 140点 (イ) 運転管理業務提案 80点 (ウ) 施設維持業務提案 100点 (エ) コスト削減提案 80点 (オ) 緊急時対応提案 120点 (カ) その他の提案 80点

(4) 効果指標等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
効果の測定方法	放流水質の業務評価	放流水質の業務評価	放流水質の業務評価	放流水質の業務評価	放流水質の業務評価
内容（結果）	基準を満たしている	基準を満たしている	基準を満たしている	基準を満たしている	基準を満たしている

※ 基準は、市が行う水質試験（月2回、年24回）の結果が、法定基準、契約基準（年間平均）を満たしているか否か

(5) 指摘事項等

意見は、契約31と同一である。

### 33 堺市南部下水道管路施設維持管理等業務〔上下水道局〕

#### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺市南部下水道管路施設維持管理等業務
所 管 部 局	上下水道局下水道管路部下水道保全課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	藤野興業・トキト・利晃建設・積水化学・日水コン・CWO 堺市南部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体  代表企業 藤野興業株式会社(富田林市) 構成員 株式会社トキト(堺市)・利晃建設株式会社(堺市)・積水化学工業株式会社(大阪市)・株式会社日水コン(吹田市)・クリアウォーターOSAKA 株式会社(大阪市)
会 計 区 分	下水道事業会計
業 務 概 要	計画的点検・清掃等業務 一式 サイフォン清掃業務 一式 雨水桝清掃業務 一式 流水域等薬剤散布業務 一式 管路施設調査業務 一式 補修・修繕等業務(補修工) 一式 災害時対応業務 一式 休日夜間緊急対応業務(西区) 一式 引継業務 一式 ストックマネジメント実施方針資料作成業務 一式 補修・修繕等業務(修繕等業務) 一式
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	堺市が保有する下水道管路施設の維持管理に係る業務等を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設等に係る良好な機能維持及び維持管理の効率化を図るため
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和5年3月31日まで (複数年契約4年)
契 約 金 額 (税込・円)	・複数年契約(4年)の契約金額 1,113,746,527円 ・令和4年度 276,892,481円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税込・円)	・令和4年度 276,892,481円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成28年から同一企業を代表企業とする共同企業体を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算7年同一代表企業と契約を締結している。
支 払 方 法	基本業務費 分割払(年12回) 管路施設調査業務 確定払(年1回) ストックマネジメント実施方針策定業務 確定払(年1回) 補修・修繕等業務 分割払(年4回)

令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市上下水道局契約規程第3条が準用する堺市契約規則第30条の2第2号
再委託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	書面により、承諾が与えられていた。

## (2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移

(税込・円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	99,313,950	254,638,208	278,871,830	303,344,008	276,892,481
決算額	99,313,950	254,638,208	278,871,830	303,344,008	276,892,481
相手方	藤野興業・トキト・利晃建設・積水化学・日水コン・都市技術センター堺市竹城台管路施設維持管理等業務共同企業体	藤野興業・トキト・利晃建設・積水化学・日水コン・CWO堺市南部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体	藤野興業・トキト・利晃建設・積水化学・日水コン・CWO堺市南部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体	藤野興業・トキト・利晃建設・積水化学・日水コン・CWO堺市南部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体	藤野興業・トキト・利晃建設・積水化学・日水コン・CWO堺市南部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体
再委託	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した
変更契約	あり	あり	あり	あり	あり

※ 平成30年度までの名称は「堺市竹城台下水道管路施設維持管理等業務」

## (3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方公営企業法施行令の適用条文	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	
プロポーザルの参加者	2者（うち、1者辞退）	
公募スケジュール	公募開始	平成30年10月22日
	参加申込期限	平成30年11月22日
	質問受付期限	平成30年11月30日
	企画提案書提出期限	平成30年12月27日
	面接	平成31年1月10日
	決定	平成31年1月18日
	契約締結	平成31年2月26日

#### (4) 効果指標等

特になし

#### (5) 指摘事項等

##### ア[意見 69] プロポーザル方式の効果検証について

##### 【事実関係】

市の下水道管路施設維持管理業務については、平成25年度末まで直営で実施されていたが、下水道管路施設の老朽化の進行に伴い、発生対応型維持管理体制<sup>97</sup>から予防保全型維持管理体制<sup>98</sup>への移行や、民間事業者の創意工夫による公共サービスの質の維持向上を図るため、平成26年度より段階的に包括的民間委託の導入をしている。

下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託は、地方公共団体が、複数の管理業務をパッケージ化し、複数年業務として発注する方式である。市においても、従来の維持管理業務（計画的点検・清掃，住民対応，補修・修繕業務，雨水枳設置業務，災害対応業務等）に管路，マンホール蓋，水路調査等の計画的業務をパッケージ化することによって，維持管理情報を集約し，効果的・効率的な業務の実施を期待している。

---

<sup>97</sup> 故障・異常の発生後に対応を行う対症療法的な維持管理手法

<sup>98</sup> 適正な維持管理を計画的に行うことにより，施設の延命化を図り，総コストの縮減に資する維持管理手法

## 下水道管路施設包括的民間委託の対象区域



(出典：堺市上下水道局ウェブサイト)

国<sup>99</sup>においても、「下水道管路施設の老朽化が進む中、限られた予算及び職員数の範囲で維持管理を計画的に行い、下水道管路施設の保全及び機能の確保、事故等の防止を目的とした予防保全型維持管理への早期転換が求められている」として、「包括的民間委託は、民間の実施体制及び創意工夫を活かすことで、維持管理の効率化及び質の向上が期待され、適切な管路管理を実践していくための有効な手段の一つである。」としている<sup>100</sup>。

令和4年度においても、民間事業者の創意工夫をより発揮できると判断したため、堺市南部下水道管路施設維持管理等業務及び堺市北部下水道管路施設維持管理等業

<sup>99</sup> 国土交通省では、平成 21 年 3 月の「下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書」の取りまとめ以来、包括的民間委託について検討を重ね、平成 26 年 3 月にその成果を「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」として公表(令和 2 年 3 月改正)し、管路の包括的民間委託の導入推進を図っている。

<sup>100</sup> 下水道管路施設の管理業務における 包括的民間委託導入ガイドライン (令和 2 年 3 月国土交通省水管理・国土保全局 下水道部)

務ともに、公募型プロポーザル方式による包括的民間委託を採用している。

本プロポーザルの評価配点は、価格点300点／技術点700点（業務実施能力60点，企画提案560点，プレゼンテーション・ヒアリング80点）となっている。そして，技術点(700点)のうち，560点は（イ）企画提案内容であり，以下のような「堺市の抱える課題に対する提案」（210点）が含まれている。

	項目	市が抱えていた課題
1	清掃に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大口径の吹上構造部は常に大量の水量が貯留されていることから点検が困難であり，市では有効な点検手段がなく，下水管内状況も不明なままであった。</li> <li>・吹上構造部は，土砂等の堆積が想定されていたが，当初検討していた清掃方法では問題点もあり，有効な清掃方法を模索していた。</li> </ul>
2	蓋調査に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第Ⅱ期実施前に，市内のマンホール蓋の点検を行ったが，劣化が見られるマンホール蓋の数が膨大であった。</li> <li>・劣化が見られたマンホール蓋をすべて修繕するには膨大な費用がかかるため，優先的に修繕が必要な箇所の洗い出しを行う必要があったが，修繕計画の立案に苦慮していた。</li> </ul>
3	不明水対策に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市では過去から処理場において雨天時に汚水流入量が増加する現象（不明水の流入）が確認されていたが，発生原因の特定ができず，対策方針の立案に苦慮していた。</li> </ul>
4	コンサルティング業務に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事のための構造計算や大雨による浸水被害などの対策を検討する場合，基本設計や対策方針検討は工事施工業者では難しい場合もあり，検討に時間を要していた。</li> <li>・工事内容や浸水被害によっては，速やかな対応を求められることも多く，住民対応などに苦慮していた。</li> </ul>
5	その他	大口径管きよの点検や清掃に関する提案，テレビカメラ調査における堆積物，水没，流量流速の超過等で調査不能路線の再調査に関する提案，その他の自由な提案

（出典：「公募型プロポーザル実施要領」（11）市の抱える課題に対する提案）

上記の「市の抱える課題」に対して，受注者から，公募時の提案書にて，専門的な技術的知見に基づいた点検方法，受注者が保有する最新の機器を活用した調査方法，専門家の支援体制の提供等，様々な課題解決に向けた提案を受けている。市は，契約時に，受注者からの「市の抱える課題に対する提案」については，全て採用す



ることとした。そして、具体的な範囲や方法、実施時期等については、その都度、受注者と協議し決定したとのことである。

それぞれの項目の履行状況については、市と受注者間の定例会にて実施内容や効果の確認を行っており、提案の効果を踏まえて令和5年度からの発注内容を検討したとのことであるが、今回の委託契約における「市の抱える課題に対する提案」に対する効果の検証結果、市の課題解決にむけた進捗状況、次期の仕様書見直しの方向性等について、全体として把握できるような資料は作成されていなかった。

### 【意見】

下水道管路施設維持管理業務について、包括的民間委託を採用した趣旨(民間の実施体制及び創意工夫を活かすことで、維持管理の効率化及び質の向上をはかる)からすると、「市の抱える課題に対する提案」に対する業務の履行状況及び効果についても、適切に評価・検証することによって、次期以降の、市の予防保全型業務の質的向上や効率化に活かす必要がある。

したがって、業務完了時に、受注者からの提案業務について適切な評価と効果検証を行い、その証跡を残すことで、モニタリング結果を明確にされたい。また、市の課題解決にむけた進捗状況や次期の仕様書見直しの方向性等につき、情報を共有し引き継ぐ工夫を行い、次期以降の業務設計にも活用できる仕組みを検討されたい。

## イ[意見 70]維持管理マニュアルの著作権について

### 【事実関係】

受注者が提出した企画提案書の中には、業務を遂行するに当たり、各種マニュアル(維持管理・住民対応・災害対応等)を作成することが記載されている。業務完了時に、住民対応・災害対応・維持管理手法等をまとめた「維持管理マニュアル」が成果物の一部として提出されている。しかし、権利義務関係については、契約書及び仕様書等で明記されていなかったため、市は、令和5年3月31日の業務完了時に「維持管理マニュアル」を含む成果物の著作権の取り扱いについて協議し、市に譲渡する旨の議事録を作成している。

<打合議事録>

(内容)本業務で作成した成果物等に係る著作権について

○本業務内で作成した成果物等に係る著作権については市に提出後，市に譲渡されたものとする。

○この打合せ議事録をもって，上記について双方合意したものとする。

(出典：所管課作成資料「打合議事録」より抜粋)

## 【意見】

著作権及び著作者人格権は，ともに原則として，著作物を創作した著作者が原始的に取得するが（著作権法第17条第1項），このうち，著作権については，譲渡の対象となる（同法第61条第1項）。ただし，著作権の中で，翻案権（同法第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）は譲渡の目的として特掲されていないときは，これらの権利は譲渡した者（ここでは，受注者）に留保される（つまり残される）ものと推定されることになる（同法第61条第2項）。そのため，これらの権利も譲渡の対象となることを契約書上明記する必要がある。

また，著作者人格権（すなわち，公表権〔同法第18条〕，氏名表示権〔同法第19条〕，同一性保持権〔同法第20条〕）は，譲渡の対象とならない一身専属権であることから（同法第59条），これを譲渡の対象とすることができない（堺市が取得できない権利である）。そのため実務上は，受注者が著作者人格権を行使しない旨の特約（著作者人格権不行使特約）を置くのが一般的である。

本件の場合，委託契約書及び仕様書においては本件業務に関する著作権についての規定がなかったことから，上記マニュアルの著作権及び著作者人格権は，当該マニュアルを作成した受注者に原始的に帰属することとなり（著作権法第2条第2項第1号参照），そもそも譲渡することのできない著作者人格権は勿論のこと，著作権も，当該委託契約の効果としては，受注者に帰属したままであった。

所管課は，やむなく議事録の作成により，著作権のみを堺市に帰属させたようであるが，翻案権（同法第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）が譲渡の目的となっていることが議事録に明記されていないため，これらの権利は譲渡した者

(ここでは、受注者)に留保される(つまり残される)ものと推定されることになる(同法第61条第2項)。また、議事録上著作権者人格権の行使をしない旨の合意はされていないから、著作権者人格権が行使されることにより堺市の維持管理マニュアルの利用等の際に支障が生じるおそれがある。

包括的民間委託契約においては、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用していくことが期待されていることから、各種マニュアルは重要なものであるといえる。

よって、契約書を取り交わす際に、業務マニュアル等の著作権が、翻案権及び二次的著作物利用権を含めて堺市に譲渡されること、また受注者は著作権者人格権を行使しないことは、当初から契約条項に盛り込まれるようすべきである(なお、著作権者人格権のうち、一部は受注者の権利行使を認めるなどの必要性・相当性がある場合は、そのような合意をすることも可能である。)

## ウ[意見 71]委託業務成績表の記載の充実化について

### 【事実関係】

(契約31の[意見68]参照)

この契約においても、B評価の場合は、標準様式上は、理由のコメントの記載が求められていないことから、所管課においても具体的な指導内容についてのコメントの記載はなかった。実際、B評価となった理由としては、例えば、以下のような場合等が含まれるとのことであった。

- ・提出書類等の修正が必要となったケース

業務計画書や業務日報の提出遅延、定例会議事録の修正、作業状況の写真不足等

- ・市による指導や作業指示が発生したケース

修繕方法の提案、住民への周知範囲不足、降雨による作業中止指示等

### 【意見】

堺市上下水道局委託業務監督検査要綱第14条では、「担当課長は、監督及び検査の方法について標準化を図るため、関係各課から情報収集を行い、監督及び検査に

関する知識の共有に努めなければならない。」とされている。したがって、成績表の評定根拠についても、具体的なコメントを付記し情報を共有することは、評価水準の客観性と公正性を確保し、検査方法の標準化を図るためにも有益である。また、業務履行中の課題を明確にすることで、次期以降の仕様書の業務設計の見直しや包括的民間委託のモニタリングの実効性を高めることに活用されたい。

### 34 堺市北部下水道管路施設維持管理等業務〔上下水道局〕

#### (1) 委託業務の概要

業 務 名	堺市北部下水道管路施設維持管理等業務
所 管 部 局	上下水道局下水道管路部下水道保全課
契 約 相 手 方 (本店所在地)	サンダ・管清工業・堺エコノス・アクアエスワイ・二京建設・UR リンケージ・世和建设堺市北部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体  代表企業 株式会社サンダ(堺市) 構成員 管清工業株式会社(大阪市)・有限会社堺エコノス(堺市)・株式会社アクアエスワイ(堺市)・二京建設株式会社(堺市)・株式会社UR リンケージ(大阪市)・世和建设株式会社(堺市)
会 計 区 分	下水道事業会計
業 務 概 要	計画的点検・清掃等業務 一式 サイフォン清掃業務 一式 雨水桝清掃業務 一式 流水域等薬剤散布業務 一式 管路施設調査業務 一式 補修・修繕等業務(補修工) 一式 災害時対応業務 一式 休日夜間緊急対応業務(堺区) 一式 引継業務 一式 ストックマネジメント実施方針資料作成業務 一式 補修・修繕等業務(修繕等業務) 一式
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	堺市が保有する下水道管路施設の維持管理に係る業務等を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設等に係る良好な機能維持及び維持管理の効率化を図るため
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和5年3月31日まで (複数年契約4年)
契 約 金 額 (税込・円)	・複数年契約(4年)の契約金額 901,998,531円 ・令和4年度 217,840,131円
総価契約/単価契約	総価契約
決 算 額 (税込・円)	・令和4年度 217,840,131円
同一の相手先との 契 約 状 況	平成28年度から同一の代表企業相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算7年同一の代表企業と契約を締結している。
支 払 方 法	基本業務費 分割払(年12回) 管路施設調査業務 確定払(年1回)

	ストックマネジメント実施方針資料作成業務 確定払 (年1回) 補修・修繕等業務 分割払 (年4回)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市上下水道局契約規程第3条が準用する堺市契約規則第30条の2第2号
再委託	あり
(再委託について) 市の承諾の有無	書面により、承諾が与えられていた。

## (2) 過去5年間(平成30年度から令和4年度まで)の契約の推移

(税込・円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	137,342,569	219,492,645	226,746,164	237,919,591	217,840,131
決算額	137,342,569	219,492,645	226,746,164	237,919,591	217,840,131
相手方	サンダ・管清工業・堺エコノス・エスワイミハラ・松尾組・セイワプラント堺市美原管路施設維持管理等業務共同企業体	サンダ・管清工業・堺エコノス・アクアエスワイ・二京建設・URリンクージ・世和建设堺市北部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体	サンダ・管清工業・堺エコノス・アクアエスワイ・二京建設・URリンクージ・世和建设堺市北部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体	サンダ・管清工業・堺エコノス・アクアエスワイ・二京建設・URリンクージ・世和建设堺市北部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体	サンダ・管清工業・堺エコノス・アクアエスワイ・二京建設・URリンクージ・世和建设堺市北部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体
再委託	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した	再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した
変更契約	あり	あり	あり	あり	あり

※ 平成30年度までの名称は「堺市美原下水道管路施設維持管理等業務」

### (3) 契約締結方法（随意契約-公募型プロポーザル）

地方公営企業法施行令の 適用条文	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
プロポーザルの参加者	2 者（うち、1 者辞退）
公募スケジュール	公募開始 平成 30 年 10 月 22 日 参加申込期限 平成 30 年 11 月 22 日 質問受付期限 平成 30 年 11 月 30 日 企画提案書提出期限 平成 30 年 12 月 27 日 面接 平成 31 年 1 月 10 日 決定 平成 31 年 1 月 18 日 契約締結 平成 31 年 2 月 28 日

### (4) 効果指標等

特になし

### (5) 指摘事項等

意見は、契約33と同一である。

### 35 三宝水再生センターほか施設維持管理業務〔上下水道局〕

#### (1) 委託業務の概要

業 務 名	三宝水再生センターほか施設維持管理業務
所 管 部 局	上下水道局下水道施設部三宝水再生センター
契 約 相 手 方 (本店所在地)	東洋メンテナンス株式会社(東大阪市)
会 計 区 分	下水道事業会計
業 務 概 要	<p>【三宝水再生センター】 保守点検業務、運転操作監視業務、施設管理業務、水質試験業務、事務業務及び緊急配備業務</p> <p>【浜寺下水ポンプ場、湊石津下水ポンプ場、戎橋下水ポンプ場及び出島下水ポンプ場】 保守点検業務、運転操作監視業務、施設管理業務、その他業務及び緊急配備業務</p>
委 託 に か か る 事 務 事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	本業務は、堺市上下水道局が管理する三宝水再生センターの1系施設及び2系施設並びに当該センターで遠隔制御している浜寺下水ポンプ場、湊石津下水ポンプ場、戎橋下水ポンプ場及び出島下水ポンプ場の夜間及び土日祝及び年末年始(12月29日から1月3日まで)の昼間における設備の運転、維持管理、維持管理に必要な関係機関への連絡及び大雨、停電事故、設備故障に伴う緊急対応を行うこと。
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで (複数年契約3年)
契 約 金 額 (税 込 ・ 円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期間(3年)の総額 534,600,000円</li> <li>・ 令和4年度の契約金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)通常業務単価 174,606,300円</li> <li>(2)緊急配備時間単価 3,630円×予定数量990時間 3,593,700円</li> </ul> </li> <li>通常業務単価+緊急配備時間単価×予定数量 178,200,000円</li> </ul>
総価契約/単価契約	総価契約と単価契約の併用
決 算 額 (税 込 ・ 円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度 176,835,120円</li> </ul>
同一の相手先との 契 約 状 況	平成22年度から同一相手方を契約相手方として選定しており、令和5年3月31日時点で通算13年同一相手方と契約を締結している。
支 払 方 法	通常業務費 分割払(年12回) 緊急配備業務費 月次実績に応じて確定払(年12回)
令和5年度の状況	令和5年度も同様の契約が存在している。
契約保証金の取扱い	免除している。
(免除の場合の根拠)	堺市契約規則第30条の2第2号



再委託	なし
(再委託について) 市の承諾の有無	—

## (2) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）の契約の推移

(税込・円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額	119,880,000	120,987,184	178,200,000	178,200,000	178,200,000
決算額	120,197,952	120,388,784	177,782,550	177,706,320	176,835,120
相手方	東洋メンテナンス(株)	東洋メンテナンス(株)	東洋メンテナンス(株)	東洋メンテナンス(株)	東洋メンテナンス(株)
再委託	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している	再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
変更契約	なし	あり	なし	なし	なし

※ 上記では、総価契約部分（通常業務単価）＋単価契約部分（単価×予定数量）を合計した額を記載している。

※ 平成30年度の契約額を決算額が上回っているが、緊急配備時間が予定数量を超えたため92時間分予算措置して対応している。

※ 消費税変更に伴い令和元年の単価契約部分（単価×予定数量）の予定数量については上期（4月～9月）を実績の349時間、下期（10月～3月）を総予定数量610時間から上期実績の349時間を引いた261時間で計算している。

## (3) 契約締結方法（一般競争入札）

入札公告日	令和元年12月4日
入札日	令和2年1月23日
入札参加者数	1者

## (4) 効果指標等

特になし

## (5) 指摘事項等

### ア[意見 72]委託契約のコスト比較について

#### 【事実関係】

市は、単独公共下水道の処理施設として、三宝・泉北・石津の各処理区に3か所の水再生センターを所有している。水再生センターでは、施設維持管理、運転管理、機器のメンテナンス、水質管理、災害時対応、定期的清掃、市民対応などの業務を行っている。

項目	内容			
	処理区	処理場の名称	施設能力	年間処理水量
処理施設 (単独公共下水道)	三宝	三宝水再生センター	120,200 m <sup>3</sup> /日	34,246,929 m <sup>3</sup>
	石津	石津水再生センター	76,400 m <sup>3</sup> /日	20,003,610 m <sup>3</sup>
	泉北	泉北水再生センター	107,300 m <sup>3</sup> /日	27,860,375 m <sup>3</sup>
	合計		303,900 m <sup>3</sup> /日	82,110,914 m <sup>3</sup>
処理施設 (流域下水道)	今池	今池水みらいセンター	138,000 m <sup>3</sup> /日	23,552,826 m <sup>3</sup> **
	北部	北部水みらいセンター	212,700 m <sup>3</sup> /日	700,014 m <sup>3</sup> **
	合計		350,700 m <sup>3</sup> /日	24,252,840 m <sup>3</sup>
管路	約3,133 km (合流管395km、汚水管1,843km、雨水管895km)、調整池5池			
ポンプ場	6か所 (合流ポンプ場4か所、汚水ポンプ場1か所、雨水ポンプ場1か所)			

※堺市分の処理水量

(出典：堺市上下水道事業経営戦略2023-2030)

前述した泉北水再生センター及び石津水再生センターは、民間のノウハウを活用し、関連する複数の業務をまとめて委託する「包括的民間委託」を導入しているのに対し、三宝水再生センターは、平日昼間は市職員による直営管理、夜間・土日・休日は仕様発注による民間委託の方式を採用している。三宝水再生センターについては、職員の技術力確保の観点から直営体制を基本としながら、平成22年度より、順次、夜間時間帯(夕方17:00から翌朝9:15)を委託対象とする施設を拡大し、さらに、令和2年度からは休日昼間時間帯(朝9:00から夕方17:00)の委託を追加することにより、民間による委託範囲を拡大してきた。

## 水再生センター、ポンプ場及び雨水調整池



(出典：堺市上下水道事業経営戦略2023-2030)

### <委託範囲の推移>

期間	年度	内容
第1期	H22～H24	三宝水再生センター1系の夜間委託開始
第2期	H25	三宝水再生センター2系及び大和川ポンプ場(※)完成による夜間委託の追加
第3期	H26～H28	浜寺系4ポンプ場(出島, 浜寺, 湊石津, 戎橋)の遠隔操作完成による夜間委託の追加
第4期	H29～R1	第3期と同様
第5期	R2～R4	上記の夜間委託対象施設に, 休日昼間時間帯の委託を追加

※ 平成24年に廃止となった南島下水ポンプ場の代替施設として三宝水再生センター内に築造

< 委託料の推移 >

(単位：円)

委託範囲 期間・年度		三宝水再生 センター 1系	三宝水再生 センター 2系	三宝水再生 センター 大和川P	浜寺系 4ポンプ場	休日昼間	三宝水再生 センター 旧1系(※)	南島下水 ポンプ場
(直営)	H21	—	—	—	16,800,000	—	—	2,9160,000
第1期	H22	15,685,005	—	—	27,300,000	—	10,484,759	2,9160,000
	H23	15,685,005	—	—	27,300,000	—	—	2,9160,000
	H24	15,685,005	—	—	27,300,000	—	—	2,9160,000
第2期	H25	75,878,335			29,594,250	—	—	—
第3期	H26	120,307,680			—	—	—	—
	H27	120,307,680			—	—	—	—
	H28	120,307,680			—	—	—	—
第4期	H29	119,880,000			—	—	—	—
	H30	119,880,000			—	—	—	—
	R1	120,987,184			—	2,6705,000	—	—
第5期	R2	178,200,000				—	—	—
	R3	178,200,000				—	—	—
	R4	178,200,000				—	—	—

※ H22の旧1系の委託料は4月～7月の4か月間

(所管課作成資料を基に監査人作成)

令和4年度における委託業務の対象施設としては、三宝水再生センター（1系施設、2系施設）のほか、4つのポンプ場（出島、浜寺、湊石津、戎橋）が含まれる。

市は、夜間委託を初めて導入した第1期（H22～H24）に、直営と夜間委託による業務費用のコスト比較表（直営時代の担当職員の人件費合計金額と夜間委託時の職員人件費に委託料を加算した金額を比較）を作成したことがあるものの、それ以降は、委託範囲を見直す際、具体的なコスト比較やコスト縮減効果の分析は実施していないとのことであった。したがって、令和4年度の契約を含む第5期（R2～R4）においても、休日昼間時間帯の委託を追加するに当たり、具体的なコスト面からの比較検討は実施されていなかった。

令和5年5月公表の「堺市上下水道事業経営戦略 2023-2030」によると、公民連携を推進するに当たり、今後の方針として、「既存の公民連携にとらわれることなく、業務をゼロベースで見直し、本市が引き続き担うべき業務と民間事業者等に委ねるべき業務の役割分担の最適化を図ります。」としており、主な取組の1つに、「水再生センター及びポンプ場の運転管理及び維持管理体制の再構築」を挙げている。

<b>事業</b>	<b>公民連携の推進</b>
<b>事業の背景・現状・課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 上下水道事業の基盤強化の手法として、民間ノウハウの活用による効果的・効率的な事業の推進により、「利用者サービス向上」、「業務効率化」、「コスト縮減」につなげる公民連携が求められています。</li> <li>☑ 本市では、これまでも包括的民間委託の契約更新時には、旧契約の課題等への対応を反映した見直しを行い、業務内容や委託範囲の拡大等、段階的にステップアップを図ってきました。</li> <li>☑ 今後は、更なる公民連携の推進により、より効率的な上下水道施設の運転管理及び維持管理体制を構築し、トータルコストを削減することが課題となっています。</li> </ul>	
<b>今後の方針</b>	
<p>既存の公民連携にとらわれることなく、業務をゼロベースで見直し、本市が引き続き担うべき業務と民間事業者等に委ねるべき業務の役割分担の最適化を図ります。</p> <p>そのうえで、最適な公民連携手法により、公と民が共に育つ仕組みを創っていきます。</p>	
<b>主な取組</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>配水池等の運転管理及び維持管理体制の再構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配水池等の運転管理・維持管理のコスト縮減及びDX等による業務効率化を図るため、水運用管理システム更新事業において新たな公民連携手法を導入し、システムの設計・施工、保守点検・改修、施設の運転管理・巡視点検等の業務の包括的な発注を進めます（2028年度に運用開始予定）。</li> </ul> </li> <li>● <b>水再生センター及びポンプ場の運転管理及び維持管理体制の再構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内3つの水再生センターと6つのポンプ場における将来の運転管理及び維持管理体制のあり方の検討を行い、その結果を踏まえた施設及び設備の整備と運営体制の再構築を公民連携により推進します（2023年度に運営体制の方針を決定予定）。</li> </ul> </li> <li>● <b>民間ノウハウの調査及び研究</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道局ホームページに開設している公民連携プラットフォームや、「水道ICT情報連絡会」等を通じて、民間事業者から幅広いジャンルの提案や情報を収集し、実証実験やフィールド提供を実施するなど、更なる民間ノウハウの活用や新技術の導入に向けて、調査及び研究を積極的に進めます。</li> </ul> </li> </ul>	

（出典：市HP「堺市上下水道事業経営戦略 2023-2030」P101）

## 【意見】

「三宝水再生センターほか施設維持管理業務」の委託契約は、受注者の選定方式として、仕様規定（施設の運転方法等、仕様書に記載された内容を満足するための役務の提供）に基づいて、委託料を重視する一般競争入札によって実施してきたことを考えると、業務範囲を見直すに当たっては、事前に、委託範囲の見直しによるコスト面への影響を分析するとともに、事後的にも、追加的なコストを含め定量的に検証すべきであった。

従来、三宝水再生センターは、包括的民間委託を推進してきた他の水再生センター（泉北水再生センター及び石津水再生センター）と異なり、市の基幹施設として、直営を前提とした中で、委託範囲の見直し拡大を行っていたが、今後は、市の方針として、市の3つの水再生センターとポンプ場における最適な将来像を踏まえて運営体制の再構築を公民連携により推進していくとしている。そのような中で、トータルコストを削減するという課題に対して、委託料や直接人件費のみならず、間接的なモニタリングコストを含め費用面への影響を定量的に分析及び検証ができるような工夫が必要である。

## イ[意見 73]緊急配備業務の単価契約について

### 【事実関係】

本契約の業務内容として、緊急配備業務<sup>101</sup>が含まれている。具体的な要求事項としては、仕様書の第11条（緊急配備体制）において、緊急配備体制の増員配備者の資格や人数、配備時の申請手続、緊急配備費の算定方法等が規定されている。

契約形態としては、総価と単価の複合方式を採用している。入札に当たっては「通常業務単価」に加えて入札参加者が定める「緊急配備時間単価」に配備予定時間数（年間990時間×3年）を掛けた額との合計額が入札額となり、契約時には受注者が入札時に設定した時間単価が契約単価となっている。配備予定時間数については、仕様書上、第11条（7）エにて、「積算上の予定時間数は、2,970時間（990時間

---

<sup>101</sup> 大雨注意報，大雨警報，大雨特別警報及び停電事故・故障事故等にて増員を行う緊急配備体制業務

／年×3年)とする。」と記載されているのみで、当該予定時間数について追加的な説明や根拠については、明記されていない。

所管課に確認したところ、仕様書の予定時間数は、予算超過を避けるため過去5年間の実績時間のうち最大の時間数から算出したものであるとのことであった。第5期(令和2年度～令和4年度)における緊急配備時間及び支払実績は、以下のようになっており、実績時間数は、予定時間数990時間を下回っている。

年度	緊急配備時間	支払額(単価3,630円 税込)
令和2年度	875 時間	3,176,250 円
令和3年度	854 時間	3,100,020 円
令和4年度	614 時間	2,228,820 円

(緊急配備体制)

第11条 緊急配備体制は増員配備とし、次のとおりとする。

(1) 増員配備者のうち1名は、総業務責任者、業務責任者又は業務責任者と同等の資格を有する者とする。

(2) 大雨注意報・警報・特別警報による緊急配備

配備者の増員数は以下のとおりとし、配備時間は施設到着時より大雨注意報・警報・特別警報解除までを配備時間とし、その対象時間は第3条の2に記載する日時とする。

夜間勤務 3名以上の増員配備

昼間勤務 2名以上の増員配備

(3) 停電事故・故障時等の緊急配備(1名以上増員配備)

配備者が施設到着時より復旧終了時までを配備時間とし、その対象時間は第3条の2に記載する日時とする。

(4) 設備の不具合及び不具合を未然に防ぐための点検、清掃及び整備による緊急配備(1名以上増員配備)

配備者が施設到着時より復旧終了時までを配備時間とし、その対象時間は第3条の2に記載する日時とする。

(5) 復旧終了後緊急配備表に終了時間及び故障等概略を記入し三宝水再生センター事務所へFAX送信し、作業内容を記載した報告書を遅滞無く提出すること。

(6) 到着時間の確認方法

到着時間の確認方法として、配備者が施設到着後速やかに緊急配備表を三宝水再生センター事務所へFAX送信すること。

(7) 緊急配備費の算定方法等について

ア 緊急配備費は、1か月分合計時間で翌月払いとする。

- イ 緊急配備費の算定は、「1 か月の合計配備時間（当該合計時間に1 時間に満たない時間がある場合、当該時間が30 分未満の場合は切捨て、30 分以上の場合は切上げる。）×緊急配備費契約時間単価」とする。
- ウ 休憩時間の取り扱いについては、労働基準法第34 条により、6 時間を越える場合において、少なくとも45 分、8 時間を越える場合は、少なくとも1 時間の休憩を労働時間の途中に与えなければならないので、緊急配備時間より休憩時間を差し引いた時間とする。
- エ 積算上の予定時間数は、2,970 時間（990 時間／年×3 年）とする。

（出典：「三宝水再生センターほか施設維持管理業務 特記仕様書」）

## 【意見】

緊急配備業務の積算上の予定時間数については、入札参加者が入札価格を見積もるに当たり、重要な要素となる。したがって、予定時間数の算出方法や、直近の緊急配備の実績時間数、配備人数等の実績等を開示することが望ましい。仕様書上設定されている予定時間数と実績時間の乖離の程度、実際に配備が必要となる人数等を、応募者が見積りに考慮できるようにすべきである。

特に、当該委託契約においては、同一受注者との継続契約年数が、13年と長期にわたっていることを考えると、過去の実績を把握している前任の受注者と新規参入しようとする応募者の間での情報格差を無くし、より一層、公平で透明性のある競争入札を推進していく必要がある。仕様書上、緊急配備業務に関わる実績情報についても開示を検討されたい。



## 第7 財政局契約部調達課

### 1 調達課の所掌事務等

調達課の所掌事務等については、前記第2の6において述べたとおりである。

### 2 指摘事項等

#### [意見 74] 堺市調達契約事務審査委員会における審査対象外案件について

##### 【事実関係】

堺市では、いわゆる庁内委員会として、調達契約（物品調達（印刷製本及び修理加工を含む。）、委託契約（建設工事に関連するものを除く。）等をいう。）の競争性、透明性及び公平性の確保を図るため堺市調達契約事務審査委員会（以下「委員会」という。）を置いている<sup>102</sup>（堺市調達契約事務審査委員会要綱第1条）。

委員会は、以下の事務を所掌している（同要綱第2条）。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 物品調達契約を指名競争入札に付するときの指名業者の選定及び随意契約に付するときの見積人の選定に係る審査に関すること。
- (2) 委託契約を指名競争入札に付するときの指名業者の選定及び随意契約に付するときの見積人の選定に係る審査に関すること。
- (3) 本市における調達契約の課題の解決等に係る検討に関すること。

また、委員会は、下記のとおり、市長部局から部長級職員（6名）、及び教育委員会事務局の部長級職員（1名）で構成されている。そして、その委員長は、財政局長の職にある者をもって充てるとされ、副委員長は、契約部長及び財政部長の職にある者をもって充てるとされている。また、委員会には事務局が置かれており、事務局長は調達課長の職にある者を、事務局の職員は調達課に属する者（課長を除く。）をもって充てるとされている。

行政部長	（総務局）
市民生活部長	（市民人権局）
カーボンニュートラル推進部長	（環境局）
生活福祉部長	（健康福祉局）
産業戦略部長	（産業振興局）
土木部長	（建設局）

<sup>102</sup> ただし、上下水道局が事務を担う契約については除く。

委員会の所掌事務は、前記のとおりであるが、委員会は、同要綱第3条各号のいずれかに該当する契約については、同要綱第2条第1号及び第2号に規定する事項については、審査の対象外としている。

(審査対象外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、同条第1号及び第2号に規定する事項について、審査の対象としない。

- (1) 予定価格(堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第19条第1項ただし書の規定により、単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、当該契約期間中の予定総額をいう。以下同じ。)1件10,000,000円未満の物品調達契約
- (2) 予定価格1件1,000,000円以下の委託契約
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第2号(堺市委託業務に係るプロポーザル方式の実施等に関する要綱(平成25年制定)第3条第1号に規定する公募型プロポーザル方式によるものに限る。),第3号,第8号(再度の入札に付し落札者がないときに限る。)又は第9号(落札者を決定した入札において落札者とされなかった入札者を契約の相手方とするときに限る。)の規定により締結する随意契約
- (4) 訴訟等に係る委任契約
- (5) 法令又は本市の条例,規則,要綱等に基づく事業に係る契約で,契約の相手方が限定されるもの
- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)等に基づき実施する事業で,別に設置する庁内委員会等における選定により実施するものに係る契約
- (7) 前各号に掲げるもののほか,委員会の決定により特に審査を要しないと認めた契約

## 【意見】

堺市調達契約事務審査委員会要綱第3条第1号及び第2号は予定価格を基準とした審査対象とする契約の下限を定めたものである。第3号は「2号随契(性質随契)」のうち公募型プロポーザル方式によるもの、「3号随契(特定の施設等から物品を買い入れる等のとき)」、「8号随契(再度の入札に付し落札者がないとき)」及び「9号随契(落札者が契約を締結しないとき)」を除外するものである。第4号は、訴訟等の委任契約を締結する際の信頼関係や専門性等を重視するために除外するものである。第6号は、PFI事業等について別に設置する庁内委員会等における選定により実施されることを理由とするものである。

これらは、除外することに合理性がある。

他方、第5号は「法令又は本市の条例,規則,要綱等に基づく事業に係る契約で、

契約の相手方が限定されるもの」について、審査対象外にするという扱いになっている。これを整理すると、前段は「法令又は本市の条例，規則，要綱等に基づく事業」に係る委託契約であることを前提に、後段は「契約の相手方が限定されるもの」という要件になっている。

しかし、この前段については、行政主体と私人との間の契約ないし協定の根拠規定としては、法律によるもの、条例によるもの、指導要綱等によるものが見られるが、逆に、これらのいずれにも全く定めのない契約がどれほどあるのか不明である。他方で、どの程度の定めがあるときに、当該法律，条例，指導要綱等の根拠がある（基づく契約である）といえるのかという根拠の有無の判断基準は、堺市調達契約事務審査委員会要綱第3条第5号からは不明である。

加えて、後段については、契約の相手方が「限定される」というが、一般的な契約であっても、契約の目的や仕様によりある程度契約の相手方が限定されるのは当然であるから、どの程度限定されれば、同要綱第3条第5号に該当し、委員会の審査の対象外とすることができるのかが不明である。本来は、契約の相手方が法令又は本市の条例，規則，要綱等により特定される場合にのみ除外とするのが妥当なのではないかと思料される。

上記の委員会の設置目的と所掌事務の範囲を踏まえて、設置目的を達成するのに適した範囲に除外事由を限定し、かつ、その限定した範囲を明確にする必要がある。要綱の改訂を含む検討を速やかに行うべきである。

以上

契約番号	契約金額 (令和4年度)	業務名	契約相手方	所管局	所管課	会計区分	契約方法	長期継続契約	入札 入 公告日	入札日	入札・ プロポーザル 参加者数	最低 制限 価格	再委託	変更 契約	令和5年度 における 対象契約の 状況
1	68,066,568	「広報さかい」全戸宅配業務	株式会社 YDS 府下南部地区本部	市長公室	広報課	一般	一般競争入札	-	R3.3.26	R3.4.9	2者	なし	③	なし	①
2	9,785,364	「広報さかい」企画制作業務	株式会社エトレ	市長公室	広報課	一般	随意契約 (プロポ)	-	-	-	10者	なし	②	なし	①
3	13,231,000	堺市市民活動コーナーにおける市民活動支援業務	特定非営利活動法人大阪NPOセンター	市民人権局	市民協働課	一般	随意契約 (プロポ)	-	-	-	2者	なし	②	あり	①
4	6,746,666	男女共同参画交流の広場運営業務	有限会社フェミニストカウンセリング堺	市民人権局	男女共同参画推進課	一般	随意契約 (プロポ)	-	-	-	1者	なし	②	なし	①
5	14,533,200	堺市博物館受付案内業務	株式会社エー・エス・ジー	文化観光局	学芸課	一般	一般競争入札	該当	R4.2.10	R4.3.9	6者	なし	②	あり	①
6	440,546,701	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	株式会社 SVC	環境局	環境業務課	一般	随意契約 (2号)	-	-	-	-	なし	①	なし	①
7	319,607,500	一般廃棄物(し尿)収集運搬業務	堺市環境事業協同組合ほか (詳細は各論参照)	環境局	環境業務課	一般	随意契約 (2号)	-	-	-	-	なし	①	なし	①
8	129,800,000	堺区一般廃棄物(資源)収集運搬業務(B)	泉都興業株式会社	環境局	環境業務課	一般	指名競争入札	該当	R2.11.9	R2.11.24	15者 (指名15者)	なし	①	なし	①
9	895,447,720	新型コロナウイルスワクチン集団接種運営等業務	株式会社南海国際旅行	健康福祉局	感染症対策課	一般	随意契約 (5号)	-	-	-	-	なし	③	あり	①
10	145,422,090	国民健康保険等総合コールセンター業務	りらいあコミュニケーションズ株式会社	健康福祉局	国民健康保険課/医療年金課	国保/後期	随意契約 (プロポ)	-	-	-	2者	なし	②	なし	③
11	82,083,216	堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営業務	株式会社パソナ	健康福祉局	地域共生推進課	一般	随意契約 (5号)	-	-	-	-	なし	③	あり	②
12	97,990,200	斎場火葬運営業務	太陽薬炉工業株式会社	健康福祉局	斎場	一般	随意契約 (2号)	-	-	-	-	なし	②	なし	①
13	143,474,428	堺市子育て事務センター運営業務(子どものための教育・保育給付支給認定等に関する業務)	株式会社パソナ	子ども青少年局	幼保推進課	一般	随意契約 (プロポ)	-	-	-	1者	なし	⑥	あり	①
14	2,027,400	さかいっこひろば運営業務	公益財団法人大阪 YMCA	子ども青少年局	子ども育成課	一般	随意契約 (プロポ)	-	-	-	2者	なし	②	なし	①
15	9,517,540	堺市子育て事務センター運営業務(妊婦及び産婦・乳児一般健康診査等費用助成に関する業務)	株式会社パソナ	子ども青少年局	子ども育成課	一般	随意契約 (プロポ)	-	-	-	1者	なし	⑥	あり	①
16	116,551,136	堺市子育て事務センター運営業務(児童手当等に関する業務)	株式会社パソナ	子ども青少年局	子ども家庭課	一般	随意契約 (プロポ)	-	-	-	1者	なし	⑥	あり	①

契約番号	契約金額 (令和4年度)	業務名	契約相手方	所管局	所管課	会計区分	契約方法	長期継続契約	入札 入 告 日	入札日	入札・ プロポーザル 参加者数	最低 制限 価格	再委託	変更 契約	令和5年度 における 対象契約の 状況
17	96,981,480	さかい、JOB ステーション運営業務	一般財団法人大阪労働協会	産業振興局	雇用推進課	一般	随意契約(プロポ)	-	-	-	1者	なし	なし	なし	①
18	7,953,000	堺市伝統産業ブランド創出促進業務	株式会社リアルジャパンプロジェクト	産業振興局	地域産業課	一般	随意契約(プロポ)	-	-	-	2者	なし	なし	なし	①
19	16,940,000	堺旧港瀬水護岸利活用検討支援業務	日本工営都市空間株式会社	建設都市局	ベイエリア推進担当	一般	随意契約(プロポ)	-	-	-	2者	なし	なし	なし	①
20	4,449,500	令和4年度堺市立地適正化計画策定にかかわる検討支援業務	株式会社地域計画建築研究所	建設都市局	都市計画課	一般	一般競争入札	-	R4.4.15	R4.5.25	5者	なし	なし	なし	③
21	95,366,700	放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務	ミズイ総合管理株式会社	建設局	自転車対策事務所	一般	随意契約(6号)	-	-	-	-	なし	なし	なし	①
22	34,100,000	土木施設緊急対応業務(単価契約)	大阪環境整備協同組合	建設局	西部地域整備事務所	一般	一般競争入札	-	R4.2.14	R4.3.16	1者	なし	あり	なし	①
23	75,151,984	消防行政統合システム保守管理業務	株式会社日立製作所	消防局	通信指令課	一般	随意契約(2号)	-	-	-	-	なし	なし	なし	①
24	59,107,928	消防救急無線保守管理業務	富士通 Japan 株式会社	消防局	通信指令課	一般	随意契約(2号)	-	-	-	-	なし	なし	なし	①
25	264,877,000	堺市放課後児童対策事業(のびのびルーム)管理運営業務(西区)	株式会社CLC	教委事務局	放課後子ども支援課	一般	随意契約(プロポ)	-	-	-	3者	なし	あり	あり	③
26	282,113,810	堺市放課後子ども総合プログラム事業(堺っ子くらぶ)管理運営業務	株式会社トライグループ	教委事務局	放課後子ども支援課	一般	随意契約(プロポ)	-	-	-	5者	なし	あり	あり	①
27	40,260,000	図書館資料整理業務	ナカハヤシ株式会社	教委事務局	中央図書館総務課	一般	随意契約(8号・当初は一般競争入札)	-	R3.1.8	R3.2.10	2者	なし	なし	なし	①
28	76,804,200	本庁舎等屋外警備業務	株式会社エー・エス・ジー	総務局ほか	総務課ほか	一般	一般競争入札	該当	R4.2.9	R4.3.8	18者	あり	なし	なし	①
29	46,916,100	本庁舎屋内警備業務	Nビルテック有限公司	総務局	総務課	一般	一般競争入札	該当	R4.2.9	R4.3.8	19者	あり	なし	なし	①
30	35,310,000	本庁舎清掃業務	株式会社大阪建物管理	総務局	総務課	一般	総合評価一般競争入札	該当	R2.12.28	R3.2.16	3者	なし	なし	なし	①
31	387,205,018	泉北水再生センター施設維持管理業務	株式会社カンキョウ	上下水道局	三宝水再生七	下水道	総合評価一般競争入札	-	H29.11.1	H30.1.22	1者	なし	あり	あり	①
32	324,866,045	石津水再生センター施設維持管理業務	東洋メンテナンス株式会社	上下水道局	三宝水再生七	下水道	総合評価一般競争入札	-	H29.11.1	H30.1.22	1者	なし	あり	あり	①
33	276,892,481	堺市南部下水道管路施設維持管理等業務	共同企業体(構成企業詳細は各論参照)	上下水道局	西部下水道	下水道	随意契約(プロポ)	-	-	-	1者	なし	なし	あり	①
34	217,840,131	堺市北部下水道管路施設維持管理等業務	共同企業体(構成企業詳細は各論参照)	上下水道局	西部下水道	下水道	随意契約(プロポ)	-	-	-	1者	なし	なし	あり	①

契約番号	契約金額 (令和4年度)	業務名	契約相手方	所管局	所管課	会計区分	契約方法	長期継続契約	入札 入札 公告日	入札日	入札・ プロポーザル 参加者数	最低 制限 価格	再委託	変更 契約	令和5年度 における 対象契約の 状況
35	178,200,000	三宝水再生センターほか施設維持管理業務	東洋メンテナンス株式会社	上下水道局	三宝水再生セ	下水道	一般競争入札	-	R1.12.4	R2.1.23	1者	なし	②	なし	①

(注) 所管局の記載で「教委事務局」とあるのは「教育委員会事務局」の略。所管課の記載で「下水道サ」であるのは「下水道サービスセンター」の略、「再生セ」となるのは「再生センター」の略。  
**(再委託)の欄の凡例**

- ① 再委託は契約上禁止
- ② 再委託は市の許可が必要だが、再委託されていないことを確認している
- ③ 再委託は市の許可が必要で、市は再委託を許可した
- ④ 再委託は契約上自由
- ⑤ 再委託されたかどうか把握していない
- ⑥ その他(各論参照)

**(令和5年度における対象契約の状況の凡例)**

- ① 同様の契約を令和5年度も契約締結している
- ② 同様の契約を令和5年度は契約していない
- ③ その他(各論参照)



## 令和6年第1回市議会（定例会）外部監査人報告綴

---

令和6年2月 発行

**編集・発行** 堺市総務局行政部法制文書課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

**印刷** 真生印刷株式会社

---

配架資料番号

1-B2-23-0242





**リサイクル適性** 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。